

## 目次

一、序 絵

二、口 絵

三、松川合流点

四、玄武洞

五、北上川河床岩石

六、原始時代における溝

七、古代における分水施設

八、北上川本川取水割揚堰古図

第一部 北上川流域の自然

第二編 地質、水質

第一章 総説

第二章 地質

第一節 概論

五 五 三

岩東北地方建設事務所長局

今永幸人

目 次

第二節 北上川流域の地質	二三
第三章 水 質	四九
第一節 概 論	四九
第二節 水質の変化	五一
一、千 須 川	五三
二、磐 井 川	五三
三、和 賀 川	五六
四、松 川	五九
第三部 利 水	七三
第三節 水質管理	六四
第四節 松尾鉱山による汚濁	七三
第二編 水 利 用	
第一章 総 説	八五
第二章 農業水利	八六
第一節 総 論	八六
第二節 河川利水	九一
一、概 況	九一
二、北上川本川	九二
三、中流部水域	一〇〇
四、左岸水域	一一六
五、右岸水域	一七三
六、源流部水域	一六四
第三節 溜池利水	
一、概 況	一七四
二、伊 達 領	一七六
三、南 部 領	二〇〇
第三編 水 产	
第一章 総 説	三一三
第二章 近世代の漁漁	三一七
第一節 伊 達 領	三一七
第二節 南 部 領	三三三
第三章 近代の魚漁	三四一
第一節 概 況	三四一
第二節 漁業権	三四三

第三節 漁浦及び漁場	三六一
第四節 漁 獲 高	三六五
第五節 漁 船	三六九

## 附 錄

一、関係法令	三七七
(一) 水質調査	三七七
(二) 公共用水域の水質の保全	三八三
(三) 工場排水等の規制	三八九
区町村会法	三九三
(四) 水利組合法(抜)	三九四
(五) 耕地整理法(抜)	三九五
(六) 漁業法(抜)	三九七
(七) 漁業関係諸規程	三九九
イ、雑税規則	三九九
ロ、県税徵収達	四〇〇
ハ、河海漁業心得	四〇一
二、魚漁方の概要	四〇三

三、北上川(第五輯)年表	(一)	四三六
同	(二)	四三九
四、北上川(第五輯)図面目録		四四八
五、北上川(第五輯)写真目録		四四九
六、註記補		四五二
編集後記		四五七

## 序

東北地方建設局  
岩手工事事務所長 今 永 幸 人

歴史の書をまとめるということは大変なことであります。

そこには史実の上で誤りがあつてはいけないし、史実をどのような角度からみつめるかという「歴史観」をきちんと確立してかかる必要があるからであります。特に河川史となると、その分野も広く、ともすれば、まとまりのつかないものになりやすいものであります。その点、本史のまとめをしている佐嶋氏の労苦にはまつたくもって感謝の念に耐えないと次第であります。

第一輯・第二輯、そして第四輯を刊行し、全七輯予定の中間に位置する第五輯発刊にこぎつけましたことは誠にもつて感慨もひとしおであります。

さて、第五輯では北上川流域の地形・地質、そして最近特にクローズアップし問題化されつつある水質について古文書をひもどき、歴史的な経緯について述べるように努めています。

又、治水にたいする利水という点では昔から北上川が我々に与えた恩恵は計り知れないものがあります。特に農業・家庭用水としては我々が生活していくためには不可欠のものの一つであります。又北上川が我々に果してきた大きな役割の一つとして忘れてはならないものに舟運・漁業があります。

これ等についても詳しく述べています。たしかに洪水等で過去に大きな被害等はあつたにせよ、河川が我々に与え

る恩恵は、その幾倍に寄与しているか計り知れないものがあります。

我々の住む、岩手県でも都市化の発達に伴ない近年の地域開発の様相は特に目をみはるものがあります。このような時代にこれ等を別の角度から検討し、歴史の経過と共に再度見直すことが出来る機会を得、喜びとする次第であります。

幸い、ここに第五輯を発刊できることになり、この本が広く皆様の参考の糧となることを念じて発刊の言葉とします。

昭和五十一年二月



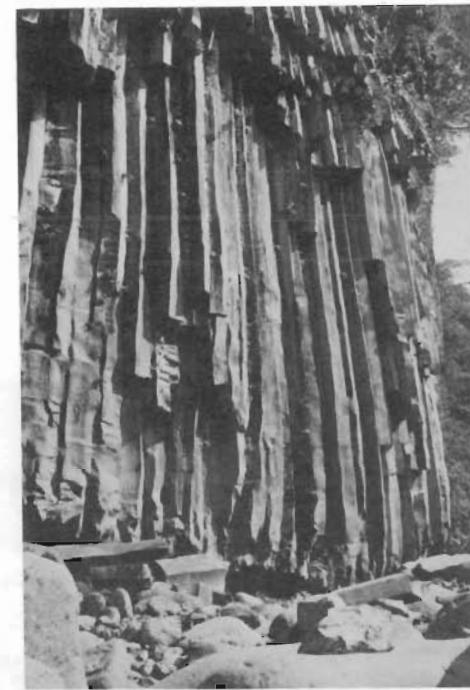
松川合流点



原始時代における溝（鴻之巣館遺跡） 江刺市



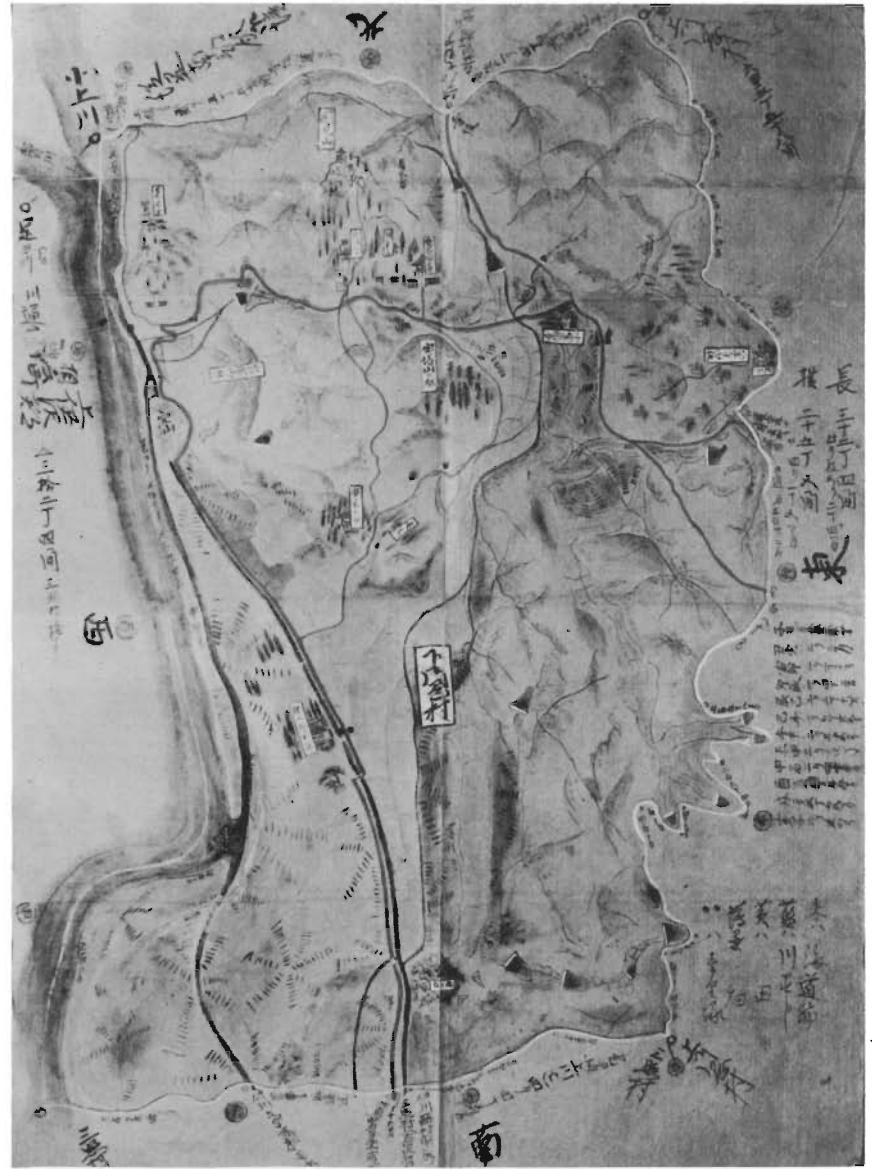
古代における分水施設 胆沢郡胆沢町



玄武洞（葛根田川） 零石町



北上川河床岩石（イギリス海岸） 花巻市



北上川本川取水割揚堰（大堰）古図  
(佐嶋)  
(北上市稻瀬町下門岡)

第一部 北上川流域の自然

## 第二編 地質、水質

# 第一章 総説

北上川流域の自然と言う項目で考える時、気候風土と共に重視すべきものは地質と水質である。

しかし、地質、水質等を共に同じ項目として述べられた例は甚だ少く、且、同一項目とすることは、混乱をまねくおそれあることを懸念されるところであるが、地質及び水質は、共に、相関々係にあり、水質は地質に影響されるところが多いと考えられるところであり、あえて、此処に併記せんとするのであるが、東北地方等の地質、水質等は、既に、多くの識者によつて調査、研究が進められ、数多くの報告書、研究書等が出版されるところである。しかし、これ等を此處に収録する余裕はない。やむなくその概略を述べるに止まることを、最初に断るものである。

岩手県及び北上川流域の地形は、北上山地と那須火山帯に属する中央山脈と、その間に南北に走る北上谷とによつて、三線平行の地形を構成するところであり、北上川は、北上谷の殆んど中央に従つて南流するところで、一戸中山峠を頂点として標高は次第に南に低下している。更に、中山峠の北方は馬淵川流域に属し複雑な地勢ながら北に向つて低下するところである。

北上川流域左岸（東側）地帶は早池峰山を最高峰とする古成層等より成る隆起準平原であり、金、鉄、銅鉱等の産出もあるが、局地的であり小地域である。

同川右岸（西側）地帶における山岳は、火山性の連峰であり、標高は高く、山容は急峻で谷が深く、源流部におけ

る河流は甚だ急である。  
同山岳地帯は硫化性を帶びる銅、鉄鉱等の埋藏が多く、主峰岩手山及び八幡平等は吾国屈指の硫黄鉱床地帯である。

従つて、左、右岸等より流出する支川における水質に根本的相違があり、中央山系支川に鉛毒含有河川がある。  
しかし、自然的の毒性河川は、松川のみであつて、和賀川は湯本温泉の発見、開発と流域における水沢銅山等の掘削、採鉱製練等に起因するところであり、磐井川は、温泉湯尻の流路変更以来である。従つて、須川の名称は古代においては羽州（秋田県）であり、近世初期以来北上川流域となるところである。

同北上川流域支川において須川（酢川）のみならず赤川、濁川等の名称（北上川支川名称参照）は少くないが、殆んどその河川の水質によつて名付けられているのである。古人、良くなせるところと感歎せざるを得ないものがである。

## 第二章 地質

### 第一節 概論

地質学が吾国に導入されたのは、内務省に地理寮が置かれ、地質調査所が東京に設置された明治七年（一、八七四）以後であり、北上川流域宮城県本吉郡歌津町伊里前において同一四年（一、八八一）日本で初めて三疊系の化石が発見され、その後の調査によつて、北上山地で侏羅系が同一八年（一、八八五）に、そして、同二〇年（一、八八七）には二疊系が、同二七年（一、八九四）白亜系、更に統いて同二九年（一、八九六）古第三系が発見される等、北上山地の成生が中世代から古世代に遡ることが明らかになつたのである。

その後、更に調査が進められるに従い、古世代の石炭系の存在が大正一三年（一、九二四）に至り確認され、更に、昭和九年（一、九三四）デボン系が、そして、同一二年（一、九三七）にはゴトランド系の地層が発見されるところである。

又、背梁山脈は、那須火山帯に属するところであるが、同地域における火山の多くは、第三紀中新世における火山活動の活発な時期において造成されるところである。

しかし、その後における浸蝕作用によつてその原体を止むるところでなく、更に、再び火山活動の激しくなつた第

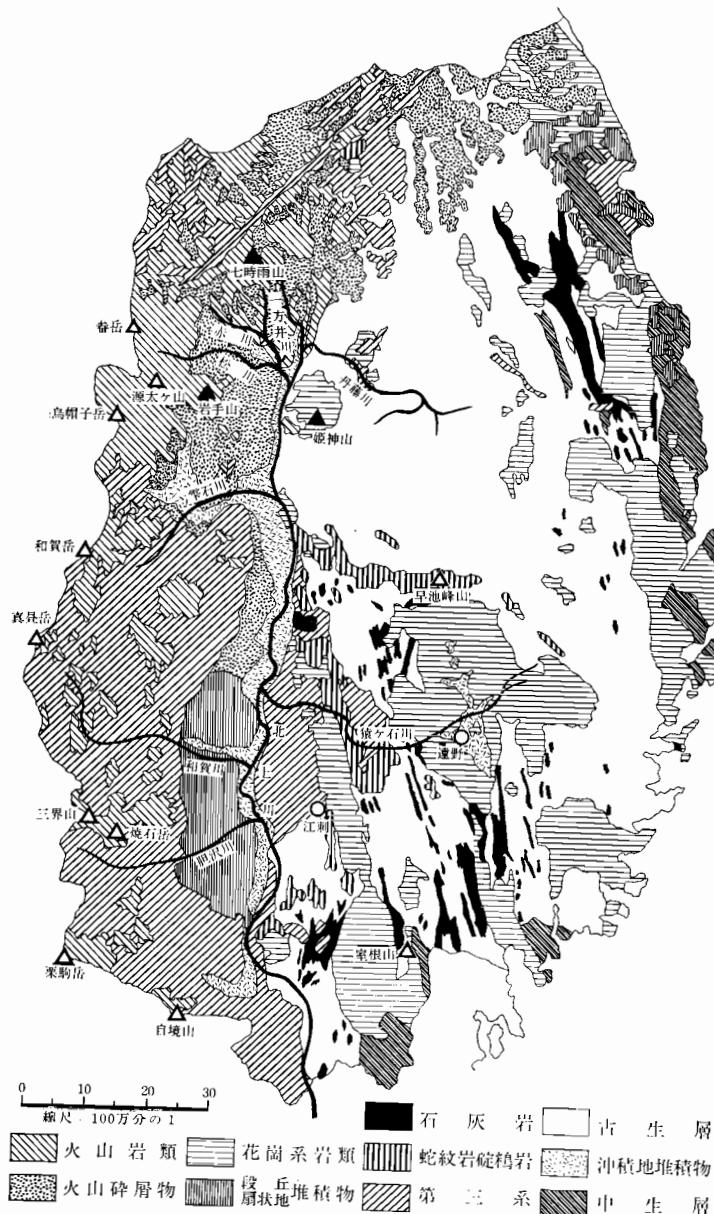
三紀更新世において更に形成されるところと考えられている。

従つて、火成岩及び火山岩並びに変成、変質岩等によつて形成される中央山脈は、鉱山資源に富み、その地質は硫化物等を多く含有するところである。

## 一、岩手県の地質概況

岩手県は北上山地の古生層が示す様に、古生代においては日本群島地域全般に亘つていた地向斜の一部であるが、地向斜の形成は、何日から開始されたか、正確に知る事が出来ないが、ゴトランド紀には既に存在しており、北上山地の一部に珊瑚礁の形成があつたが、同時代から既に、火山活動があつた事が知られる。地向斜の同様な状態は、その後、泥盆紀から中部石炭紀まで連続的であつて、一般には遠洋性の条件にあつたが、古生層中に石灰質岩が夾在している事から見て、地向斜が屢々浅海性になつた事が窺われ、泥盆紀の末期・石炭紀の初期に地向斜堆積物が陸化上升したとの説もあるが、その事は十分証明されていない。併し下部ヴィゼアン階の大平層と上部ヴィゼアンからナムーリアン階の鬼丸層の間の不整合は著しいもので、下部石炭紀の上部において地向斜堆積物が地上に曝露し削剥された事を示している。この地殻運動及び削剥作用の後に海侵が起つて、上部ヴィゼアン階まで統一された。この地向斜は中部石炭紀のモスコウヴィアン階まで続き、北上山地の地域には珊瑚礁が新たに地向斜が形成されび戻つて来た。」とされている。

上部石炭紀には新たに地殻運動が起り、石炭系・泥盆系・ゴトランド系の地層は変動を受け、削剥作用に曝らさ



第1図 岩手県地質概況図

れ、岩手県の地域に上部モスコウヴィアンから、ウラリアンの時代にも猶地向斜が存在し、その堆積物が上部石炭紀の削剥作用で浸食されてしまったか、或は、本地域が既に上部モスコウヴィアンの時代に削剥作用に曝露されておつて、上部モスコウヴィアン・ウラリアン統が堆積しなかつたかは、現在のところ明瞭に解釈されていない。上部石炭紀の地殻運動が支那大陸の昆明運動に相当するもので、東亞においては広汎なものであつたらしく、地向斜は解体され、下部二疊紀から新たに地向斜が生じ、最上部二疊紀まで連続的にそれが発達して最上部二疊紀において、その極限に達した。」と考えられている。

火山活動は、ゴトランド系から石炭系の発達する中部北上山地において、その全般にあつた事が知られるが、二疊紀に至つてその活動は中部北上山地において終熄し、活動の中心は、現在の三陸海岸近くの地域に移動して依然として活動は継続されるところである。

また二疊系は、中部北上山地では地向斜に、浅海相の堆積であったが、現在の海岸地帯では、遠洋性の状態にあり、最上部二疊系では全般に遠洋性のものが全般に卓越する様になり、二疊系には薄衣礫岩という著しい礫岩が夾在しているが、これは地向斜の縁辺部の地殻変動が反映したもので、地向斜そのものの中に起つた事変の為めに形成されたものではない。二疊紀の終りに地殻変動があり古生層は褶曲し、衝上断層に截られ削剥作用を受け、その陸地上に三疊紀の当初から新たな海浸が開始されて三疊系が堆積し、地向斜が形成され、地向斜は若干の消長があつたが、侏羅紀を経て下部白堊紀まで続いている。併し三疊系は、岩手県の最南部に僅に露出し、侏羅系は下閉伊郡下に、南北に帶状に露出しているだけであるので、その時代に於ける地史は、宮城県下の北上山地南部の地層の調査を待たなければよく知られるには至らない。

三疊系は岩手県下で僅に分布しているとはいゝ、その時代の地向斜は、岩手県下の北上山地の部分にも広く発達したもので、今日岩手県下に三疊系が発達していないのは大部分中新世に於ける地殻変動及びその後の削剥に起因するものであり、三疊系は遠洋性の性質を示している。宮城県下で見ると、三疊紀と侏羅紀の終りに地殻変動があつた事が知られている。岩手県下では下閉伊郡小本に最上部侏羅系か、最下部白堊系の陸成層があり、他層との連絡が断たれているので、両者の関係は不明であるが、宮城県下の資料を総合すると上述の陸成層は厚い火山碎屑岩及び熔岩の累積によつて継続され、その上位に珊瑚礁の性質を帶びた大島層及び岩手県下の大船渡層が累なつて来るが、大島層堆積後日本群島全般に激烈な造山運動があり、それ以前の地層が著しく摺曲したり衝上断層によつて截られたり、それに伴なつて深成岩の活動があつて、地向斜は全く解体され、その後の地向斜は現在の太平洋地域に移動した。現在北上山地の各所に広く分布する深成岩は、大島層堆積直後の地殻変動の際に逆入して来たものと考えられる。」としている。

その後の海浸は、北上山地の西半部には達しなかつたが、この時代の地向斜は既に現在の太平洋に移つた為め奥島層下位の新月火山岩類も、上記地殻運動の前駆を成すものと見なされる。この造山運動は下部白堊紀のアプシアン階に発生したものと考えられる。

その後、下部白堊紀アルビアン階に新たな海浸が起つたが、この時代の地向斜は既に現在の太平洋に移つた為め奥深くは進まなかつたらしく、下閉伊郡下の宮古から明渡に至る海岸に幅狭く点々として、沿岸相の巨礫岩・オルピトリナ砂岩・含造珊瑚礁石灰岩等を残すに至り、上部白堊紀のセノマニアン及びチヨーロニアン階に海浸があつて、その時代の堆積物が、その後の削剥作用で侵蝕されたか、或は、この時代が地盤上昇の時期で海浸が初めから行われな

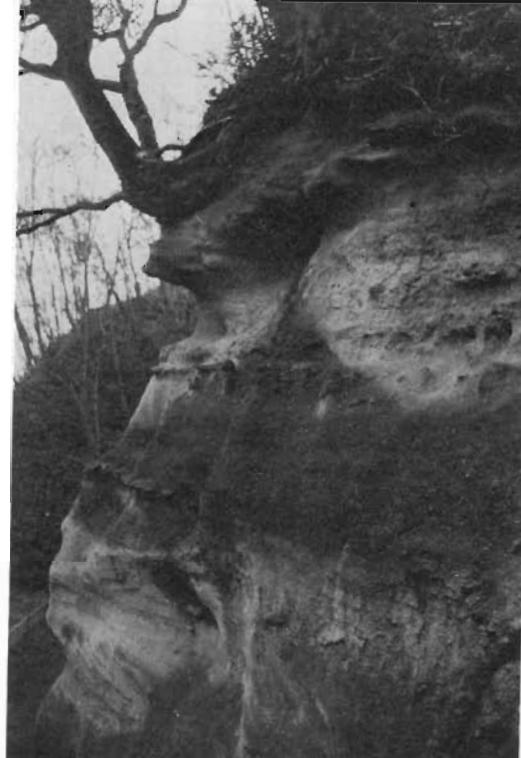
かつたか、その何れかは現在のところでは明らかにされていない。

上部白堊紀のセノマニアン階には新たな海侵が太平洋から起り、その西の極限が、下閉伊郡岩泉まで達したと云う資料がある。アンモナイトを含む遠洋性の堆積物も、この時代の久慈層群中にあるが、牡蠣礁の様な汀線堆積物及び、植物化石層及び、炭層を夾在する陸成層が主とされるところである。

以上で中生代が終り軽微な地殻変動があつて、北上山地は陸化し、その状態が第三紀の晩新・始新・下部漸新期の永い間継続したのである。」と、更に、上部漸新期には沈降運動があり、海岸の低地帯に陸成層が堆積した。これが久慈の野田層群である。本層群は常磐炭田の内郷層群と全く同様の夾炭層であるが、後者と異なり岩手県下には、内郷層群上部の残貝砂岩・白坂頁岩の様な海成層の露出は、現在の海面上には見られない。

野田層群堆積後北上山地に、上昇運動があつて陸化し、それが暫く継続した後、日本群島全般に著しい沈降運動があり、日本海側と、太平洋側に大地向斜が形成され、且つ北上山地と阿武隈山地の間では日本海と太平洋が自由に連絡した。これ等地向斜の形成は、中新期最下部から始まり、中部中新世におけるその最盛期においては、日本海側の地向斜の西縁は恐らく今日の男鹿半島の西端及び佐渡を結ぶ線にあつたと思われるが、なおその東縁は北上・阿武隈の両山地の西縁に達したと考えられている。

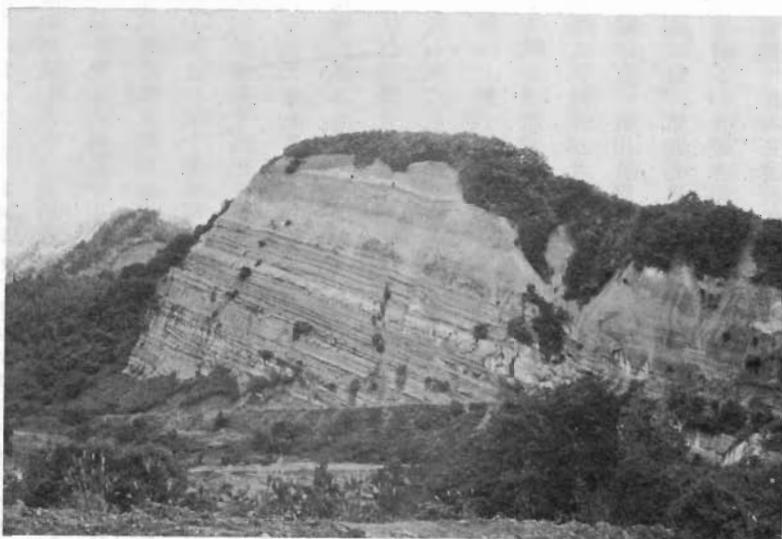
第三紀地向斜の発達の当初においては、奥羽山脈地帯に著しい火山活動が起り夥しい熔岩及び、火山碎屑岩を堆積し、その分布は奥羽山脈のみならず北上山地西縁部にも及び、この火山活動は大部分海底で行われたが、火山岩類の迅速な堆積によつて一部は海面上に累積されたものがあり、陸地となつた火山岩類は現在伊豆七島にある明神礁火山及び大隅群島の火山列島にも見られる様に自ら海面下に沈降し、或は削剥によつて消失した事もある等、火山活動の為め、海水中の珪質分が次第に消費されて行き、その後の海水中には石灰質の浮遊性及び底棲性有孔虫の夥しい発達を見るに至り、船川層の様な泥岩が地向斜に広く堆積するに至つた。



1 交叉層

岩手郡一町浪打岬

既述の火山活動は衰退したとは謂え、奥羽山脈地域では珪質頁岩及び黒色泥岩中に、凝灰岩を夾在し猶活動が継続した事を示している。また珪質頁岩・黒色泥岩は遠洋性堆積物であるが、奥羽山脈では火山岩の累積が夥しかつた為め、黒沢層の様な黒色泥岩相当層が浅海堆積物となって、夥多の浅海貝類を含有している部分がある。その後奥羽山脈地帯に



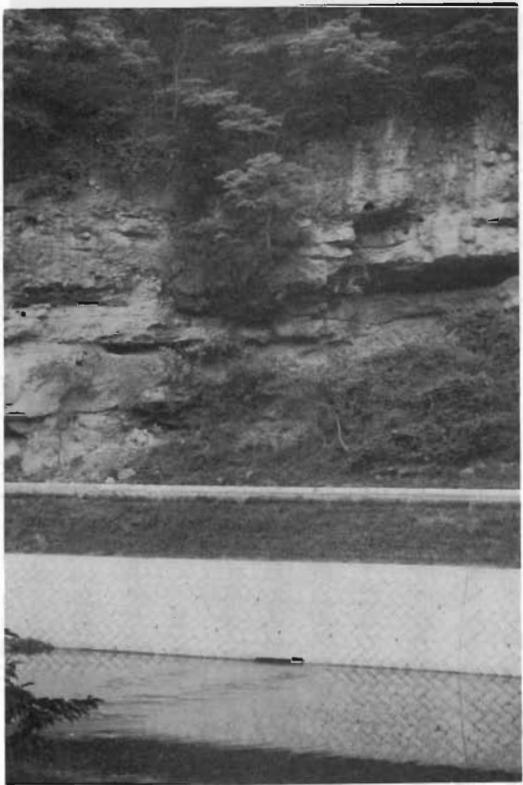
3 綱取断層

和賀郡和賀町綱取



4 石灰岩層

東磐井郡東山町松川



2 水成層（植物性化石を含む）江刺市岩谷堂重染寺

上部中新世の造山運動があり、上記の中新統は褶曲・傾動等の変動を受け、その後上升して削剥作用が行なわれるに至った。この地殻変動のため、今日の奥羽山脈地帯に一大凹地帯が生じ、それに淡水を湛えるに至って上部中新世の広大な湖水が生じた。この中新世の湖水の拡りは今日十分に究める事が出来ないが、福島県下の安積郡・会津若松盆地周辺から宮城・山形県を経て岩手県・秋田県の中部に達していた、といわれる。中新世湖水に堆積した湖沼性堆積物は、岩手県下では花山層・瑞山層と云われる既述の地向斜堆積物で、中新統の上に不整合に乗るものであり、今日これ等の湖沼性層は、その後の地殻変動・削剥作用によつて不連続的に分布しているか、或は、新期火山により広く蔽われているので、今、離隔して分布しているものが果して初めから不連続的な湖沼中に堆積したものか、或は、今日その様に見えるだけであるか明らかにされない。上部中新世の地殻変動は、奥羽山脈及び北上河谷地帯のみならず、北上山地の中生層・古生層・深成岩にも起つた。この地殻変動は北上

山地においても、地塊運動の形式で表れ略階段状の地壘状断層の形式をとり、大船渡市盛町附近のゴトランド系の地層の部分が最も上昇し中生層の部分が上昇の程度が弱く地層の分布は略今日と同様な状態に達した。その後永い削剥作用が続き中新世の北上準平原が形成された。この準平原の中で早池峰山が最高で高距一、九一四メートルに達し、準平原中の残丘と考えられて来たもので準平原は略一、四〇〇メートルから五三〇メートルの高距にあるところである。

上部中新世の造山運動で日本海側の地向斜は遠く西方に押しやられ、秋田県の現在の海岸地帯に局限されるに至り、海はその時代に岩手県から退いたが、その後の侵蝕によって北上河谷及び現在の馬淵川及びその支流の安比川・平糠川の地域に凹地帯が生じ鮮新世に、その低地帯に海浸が起つて一ノ関附近の衣川貝層と云われるものが堆積した。海浸の起る以前には、低地帯に夾墨岩層である陸成層が生じ、その上に海成層が引き続き累積し、衣川貝層は仙台の巣ノ口層の直接の連続であつて水平に横たわつており、堆積後上昇しただけ

で、その他の変動は受けていない。

この鮮新統堆積当初に北上河谷の数ヶ所に火山活動があつた。

#### 瑞山層・花山層と云う中新世湖沼

性層の堆積の時代に著しい石英安山岩の噴出が岩手県のみならず他地域の奥羽山脈一帯に起つた。鮮新世の海は一旦北上河谷から全く退き、その低地帯に夾亞陸成層が堆積した。

仙台附近では、その後大年寺層を堆積した上部鮮新世のもう一回の海浸があつたが、岩手県下には大年寺層

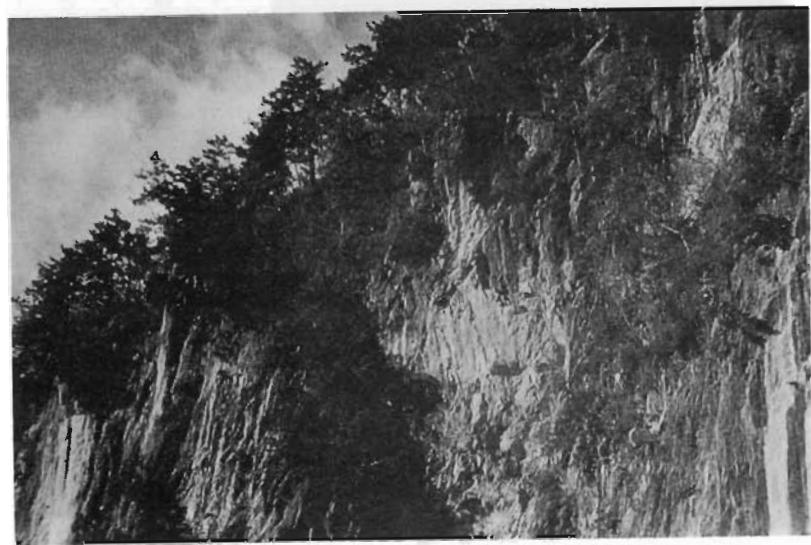
に相当する含化石海成層がない。巣ノ口層は入江の堆積物であり、同様でこれと別個のものは岩手県北部の馬淵川及びその支流地帯にあつたが、鮮新世の南北の海は盛岡附近の高地で互いに連絡しなかつた。

上部鮮新世に至つて地盤の上昇があつて、北上河谷の低地帯において海退が起り、ここに夾炭陸成層を堆積し、海退の進捗によつて陸成層は段丘状に北上河谷に形成されて行つた。またこの期の中葉において、奥羽山脈に火山活動があり、北上河谷においても五分田凝灰岩の堆積を見るに至つた。



6 石灰洞（龍仙洞）

下閉伊郡岩泉町



5 石灰岩質断層崖（貌鼻溪）

東磐井郡大東町



7 潮(漣)跡 東磐井郡藤沢町大瀬

岩手県は恐らく鮮新世最上部に於いて上昇して上記の上部鮮新統である夾炭層などを北上川及びその支流によらず侵襲されて行つた。更新世の一時期において、沈降作用が行われてゐるが、岩手県下の最低地帯である北上河谷にさえも海の浸入を受ける事が無く、そこに草炭を夾在する砂礫層が堆積している。

その後、奥羽山脈に福庭・七時雨・岩手山・八幡平・駒ヶ岳・焼石・青ノ森・栗駒山等の現世火山が噴出し、これで行つたので、下閉伊郡下の海岸に沿うて幅員一四~四糠の広い高瀬三〇、二〇〇、一八〇、一四〇、一〇〇米の海岸段丘が形成されている。北上河谷においては前と同様に、海面の上昇による海の浸入は行わぬが、海面の上昇の影響を受けて北上川及びその支流等の河床が上昇するに至つた。この為め最も上位河成段丘が形成され、その後の繰続的な海面低下影響を受けて数段の河成段丘が形成されている。これ等の河成段丘は更新統・鮮新統を刻んでゐるものである。

その後、奥羽山脈に福庭・七時雨・岩手山・八幡平・駒ヶ岳・焼石・青ノ森・栗駒山等の現世火山が噴出し、これ

## 一、北上山地における層位概況

と前後して海面の数米の上昇があつたが、岩手県の海岸においては、この影響は僅かであり、その後数米の海面の下降があつて現在の岩手県の地形が形成されたところである。



8 瀧穴群(嚴美渓)

明治6年太政官布告を以て地盤国有公園として保護指定せらる。昭和2年名勝天然記念物に指定せらる。

北上山地の地質は大別して古生層・中生層・変成岩及びそれに貫入する深成岩・第三系及びそれに伴う古期火山岩類・第四系及び新期火山岩類等から成り、第三系以前のものは一括して先第三紀岩とし、第三系及びそれ以後のものは新生代岩として一括し得る。先第三紀岩は北上山地の主体を構成し、新生代岩は僅かに北部北上山地の海岸及び内陸地方の一部、北縁部、即ち馬淵川流域、西縁部、即ち北上川流域に分布するに過ぎないのである。(第1図)

より成り、また中生層は三畳系・侏羅系・白堊系より成るが、これらに貫入する深成岩類が存在する。そのうち二畳系の分布は甚だしく広範囲に及び、これは北上山地のほか、中央脊稜山脈のうちにも各所に散在して分布している。即ち、二畳系は北上山地・脊稜山地の基盤岩として広く発達しているもので、その堆積環境、地質構造及び地史的意義の解明は東北地方の地質に重要な影響を及ぼすのである。

古生層及び中生層を通覧するに南部北上山地と北部北上山地においては岩層の発達状態、岩相等が著しく異なるものが認められ、それらの層序区分・対比等も明らかにされない場合があり、又、同山地における古生層はゴトランド系、デボン系、石炭系及び二畳系に区分されるが、これらは北上山地の主体を構成して広範なる地域に分布している。殊に最近においては、従来、北部北上山地の大部の地域を占めて、単に古期岩層とされていた地層の大部は二畳系と見做されるようになつたので、二畳系は南部及び北部北上山地にわたって分布し、また東北地方の中央脊稜山地にも及んでいる。これに反して現在確認されているゴトランド系、デボン系及び石炭系の主体は南部北上山地に分布し、その殆んどは岩手県南部地方、即ち東は大船渡市・気仙郡地方から西は東磐井郡地方に発達する。

#### (+) ゴトランド系地層

ゴトランド系地層は化石により確認し得るわが国最古の地層であり、北上山地の東側大船渡市日頃市町の盛川流域等に発見されるところであり北上川流域には見られない。

#### (-) デボン系地層

デボン系地層はゴトランド系と共に大船渡市日頃市町高稲荷山を中心とする盛川流域に多く見られるが、北上川流域においては、岩手県南北上川左岸胆沢郡前沢町生母富士ノ根山及び左支川砂鉄川流域、東磐井郡東山町唐梅津館山町、上閉伊郡宮守村鰐沢等に分布するところである。

**(四) 二畳系地層**

東斜面、鳶ヶ森山、田河津横沢、夏山、比良根沢北部及び大東町山滝北部七ツ森～萩ヶ崎山、沖田市之通東方並びに西方等に分布するところである。

#### (=) 石炭系地層

石炭系地層は前二者より、はるかに広範囲にわたり分布するところであり、岩手県南北上川左岸丘陵帶並びに釜石市北部等に及んでいる。北上川流域においては、東磐井郡大東町長坂、田河津及び江刺市米里並びに、遠野市小友町、上閉伊郡宮守村鰐沢等に分布するところである。

#### (四) 二畳系地層

二畳系地層は北上山地の全域を通じて発達するのみならず、東北地方の中央脊稜山地の各地にも新第三紀層の基盤をなして発達しているところであつて、その分布は甚だ広範囲に亘るもので、当時の大海侵が推定される。

二畳系地層の分布は北上山地南部においては石灰岩が卓越し、南北部の境界部においては、輝緑凝灰岩がチャートを僅にはさんで卓越するが、北部東辺に近い区域に至つては、石灰岩・輝緑凝灰岩・チャートが互層或いは、交層を形成して発達している。

更に、中生層は三畳系、侏羅系、白堊系に分たれるが、これらの分布は古生層に比較して極めて狭く、現在明らかにされている限りでは北部北上山地の内陸部及び海岸部の一部に発達するものを除いては、その殆んど大部は南部北上山地の海岸地帯に分布している。

#### (+) 三畳系地層

三畳系地層は一枚貝、菊石等が層序区分に重要であるが、岩手県気仙郡の南端なる陸前高田市矢作の南部県境附近

を北限とし、これより南方牡鹿半島基部に至る間に発達し、その殆んどは宮城県内に分布している。

しかるに、最近に至り唐桑半島及び岩手県東磐井郡南部地方において從来登米層として区分されていた累層中に三層系が含まれていることが明らかになったのである。

その最も大なる分布を示すものは、岩手県東磐井郡藤沢町及び、同町大津保等の地域である。当時の海浸は北上山地の一小部分であつて、北上山地の主部はなお陸化している事を明らかに示している。

#### (2) 侏羅系地層

侏羅系地層は北上山地東海岸地帯の南部及び北部に発達するところであり、その層序には菊石・珊瑚・三角貝・箭石等があり、北上川流域においては同地層の所在が報じられるところはなく明らかでない。

#### (3) 白堊系地層

白堊系地層は北上山地東側には向斜構造を構成しているが、北上川流域には同構成等を見るところではなく、殆んど同系地層の所在は明らかでない。

又、北上山地及び北上谷並びに背梁山脈に及ぶ新生層は、第三系及び第四系に分られるが、第三系は、更に、古第三系及び新第三系に分られる。北上山地として重要なものは古第三系である。

北上山地においては第三紀既新統、始新統に属する地層は知られていないが、始新統に次ぐ漸新統も北部北上山地の岩手県久慈炭田及び同小川炭田に発達するにすぎない。東北地方全般から見れば漸新統に次いで、中新統の堆積が北上川以西の地域に行われた。

北上山地は漸新統の堆積後陸化した。新第三紀中新世代の海浸は極めて広汎なものであり、その海浸の影響は北上川以西の地域に行われた。

川以西脊稜山脈を越えて日本海に至る地域に及んでいる。

新第三系中新統の地層は厚く発達しているが、その堆積期間も北上山地はなお依然として陸化しており、新第三紀地向斜の東縁をなせる島をつくっていたものと考えられ、これは北部北上山地の北西縁部に、中新世の門ノ沢層群、末の松山層群が僅かに分布することから判断されている。

然るに、中新世の削剥期間を経て、鮮新世に至るや、北上山地は沈下し、この両縁部には多くの湖沼、底湿地を生じた。このため金沢層、真滝層、丸木層、入沢層と呼ばれる鮮新統の含炭層等が堆積した。

金沢層、真滝層に相当する地層は北上山地の西縁なる岩手県和賀郡、江刺市、東磐井郡、及び西磐井郡に広く分布している。なお、北上山地の猿ヶ石川の中流部宮守地方、砂鉄川中流部長坂、大原地方の二股川大籠附近の内陸部にまで深く侵入して堆積したもので、宮守地方の緑色岩類・古生層及び大原地方の古生層・花崗層地域の丘陵地、また大籠地方では、三層系の地域にもこれら諸岩層を不整合に被つて鮮新統の地層が分布している。これらは現在の北上川の合流地点附近から見れば北上山地に入り、北上川の支流で、二〇~二五糠の上流地域である。

北部北上山地においては久慈地方よりも北方、北上川及び馬淵川上流地域には第四系更新統の火山碎屑物が広範囲に分布している。

### 三、岩手県における火成岩

岩手県は地形上北上川を境として、その東側に北上山地、その西側に奥羽山地がある。これ等両山地に発達する火

成岩類は多いが、主なものは次の如くである。花崗岩、花崗閃綠岩、石英閃綠岩、石英モンゾニ岩、ケンタレン岩、閃綠岩、斑禡岩、超塩基性岩等の深成岩類、石英粗面岩、石英安山岩、安山岩、玄武岩等の噴出岩類、石英斑岩、花崗斑岩、花崗閃綠斑岩、玲岩類、輝綠岩等の半深成岩類、此等深成岩の中、大部分は北上山地に広く分布している。これらの中花崗岩類は奥羽山地にも諸所に認められるが、前者に比べれば少ない。

噴出岩類は古生代、中生代、及び第三紀に属するものがあるが、此等のうち第三紀に属するものは奥羽山地に限られ、北上山地には殆んど認められない。此れに反して古生代、及び中生代に属するものは、北上山地にその大部分が分布している。

## 第二節 北上川流域の地質

本支川沿岸等における地質構造は、その河川の成生、変動等の過程を知る資料として最も重要視されるところである。

しかるに、北上川流域における地質構造の調査、研究等は、如何ながら未だ十分行なわれるところではない。更に、これ等の調査結果を収録する資料集等の如きも亦、未だ公刊されるに至らない。

今、此処に収録するところは、各種工事施工に当り調査されるところの報告書等における柱状図を蒐集するところにすぎない。従つて未調査地域が多く、更に、資料の散逸、入手困難等の思わざる障害により初期の計画より、はるかに備わらざるところとなり遺憾至極であるが、今後における集大成される場合の一階程として、その地域における代表的？柱状図を以つて一節とするところである。

### 北上川流域の地質

#### 凡 例

註 一、記号は経済企画庁刊の土地分類基本調査及び岩手県地質説明による。

二、色彩別は、おもむね火成岩、火山性岩類等は暖色系を、水成岩類及び砂、礫等は寒色系を用いて表示す。

三、異った性質の岩石等を含み又は混入する場合ほ、主とする地質の色彩を用い、各々の岩石等の記号を併記して表示する方法によつた。

例 一、シルト質ロームはロームの色彩を用い、ローム及シルトの記号を「R.L」の如く併記す。

二、角礫混りロームは、ロームの色彩にローム、角礫の記号を併記し「R.b」と表示す。

四、柱状図資料の所属区分は、柱状図右下部に次の記号を以つて表示す。

- ① 建設省岩手工事事務所資料
- ② 土地分類基本調査 (岩手県)
- ③ 国鉄東北新幹線資料
- ④ 岩手県文化課発掘調査資料
- ⑤ 河道調査記録

## 地質区分

### 凡例 (柱状図色別)

#### 未固結堆積物

耕土 (表土)



i 火山灰  
S 砂  
Cl 破屑物

#### 半固結堆積物



Ms 泥岩  
SS 砂岩  
P 泥炭



b 角礫

角礫の附加記号

粘土 (ローム)

浮石及同質凝灰岩



砂礫

シルト質の附加記号



亞炭



泥岩

## 一関 中流部



火成岩類

固結堆積物

熔岩等火山岩類

安山岩

玄武岩

火成岩類

M2  
M1  
輝綠岩  
蛇紋岩  
花崗岩  
頁岩  
粘板岩

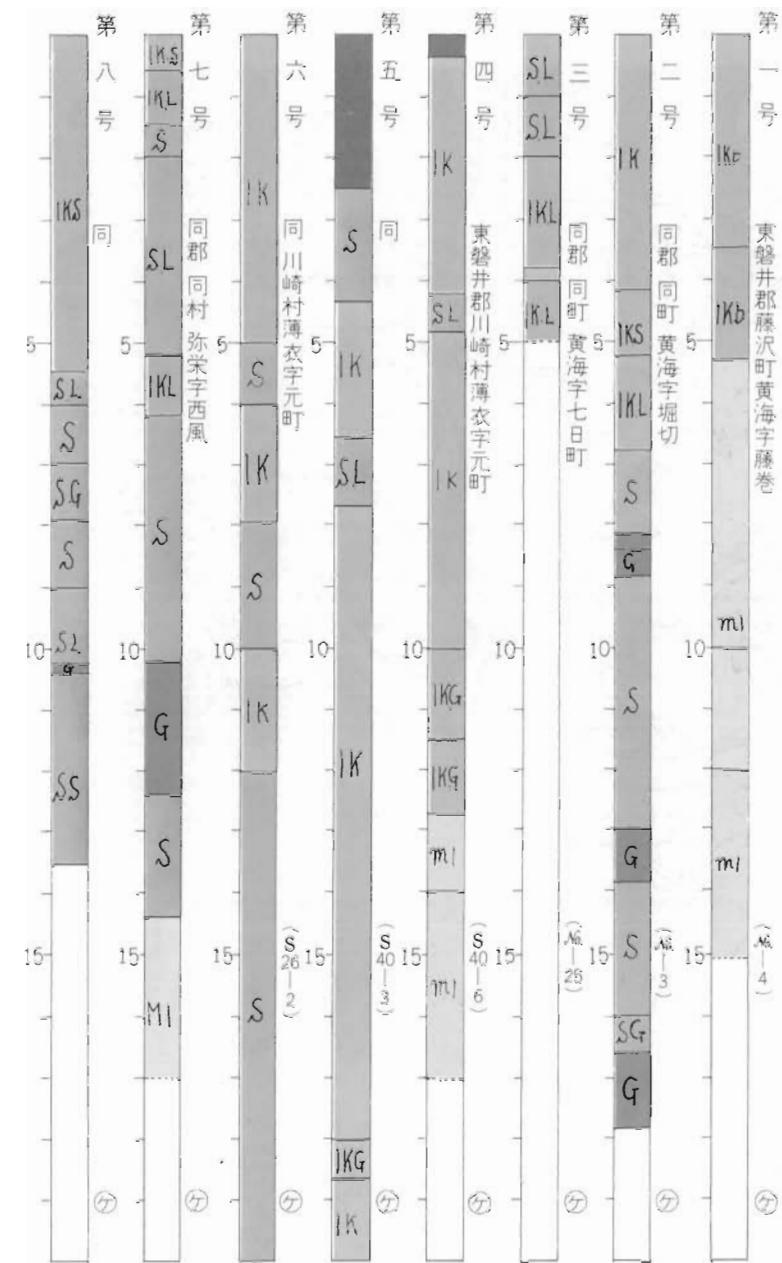
Tb  
Tr  
凝灰角礫岩  
凝灰岩  
石灰岩  
硅岩

Py  
Ab

安山岩  
玄武岩

# 地質柱状図

千  
廻、外

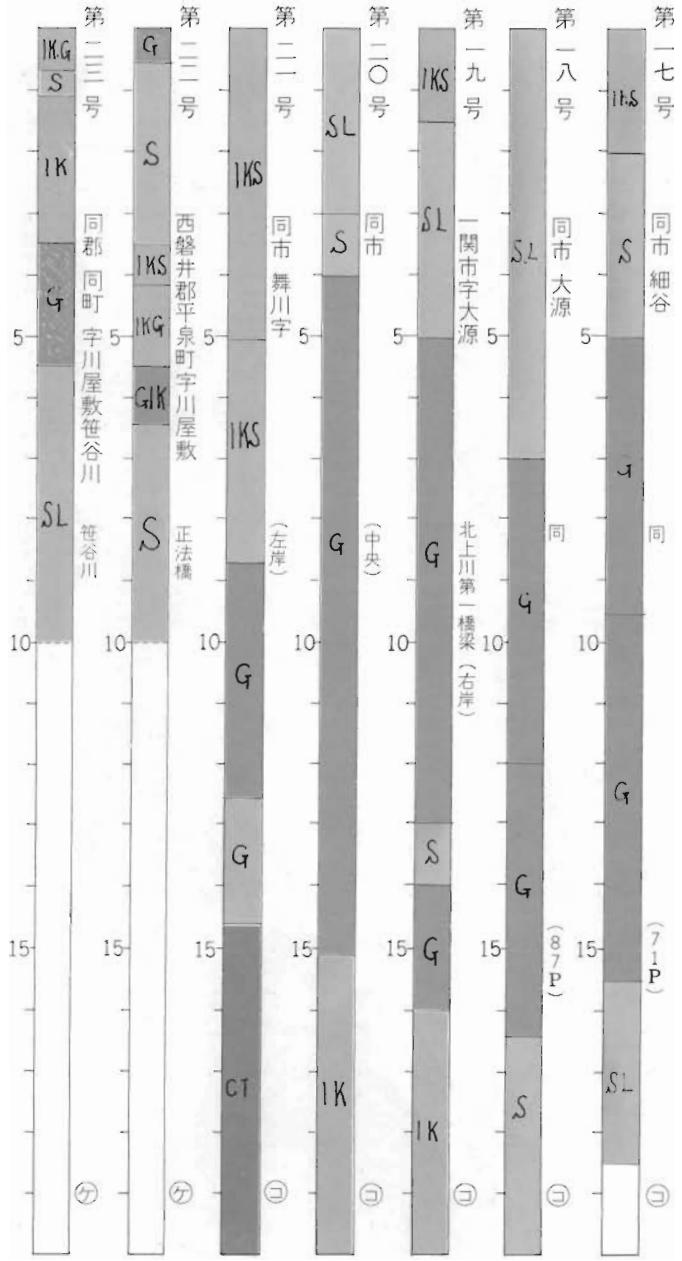
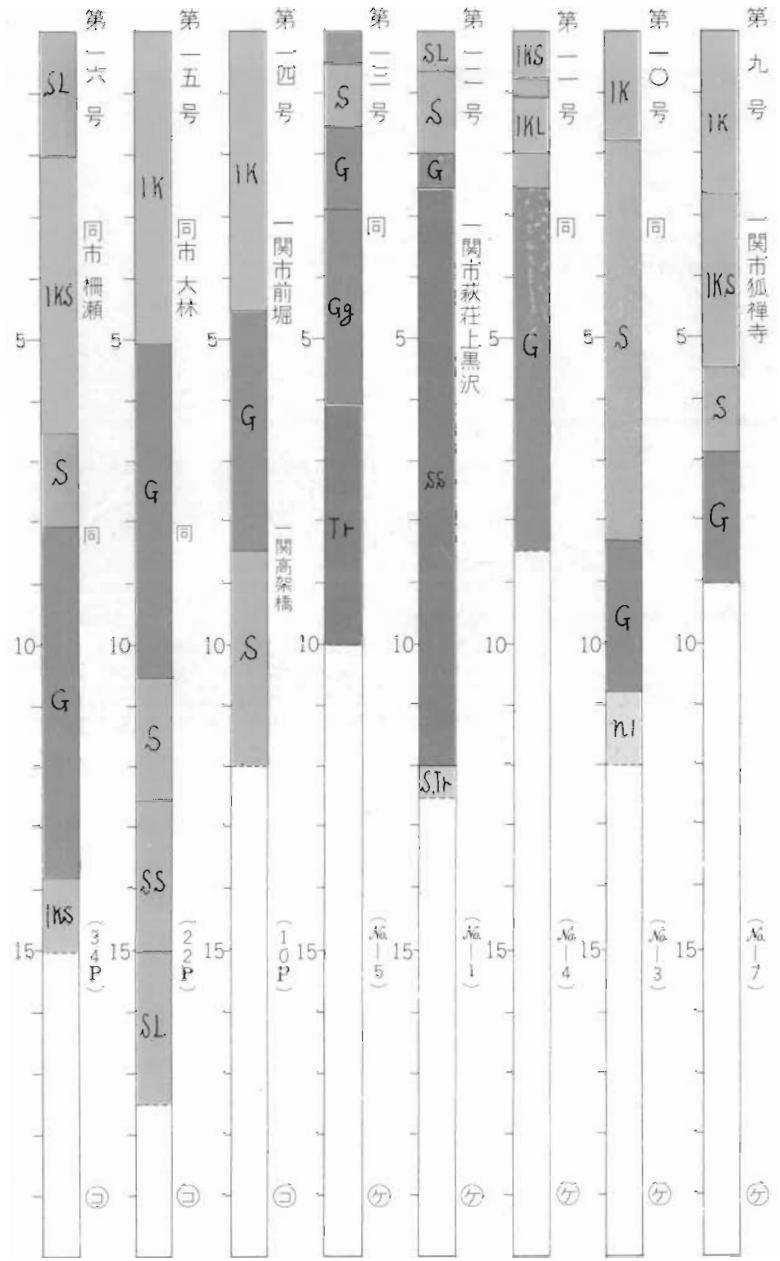


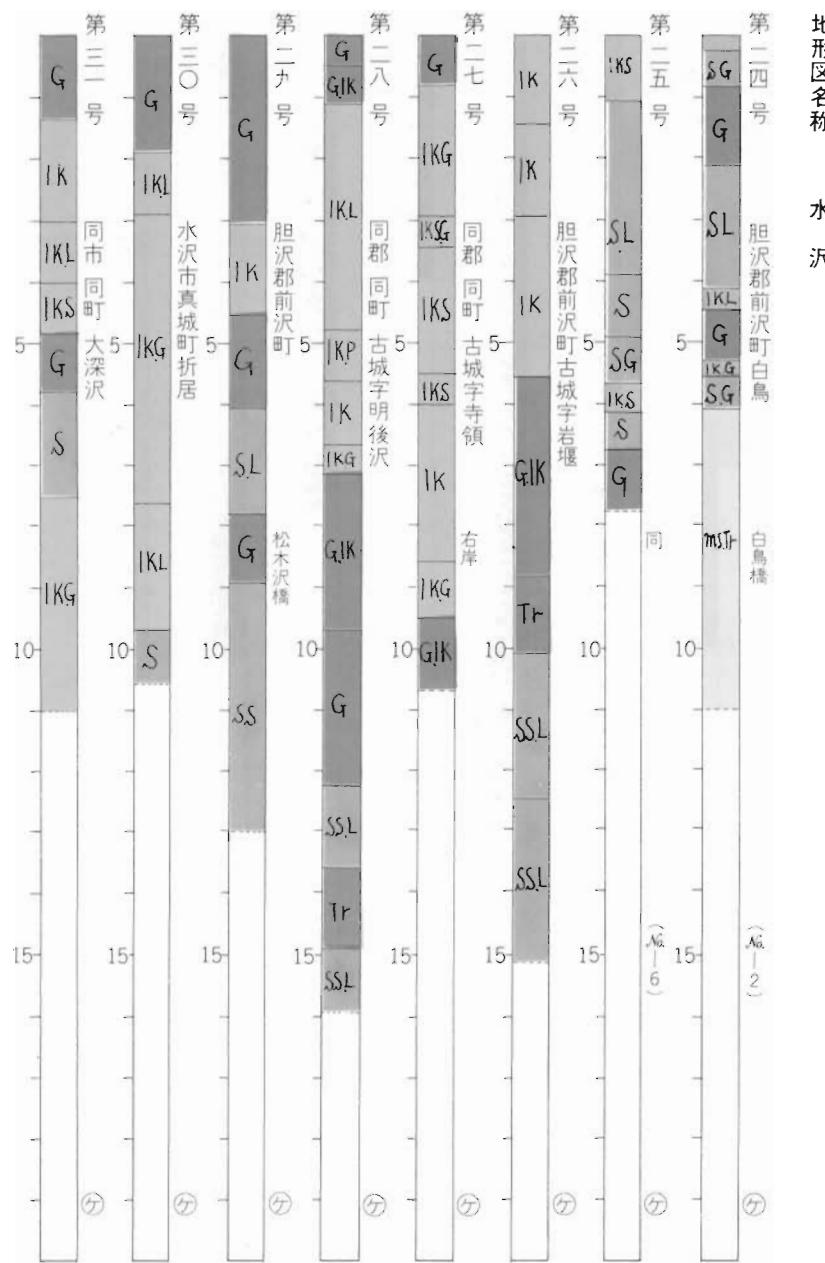
一  
関



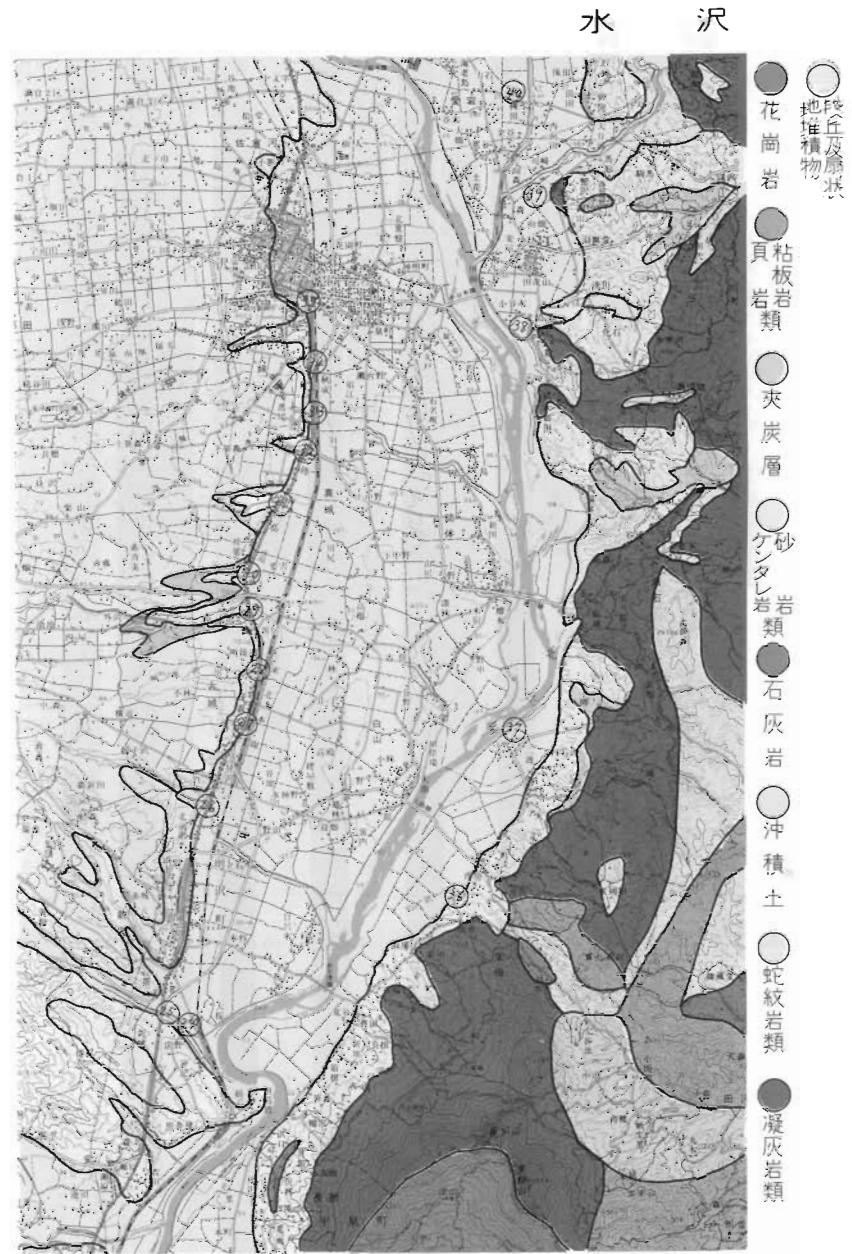
- 花崗岩 ●粘板岩類 ○中山層 ●チャート系岩類 ○夾炭層 ○砂岩系岩類
- 石灰岩 ○貝岩類 ○沖積土 ○蛇紋岩類 ○凝灰岩類

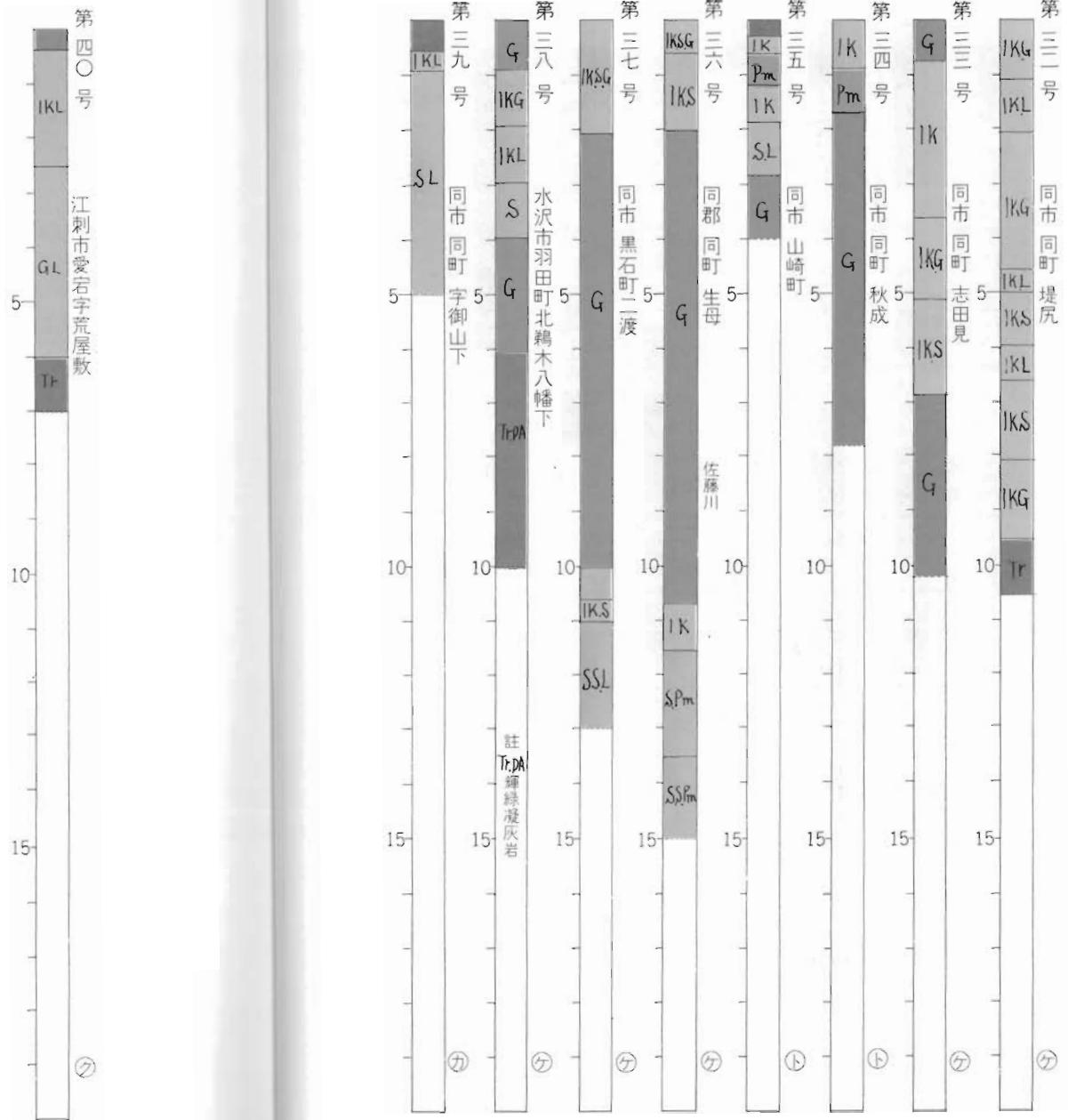
地形図名称  
一關





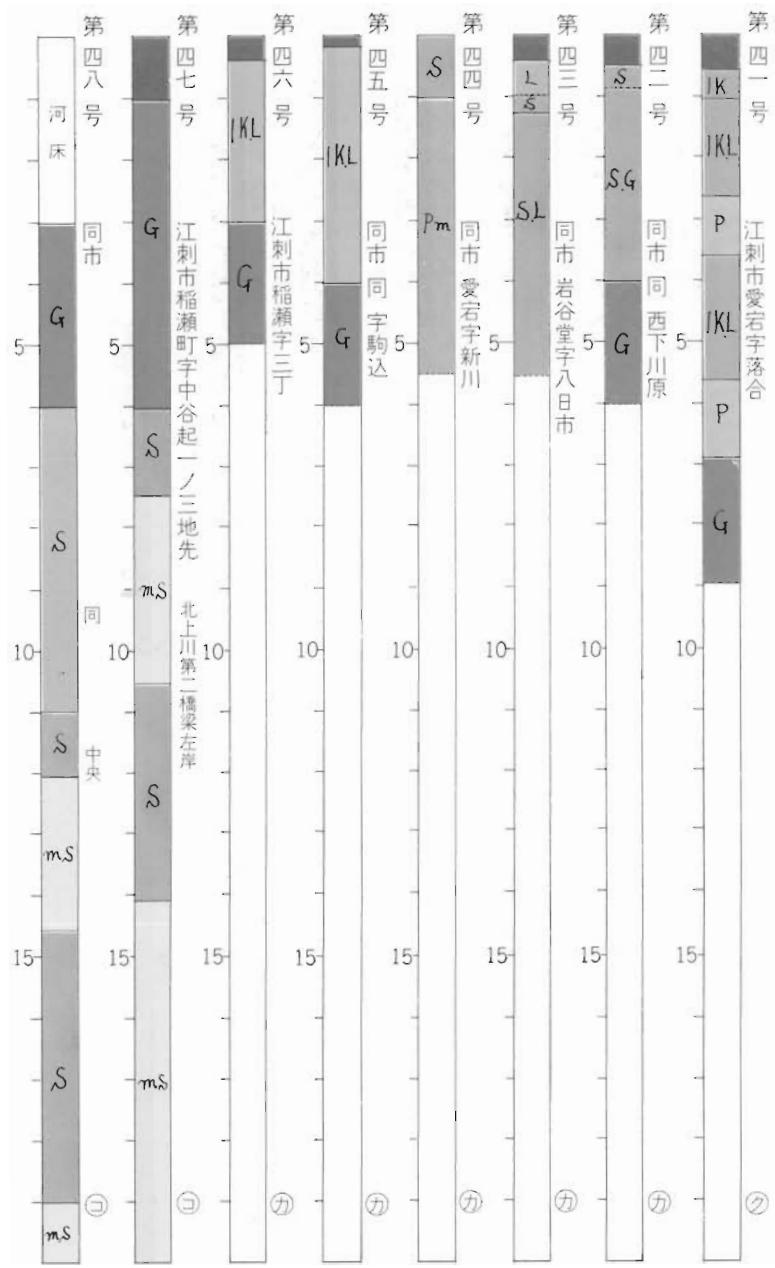
地形図名称





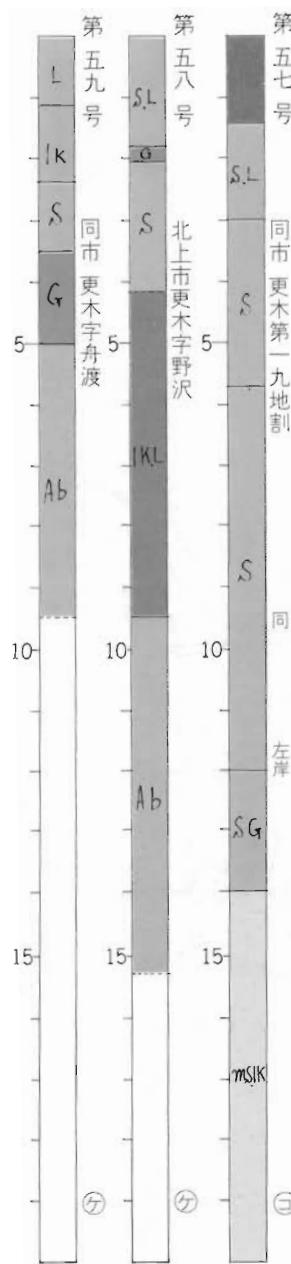
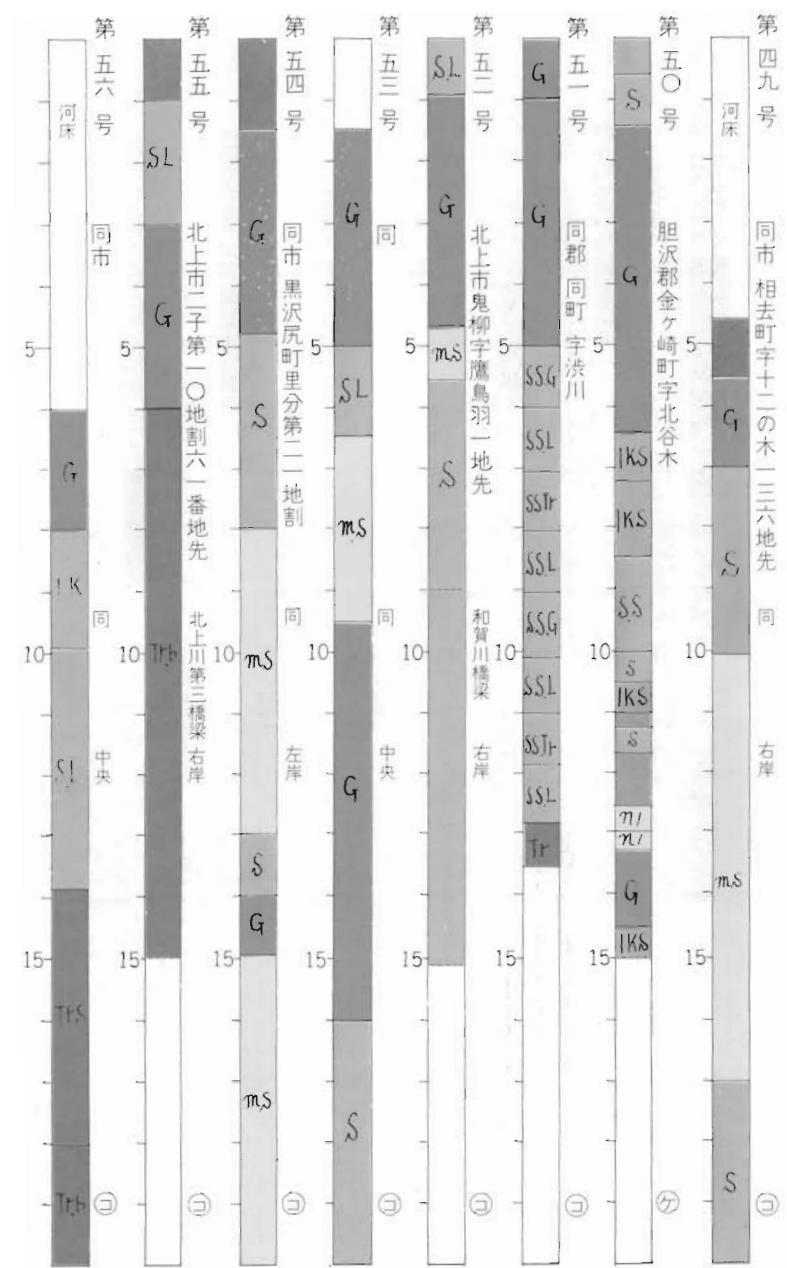
地形図名称

北上

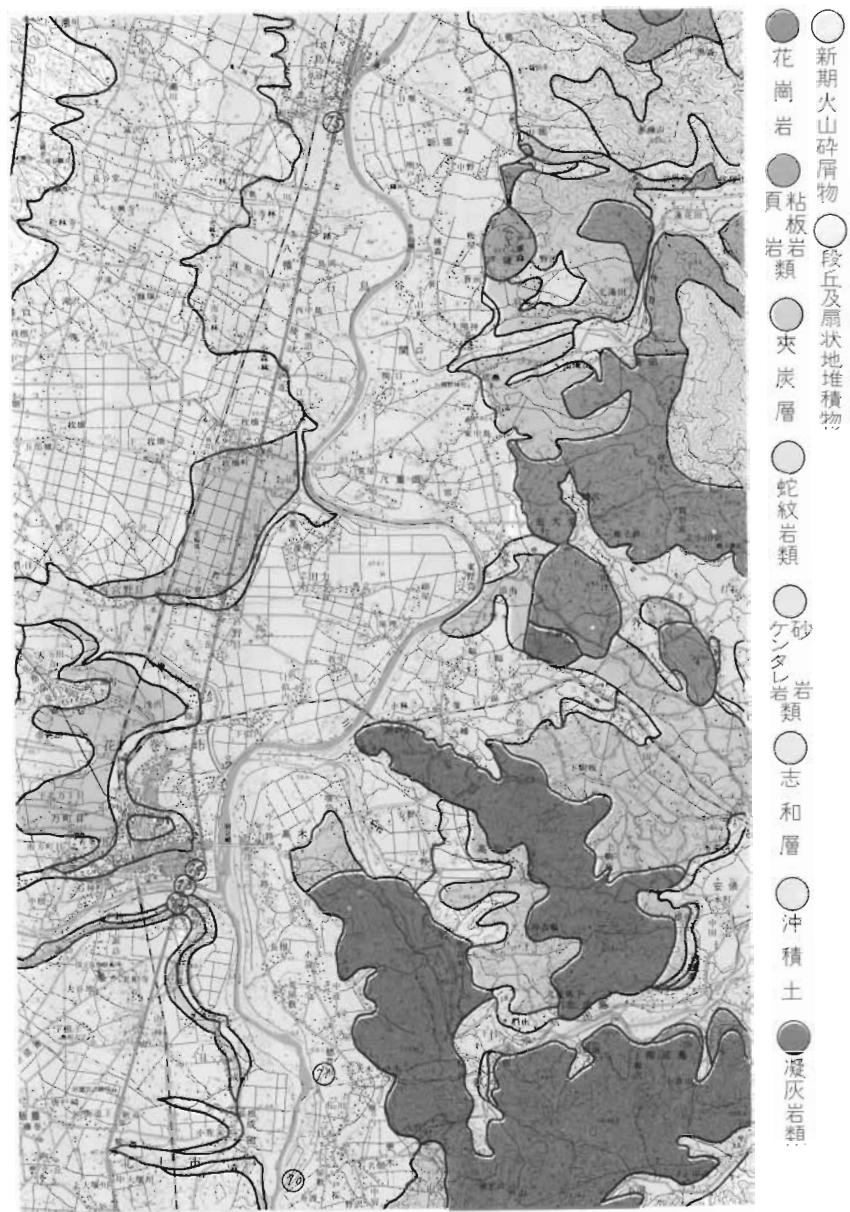


北上

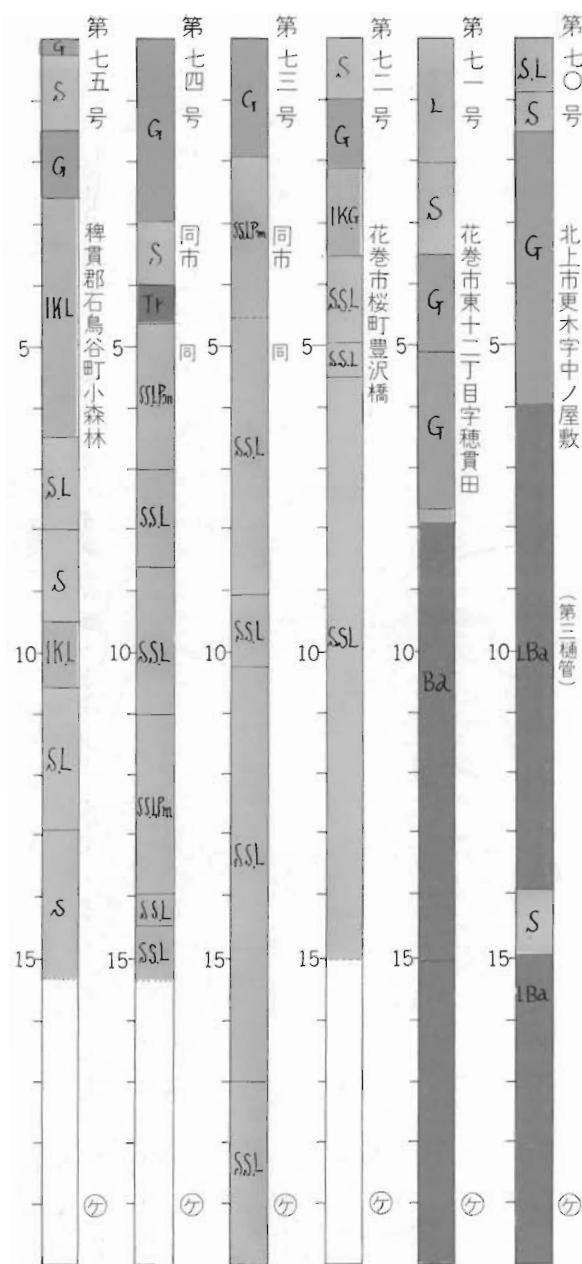




# 花 卷



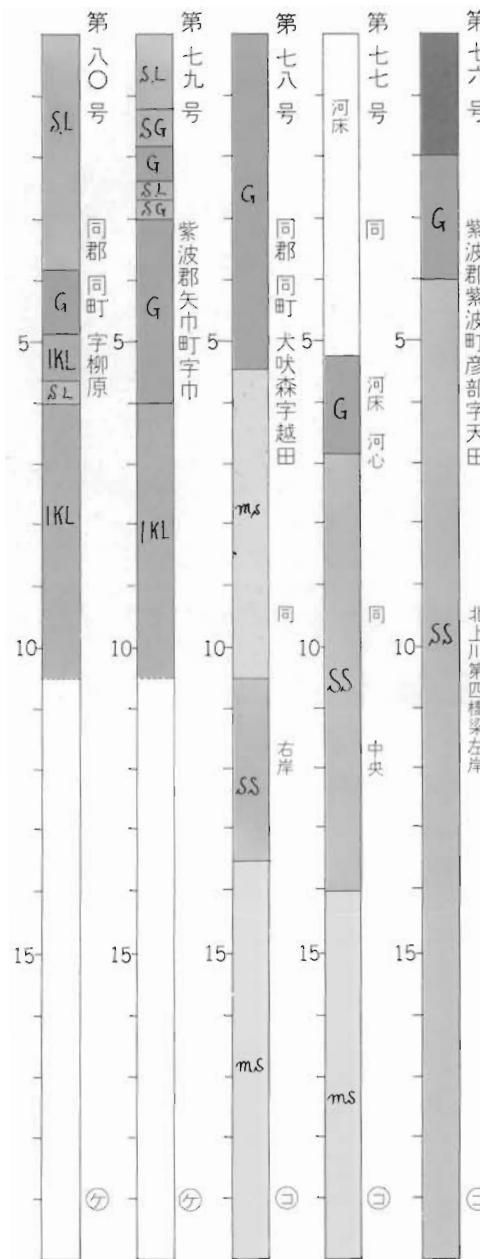
地形図名称 花 卷



日 話



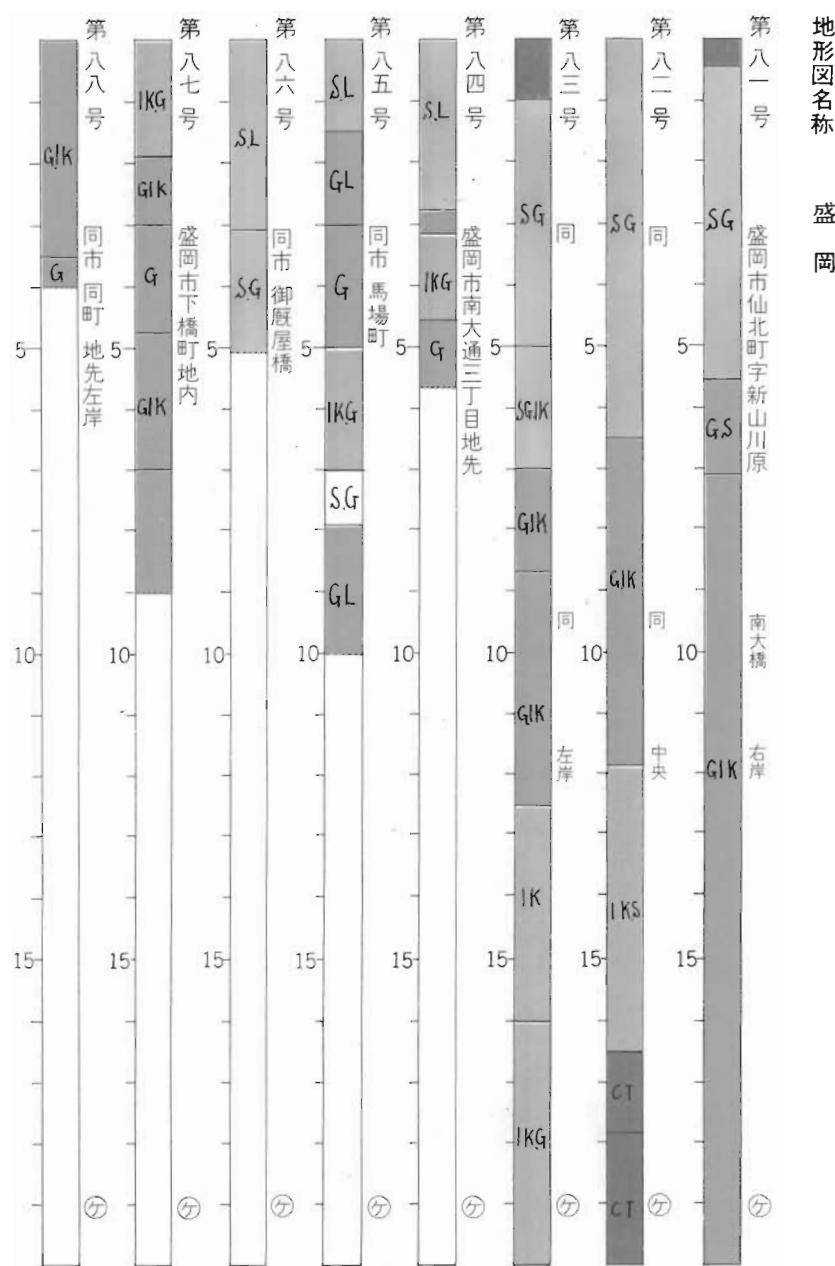
地形図名称 日 話

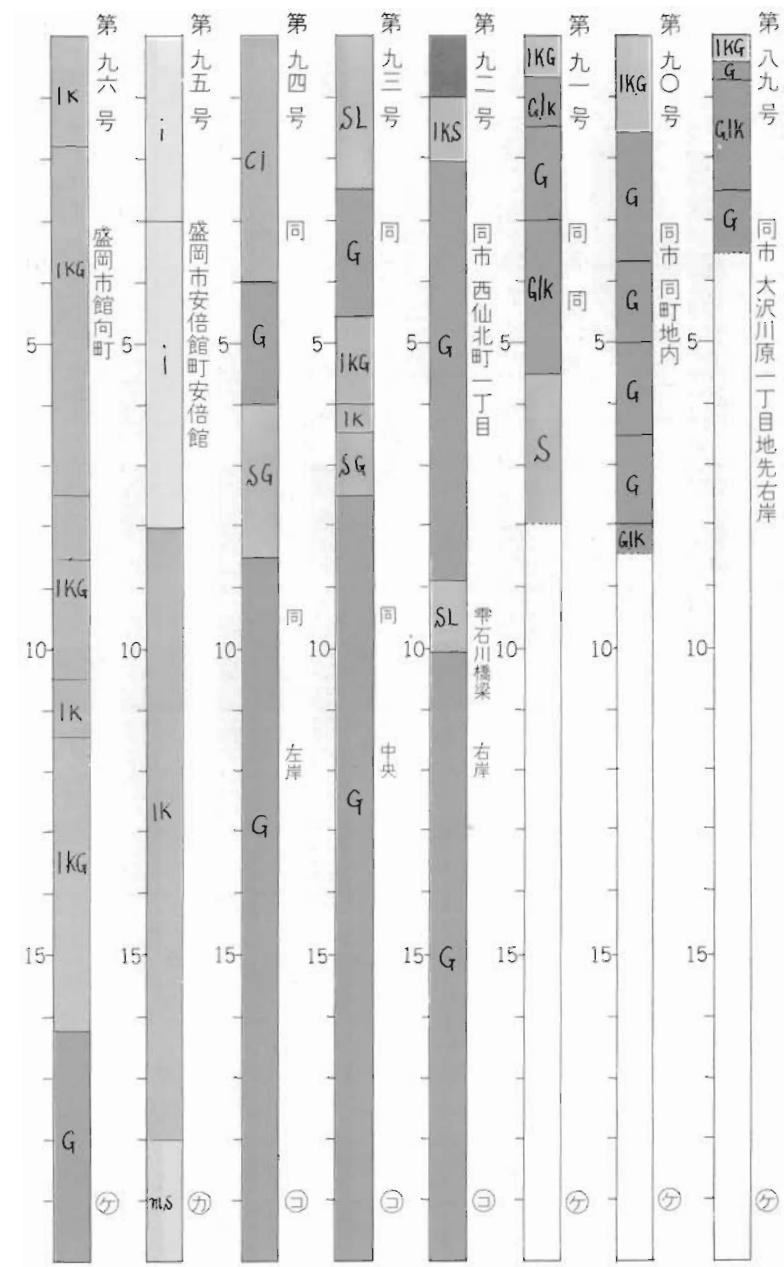
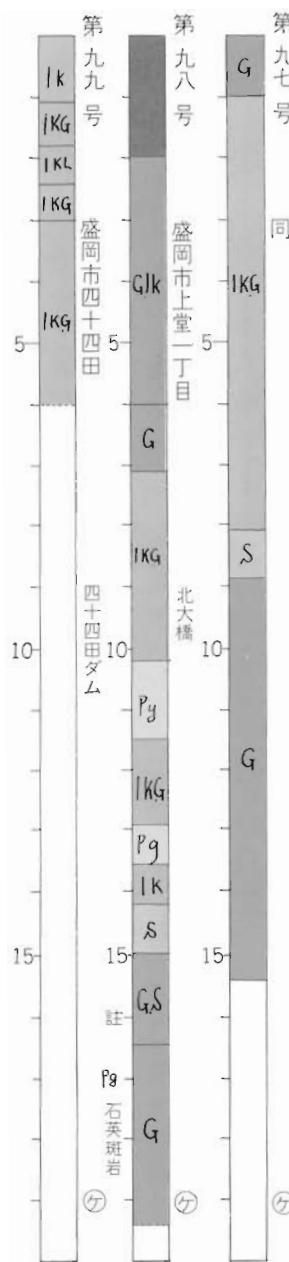


# 盛岡



● 花崗岩 ● 粘板岩類 ● 沖積土 ○ 蛇紋岩 ● 凝灰岩類  
○ 新期火山碎屑物





## 第三章 水質

### 第一節 概論

わが国は古くより山紫水明をおお歌し、清明の水質を誇り、豊富な水量を享受するところである。

同じことが北上川においても言い得るばかりでなく、北上川は神川、神水等と称され、神聖視し、その川を荒し、その水を汚すこと等は不文律ながら、厳しくいましめられるところであり、幼童等も河水、河辺等に放尿することさえなく、ましてや、大人達による塵芥、汚物等の投棄されることはなく、何人もこの不文律を侵すところではない。それは河、川水等は、川に生きる者、川辺に住む者達の生活に欠く事の出来ないものであつたからである。

従つて、北上川沿岸住民が、河水の清浄を維持する為に、意を用いた事は古来言語に絶するものがあると言うても過言ではない。

手近な例を挙げるならば渡舟中にもよほした幼児の小水も、舟中に行なわせるとも、川面に行なわせることは絶対なかつたのである。この様に川を愛し、水を大切にした沿岸住民があつたからこそ陸奥国開拓の古代から明治初期に至るまで、一、〇〇〇数百年間にわたる交通運輸の大動脈として、北上川沿岸地域に新しい文化と絶大なる経済をもたらしたところの、北上川舟搬従事者の生活水（飲料、炊事用）として常用され、沿岸住民の野外における炊事用、

御茶の水等に安心して用いられたのである。

更に、汚れ、濁りを知らない北上川には、鯉等の雜魚の繁殖が少なかつたのであらう。清浄な水質を好む鮎、鱈、鮎等の漁は多く数種に及ぶ漁法と漁具が使用され、仙台、盛岡両藩共、これ等魚漁に課役の制を定め、年々漁業者よりの上納、運上等は少なからざるところがある。

文政一二年（一、八二九）三照村（江刺市）における総戸数が一八四軒であるが、漁業専業者一八人兼業者二八人、季節的に漁に従事する者二九人、更に、岩城氏（岩谷堂館主）御用漁師二人、総計七七人に及び、魚漁に關係するもの同村住民の約四〇%に相当するのであり、これらによつて上納されるところの役魚は、専業者の鮎五一本、鮎百五〇疋、並びに兼業者等の役魚は金錢に換算（本代）し凡九百文にも及んでいる。

更に、慶安四年（一、六五一）滴石川における上矢内の鮎築における運上（漁業税）は鮎六千疋を課せられる程の年間漁獲をほこつたところである。

しかし、その実収漁獲量は、更にこれを上まわることは言うまでもないところであろう。

又、延享元年（一、七四四）沢内和賀川筋の築で鮎が、三万五、六千匹程漁獲されている等である。

従つて仙台領における川付の村数四一か村（第一輯二五二頁以下参照）盛岡領同じく七〇数か村の沿岸住民の生活に及ぼすところは大なるものである。

以上の如く川によつて生計を立てる者達の牽制も亦多いに作動し河水の清冷が保持出来たのであらう。

## 第一節 水質の変化

古来、北上川の河水は清浄はそのものと考えられて來たが、あくまで純粹のものでなかつたこともは当然である。それは那須火山帯の火山群からなる中央山脈に水源を發する支川の水量が北上川における河水の大半を占めているからである。

例外であろうか、貞享二年（一、六八五）閏三月三日北上川濁流となり諸魚等浮き（死し）て流るることあり、その原因是岩手山の噴火活動により硫黄等硫化物が松川支流等に混入せるためであり、更に、明和、嘉永年間等における大旱抜の際、北上川中流部（狹穿部）において多数の川魚が浮上し斃死しているのである。

その原因は何であったか？ それは北上川の流水の中に多少なりとも川魚の斃死につながる毒性物質の含まれていたことを意味するものである。

しかし、豊水時には毒性が著しく稀釀され川魚等の棲息に支障するところでなく、非常渴水時には稀釀度が少く濃度が強くなり川魚の浮上斃死が生じたのであらう。

しからば毒性物質が如何にして北上川の河水中に混入するに至つたか？ それは那須火山帯の中央山脈より流れる上流支川によつて運び出されたことが推定されるのである。

北上川上流域において古くより呼ばれたところの支川の名称を大別すれば、流域における地名を用いるもの最も多く、次は、河状、特性等によつて名称づけられたところであり、（第二輯支川名称索引参照）例えば、荒川、瀧ノ沢

川等とするものである。

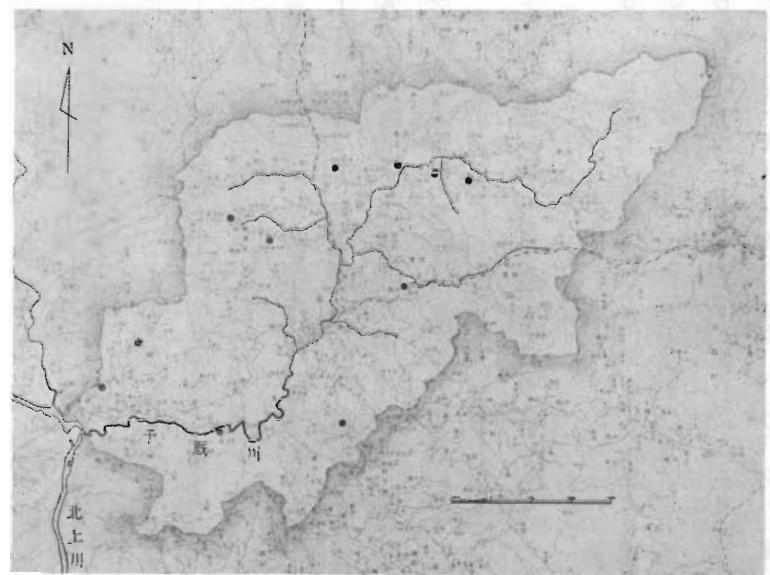
更に、濁川、赤川等も亦その河川の特殊性によつて名

称づけられる河川である。

中津川の支川、濁川の如く「濁」の文字を用ひる濁沢川等の殆んどは湿地帯及沼澤等に水源を発する河川であり、松川支川（第二次支川）赤川の如く「赤」の文字が用いられるところの河川の殆んどは火山帶に水源を有するものが多くその河水には硫黄あるいは硫化物質がコロイー状あるいは溶液として混入するところの、いわゆる鉱毒水の流れる河川の場合が多いのである。

又、和賀川等に多い湯川、磐井川における穂川等も亦同様のことと言えるのである。

従つて、渴水時において川魚の斃死せる遠因はこれ等の支川より流出するところの鉱毒水にあることは明らかであり、現在、北上川水系における水質汚染の要因をなす支川として千厩川、磐井川、和賀川、松川等が数えられている。



第2図 千厩川流域遺跡分布図

岩手県教育委員会資料

## 一、千 廩 川

(第四輯支川名称索引の部九)

千厩川の水質汚染の原因は、同流域における製糸事業が早くより発達したことは、同川の河水が清浄であったことを肯定するに至ったのは同地方における製糸事業の開始された明治初期の事であり、近世末期等においては汚染されるところでなく清浄の河川であったと推定される。

それは良質の水を多量に要求する製糸事業が早くより発達したことは、同川の河水が清浄であったことを肯定するものと言えるであろう。しかし、同川流域における先史時代の遺跡が甚だ少いのである。(第二図)

その原因は何であるか？多少の疑問が無いでもないが、甚しい汚染は近代文明が災いしたことは明らかである。

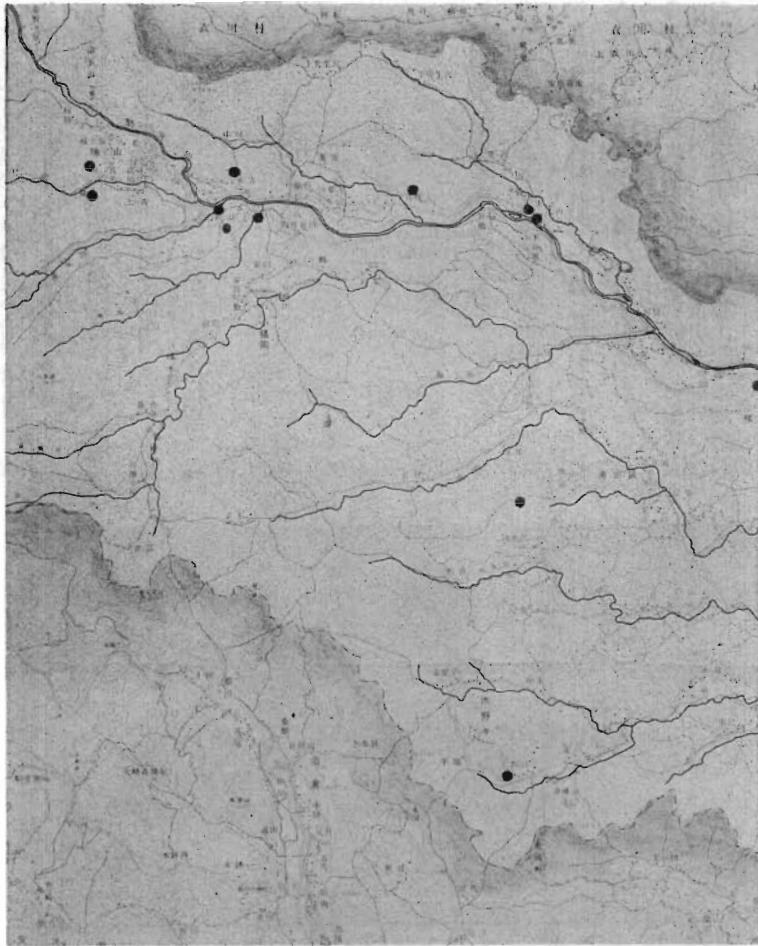
## 二、磐 井 川

(同索引の部二二)

鉱水によって、濁り流れる磐井川は原生代以来の濁りではない、近世武家社会における生产力高揚による勢力拡充の犠牲となつたところである。

その詳細は既に別編で述べる如く、正保二年（一六四四）須川温泉の湯尻川を磐井川に落してより小魚類も棲まぬ死の川と化したのである<sup>11)</sup>。

それはあくまでも須川温泉の湯尻の流入する本川に限られるところであり、その影響は支川に及ぶところでない。



第3図の2 磐井川流域遺跡分布図

岩手県教育委員会資料



第3図の1 磐井川流域遺跡分布図

岩手県教育委員会資料

從つて磐井川が  
清流であった正保  
年間（一、六四四）  
以前に多くの支川  
に遡上していると  
ころの遡河性の魚  
類等が、その儘支  
川に封じ込めら  
れ、棲み付同一支  
川において変則  
的な繁殖を続けて  
いることが報じら  
れている。更に、  
多くの支川には各  
々漁業組合が結成  
され盛んに運営さ  
れているが、磐井

川本川は未だ魚  
影を止めず、漁業  
組合の結成等は行  
なわれない。

要するに原始時  
代等に於ける磐井  
川は清流河川であ  
つて、原始時代の  
住民が同川によつ  
て魚類を捕獲し食  
生活の糧としたこ  
とは同川沿岸に散  
在する多数の遺跡  
がこれを肯定する  
ことであり、磐井  
川の鉱水に汚れた  
死の川となるに至

つたのは前述の如く近世初期以来の事であり、人為的になされたところである。

同川の清流化は須川温泉の湯尻川処理によつては、旧に復することは困難であろうとも、大いに緩和されることは推考されるところである。

註 (1) 長田氏資料

### 三、和賀川

(同索引わの部一)

鉱毒水の影響と推定されるところの濁りと水質の汚れにより鮭、鯉等の遡上もなく、古来魚漁等の行なわれたことのない和賀川であるが、昭和四〇年同川中流部に構築されるところの湯田ダムの完成と、更に相次ぐ銅鉱山の閉山、製鍊場の休廃等により坑内水及び工場排水等の流出減少に伴い、近年ようやく水

質が好転し、再び河は蘇り、魚影が見られるに至り、一昨年和賀川淡水漁業組合の結成に及んだところである。

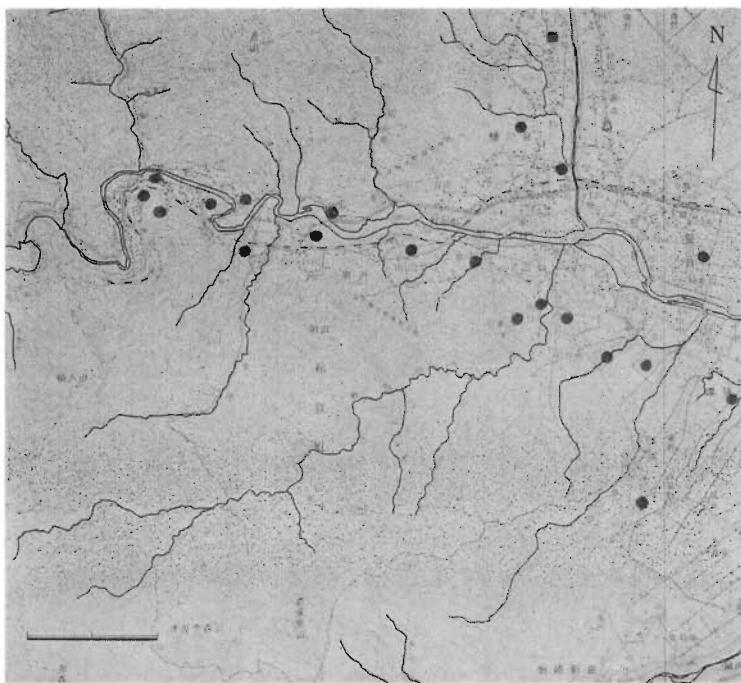
原生期における和賀川は鉱毒等の汚染を受けることのない清流であつたのである。

それは、沢内地方における本川及び、多くの支川等に棲息する魚類等は、北上川及び同支川等に棲息する川魚類と何等異なるところのない同一系統の魚族である。

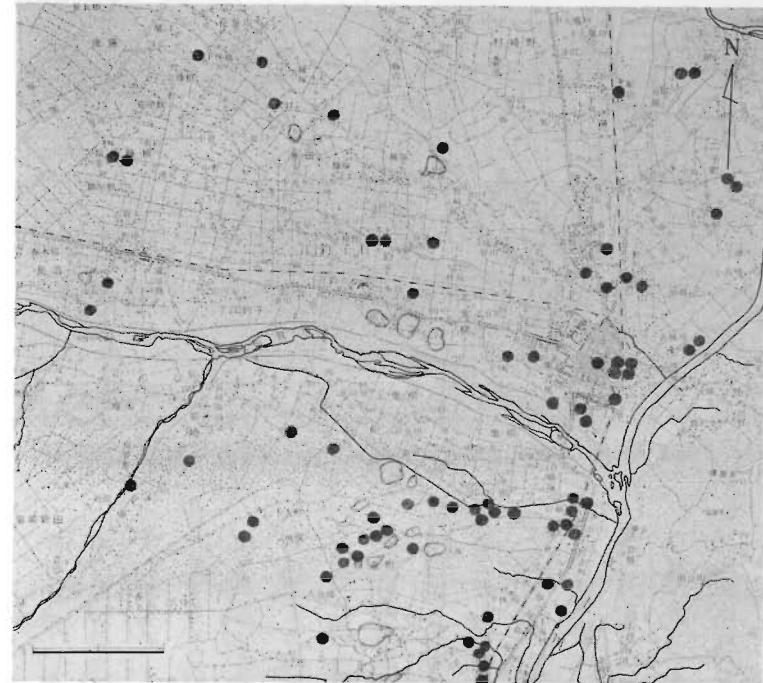
従つて、古るくは北上川本川を介して多くの支川と結ばれていたことを明らかにするからである。

しかし、湯田町地内以下、本流及び二、三の支川等は鉱毒水によつて汚染され、魚類の棲息するところではない。

しかるに、同町地内における、新石器時代の遺跡等より多数の漁具（石錘）等が出土発



第4図の2 和賀流域遺跡分布図 岩手県教育委員会資料



第4図の1 和賀流域遺跡分布図 岩手県教育委員会資料

見されているのである。

しかし、これ等の遺物は和賀川沿岸和賀町、江釣子村、北上市地内等における新石器時代の遺跡から発掘される遺物と殆んど同一視されるものであつて、河水の汚染が最も甚しいと言われる湯田町特有のものではない。

従つて同時代における和賀川は未だ汚されることのない清流であつたことは明らかであり、同川における鉛毒の最大原因をなすところの鉛山開発は、平安末期における平泉藤原氏によるところと伝承されるのであるが、開発採掘等の程度については明らかでない。

更に、同地方における温泉開発は万治元年（一、六五八）湯本温泉（硫黄泉）の発見が最初とされ享保五年（一、七二〇）頃盛に開発され、多量の湯泉排水が流入するところとなり、和賀川の汚染が進んだことが推定され

るのである。

又同地方における銅鉛山の開発は寛文年間（一、六六〇代）を初見とするが、同一一年（一、六七二）には仙台領山目の住人阿部隨波が和賀郡水沢銅山の経営を行つてゐる。

又、藩政中期、享保、元文年代に至り、更に多数の鉛山が開発されてゐるのである。

従つて、鉛山の増加によつて益々和賀川の汚染が進み、遂に鮭、鱒等の遡上は言ふに及ばず、小魚も棲息することのない死の川となるに至つたのである。

従つて、和賀川上流部の本支川は原生期以来の清流であるが、中流部以下は近世代における産業開発の影響によつて汚染するに至つた河川と言えるのである。

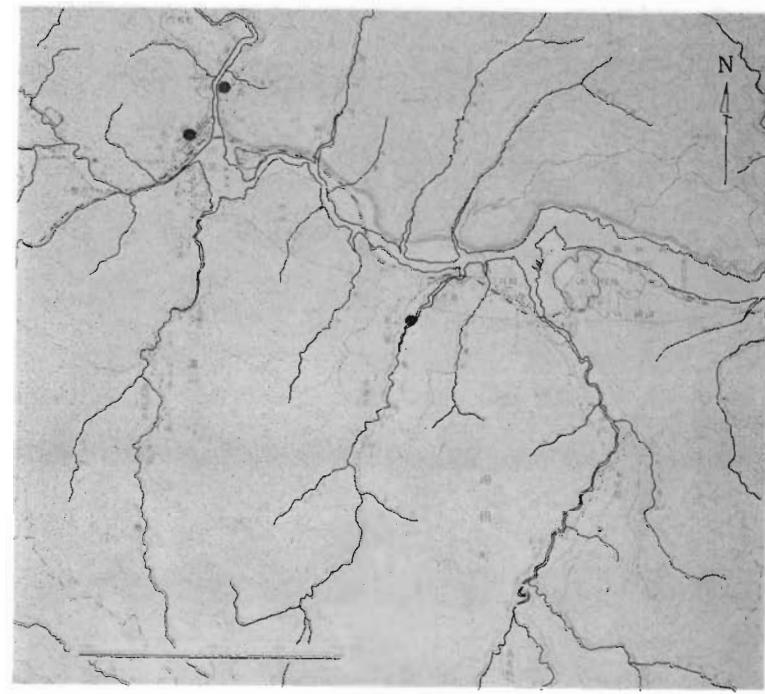
## 四、松川

北上川の汚染源は松川とすることは大正年代以降既に定評とされるところであり、その根元は松尾鉛山の硫黄採鉱とあるところである。（後述）

しかし、松川における鉛毒水の流出は、ひとり松尾鉛山に因るところと確言することは早計である。

それは、同川支流において鉛毒を含有する河川と目される赤川が三川あり、更に、岩手山の噴火口より出る焼切沢等休死火山より流出する小支川、温泉湯尻川等が多数にのぼるところである。

従つて、同川による鉛毒水の流出は同地域における火山生成時代に遡ることが推定されるのである。



第4図の3 和賀流域遺跡分布図 岩手県教育委員会資料

更に同水系の構成を精査すれば、松川の北上川合流点より遡ること約八糠、岩手郡西根町松内で合流する左支赤川の水源は、岩手、秋田両県境に横たわる八幡平の第二高峰茶臼岳の東谷に發し、松尾鉱山採鉱場等を経て東流する河川であるが、同河川の流域はわが国屈指の硫黄鉱床地帯である。

更に、松尾村地内における北ノ又川は、その上流において大深岳、源太岳等より發する右支赤川を合流し、又、北ノ又川も亦、濂流域において藤七温泉（強硫黃泉）及藤七硫黃鉱山等の排水を入れ東流して松川に入る河川であり、松川はその上流において、岩手山頂大地獄谷等より流れ来る焼切沢を入れ、源頭郡に至り、三つ石山より来る赤川を合流する河川である。これ等の支川には少なからざる鉛毒（硫化性溶液であろう）が含有されることが推測されるのである。

従つて、松川本川も当然鉛毒水に汚染されている河川であったことは明らかであろう。それは、同川流域における先史時代の遺跡が甚だ少い（未調査もあるうが）ことも、それを肯定すると考えられるからである。

これは同川沿岸において蒐集經濟が成立するところではなく、先史時代の住民が生活を営み得なかつた查証である。

更に、赤川流域における硫黃鉱床は明治二三年一農夫によって発見され、個人經營を以つて採鉱するところを大正三年（第一次世界大戦）硫黃採掘製鍊事業を松尾鉱業KKが繼承し、更に、事業を拡張し、年間凡三六六万屯を生産しているが、未処理の鉱内水はその儘、赤川に入りし、松川沿岸に鉛害が発生するところとなつたのである。

同村地誌によれば「今より七十有年前（明治二、三年頃）は飲料水に供し、且魚族も繁殖したるも、松尾鉱山開発以来一層赤濁を増し、魚族も殆んど滅尽したり、従つて、鉛毒の為に灌漑としても有害である。」と言つているところである。

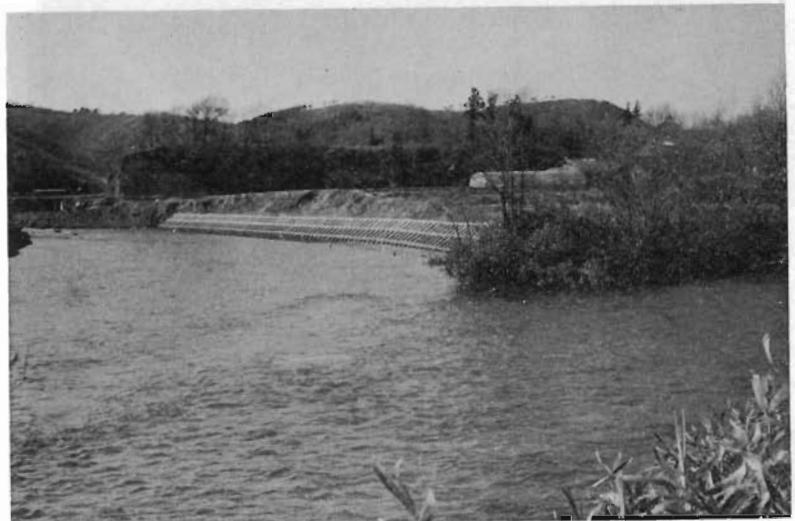
以上の如く各々の支川における汚濁は、その程度と時期及び原因を異にするところであるが、四支川のうち松川のみは原生期より、汚濁源の素質を持つ支川であり、更に汚濁の変化に富む河川であったのである。

松尾鉱山の開発及發展は北上川本川の汚染に絶大な影響を及ぼし、同川における淡水漁業の衰微、絶滅の一因をなすところである。

しかし、その總てが松尾鉱山に起因するとは言いがたいが、明治三二年ににおける松尾鉱山の硫黃產出量は八、七五〇斤（五、二五〇匁）であるが、同四年には一四二、四八三メ（五三四、三一一匁）と実に百倍の生産量を掲げている。

更に昭和一〇年における硫黃產出量は一二、二七〇、二〇三貫（四九、七六三、二六一匁）と創業当初に比し、一万倍にも達しているのである。

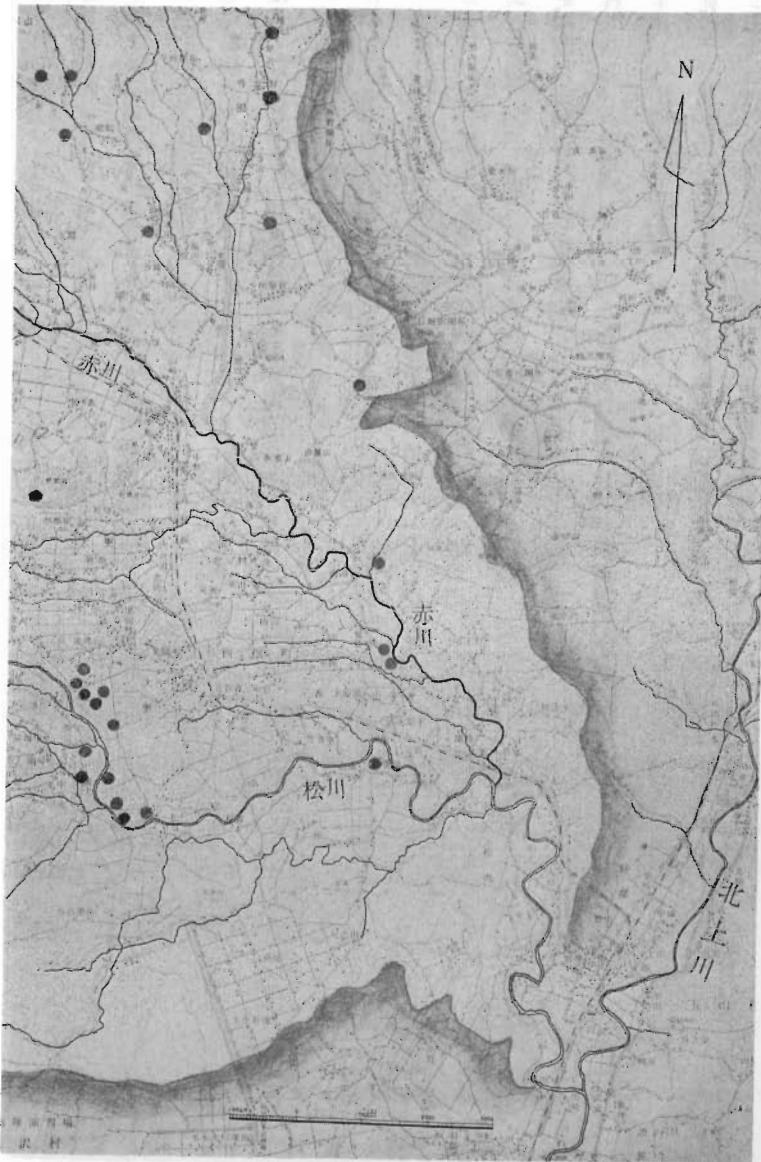
従つて、北上川の汚濁は同鉱山の盛業に比例して悪化されたことは当然の結論であり、北上川水系における鮭、鱒、鮎等の漁獲量は水質汚染と共に著しく減少するに至つたのであ



9 松川合流点



第5図の2 松川流域遺跡分布図 岩手県教育委員会資料



第5図の1 松川流域遺跡分布図 岩手県教育委員会資料

る。

しかるに、北上川本川の水質悪化と汚濁が進むにつれ、鯉等のいわゆる雑魚が増殖を見るに至ったところであり、言葉を返せば、鯉漁の盛衰は水質汚濁のパロメーターとも言い得るところである。

終戦後鯉の漁獲量は急速に増大し、昭和四〇年頃における北上川中流部の漁獲量は一万屯を越すところである。

以上の如き鯉の豊漁は、古今を通じ未だかつて前例がなかつたところであつて、水質汚濁の進行を示唆するかの如くである。

しかるに、産業開発及び都市生活の急速な発展等は各種用水の需要激増となり、これに反し工場排水、都市下水の未処理放流等による、水質汚濁が大きな社会問題となるに至つたのである。

### 第三節 水質管理

河川の正常な機能を保持する河川管理と平行して、公共社会における水源の質的保全を行う水質管理は車の両輪の如く、その一を欠くときは自然環境の破壊によつて生活文化の崩潰に至る「因をなす」とまで喧伝されるところである。

しかるに、機能保持のための河川管理は古くより行なわれるところであるが、水質保全の管理は河川等の水質の汚濁が愈々捨てがたくなつた戦後も暫らくしての事であり、水質管理のための水質調査においても、組織的に施行され

るところは、昭和三一年以降であつて未だ日も浅いのである。

しかし、昭和三三年新に制定された公共用水域の水質保全並びに工場排水等の規制に関する法律の施行によつて、水質管理上、同調査は河川の水質を把握するに絶対且緊要事となるところである。

同法による調査は、健康項目、流量調査等であるが、健康項目は次の五項目である。

#### 一、水質調査（健康項目）

調査項目、気温、水温、臭氣、外観、  
透視度、濁度、PH、BOD、DO、SS  
大腸菌群数、電気伝導度、CDO、Cl、NH<sub>4</sub>-N

蒸発残留物、総硬度、Ca<sup>++</sup>、Mg<sup>++</sup>、8.4AX、4.3 BX、SO<sub>4</sub><sup>-2</sup>、Fe、Mu、AI

#### 二、流量調査

月三回と定められている。

これ等の調査は河川法の定むるところにより、各河川管理者において調査を施行するところである。

河川管理者は各々の河川において調査を施行する定点を定め、更に定期的に技術者を派遣し調査を行うものである。

北上川水系における水質調査は、岩手大学後藤達雄氏（後に教授となり博士となる）によって昭和二六年八月中津川において、採水が行なわれ、翌二七年七月まで定点、定期採水による試験が行なわれたのが始めてであり、北上川本流における同調査は、同二九年八月同氏によつて施行されるところが最初である。

北上川本流全域及支川等において組織的に調査が施行されるに至ったのは、同三一年岩手工事務所によつて実施された水質調査に初まるのである。

更に同三年公共水域の水質保全、工場排水等の規制に関する法律等の施行によつて、北上川上流域における直轄管理区間の調査は岩手工事務所がこれを所管し、石淵、田瀬、湯田、四十四田ダム等は各々の管理所がこれを担当し、更に、河川法による指定区間は、岩手県の所管として調査が実施されるところであり、岩手工事務所が調査のため採水する定点は、昭和三一年以降、北上川本川においては、東磐井郡川崎村及び一関市弥栄を結ぶ北上大橋より、上流は岩手郡岩手町水掘橋に至る、一八八、一杆区間ににおける二四か所であり、次の如くである。

採水定点 流程距離(杆)

流程区間	区間距離
1 奥 中 山	六、六
2 水 掘 橋	四、〇
3 民 部 田 橋	五、五
4 丹藤川合流点前	〇〇
5 丹藤川合流点前	七、〇
6 船 芸 寺	八、〇
7 桜 金 さ 昭 矢 大 紫	九、〇
8 木 崎 ご 波 正	一〇、〇
9 木 崎 ご 波 正	一一、〇
10 木 崎 ご 波 正	一二、〇
11 木 崎 ご 波 正	一二、〇
12 木 崎 ご 波 正	一二、〇
13 木 崎 ご 波 正	一二、〇
14 木 崎 ご 波 正	一二、〇
15 木 崎 ご 波 正	一二、〇
16 木 崎 ご 波 正	一二、〇
17 木 崎 ご 波 正	一二、〇
18 木 崎 ご 波 正	一二、〇
19 木 崎 ご 波 正	一二、〇
20 木 崎 ご 波 正	一二、〇
21 木 崎 ご 波 正	一二、〇
22 木 崎 ご 波 正	一二、〇
23 木 崎 ご 波 正	一二、〇
24 木 崎 ご 波 正	一二、〇

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
北	根	棚	瀬	赤	藤	桜	金	さ	昭	矢	大	紫
上	ノ	生	木	ケン	和	沢	正	波				
大	瀬	津	木	崎	ご	船	大	橋	橋	橋	橋	橋
橋	岸	橋	原	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大	北	根	棚	瀬	赤	藤	桜	金	さ	昭	矢	大
泉	上	ノ	生	木	ケン	和	沢	正				
船	大	瀬	津	木	崎	ご	船	大	橋	橋	橋	橋
場	橋	岸	橋	原	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋
一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	六	二	七	五	七	八	四	九	六	一	一	八
一	四	九	七	五	二	八	三	三	九	一	九	八

更に同事務所の所管する支川は、金流川外二、三河川における三一定点があり、岩手工事務所の調査箇所は実際に五五箇所の多数に及んでいるのである。

これ等の定点における調査は試料の採水及び気温、水温及びHPの測定であり、採水するところの試料は岩手県衛生試験場及び岩手大学後藤教室等へ依頼し、分析を行うところである。

分析によつて求めるところは前述する如く主として衛生項目であるが、昭和三年に定むる測定方法は次の如く一三項目より成るものである。

実験室に持ち帰つた試料は、直に  $\text{Na}_5\text{C}$ 、東洋濾過紙によつて濁を除き、蒸発残渣、全鉄分溶過等を行い、

同実験室に於て測定せる項目は全蒸発残渣、全鉄分、溶解性残渣、珪酸(比色法)  $\text{SiO}_4^{4-}$ 、 $\text{Cl}^-$ 、硬度、 $\text{Ca}$ 、 $\text{Mg}$ 、酸度、アルカリ度、 $\text{KMnO}_4$ 、消費量ならびに溶存鉄(FI)である。

次に分析法について概略を述べる。

(1) 全蒸発残渣及び溶解性残渣

試水三〇〇gをガラス蒸発皿にとり、湯煎鍋上にて蒸発乾涸し、一〇〇度で、充分乾燥して恒量値を求めた。

(2) 酸 度

試水五〇gをとり、フェノルフタレン指示薬を用いて、 $\text{O}_2\text{O}_1\text{N-NaOH}$ で滴定した。

(3) アルカリ度

試水五〇gをとり、メチルオレンジ指示薬を用いて、 $\text{O}_1\text{N-NaOH}$ で滴定した。

(4) 硬 度

エリオクロームBTを指示薬としてEDTAにて滴定した。

(5) Ca

硬度とCaの測定値より計算して求めた。

(6) Mg

$\text{MX}$ を指示薬としてEDTAにて滴定した。

(7) 珪 酸 ( $\text{SiO}_2$ )

試水五〇gをとり、 $\text{O}_2\text{O}_1\text{セリブラン酸アンモニウム水溶液}$ と四滴の $\text{H}_2\text{SO}_4$ (1:1)を加え、十分後にAKA光

電管比色計五号D型にて測定した。

(8) 塩 素 ( $\text{Cl}^-$ )

試水一〇〇gをとり、 $10\%$ クロム酸カリウム水溶液を指示薬として硝酸銀の液で滴定した。

(9)  $\text{KMnO}_4$  消費量

試水一〇〇gと $0.01\text{N-KMnO}_4$ の一定量を加えて煮沸し、還元した後、 $\text{O}_2\text{O}_1\text{N-H}_2\text{C}_2\text{O}_4$ の一定量を加え、 $\text{O}_2\text{O}_1\text{N-KMnO}_4$ で逆滴定した。

(10)  $\text{SO}_4^{2-}$

重量法によった。

(11) 全鉄分、溶有鉄 ( $\text{Fe}$ )

試水一定量を蒸発乾涸し、赤熱して有機物を破壊後、 $10\% \text{HCl}$ で溶解し、ロダンカリにて発色し、直ちにAKA光電管、比色計五号D型にて測定した。

(12) 浮泥量

全蒸発残渣より溶解性残渣を差引いて求めた。

等である。

しかるに水質の悪化は年々累加の傾向にあり、昭和三五年以降の調査につき、岩手大学教授後藤達雄氏は水質調査

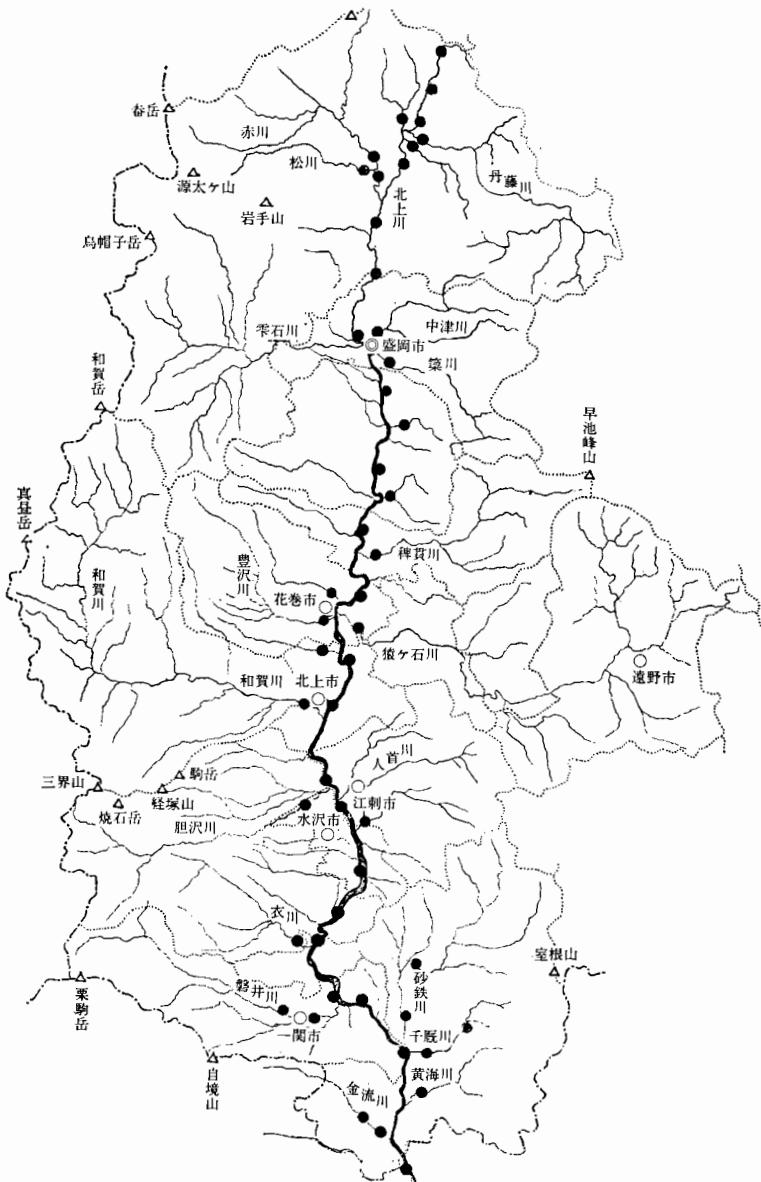
調査方法

の精度を掲げるためその方法等を次の如く改めるに至つたのである。

定点観測地点に関しては、昭和三五年（一、九六〇）は、赤川富士見橋地点、松川古川橋地点、北上川芋田橋地点および、北上川四十四田地点の四地点を選定して観測を開始したが、同三六年（一、九六一）には北上川紫波橋地点、北上川昭和橋地点及び、北上川千才橋地点の三地点を、同三七年（一、九六二）は北上川金ヶ崎橋地点を追加し、更に、同三八年（一、九六三）は和賀川九年橋地点、同四〇年（一、九六五）は松川天狗橋地点及び赤川、赤川橋地点を追加し、現在は上流松尾鉱山地区から下流、一ノ関市に至るまで、計一一地点に及んでいる。

採水は、北上川四十四田地点は毎月上旬、中旬、下旬と三回を原則としたが、他の地点は毎月一回を原則としている。

また廻貝として全点観測地点には毎月一回同日同一潮位に採水を行っており、水質項目に関しては、同三五年（一、九六〇）は気温、水温、流量、pH、 $\text{pH}_{4.3}$  酸度、 $\text{pH}_{4.3}$  アルカリ度溶解性、蒸



第6図 水質定点観測位置図

(溶存)、銅(溶存)、亜鉛(溶存)を追加し、さらに、同三九年(一、九六四)は透視度、導電率、化学的酸素消費量(COD)、アンモニウムイオン、比色ケイ酸を、同四一年(一、九六六)はマンガン(溶存)を追加している。

また、同三九年(一、九六四)以降は現地でFe<sup>II</sup>及びFe<sup>III</sup>の測定を行なつてゐる。

気温、水温、pHの測定並びに溶存酸素の固定は現地で行ない、また試水をポリエチレン瓶に満水して採取し、大学に持ち帰つてなるべくすみやかに化学分析を行なつた。

すなわちpH<sub>8.4</sub>酸度、pH<sub>4.3</sub>アルカリ度、溶解性蒸発残留物(S-Re)懸濁物(Susp)、塩素イオン(Cl<sup>-</sup>)、硫酸イオノン(SO<sub>4</sub><sup>-2</sup>)、ナトリウムイオン(Na<sup>+</sup>)、カリウムイオノン(K<sup>+</sup>)、カルシウムイオノン(Ca<sup>+2</sup>)、マグネシウムイオノン(Mg<sup>+2</sup>)、アンモニウムイオノン(NH<sup>+4</sup>)、比色ケイ酸(SiO<sub>2</sub>)、化学的酸素消費量(COD)などは主として半谷氏の『水質調査法』(丸善)ならびに三宅、北野両氏の『水質化学分析法』(他人書館)、国土調査法水质調査作業準則に準拠して測定した。

溶存酸素(DO)は現地で固定しWikler法により、導電率はオルガノ式AB-II型電気水質計を使用して測定した。濁度は白陶土(1100メッシュ)を標準濁度液として、東京光電製光電比色計で測定し、透視度は水道協会下水試験法に準拠した。

フッ素(F)は水蒸気蒸留した後、アルミニウム-ハイドロキシリソル法で測定した。

鉄(Fe)、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、アルミニウム(Al)、ならびにマンガン(Mn)に供した試水を満水して試料瓶にとり、大学に持ち帰つて直にNo.5Cのろ紙でろ過し、ろ液を塩酸酸性にして分析に供した。

すなわち鉄はaa'ジピリジル法、銅はジユチルチオカルバミン酸法、亜鉛はジチゾンの四塩化炭素溶液で抽出し、

塩酸層に移行後、ジンコン法、アルミニウムはセンダクロムAI法により比色定量した。

マンガンはヒドロキシリソル法により、比色法により測定した。

また現地での採水時にNo.5Aのろ紙でろ過したろ液についてFe<sup>II</sup>、Fe<sup>III</sup>をaa'ジピリジル法で比色定量した。

なお、CODに関してはとくに有機物による汚染状況を見るために、CODの測定のさいに同時にFe<sup>2+</sup>を測定し、のFe<sup>2+</sup>の補正を行つていふ。

しかし、その調査分析が依然として依託によつて行なわれるところであり、採水後における結果を把握するまでに少なかつかる日時を用い、業務遂行上不利、不便が多く、殊に緊急時においては、殆んどその用をなさざる状況である。

リリにおいて、岩手工事事務所は、昭和四七年度において、新に試験施設を設け、分析その他を直轄施行により水質管理の万全を期するところである。

## 第四節 松尾鉱山による汚濁

北上川における、水質汚濁の元児と目され、且、最も甚しく北上川を汚染する松尾鉱山は、景勝の地、十和田、八幡平国立公園の一角、岩手郡松川村(五万分一地形図八幡平)にあり、硫化物を多量に含む同鉱山の坑内水が、赤川の源流域において、同川に排出され、同赤川は死の川となり、更に、松川及び北上川本流等に至るまで汚染するところ

るとなり、その影響は大きく、遂に北上川本流に魚類の棲息を許さず、同本川より灌漑する下流耕地等まで少なからざる被害を及ぼすに至ったのである。

松尾鉱山の硫黄鉱床は、明治二三年地方民によつて発見され、小規模の採鉱が私人的經營によつて行なわれたところであるが、大正三年第一次大戦勃発の年、法人組織の松尾鉱業所が採掘精錬等の事業を繼承し、大規模の開発が施行されるところとなり、大正八、九年坑内の開発が進むに従つて、鉱床を通過する坑内水の一部は硫酸および硫酸鉄を含む鉱水となつて、赤川に流出するに至り、赤川の酸度および、鉄分は急速に増加し、大正末期に至つて、汚濁は微量ながら松川を経て北上川にも及んだ。

そのため、鉱業所としても、鉱水処理の必要を感じ、最初は坑口で石灰添加を行つて、赤川に放流していた。

昭和の初期に至り、赤川より灌漑用水を取水するところの大更、巻掘方面で鉱害問題が生じ、更に、昭和九〇一年には、北上川より灌漑用水を取水するところの盛岡、紫波、稗

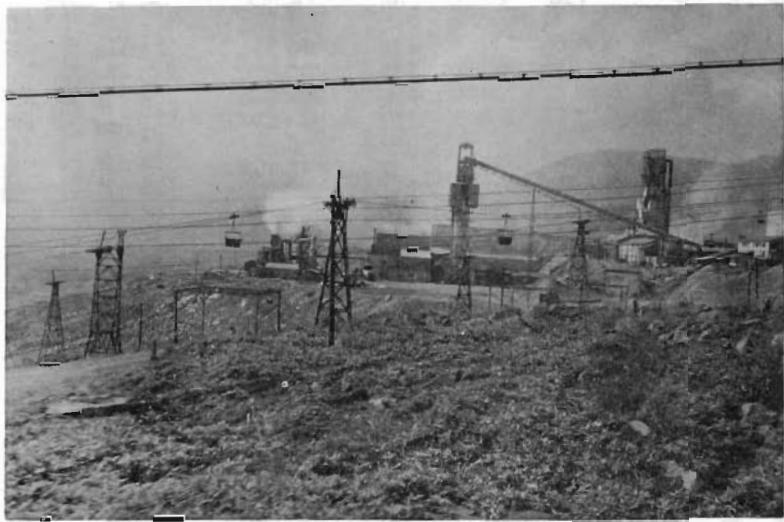
貫、江刺等の下流域にまで、鉱害問題が波及するに至つたのである。

殊に、北上川を唯一の水源とし、灌漑用水を取水する（立花頭首工によって）、江刺平野の如きは、水田の表面硬化によつて、耕土中の酸素不足という奇現象が生じ、稻の生育が甚しく、劣悪となり、米の減収は灌漑区域全般に及ぶ被害をこうむるに至つたのである。

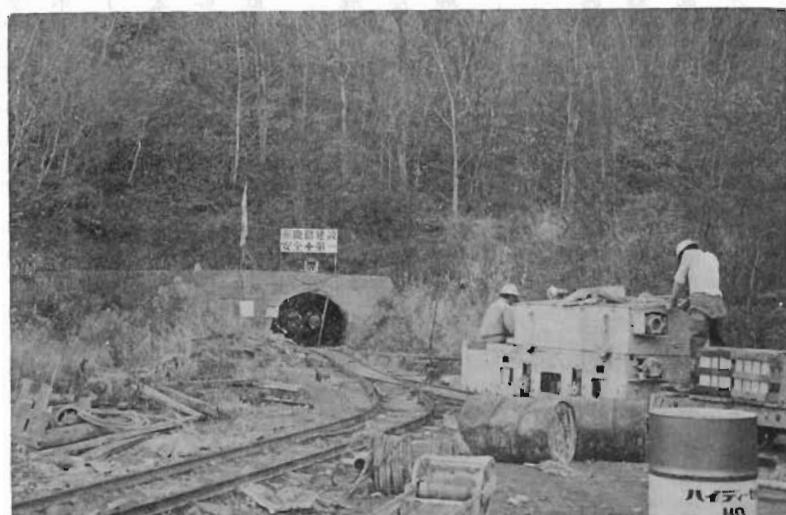
此の時、被害賠償請求のため、同鉱業所へ談じ込んだ某耕地整理組合の役員連中が、鉱山を見学させられた後、大饗宴のもてなしを受けたいう秘話もある如く、北上川下流域に及ぼす影響は次第に悪化したのである。

このような鉱害問題の重大化にかんがみ、鉱業所においても、関係河川の水質調査や、鉱水の化学的中和方法の研究を行ひ、昭和九年、元山に第一、第二、第三沈澱池と、機械中和室を、更に、星敷台に、コンクリート製沈澱池、済過池、集泥池を建設した。

これら、鉱水処理施設は逐年増設、あるいは改善され、昭



10 松尾鉱業所



11 松尾鉱山三米坑

和二年には、屋敷台に中和室を作り、中和処理は主として屋敷台で行つてゐる。

昭和一八年に三米坑が開通し、坑内水は、元山、屋敷台間の木桶水路を廃して、三米坑口、屋敷台間に水路を設け、鉱水処理施設を一応整備したが、その後、次第に石灰の入手難、更に、沈澱物の取扱、堆積も次第に窮屈して、戦後の昭和二〇年、二一年まで鉱水処理成績は低下の一途をたどつた。

昭和二四年に製錬焼滓から浸出する浸透水の処理を地下注入によつて、処理しようという、新しい構想がたてられ、各所で試験の上、昭和二六年元山、屋敷台間の大曲地域に好適の地帯を発見し、注入井を掘さくして、翌二七年から地下注入を行つた。

注入井は逐年増設して、昭和二一年には、浸透水の全量を処理出来るようになった。

一方坑内水は、戦後の急速な生産復興による坑内切羽の拡大に伴つて、その量は往時の  $20\text{m}^3/\text{min}$  から  $25\sim 30\text{m}^3/\text{min}$  と増加し、これを実質的に中和するためには石灰量を大巾に増加する必要にせまられた。

昭和二七年第一段階として従来の消石灰及び生石灰に代えて、安価なタンカルを使用して中和する方法に切替え、タンカル粉碎工場、攪拌工場を施設した。

第二段階は中和剤の増加によつて、生成するぼう大な、鐵沈澱物の効果的処理方法として、昭和二九年及び、三一年に三〇米トラクション型シックナーを一基宛完成して、鉱水処理の万全が期せられる状態となつた。

以上の施設によつて、処理されるところの鉱水は、坑内から湧出する坑内水と、硫黃製錬焼滓から湧出する浸透水の二種類である。

## (+) 坑 内 水

坑内水は鉱床中の硫化鉱（白鐵鉱を含む）に地下水と、空気が作用して、硫酸と、硫酸鉄を生成するもので、鉱床の最下底である三米坑の排水坑道（延長約二、〇〇〇米）から坑外に排出され、坑口から屋敷台処理場まで約三糠の距離を石積および素掘水路で導き、混和槽において、タンカルまたは石灰と混和し、攪拌槽三基に入れ、機械攪拌機で充分に攪拌して中和を行つた。この中和作業によつて、鉱水中の硫酸は無害の石膏となり、硫酸鉄は水酸化鉄および石膏となる。

中和された鉱水は三〇米トラクション型シックナー（二基）に送り、分離した水酸化鉄を沈降させ、上澄水は沈澱池（三基）に送つて、残余の浮遊物を捕集して、その上澄水を赤川に放流した。

シックナーで沈降した水酸化鉄は、スピゴット管を通じて集泥池に導かれ、脱水される。

脱水した澱物は、スライムポンプで堆積場に送られる。

なおスピゴットの一部はサンドポンプ（20HP）により、七五耗米管で混和槽へ繰返えされ、未反応タンカルの再使用と沈澱の凝集を行なわせる。

中和剤のタンカルは一三〇耗米に中碎したもの購入し、鉄道ホーム貯鉱倉にて、受入れ、ダンプトラックで粉碎工場に運び、そこで一〇〇HPのチューブボールミル（一台）により一〇〇メッシュ（八〇%）に湿式粉碎を行い、濃度一五%の乳液として一〇〇耗米管で、混和槽まで（五五〇米）ポンプ輸送して、坑内水に混和する。

又補助的に使用している消石灰も比較的粗粒のものを購入し、七、五HPのコニカルボールミル（一台）で微粉碎して坑内水に混和す。

## (-) 浸透水の地下水化処理

浸透水の処理については以前は、元山に於て、坑内水と共に石灰中和を行っていたが、中和施設の屋敷台移転に伴つて処理は、しばらく中断された。

その後地下水処理の可能性が検討され、種々調査の結果、近接区域が地質並に地形条件に恵まれていて、事が判明したので、昭和二七年以降大曲り並にその対岸地区に於て浸透水は、全面的に地下水化処理されている。

浸透水は湧水箇所から大曲り地区まで、一、二五〇米の距離をコンクリート管（径二五〇mm）で導き、二二二本の注入孔或いは対岸一〇本の注入孔に配水する。

注入孔は径一〇〇%（内径六五mm）、深さ一五〇三〇メートルで各孔の吸水能力は〇、一〇〇、五 m<sup>3</sup>/min で自然注入し現在（昭和三六年八月末）まで約八、〇〇〇、〇〇〇立方メートルの浸透水が処理された。

併し、地域制約があるので、今後のおよび拡大を現在以上に望むことは困難である。

しかるに、同三七年貿易の自由化により、翌三八年には、海外硫黄の輸入によつて、国内における、松尾鉱山の硫黄市場を圧迫するところとなり、更に、四〇年石油精製過程における副次的産物として、いわゆる石油回収硫黄の出現等によつて、硫黄王国松尾鉱業所は六六億数千万円の債務をかかえ、昭和四三年、遂に会社更生法の適用を申請せざるを得ない状態となつたのである。

しかるに、通産省は向う一ヶ年間の指定期間を設け、同月二五日事実上の破産を告示するに至つたのである。そして、鉱山は操業を停止し、社員の大部分を解雇し、無人の山と化しても、尚、廢坑より流出する鉱水は依然として変ることなく、赤川へ流入し、北上川本川の汚染源として残されるに至つたのである。

その後における赤川及び各支川等の水質概況は次の如く報じられている。

しかし、年々累加する鉱水は遂に処理施設の能力を越すところとなり、昭和三五年頃に至つては、毎分三〇屯流出する坑内水の内、完全に中和処理が行なわれたのは、全量の五〇%にすぎず、未処理の内、二〇%は処理水に混入し、更に、残る三〇%は未処理の儘赤川に放流しているのである。

その後、生産量は次第に低下の傾向にあり、鉱水の流出は、生産量に比例することなく、増加するのみである。

当時の調査報告は次の如く記してある。

(一) 松尾鉱山には、粗鉱生産量の約一六倍の量に相当する坑内水（平均三〇m<sup>3</sup>/min、四三、〇〇〇t/H）があり、  
　　遂年水量、濃度共に増加の傾向にある。

亦この外に製錬滓堆積場からの浸透水（一〇六m<sup>3</sup>/min）と多量の赤川自然水（一一〇~一一〇〇m<sup>3</sup>/min）がある。

(二) 浸透水および、赤川自然水の発生状況は、複雑で鉱山地域全体から、浸出するので、之を局地で完全に捕集することが困難である。従つて之を完全に処理するためには、赤川全体で処理する以外に手段はない。

(三) 現在の処理状況は昭和二七年以降、施設の近代化により、全工程が完全に機械化され坑内水は、タンカル中和方式で、浸透水は地下水化方式で、夫々連続処理を行なつてゐる。

(四) 施設費の評価額は一億六千万円に及び、処理経常は年間約六、〇〇〇万円（七八、〇〇〇万円）即ち生産費トン当たり粗鉱六三円、硫黄二四六円を投入して來たが、含有成分の回収方法が研究途上にある現在に於ては、現状の努力が一企業としての限度である。

(五) 亦現在上記の処理施設の外に赤川以外の清水を導入する用水路三本が完成しているので、下村水田の鉱害がなくなり農民、漁民とのトラブルは全くなない。

(iv) 赤川全体を処理する場合、赤川放流地点（富士見橋）～北上川利用地点（開運橋、志和橋）間の水質は河川水量の影響を受けて変動し、PHに於ては、放流地点で○・三（二・三～二・六）に過ぎないが、利用地点の開運橋では二・六（三・六～六・一）、志和橋では一・四（四・四～六・八）と大きな範囲に変動するので、放流基準には之上悪くならないと云う水質の各段階の最低条件を前提とした。

赤川は、その源付近で松尾硫黄鉱山の坑廃水の流入の影響を直接に受け、平均値でpH一・一四の強酸度を示し、八・四 AX、 $\text{SO}_4^{=2}$ 、Fe（溶存）、Al（溶存）は各一、八二七・二、〇九四・三〇七・一一〇mg/lを示して著量であることに注視されよう。

また $\text{Ca}^{2+}$ 、一五四mg/l、 $\text{Na}^{+}$ 、 $\text{Mg}^{2+}$ 、 $\text{K}^{+}$ 、 $\text{Cl}^{-}$ は各一、五mg/lと多量である。

通常の河川では微量存在す $\text{F}^{-}$ 、 $\text{Cu}^{+}$ 、 $\text{Zn}^{2+}$ などみても、それぞれ、一・四一mg/l、一一六七μg/l、一一一〇μg/lを示して大きい。

赤川の流入した松川は、古川橋地点でpH三・一二を示してかなりの強酸性で、 $\text{SO}_4^{=2}$ 一九七mg/l、Fe（溶存）一八・三mg/l、Al（溶存）一〇・四mg/lと多量であり、河水は褐色にになり、河床は水酸化鉄（Ⅲ）の沈澱により茶褐色を帶び特異な景観を呈し、魚類は全く棲息していない。

松川合流前の北上川（芋田橋）は人為汚染の影響は比較的に少なく、河水は清冽で中性を呈し、溶存成分量も概して小さく良好な水質を持っている。

しかし松川毒水が好摩付近で北上川に合流するにおよんで、北上川の水質は一変する。

いま松川合流前後の北上川の水質変化を合流前の芋田橋地点と、合流後の四十四田地点とで比較すれば、平均値で

pHは七・〇五～三・八七といわじるしく低下し、 $\text{SO}_4^{=2}$ は九・一～九六・六mg/l、Fe（溶存）は〇・一六～三・一六mg/l、Al（溶存）は、〇・一〇～二・八mg/l、Turbは一一～八九とそれぞれ約一倍、一一〇倍、三八倍、七倍といわじるしく増加する。

CODについては逆に一・〇四～〇・五五mg/lと半減し、他成分とは異なる変化典型的な  $\text{HCO}_3^-$ 型で奥羽山地に源をもつ雫石川、豊沢川、和賀川、磐井川は $\text{HCO}_3^-$ 型と、 $\text{SO}_4^{=2}$ 型との混合型の性格をもつてゐる。

北上川山地と奥羽山地との両方に水源をもつ北上川芋田橋地点は、日本の河川（平均値）の性格に近い。北上古生層を主とする北上山地と新第三系および種々の火山岩類およびその碎屑物によって構成される奥羽山地との対照的な地質環境が水質組成に良く反映している。

つぎに北上川各河川の溶流物質の運搬作用（浸蝕作用）をみるために、各測定時における溶存成分流出量（成分濃度×流量）の値から測定期間中の平均溶存成分流出量を算出し、これと集水面積から各河川によって、流域一平方千米当りの一年間に運ばれる溶存成分量を推定して、別表に掲げた。

源付近に大規模な硫黄鉱山をもつ松川毒水の $\text{SO}_4^{=2}$ 、Feの運搬作用はきわめて大きく、また銅鉱山の分布の多い和賀川はCu、Znの流出量が松川毒水のそれらを凌駕して最大であることが特徴的である。

第三部 利用  
第二編 水利

北上川水系各河川の流域 1 km<sup>2</sup>当り  
1年間に運ぶ溶存成分量 (ton)

河川名	集水面積 km <sup>2</sup>	測定期間	S—Re	Na <sup>+</sup>	Ca <sup>+2</sup>	Cl <sup>-</sup>	SO <sub>4</sub> <sup>-2</sup>	Fe	Cu	Zn
北上川 芋田橋	439	1962年3月～ 1966年12月	43.8	2.9	5.7	3.0	5.1	0.10	0.0011	0.0029
四十四田 1,196	1960年8月～ 1966年12月	168.0	6.3	18.6	5.4	94.5	3.24	0.0138	0.0200	
紫波橋 2,554	1961年5月～ 1966年12月	130.0	7.2	14.9	6.7	55.2	1.17	0.0066	0.0148	
金ヶ崎橋 5,234	1962年4月～ 1966年12月	98.7	7.0	11.5	7.2	32.7	0.49	0.0089	0.0202	
千才橋 7,060	1961年7月～ 1966年12月	98.0	7.2	11.4	7.7	28.7	0.47	0.0070	0.0151	
松川 吉川橋	413	1960年8月～ 1966年12月	397.0	9.0	35.6	8.4	264.0	24.2	0.0370	0.0465
零石川	782	1963年4月～ 1965年3月	119.0	10.0	14.6	8.4	24.9	0.46	0.0036	0.0069
稗貫川	261	1963年4月～ 1965年3月	40.7	2.7	7.2	2.3	3.4	0.056	0.0083	0.0019
豊沢川	171	1963年4月～ 1965年3月	122.0	14.6	12.2	12.5	26.9	0.38	0.0037	0.0105
和賀川	897	1963年4月～ 1966年3月	151.0	15.1	15.8	16.2	39.0	1.30	0.0808	0.1270
磐井川	301	1963年4月～ 1966年3月	107.0	8.5	12.5	11.1	30.7	0.24	0.0011	0.0053

# 第一章 総 説

水は人類の歴史にとって不可欠のものであった、それは生命の保持と生活の基本的物質のひとつであるからである、云々、と論じられているが、今更、改めて言うまでもなくそのとおりである。

しかし、とかく等閑に付されがちなことは昔も同じであつたらしい。

ある僧者は、弟子が呑み残りの水を路上に捨てようとするを止め、かたわらの植木に注がせた説話の如く、有り余る水であつても無益、無汰に使用あるいは捨てることは、古来、固くいましめられたところである。

従つて、生活水としての井戸、湧泉及び耕作用河水、池水等は極度に節約するよう習慣づけられ、節約して使用して来たところである。

北上川沿岸における水の利用は、生活水と共に最も大なるものは、耕地に灌漑する用水であり、更に、動力としての利用は明治維新後であり、古くは、自家用又は地域住民共有の水車等で、利用範囲は極限されるところであったのである。

# 第二章 農業水利

## 第一節 総論

農業水利の根本をなすところは灌漑であることは言うまでもないが、灌漑について、ある一説に、耕地に適当の水を組織的に供給することとしている。

しかし、組織的に水を利用すること、利用を可能とすることは現代の事である。

吾が国における最も古い水の利用形態は、水稻栽培（初期稻作文化期において栽培と言えるか、否か疑問はあるが）に伴う湿地の利用であり、最初に利用されたのは、筑紫地方における弥生式時代初期（西暦五〇～一〇〇年）と言われるから、中国における秦時代、欧洲ローマ時代初期と言うことである。

その後、鐵鋼文化期において鍬が一般に使用されるに至り、（三世紀中葉）谷口をあさぎ溜池を築き、灌漑用水源とする水田耕作が始まり、四世紀初頭における古代国家は、池溝を掘らしめ農事を勧めているのである。

溜池灌漑による水稻栽培は古代生産経済社会を確立するところであり、四世紀末における律令国家の経済的基盤は溜池灌漑による産米にあるとさえ言われるるのである。

河川灌漑は、山城、大和等の国府周辺においては早くより行なわれたと言うが、全国的に河川灌漑の概念が伝わった

のは戦国時代における群雄の往来によるところであり、その施工に至つては同時代以後とされているのである。

北上川沿岸平野における稻作文化は、中央の学者等によって、平安朝初期を以つて上限とされているが、最近の調査、研究等によれば、弥生式時代末期あるいは後期まで遡るとされるところである。

従つて、三世紀初頭には北上谷の湿地帯において稻の植栽が行なわれ、水が利用されたことは明らかである。更に、住民が定住し、生産経済の確立と共に、中央における厚葬思想が導入され多くの古墳、塚が築かれるに至つたのである。

その後、和銅二年（七〇九）陸奥守に任せられた上毛野朝臣安麻呂等の系類の者であろうか？、陸奥国開拓期において毛野氏を称し、胆沢地方の開発につくし、中央山脈の東峰駒岳に駒形神を奉祀している。

更に、同族と推定される者が、日本後紀承和八年（八四一）三月の条に、

江刺郡擬大領上毛野胆沢公毛人

とあり、外從八位下勲八等に叙せられている。胆沢地方開発に功績を顯す在地豪族の雄であろう。

（註）(1) 古代における江刺郡は、江刺市の大半及び金ヶ崎町、北上相去町等である。

(2) 日本の食物史の中で稻より早い時代において稗が作られた史実は未だ認められていない。

従つて、北上川流域は、湿地利用並びに溜池灌漑等による米産は少くないものがあり、生活の程度は極端に劣悪であつたとは言い切れないでのある。

しかし、組織的な水田造成、耕作等の農業經營は征夷大將軍田村麻呂による胆沢城造建以降であろう。



13 分水施設の変遷二、寿安堰

以上の如く有史以前に起つた水利文化は、時代の進展と共に大きく変化するところであるが、その制度に関する記録するところが皆無に等しく、近世では殆んど施工記録のみである。

明治維新後は、同一三年初めに区町村会法の中において農業水利の事が定められ、同二三年水利組合条例

工）が胆沢平野に現在、一か所が残されている（口絵参照）。

茂井羅堰の第一分水は近時改良工事が施工され変形しているが、わずかに旧形を推考される所である。旧施設は、分水点に大石一箇を据え背割堤の損傷と分水量の変化を防止したところである。

更に、水路開削の時代が後期に降り、藩政初、前期等に至り盛んに水田開発の行なわれた頃には分水点の角度が開き（約三〇度前後）背割堤が見られない。従つて、土木技術の進歩は分水施設の角度を直角方向へ転換して行つたのである。



12 分水施設の変遷一、（中世末） 茂井羅堰

いて、既に、康平初年（一、〇五八）以前に施工されるところであり、更に、奥州藤原氏は、その家臣照井太郎高春をして毛越寺山内の円隆寺大泉池、辨天池等に、太田川より取水する、水路及び導水トンネル等を掘らしめ、給水するところである。

北上川沿岸平野において河川灌漑が行なわれた最古の施設は、磐井川流域における照井堰である。

同堰は、文治五年（一、一八九）平泉没落後において照井太郎高春の子、高安によって開削されたところである。

従つて、北上川沿岸平野の農耕水利は、中央における文化と甚しい懸隔はなかつたと考えられるのである。

話は遡るが、土師、須江器等を伴う古代住居跡の間に溝跡（口絵参照）の存在する所が数例発見されている。人工的な溝は何らの目的かは未だ解明されていないが、水路に酷似するものとして注目されている。

更に、古代導水路の典型的遺構として重視される厨川柵における分水施設と殆んど同一形式の構造による分水溝（

が公布されたのが単独立法の初めであり、同三年耕地整理組合法の公布があり、農業水利は從來の形式で存続するものと、更に、改善の方向へ進む組合と二分されたのである。（灌漑地の多い水利組合等は耕地整理組合法による組合に転換するものが多い）

更に、同四年水利組合条例は同組合法と改正され、統一して、同四年耕地整理法と改められるところであり、從來の水利組合が、時勢の変化と共に耕地整理組合に設立替えを行い耕地の区画整理を伴う灌漑施設の改良工事を施工するに至り、旧態依然として水利組合に依る地域は、山間部、又は、支川沿岸等における小地域の農耕地等であるが明治末制定の利水二法は、更に、大正、昭和初期と凡三〇余年間にわたる法効果は大なるものである。

#### 凡 註

- 一、堰（せき）用水路、導水路  
イ、近世代に多く用いられている。
- ロ、頭首工の有無にかかわらず水路全般にわたって呼んでいる。



14 分水設施の変遷三、鹿妻堰下流域

## 第一節 河川利水

### 一、概況

ハ、慣習によつて現地では今でも用いている。

#### 一、溝（みぞ）用水路、導水路

イ、主として明治初期の記録に多く用いられている。

ロ、慣習によつて現地では幅、長さ共、小なるものを称している。（幅二一〇～三〇厘米、長二〇～三〇米程度）

北上川流域の地勢は、さきにも述べる如く西に栗駒山並びに、焼石岳、和賀岳連峯、更に、乳頭山、八幡平等の標高一、〇〇〇米を越す急峻な火山群が、岩手山（標高二、〇〇一米）を中心として連り、雄物川等と水域を境するところであり、更に、相対する北上山地は、早池峰山（標高一、九一四米）を中心として隆起準平原が南北に長く走り、気仙川、閉伊川、小本川等と水界を分け、東西両山脈の中央に北上谷が、これ又、南北に走る三線平行の特殊地形を形成するところである。

北上川は、岩手郡岩手町御堂に発して、北上谷底平野を延々と南流し、一関市郊外孤禪寺において狹窄部に入り、更に、宮城県管内を南下して石巻市に至り太平洋に注いでいる。

して、殆んど直角方向に北上川に合流する。

その形状は、あたかも肋骨状を呈するところであるが、中央山脈中における右岸支川源流部を除いては殆んど緩流河川であり、流域沿岸平野等に各々灌漑用水を供するところであり、余水、排水等は、殆んど、本川に直接行われるところの三角形灌漑である。

その主なるものは、磐井川における照井堰を初め、胆沢川の寿安、茂井羅の両堰、和賀川の奥寺上、下両堰、猿ヶ石川の大堰、稗貫川の山根、用水二堰及び新堀堰、更に、零石川における鹿妻堰等であり、更に、中小支川を合等すれば二〇数支川にも及ぶところであり、北上川水系における特殊体形である。

## 一、北上川本川

### 大堰及新堰

大堰及新堰の水源は江刺郡下門岡村（北上市）地先における北上川より取水し、照沢、倉沢、高寺村等に灌漑し、広瀬川及び宿留堰に入るところの用水堰であり、北上川本流より取水する唯一の灌漑施設である。

両堰の灌漑地域は北上川左岸に展開する沿岸平野であつて北上川並びに、胆沢川等による旧河道であり、北上川における洪水氾濫原でもある。

従つて、起伏等は殆どない平垣地で、沖積土よりなる肥沃な土地で、いわゆる江刺平野と称されるところであり、平野の全域が水田、畑等として耕作されている。

同平野開発の歴史は明らかでないが、北上川沿岸平野の中では、比較的後期に属することが推定されているところである。

その論拠ともなすべきものは、新石器時代の遺跡は皆無であり、弥生文化の遺跡も、わずかに一例に止まるところであり、北上川流域における稻作文化の黎明期まで下るところである。

更に、陸奥国開拓期における胆沢城の建置によつて同平野は飛躍的大開発が行なわれたことは明らかであり、その後における奥六郡司安倍氏は、同平野を周縁する如く柵を築き一族を配置して居る。

又、安倍氏の女婿藤原経清の豊田城は、江刺平野を眼下にする丘陵上に置かれているのである。これ等は總て江刺平野における農業生産を重視し、その経済力に依存するところが大きかつたからであろう。

更に、平泉藤原氏が丘陵一筋を境する増沢（益沢）において僧侶一、〇〇〇人を以て数千巻にのぼる一切経の写経を可能ならしめたのも、その陰には、江刺平野等における豊富な生産力があつたからである。

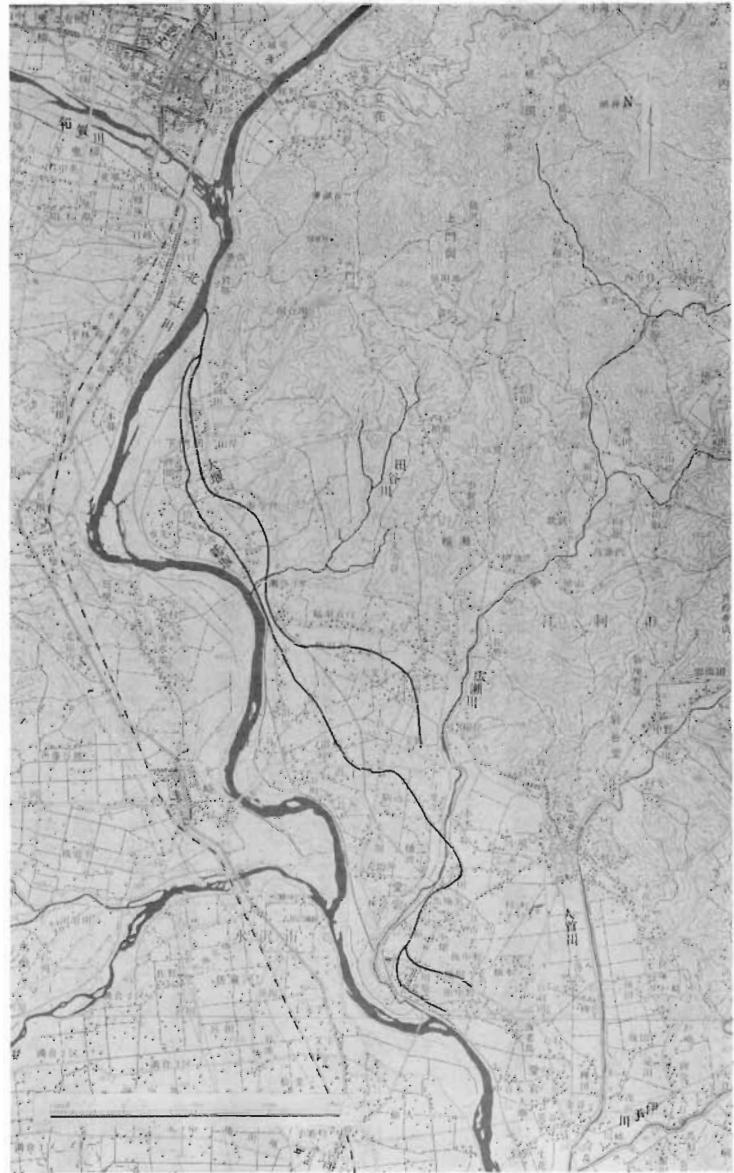
しかし、江刺平野は灌漑用水源に恵まれず、未開発地が少くなかつたのである。

殊に、上流部における照沢、倉沢、高寺村等の如きは、灌漑用水の不足甚しく、旱損は毎年の如くあり、旱魃にいやむ農夫の「我田引水」に昼夜をわかつらず奔走する苦心、水論等多くの物語りが伝えられるところである。

同地域における組織的開発等は中世末期乃至近世初期等に降るところである。

照沢、倉沢二村に灌漑する大堰及び高寺村用水、新堰等は共に、近世諸大名等によって行なわれた領内大改発の一端として計画されたところであり、両堰は当初、同一堰として北上川より取水するところである。

同堰による灌漑は、承応元年（一、六五二）地頭古内主膳の企画するところであり、下門岡村（北上市稻瀬町）字



第7図 北上川本川（大堰新堰）取水

金附の上流大山（金比羅山）南麓を掘割り平留水門（自然流入の取水口）を設け、照沢、倉沢、高寺三ヶ村に導水し、翌二年より畠返（畠地等を水田に転換を行うこと）を始め、三ヶ年間に七百貫文の水田開発を達成するところである。

同開発地は、企業者古内主膳がその功によって加増されるところであるが、再びの北上川洪水によって、平留水門が被害をこうむり破損し、灌漑用水の不足等に因る旱損が甚しく、三ヶ村民は穴山（金比羅山に隧道を通す）を通して、更に上流より取水することを仙台藩に願出るところとなり、仙台藩においては、大坂の人、徳右エ門を雇い来り寛文四年（一、六六四）穴山開削の工を起し、金三千両余を以って完成するに及び、「水大分ニ相入申候」等とある如く工事は大成するところである。

しかるに、同八年（一、六六八）の洪水によって導水路の殆んどが埋没する被害をこうむり、復旧工事困難の為、藩はこれを廃し、旧平留水門に改修を加え取水口とせるが、同一〇年（一、六七〇）の洪水により、同取水口は潰滅の被害をこうむり取水不能となるに至つたのである。

此処において、灌漑用水確保のため、照沢地内あるいは、下門岡地内等に大溜池構築を計画するところであったが当該地域住民との間における用地問題の解決を見ず、遂に、実現のはこびに至らず、再び平留水門の補強による取水を計画せるも、河状の変化により十分なる取水が不可能となり、南部境（岩脇）に及ぶ四百余間の導水路及び新取水所（割揚堰）の開削を願つてゐるが、多額の工事費を要するところであり、藩の許すところではなく、遂に延宝七、八年（一、六七九／八〇）より元禄一五、六年（一、七〇／一三）までの一〇数年間に及び甚しい旱損をこうむるに至つたのである。

此の頃、高寺用木新堰の開削が地域住民の間より叫ばれ、代表二名が仙台に出て灌漑地域内の地頭（給人）等を巡り諒解と援助を求め、高寺用木新堰開削を願出るところとなったのである。

同工事は特別の取計いによつて翌（宝永元年）三月着工され同年の田植も難なく行なわれ、三ヶ村の住民等しく歓喜するところと「江刺郡下門岡村穴山新堰御普清（安政三年十二月写本）三照村、倉沢村、高寺村用水初りの事」に次の如く記されている。

### 三照村、倉沢村、高寺村三ヶ村大堰新堰、用水初り之事

承応元年、古内主膳様より烟返り之御願被仰上、其時、御分領中、大上廻小嶋嘉右衛門様、当地上廻、佐七郎様御立合、下門岡北上川御見立大山ヲ掘割平留水門被成置、水大分相入申ニ付、承応二年より三ヶ邑之烟段々田ニ起返り夫より三年荒谷ニ被成下様、承応三年御検地相入申候、其時、打出候分則古内主膳様御知行ニ罷成、其節七百貫文余ニ被成爲成候事、夫より亦以烟返り御願被仰上田谷、二子町、黒石右三ヶ村御検地被相通八百貫文余之御知行高ニ被爲成候御事、然所ニ下門岡村平留之所度々破損仕、三ヶ村より穴山の願申上候得バ、大坂徳左衛門様罷下より、寛文四年穴山着工より御取付、金子武千両余り被相出御普請被成置候得バ、水大分ニ相入申候。其節、御郡司馬渕隼人様ト申候。然ハ、寛文八年之出水ニ而、舟場より穴山口迄四百間程大堰ニ壊押込何様ニ茂御普請可被成置様無之、大窪吉左衛門様御見立ヲ以、大土手を十間斗リ堀割申候得共水入不申ニ付、其より氏家長左衛門様御下り、先年平留之所、江刺郡中之御人足ニ而急ニ御留、寛文八年六月三日破損、七月初二ニ御普請成就罷成、水余候得共三ヶ村共至而旱損ニ罷成御事左候得バ、右平留之所、寛文十年之洪水ニ而一字大破、夫より、穴山口の大山ヲ堀割閑口被成置、其時、石留ニ罷成候得バ亦以水大分ニ相入三ヶ村共喜悅申候所段々川埋り、連々、水不足に罷成候ニ付、三照村之内清谷子ト申所に堤築申度被願上候得バ有増相叶申所ニ右之所ニ築堤申候得バ御百姓三人相秃申段申出候バ一ヶ村より金子百切つ相いり三人之御百姓相立可申由申出候バ是又、御公義相叶申所に後藤孫兵衛様より、御指支罷出被相止候其より下門岡村之内多好田と申所堤築申所見立願指上申候得バ、上様相叶申所御村より指支、是又、相止申候、夫より、先年之平留之所願申候得バ、右水浦蛇籠にて相留申候ニ付破損罷出候而、此上ハ、「右留可被成下之由願申上候得バ」□相叶、其節之御郡司川東田長兵衛様御見分之砌上廻川田勘兵衛様被仰上候得バ、此留ニ而ハ作茂最

中俄破損等罷出候ハバ相成間敷候間穴山之石留秋中より相払翌春留申候ハバ川茂段々直り可申由被仰上候ニ付御尤に被召置一兩年八左様被成置候共建之相不知儀茂無之、夫より、下門岡村舟場より男岡山下通り南部境まで四百間余り堰ニ掘申度願指上候所、是ハ大部之御物入之由ニ而願書被相返左候ハバ、田地ニハ罷成間敷候間烟ニ可被成下由申上候得バ其時御代官遠藤八郎右衛門様、壹岐五郎右衛門様、右之御代官石村喜兵衛様、横尾九郎右衛門様、右願書も相返候、依之、延宝七、八年之頃より、元禄十五、六年之頃まで田地旱損ニ罷成、御百姓□と仕連々困窮罷成候、然所、肝入七右衛門存心には倉沢村之内彦右衛門留ノ下江高寺新堰掘、下門岡村之内より水相入申候ハバ用水沢山可被成様ニ存候間、同外見分可申候哉連々咄罷在其より下門岡入口之所茂見分不仕新堰之覚書相調申候得者、倉沢村廣徳寺慶尊和尚御咄被成候ハ、高寺ニ而下門岡村之内より黒瀬と申所より新堰掘申度願相出最早相調申由方々にて伺申由御咄被成候、別当屋敷勘右衛門中聞天恵ニ也可爲御佳而弥ニ御给人様方より被仰上候、御文容共ニ相調御代官方ニ御上廻様ニも無構於仙台御給人様方直ニ被仰上候節ニ書面相調申所ニ長右エ門肝入役目願差上申候所に折節願之通相叶申ニ付假役肝入治郎右エ門右新堰願書共ニ相渡申候、其後、右長右エ門候ハ、迎茂此上ハ下門岡村新堰四ヶ所見分被指上可然由申候得バ、尤之由ニ而組頭四、五人同道ニ而見届申所、成就能様と見分致、弥ニ情を入、所々方々肝入治郎右エ門首尾相調申候

依之治郎右エ門申ハ、御村組頭中ニ茂相談仕候間、兎角此度ハ貴殿仙台江罷登御給人様方互品々申上相調可申由ニ付、右長右エ門並天間屋敷伊右エ門同道ニ而罷登り増田右近様、只野圖書様、増田齊様、多田清左衛門様、国分彦四郎様、安久津重之丞様、遠藤權八郎様、濱尾辰之助様右御給人様方互罷出品々申上御判形相調亦々増田齊様ニ罷出願上、江刺郡司白根津重藏様ニ被指上被下置候得バ十月以後之願御取上無之御格式御座候得共所各別ニ在之ニ而首尾能被仰付候、右者身共ニ可然下由被仰付極月廿五日然下り、依之翌年三、四月より御普請御取付、其節之上廻植木正左衛門様、御役人者結堀伊太夫様<sup>並</sup>ニ南長五郎様、館坂伊太夫様、芦立長五郎様、加藤孫之丞様、桶渡源之丞様、小野寺善治様、合七人、東山上廻衆大宮八十郎様ニ而も御出御見分被成置候故、御普請者早速成就千秋萬歳而三ヶ村中歓喜能眉をひらき水沢山田植茂首尾好相仕無事候事」云々

とあり、その後、寛文一〇年洪水の後に地域住民によつて願い出され、多額の工費を要するの故を以つて保留せらるところの割揚堰宇岩脇（男山南麓）が開削され、大堰の名を以つて照沢、倉沢両村に灌漑されるところであるが、高

寺用新堰は照沢村字押切における内川メ切による取水を廃し、割揚堰より分流するに至ったのである。

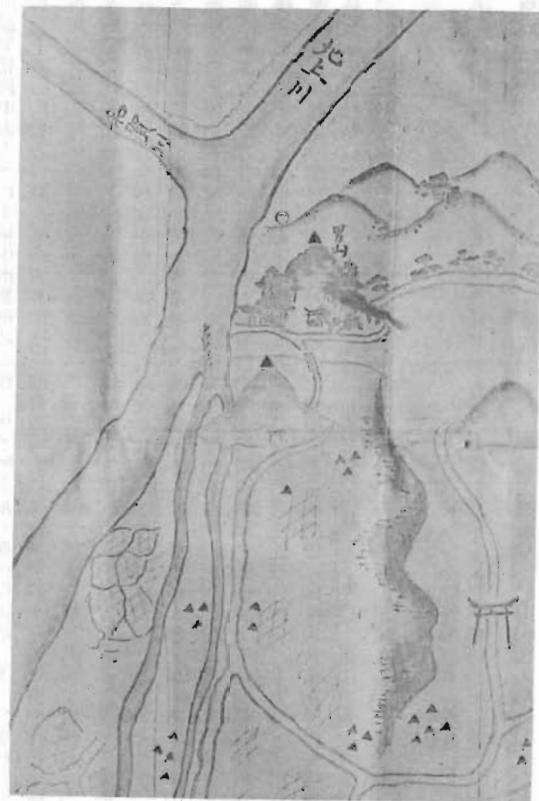
両堰は、以上の如く近世中期（正徳五年（一七一五）において工事を終了するところであるが、それ後、洪水災害以外には大改修等の施工を要せず、下流二ヶ村の用水を十分供給し得たるところである。

しかし、北上川の河床は洪水毎に変動を続け、自然流入によつていた割揚堰が次第に流入量を減ずることとなり、男山畠麓北上川の河床に「葦脛」と称する導流施設を施工し、取水するところである。

以上二堰による灌漑地域における草高、灌高等は次の如くである。

高寺村 草高田代二三二メ六六五文  
新堰掛 九五ダニ(八文)

一一メ四一七文（廣瀬川左岸二本木堰掛）



15 割揚堰（大堰）古図

司東氏資料



16 割揚堰遺構（旧頭首工）

北上市岩脇

更に、明治初期における同堰による灌漑地域等は、  
名称 灌漑地域 水路延長 灌漑面積  
新堰 愛宕村（江刺市）八町三〇間（糸） 一四四町一反余  
照沢ダム（〃）一里二八町（〃） 二二〇町〃  
種淵ダム（北上市）三五町一五間（〃）  
大堰 片岡ダム（江刺市）一〇町（〃）  
照沢ダム（〃）一里一八町（〃）二二〇町歩  
種淵ダム（北上市）二五町一八間（〃）  
五里一七町三間 五六四町一反余  
である。

同地域に灌漑する用水堰等は明治一三年布告により、高寺用水、倉沢用水、二本木堰等の各掛江組合によって維持管理されるところであるが、大正二年の洪水後耕地整理の必要にせまられ、同三年調査測量等を施行し、同五年江刺

耕地整理組合を設立し、ただちに幹線水路の改良工事を起工すると共に、同七年耕地区画整理工事を開始し、主要幹線水路は同一〇年に完成し、七月通水式を挙行するところである。

一方耕地の区画整理は延々一二二か年間を要し、昭和四年ようやく完成するところである。(未了)

### 三、中流部水域

#### 一、夏川流域

夏川は宮城県若柳町より来り岩手、宮城両県境を東及南に湾流し、再び宮城県に流下する北上川の第一次支川であり、同川流域の岩手県地内は殆んど底湿地である。

同地域の開発は明らかでないが、永享一〇年(一、四三八)峠の城主千葉胤資の五男右馬助定時が葛西持信に仕え百余町歩を賜り、油田村に住むと伝えられるところであるから既に、開発が成ることは明らかである。

しかし、夏川沿岸平野の開発は、同川が開削され、灌漑排水等が可能となつた寛永一五年(一、六四二)以降の事であろう。

更に、同流域における灌漑用堰等の施設が開削された時期等も亦、明らかでないが、同沿岸旧下油田村(花泉町)においては、貞享年中に小野寺縣なる者が、同地内に新川を開削し、悪水(排水)を夏川に放出する工事を施工しているのである<sup>(6)</sup>。

同地域における水田の内夏川によつて灌漑又は同川に排水することによつて耕作を可能ならしめたところは蝦島、

西永井等の二〇〇余町歩があげられてゐるのである<sup>(7)</sup>。

#### 旧蝦島村

一村爲高七拾三貫九百九拾四文

内田代五拾九貫七百三拾八文

畑代 拾四貫武百五拾六文

田代の内

五拾五貫八百六拾文

堤懸

三貫八百六拾八文

川及天水

一村爲高武百四拾三貫六拾六文

内田代武百拾六貫六拾二文

畑代 拾七貫四文

田代の内

武百拾六貫六拾武文

川懸

堤懸

とある。

従つて、二村合計田高一メ四九文が夏川によつて灌漑並びに排水が行なわれるところである<sup>(8)</sup>。

更に、明治初期の調査によれば、夏川の影響は永井、涌津、油島村(花泉町)の三か村に及んでゐる。



17 夏川流域

西磐井郡花泉町

又、夏川の支流磯田川は上、下油田、蝦島、涌津村等に及ぶ同川沿岸平野に灌漑するところであり、同地域の内

上、下油田二村の灌漑状況は次の如くである。

一、村田爲高 同上堤懸高 同上川懸高

下油田村 二〇七メ五二三丈 七メ四一六丈 三九メ〇九七丈 二三・四〇五  
上油田村 二九、二七六 三五、一七六 四、〇〇〇 三・〇八〇

計 一三六、六八九 二〇三、五九二 三三、〇九七 二五・四八五

とあるが、明治初期における磯田川の灌漑地域は、同川の上流部下油田地内において（旧称磯田川）沿岸七七町歩に灌漑し、更に、同支川西風谷地川はその沿岸上油田地内において、一九町歩に灌漑するところであり、兩川合流後の本川（旧油田川と称す）流域において、更に八〇余町歩に及び合計一七六町歩余に灌漑するところとなっている。

全村草高	堀縣草高	残草高
五九、七三八	五五、八六〇	三、八六八
下油田	二〇七、五二三	夏川分
上油田	二九、一七六	磯田川流域
東永井	三五、三九八	全
西永井	二二六、〇六二	金流川流域
		三五、三九八
		二二六、〇六二
		夏川分

## 二、金流川流域

金流川は宮城県金成町より入り、花泉町地内を東南流し同町永井字川口で北上川に入る右岸支川である。

同川流域のうち岩手県管内は同本川及び左支有馬川によって形成されたところの広大な沿岸平野であり、同地域の開発は平安時代にも遡ることが考えられるのである。



18 金流川流域

西磐井郡花泉町金沢

康平五年（一、〇六二）前九年役に際し、源頼義が磐井郡仲村郷（花泉町花泉）において軍糧の稱を刈取つてゐるのである<sup>⑤</sup>。

「栗原郡又入磐井郡仲村地、去陣四十餘里也。耕地作田畠民戸頼鏡、則簗兵士三千餘人令刈稻禾等將給軍糧如此之爵径十八箇日留營中者六千五百餘人也。」

とある。

従つて、平安初期既に米產地として知らるるところであり、更に、平泉藤原氏による黃金時代を経て後、その一部は峰城主木村氏の領するところとなり、又、康永元年（一、三四二）葛西高清（清貞？）の臣、岩淵正經戰功によつて五百余町歩を磐井郡において賜り涌津神橋城に住するところである。

これ等中世武家の勢力拡充の為にも愈々水田等の耕地開発が進められたところであるが、中世後期に至り葛西、大崎等の対立、更に、葛西幕下諸臣等の相克等が相繼ぎ争論に忙がしく、農地開発等は省る暇がない状態である。

従つて、大規模の水利施設等は、大閥検地後における全国諸大名が競つて新田開発を行ふに至つた近世初期まで降るところであろう。

同川流域の殆んどは水田として耕作され、本流、有馬川両川より取水し、灌漑するところである。その堰数は二〇数か所に及んでいる。

殊にも旧金沢村等の三か村には、一三か所の堰があり、水田の大半は両川によつて灌漑されるところである<sup>(1)</sup>。

村名	全村草高	灌漑地草高	同上換算面積	比率	取水所数
金沢村	一八三、七八四	一一〇、一七四	八四・八二六	六%	八
清水村	五一、八七三	三一、三〇五	二四・八七四	六二%	三
中村	四四、二六九	二六、三一〇	一〇・二六六	五九%	二

とある如く、その受益範囲並びに利用率は広く大きいところである。

### 三、大江川流域

大江川は花泉町日形の須釜山に發し、日形のデルタ地帯を東流して、宇小野で北上川に入る延長わずか三糠余の河川である。

同川の源流域は南側に小野、須釜御林等があり、更に西及び北側に常山倍御林等の藩有林によつて囲繞されるところであり、中流部より下流の殆んどが平坦地であつて、水田として耕作されている。

同地域の開發は、地方史等は奈良朝の末（八〇〇年代）稻作文化を伝える王朝人等が來り住み、前九年役（一、〇六二）に際しては、磐井郡仲村と共に国司軍が稻を刈る等が伝えている。

更に、平泉文化によつて大いに開發が進み、生産経済が確立するに至つたところである。

中世代の初頭において平泉檢非違使奥州總奉行葛西清重の臣、和田困幡が日形、峠村等を領し、杉屋敷館に住んでゐるのである。

又、その後、同葛西幕下の千葉胤資等が刈明館に拠つてゐるのである。従つて、同地域の開發は中世以前に遡るることは明らかな事実であろう。

近世初期日形地方地頭木村勘助が一千八〇間の堤防を築いたのも大江川流域における耕地を守り農民を養うところにあつたのであろう。

同川中流部より下流は幾度かの改修によつて排水路的河川とし、利用されているが、同川流域における開発の進展状況は凡そ次の如くである<sup>(2)</sup>。

近世初期（元和二年頃）	六二六余
寛永一八年（一、六四二）	八五、二四五
宝曆二三年（一、七六三）	九一、六五六
安永四年（一、七七五）	九三、六〇〇

と次第に水田面積が増加している。

更に、明治三七年同地域一帯にわたる耕地整理によつて水田面積八一町九反歩となり、大江川はその殆どの耕地における灌漑、排水を兼ねるところの河川である。

### 四、黄海川流域

黄海川は東磐井郡千厩町小梨に發し、同郡藤沢町地内を縱流し、同町黄海子藤巻下で北上川に合流する幹線流路延

長一九糀余の河川である。

同川流域の殆んどは丘陵地帯であり、谷巾がせまく、本川及支川等における沿岸平野の造成が少い。従つて、耕地（主として水田）として開発されるところは山間、山麓等の小地域に限定されている。

しかし、下流域の旧黄海村地区は獻上山並びに羽山両山麓等の黄海川沿岸に広い谷底平野が形成され、黄海川による灌漑が行なわれている。

同川流域の開発は明らかでないが、中世代において上流部の藤沢館（藤沢町藤沢）には葛西氏幕下の岩淵氏があり砂子田館（同町砂子田）には同葛西氏の臣千田氏等がある。

従つて、同地域の開発は両氏等の入部以前において既に行なわれたことは推定されたのである。

しかし、藤沢、砂子田等の地区は山間にあり、沿岸平野等は甚だ狭い。従つて、同地区における取水灌漑の規模等は小さく、川原堰の如きは、灌漑面積はわずかに〇・五アールにもみたないのである。

更に、下流部における旧黄海村地区も上流部と同じく開発時期等は知るところではない。

ただし、上流部より早期に及ぶところと伝承されるが、古代における開発に關係ある遺跡等確認はいまだ得られるところではない。

しかし、中世後期には黄海地区に深堀館主千葉氏（深堀氏を称す）及び氏家氏、千葉大和守等が住し、深堀氏の如きは居館の麓字本町（二日町対岸）に城下町を經營しているのである。

以上の如く、葛西氏が幕下の諸将を同地区に配置していることは、同地区における開発の度を示すところであろう。

う。

天正一九年（一、五九一）豊臣秀吉による奥州仕置後における黄海村の村高は一、六八六石三斗と定められるところであるが、更に、取水堰水路等を拡充し、新田開発を行なう等の本格的開発は近世初期に降るところであろう。

藩政中期における同水系より灌漑用水を取水する所は凡四〇か所に及び、堰（用水路）数一二〇線に達している。その大要は次の如くである。

黄海川					
河川名	地域名	取水所数	堰（用水路）数	灌漑地草高 (黄海川)	換算面積
黄海川	黄海	五	五	六八六一八三支	五二・五〇〇九一
	西口	九	九	五、〇五〇	三・八八八五〇
	新沼	三	三	七、二四四	五・五七七八八
	砂子田	七	七	一八、八五〇	一四・五一四五〇
	北小梨	六	六	三九、五七三	三〇・四七二二一
	保呂羽	一	一	二五、一七八	一九・三八七〇六
大籠	二	二	二	三、五一九	二・七〇九六三
徳田	一	一	一	二三、一一五	一〇・〇九八五五
南小梨	三	三	一	一七、一八五	二三・二三二四五
計	三八	一	一	一九七、八九五	一五一・三八〇六九

以上の如く多くの施設を有しながら、その益するところは甚だ少く、一取水所平均の灌漑面積は四、〇一ヘクタールであり、用水路一線当たり一・二八ヘクタールにすぎないのである。

更に、同川流域における全水田面積に対する同水系の灌漑する比率は三六%である。

しかし、同川の下流域黄海地区における黄海川の利用は全地域の五〇%を越えるところであり、同地区において最も早く開削されたところ、「かつとうし堰」は黄海川流域における最大の取水所で同川右岸平野に灌漑する主要の堰である。

「堰元は当郡西口村而当村境かつとうしと申所小川メ創用本引取申候。」

当村二箇用水石溜高抬高貰三百七拾武文

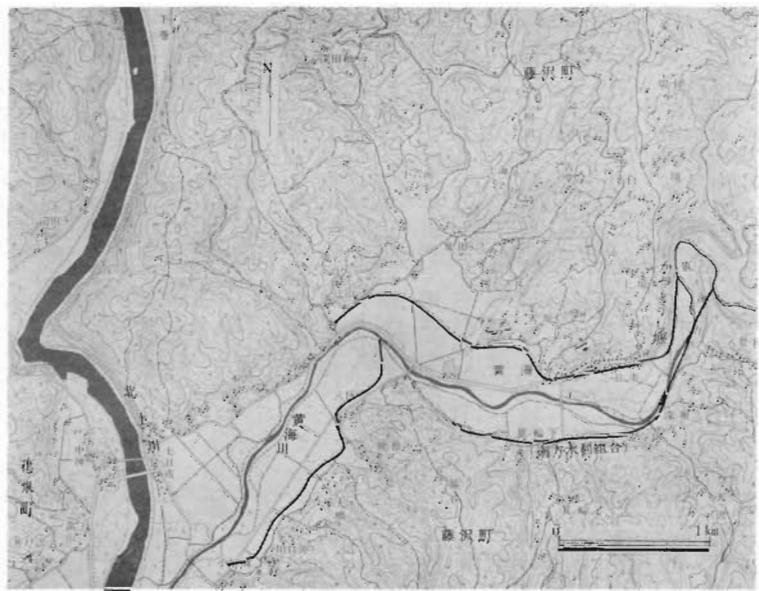
(註) 1、「小川」は川の旧名

2、本流は当村養園石と申所ニ而北上川江落入候事。

とある。

同地域の殆んどは、同川より取水する灌漑水に依存するところであるが、取水所（頭首工等）は旧黄海、西口両村境を越えて遡るものではない。

従つて、取水所等の設置は、村境設定の寛永二八年（一、六四一）以降において、新領主伊達政宗の興産政策による黄海川沿岸平野の開発と、既耕田等の補水



第8図 かつとうし堰

東磐井郡藤沢町

のために新設し、更に、用水路等が開削されるところであろう。

明治維新後、黄海川右岸一帯の地域、即ち、同村字町裏、中田、河青、鬼田、天沼、本沢、小川淵等の広範囲にわたる地域は、黄海村北方水利組合によつて管理されるところで、水田九一町二段瓦畝歩余であり、関係者二九五名に及ぶところであり、対岸における字箕輪下、脇谷、深堀、八景下等の地域は関係者六〇余名となりなるところの南方水利組合の所管に属し、灌漑面積は二七町三反歩である。

明治四四年約二一町歩にわたる耕地整理を施工すると共に、西口村地内字三本松に、新らしく取水設備を設け、同

三ヶ尻の突出部には隧道による水路を開削し導水するところである。

更に、同川左岸下流部の字大橋、八反、川口沖、榎橋等の地域は、黄南水利組合の所轄するところであり、昭和八年耕地整理の施工と併せ、字三鞍島に取水所を新設し、四九町歩余の水田に灌漑するところであり、関係者一三〇名に及ぶところである。

以上の如く、黄海川下流部沿岸平野の総てが、明治初期に結成された三水利組合によつて運営されるところである。

更に、昭和初期耕地整理事業を起し、同四年字中田、河吉等において区画整理が施工され、他の地区は昭和二三年洪水後に施工されるところである。

天正一八年（一、五九〇）豊臣秀吉の奥州仕置によつて村高一、六八六石三斗と定められ、更に、寛永一九年検地によつて水田一一町八畝三歩、田高一三二メ五五七文と評されたところの黄海川沿岸平野は、大正初期まで半ば畠地及び湿地等の荒蕪地であつたが、時代の趨勢と住民の努力によつて今や一六〇余町歩の美田と化すところである。

る。

## 五、千厩川流域

千厩川は東磐井郡千厩町奥玉地内室根山の西谷に発し、旧上奥玉、中奥玉、下奥玉、千厩村等を経て同郡川崎村、(旧薄衣村)字薄衣で北上川に入る、幹線流路延長凡二五糠の左岸支川である。

同川流域は既に述べる如く、隆起丘陵地帯であり、谷巾がせまく、北上川合流處に近い薄衣地区を除けばわざかに中、下奥玉地内において狭長の谷底平野が形成されるのみである。

同地域の開発及び取水堰の開削等の起元は明らかでないが、中世初期葛西氏の臣千葉氏の居住が伝えられるところである。

従つて千葉氏が同地方を所領する以前に開発が行なわれていることは言うまでもないところである。

しかし、本格的開発は近世初期に至り、天和二年(一、六八二)田村氏が三万石(表名目五万石)を以つて一ノ関に封ぜられて以後のことであろう。

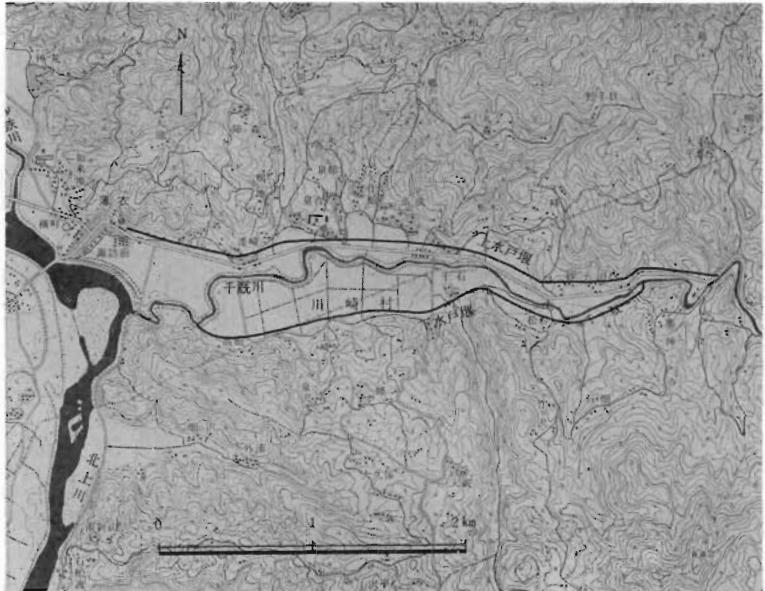
同田村氏の知行地のうちに奥玉三郷等があり、同地区における取水堰は七ヶ所に及んでいるが、その中でも小田堰は最も灌漑面積が大きいのである<sup>(1)</sup>。

「小田堰、当村用水溜高拾七メ六百拾九文」

とあり、山間部における用水堰としては規模が大きく灌漑面積は一三・五六ヘクタール(換算)にも及んでいる。

更に、薄衣地区は北上川畔に接する平坦地であり、その開発は古代に遡ると伝えられるが、定かでない。

しかし、中世初期以来平姓千葉氏(薄衣氏を称す)が此の地にあり權勢四隅を圧するところである。



第9図 上水戸、下水戸堰 東磐井郡川崎村

従つて、同地域の開発は薄衣氏の入部以前に遡る」とは推定にかたくないものである。

(註) 薄衣氏四代清村は興國三年(一、三四二)葛西氏と戦い敗れてその幕下に属するに至つている。

更に、同地区における上水戸堰、下水戸堰等の開削は文禄四年泉田重光が伊達政宗より薄衣村等において知行地貢貰文(七〇余町歩)を賜り泉館に住してより」と、伝えられるところであり<sup>(2)</sup>、上、下水戸堰等については次の如くある<sup>(3)</sup>。

一、上水戸堰堰本は当村さいかちと申所に而當村一同用水右溜高三拾武貰六百八拾文  
一、下水戸堰堰本は当村さいかちと申所に而村一同用水右溜高拾壹貰六百九拾文

とあり、千厩町境に近い山狹において取水し、各々山麓に近く幹線水路を通じ、薄衣町及び元町まで灌漑する重要な用水路である。

以上の如く中世代に統く近世初期以来の開発によつ

て千麿川及び支川等より取水されるところの堰は三〇箇が所に及びその灌漑面積は約一三六・二ヘクタールに達している。

主なる灌漑地は、旧村単位に見れば次の如くである。

旧村名	堰数	灌漑地面積	換算面積
薄表村	二	西四、五三五	三四・二八
千厩 <sup>ノ</sup>	四	三〇、二三七	三三・二七
潤沼 <sup>ノ</sup>	一	五五〇	四二
熊田倉 <sup>ノ</sup>	五	七、三三五	五・六五
中奥玉 <sup>ノ</sup>	七	四九、四七	三八・〇六
下奥玉 <sup>ノ</sup>	七	一六、一一二	一二・四一
金田 <sup>ノ</sup>	四	一七、六三六	二三・五八
寺沢 <sup>ノ</sup>	二	一一、〇七五	八・五三
計	三三	一三六・二〇	

以上の如くであるが、一取水所平均の灌漑面積は約四、二五ヘクタールと比較的少ない。

更に、千麿川本支川の灌漑するところは、同水系における全水田面積の三八%にすぎないのである。

## 六、砂鉄川流域

砂鉄川は東磐井郡大東町大原鷹巣山に発し、同町地内を南北に縱流し、更に、東山町の南端を経て同郡川崎村地内で北上川に合流する幹線流路延長四六糠、流域面積総數三七五平方糠余の左岸支川である。

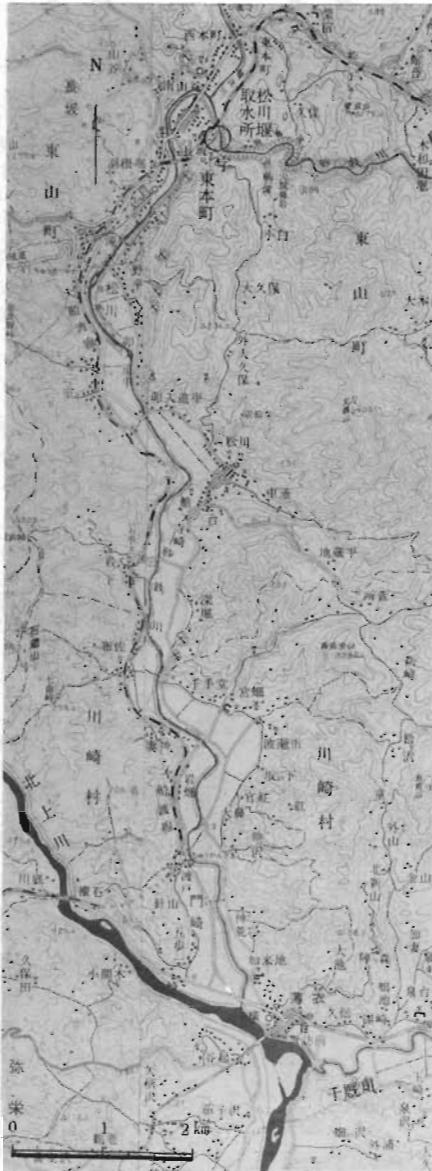
同流域は既に述べる如く隆起丘陵地帯であるが、隆起後の侵蝕が比較的進まず本支川共、狭長ながら河岸平野は至

るところに形成されている。

同地域の開発は古く、永承五年（一、〇五七）安倍貞任が精兵四千人を率いて砂鉄川の北上川に合流するデルタ地帶同郡川崎村の川崎柵に撃り大風雪にならむ國司軍に少なからざる損害を蒙っている。

従つて、安倍氏の治下において、沢沼の周辺等における灌漑に便の場所等は既に開発されていると見るべきであろう。

更に、中世代における同流域は奥州總奉行葛西清重幕下の重臣等が拠を構える事暫しばであつたから、溜地並びに本、支川における揚場（取水堰）等の構築によつて更に、開発が進められたことは明らかである。



第10図 松川堰 東磐井郡東山町

しかし、松川堰金山前足用水堰及摺沢大堰の如く比較的規模の大きい頭首工を備える取水堰の開発は近世初期に降るところであろう。

松川堰は東磐井郡東山町長坂地内で砂鉄川より取水し、旧長坂及松川二村に灌漑するところであり、その受益面積は二七・二ヘクタールに及ぶところである<sup>(1)</sup>。

〔松川堰、堰本ハ当村上川底ニ而当村並當郡松川村兩村入合用水右溜高二拾五貫三百五拾文〕

(註) 現在上川底の地名を伝えず松川堰の取水所は字東本町である。

とあり、旧長坂村地内において取水する用水堰であるが、灌漑地域は以上の如く二か村にまたがり、溜高三五貫三五

〇文である。

水下の旧松川村分については<sup>(1)</sup>、

「下川底堰、但堰元当郡長坂村之内下川底と申所

両村溜高三拾武貫九百五拾文之内当村分溜高武拾九メ八百三拾文」

とあり、溜高の八四%は旧松川村地内における灌漑面積である。

(註) 1、仙台藩における平均換算率を毫貫文七反七畝と計算した。

2、堰の名称は関係村邑によつて異なるが、松川堰、下川底堰は同一用水堰である。

又、長坂地内金山前足用水堰及び同町摺沢の大堰等は一〇・〇ヘクタールを越ゆる灌漑面積を有するところである。

更に、砂鉄川流域において、同本川及び支川等より取水し、灌漑する水田の比率は(資料欠落のため全域に及ぶものではないが)次の如く高率を示しているのである<sup>(1)</sup>。

旧村名	全水田草高	用水堰灌漑草地高	%
門崎村	五八、五五八	五四、六三五	九三
松川村	四九、六三七	三三、八二三	六六
沖田村の内 築館村内	三七、一九四	二七、三一〇	七三
天狗田村	一四、四二四	七、八三三	五四
摺沢村	八九、三七五	二四、三一五	二七
曾慶村	四八、九六五	一七、四五一	三五
猿沢村	四八、八七四	三四、九五九	七二

以上の如く同流域における灌漑用取水の多くは河川に依存するところであり、その利用度は平均六〇%を越ゆることである。

更に、明治初期における砂鉄川水系において本川及び支川等の河川より取水する灌漑地域及び面積等は次の如くである。

1、砂鉄川	大東町	旧大原村	七〇、 <sup>(町)</sup> 一
	東山町	・渋民村	六〇、一
		・門崎村	六〇、一
2、大谷地川	大東町	・松川村	八、四
3、沖田川	東山町	・渋民村	二三、九
		・猿沢村	二三、一
			九、八

4、猿沢川 東山町 猿沢村 五五、一  
計 三〇九、一

(註) (昭和九年における同流域総面積一八五九町余である。)

## 四、左岸水域

### 一、大沢川流域

大沢川は西磐井郡平泉町地内の東稻山に発し、同町小島地内を西流して、同地内<sup>字</sup>五反田で北上川に入る左岸小支川である。

同川流域の殆んどは丘陵帶であつて広大な耕地を開発すべき平地等は甚だ少い。

同流域は奥州藤原文化発祥の地、平泉の対岸にあるところであるが、同地域の開発は、既に資料が失なわれ確証を得ない。しかし、少くとも平安時代までは、遡ることが推定されるのである。

そして、同地域における開発は此の時期を頂点とし、此の時期に終るところであろう。それは、全国的に農地開発が盛んに行なわれた近世初期における開拓の伝承も記録も残されていないことは、開発の余地が残されていないことを明らかにするところであろう。

同流域における灌漑面積の最も大きい大月田堰について次の如くある。

「大月田堰堰本ハ当村東覚ト申所ニ而当村一四用水右溜高式拾壠貫八百拾四文」

とあり、更に俄坂堰は次の如くである。

「俄坂堰堰本ハ当村猪森下ニ而当村<sup>並</sup>當郡長部村式ヶ村入合用水右溜高拾七貫百八拾九文」

とある。

同川流域における用水堰は大小合せて一一か所に及ぶが、そ灌漑面積はわずかに五四、一ヘクタールにすぎない。

しかし、同村における田代は七二貫六九二文（五五、九七二ヘクタール）である。従つて、全村面積の九六%が大沢川より取水しこれによつて灌漑されるところである。

	灌漑地草高	換算面積
新田堰	三、五八二	二・七五八一四
杉山 <sup>ノ</sup>	七、六一二	五・八六一二四
伊勢堂 <sup>ノ</sup>	二、〇五二	一・五八〇〇四
磯田 <sup>ノ</sup>	七、一〇六	五・四七一六二
穴山 <sup>ノ</sup>	二、〇三八	一・五六一五六
大月田 <sup>ノ</sup>	二、八一四	一六・七九六七八
前田 <sup>ノ</sup>	、六九九	・五三八一三
柳沢 <sup>ノ</sup>	、八六八	・六六八三六
山谷田 <sup>ノ</sup>	、八一二	・六一七五四
俄坂 <sup>ノ</sup>	一七、一八九	一三・二三五五三
計	六五、五六五	五五・四〇〇〇〇

### 二、天王川流域

天王川は胆沢郡前沢町生母地内富士の根山に発し、旧母体村の丘陵を西流し、更に母体谷起、佐藤谷起等を南流し



19 天王川流域 順沢郡前沢町母体天王社前より

柏赤庄津村地先で北上川に入る左岸支川である。

同流域の内、丘陵地帯は谷巾がせまく、沿岸平野の形成は殆んどなく、又下流部における平坦地は北上川の洪水氾濫原であって、殆んど谷起を耕起した畑地である。

水田は母体町附近及びその下流における同川沿岸の低地帯のみである。

しかし、同地域における灌漑用水源は、天上川が唯一のところである。同地域の開発は明らかでないが、建久三年（文治八年）（一、二〇三）の洪水において、堤防（二〇間（一九〇メートル）が破堤し、被害をこうむつているのである。従つて、平泉藤原時代既に多くの耕地が開発されていたことが推定されるところである。

中世代に至り、葛西氏幕下の千葉氏が母体に住し、更に、近世初期薄衣館の住人佐藤豊後清信が母体治部少輔に仕え西館に住している。

従つて、同地域の開発は古く、中世代においては生産力の充実するところであったのである。

しかるに、北上川の洪水及河道の変遷等によって昔日の面影を止めぬまでに荒廃するに至ったところである。

### 三、山内川流域

山内川は水沢市黒石町地内大鉢森山に発し、同町地内を西北に流れ宇下谷地で北上川に入る左岸の小支川である。

同川の流域は殆んど丘陵であるが、その中流部においてわざかに狭長なる沿岸平野が形成されるところであり、同地域の開発は古く、平安前期に遡ることが推定されるのである。

天台宗黒石寺の本尊薬師如来座像は貞觀四年（八六二）在銘の古仏であり、多くの伝統を伝える山内集落の人々によつてこの古仏が守られて來たのである。

そして、これらの人達は山内川より取水する花立堰によつて沿岸平野の耕地に灌漑し、以つて生計を維持したところである。

「花立堰但黒石村用水高四貫三百拾七文江相用申候。」

とある。

同堰は黒石町字長根において取水する同流域唯一の用水堰であるが、明治維新後における同川の灌漑面積は三町歩（三一ヘクタール）と計上されている。

しかしその間における開発の経過等は明らかでない。

### 四、大久保川流域

大久保川は水沢市黒石町地内大鉢森山より出て西流し、同町字鶴城に至り、北上川に入る左岸の小支川である。

同川の流域は殆んど丘陵帶であり、沿岸平野はわずかに中流部における宇袖沢下の存家等の一部にすぎないのである。

同地域の開発並びに同取水堰の開削等は資料が散逸して明らかでないが、正法寺書出の中に貞和二年（一、三四六）黒石越後守及び娘につき次の如くある<sup>(1)</sup>。

「開祖無底禪師貞和元年當國江下向之節、共ニ連召仕置候處、黒石越後守娘右金栄妻龍成田代四百拾弐文之處持參仕候、依其由緒、當寺江御寄附七貫五百之内、四百七拾四文永代宛行之差置候云々。」

（註）四百拾弐文は約〇・三一七ヘクタールである。

黒石越前守は葛西氏の臣で黒石町字鶴城に住し、同地方を知行するところであり、数代の後、中世末期（一、五七〇年代）に至り、江刺氏と事を構え遂に敗滅しているのである。

従つて、同地方は中世初期すでに開発が行なわれていたことは明らかである。

しかし、同地域において大久保川より取水する内野堰等の開削は近世初期に降るところであろう。

同堰は黒石町字長田において取水するところであり、近世中期における灌漑面積等は次の如くである<sup>(1)</sup>。

「内野堰、但黒石村用水爲高弐貫弐拾七文五相申候。」

とあり、その灌漑面積はおよそ一・五七ヘクタールで山間の小盆地における灌漑堰である。

## 五、大田代川流域

大田代川は江刺市田原地内の蓬葉山より出て、同田原大田代及び水沢市羽田町黒田助等を経て同町鶯沢において小田代川を合し、北上川に入る左岸支川である。

同川の流域は殆んど丘陵帶であり、平坦地並びに沿岸平野等の形成は甚だ少なく、耕地も亦狭い。

同流域は中世代の初期以来葛西氏の一族江刺氏の領知するところであり、その幕下に属する大田代氏及び小田代氏等は大田代川並びに同支川小田代川流域等に各々あり、江刺氏家臣団の中堅として中世末期に至り、主家と興亡を共にするところである。

従つて同流域の開発は大田代、小田代氏等によつて行なわれたところであろう。

しかし、取水場等の施設は近世初頭あるいは前期における施工と推定されるところである。

両川沿岸における取水堰は實に四八か所の多きに及び灌漑面積は山間における小河川流域にはまれに見るところであり、実に五〇ヘクタール余に達している。

その大要は次の如くである<sup>(1)</sup>。

### 大田代川水系

本支川別	地域名 <small>旧村単位</small>	堰数	受益地 高区	換算面積 ヘクタール
本川	大田代	二	六、五〇〇文	五・〇〇五
黒田助		五	一四、七八一〃	一一・三八一
支川	小田代	三六	三四、七三二〃	二六・七四三
小田代川	鶯沢	五	九、八四五〃	七・五八〇
計		四八	六五、八五八〃	五〇・七〇九

以上の如くであるが、同流域における総草高は一二七貫八七三文であり、同川によって灌漑するところは、その大半

に及ぶところであつて、同地域における用水源として重要な河川である。

更に、明治中期の調査によれば同川における灌漑地域は旧羽田村（水沢市羽田町）にも及びその総計受益面積は七九ヘクタールとあるのである。

大田代川	堰数	受益地草高	換算	村高水田	換算
旧小田代村地内	三六	三四、七三二丈	二六・七四三	五五、七六〇丈	四一・九三五
大田代	二	六、五〇〇	五・〇〇五	三八、四二二	二九・五七七
黒田助	五	一四、七八一	一一・三八	一五、四一九	一一・八七二
鶴沢	四八	九、八四五	七・五八〇	一八、二八二	一四・〇七七
計		五〇・七〇九	二二七、八七三	九八・四六一	51% 53% 62% 16% 95% % % %

## 六、人首川流域

人首川流域を構成する主要河川は、江刺市人首地内物見山に発し、元人首、角掛、次丸、増沢、片岡、石山、二子町村（江刺市）等を経て田茂山村（水沢市）字小柳で北上川に入る本川、及び、同江刺市伊手地内東物見山に発し、元伊手、横瀬、原体、石山（江刺市）羽黒堂村（水沢市）等を経て田茂山村地内字森で人首川に入る、支川伊手川とよりなるところである。

同川の流域は、北上山地西部の丘陵地帯であるが、源流域の物見山、大森山、阿原山等の山丘は傾斜が緩やかであり谷幅も広く沿岸の至る所に狭長ながら平垣地が形成され、所々に集落が発達し、沿岸平野の殆んどは拓られて水田等の耕地として耕作されている。

更に、人首川本川の下流部は広大な北上川沿岸平野であり、拓られた水田地帯の東部を南流しつつ、江刺平野

（北上川沿岸平野の内田江刺郡地内）の南部一帯に灌漑するところである。

同地域（人首川、伊手川両流域）における開発の歴史等は明らかでないが、稻作文化の到来は遠く原始時代に遡ると推定されるところであり、有史以前既に稻作による生産経済が確立されていたところと考えられている。

そうした背景のもとに、人首丸等を首長とする先住民（アイヌ族ではない）の社会が成立していたと考えられるのである。

人首丸は大和朝廷による皇化に強く反抗するところであるが、田村麻呂将軍の東征によつて壊滅されている。

人首丸終息の地、江刺市人首地内大森山には無数の甌穴と多数の墳塚が残されている。

これ等は皆、人首川流域における生産経済を基盤とする人首丸の権勢を示すところであり、その征路であるところの同市藤里字智福に、田村将軍が毘沙門天を奉祀し、夷境との守護とされたこと等は、人首丸を以つて代表されるよ



20 智福毘沙門堂

江刺市藤里

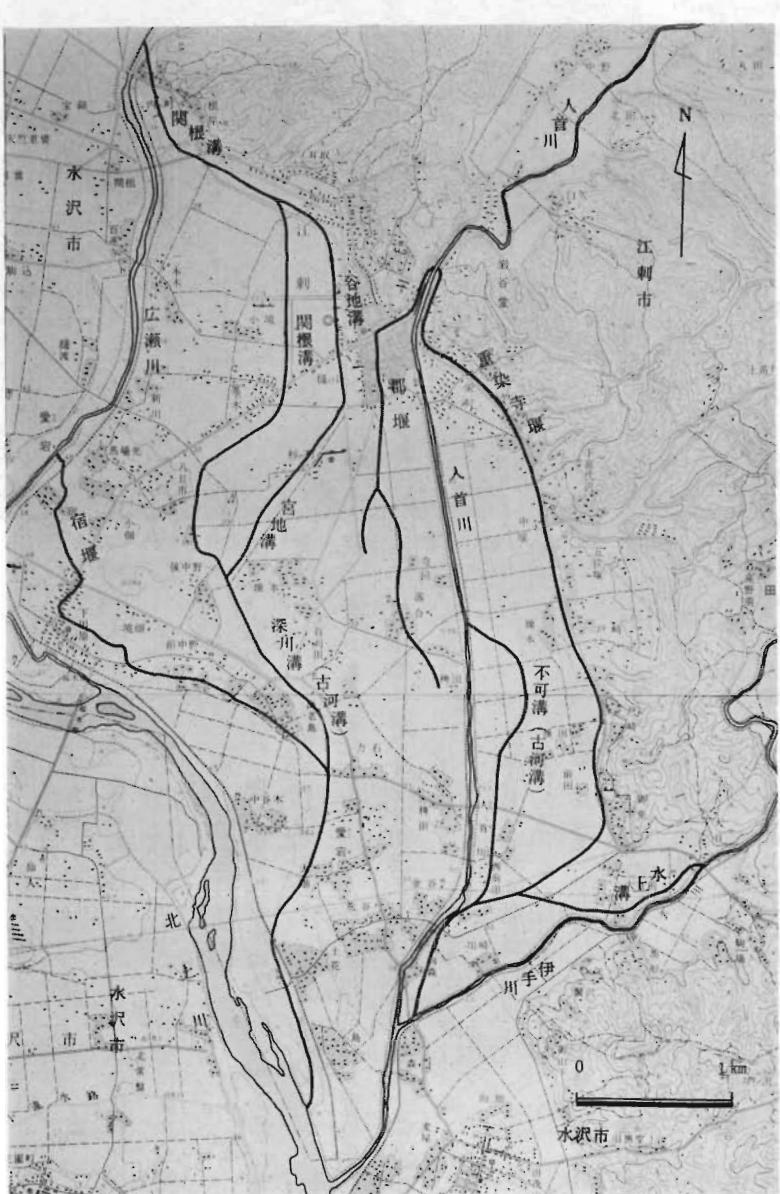
うに、同流域における経済力を基盤とする在地勢力の強大さを示すところであらう。

更に、平安後期、奥六郡の司として権勢を振った安倍氏の治下において、同時頼の女婿亘理權太夫藤原經清は、人首川流域（北上川畔）餅田村（江刺市）豊田城を以って居城とし、經清の遺子藤原清衡は同城を拠点として平泉に進出するところであり、その盛時、写経僧一、〇〇〇人を以って写経を行わせた益沢院は人首川沿岸増沢村（江刺市）であり、同所周辺において平泉に次ぐ市街が經營されている。又、平泉没落後は奥州總奉行、平泉檢非違使葛西清重は重臣伊刺三郎胤道を豊田城に配し、同流域の經營並びに北邊警備に当らせているのである。

従つて、人首川流域における水田經營は完璧に近いまでに達成されていたことが推定されるところであるが、二と三か村に跨る長大用水路等の多くは近世初期に降るところであろう。

中期における流域各村の田代（検地に依る水田の課税基準額）及び沼高（灌漑地域の課税基準額、草高とも云う）は次の如くである（<sup>15</sup>）。

村名(市町村名)	全草高	堰数	高瀬
田茂山村(水沢市)	三三、三七一	二二一一八三	三三、一七〇
二子町(江刺市)	六二、六九三		六一、六九三
土谷(江刺市)	三六、一七八		三〇、五八八
片岡田(江刺市)	七四、七〇〇		一九、一〇五
増沢(江刺市)	五五、一七〇		一九、一〇五
欠			



第11図 人首川及広瀬川流域

江刺市



21 重染寺堰 江刺市岩谷堂

造である。

以上の如き諸種の状況より推測されるところは、同堰の開削は中世代半まで遡るところあり、江刺平野における最も古い灌漑施設と推定されるところである<sup>①</sup>。

(一) 郡堰(桑折堰) 片岡村、餅田村、田谷村、高寺村、二

子町村、但、五ヶ村用水

灌漑百疊九貫六百九拾三丈

片岡村字館下にて人首川より上水し、同村字杉ノ町、愛若村字朴ノ木、落合、稗田等に灌漑し、同村字金谷にて人首川に入る。

更に、分流は片岡村餅田の一部等に灌漑するところであり、水路延長一里四町余、灌漑面積一四八町歩余に及んでいる。

同堰の開削は地方の伝承によれば、近世初期伊達政宗によつて江刺郡岩谷堂城に配置されたところの桑折撰津守政長の開削によるところと伝えている。

しかし、政長が岩谷堂城に配置されたのが天正十九年等の如く灌漑用施設は六〇余か所の多きに昇るところであり、その主なるものは、人首川本川における重染寺堰、郡堰、中溝、鹿又溝、樋茂井溝等があり、更に、支川伊手川沿岸等に灌漑する荒川溝(新田溝)、下関溝、水上溝等がある<sup>②</sup>。

#### 人首川本川

##### (一) 重染寺堰

片岡村、餅田村、土谷村、二子町村、但し四ヶ村用水灌漑百三百文

片岡村(江刺市岩谷堂) 李向山にて人首川より取水し、旧餅田村(片岡村に編入) 石原村等に灌漑し、愛宕村二子町(旧二子町村)において、水神淵溝に入る。延長一里二丁余、灌漑面積七〇町歩余である。

同堰の沿革等は明らかでないが、取水施設は自然流入が考えられ、水路は山麓に従つて迂曲し、灌漑地域は水路を頂点として次第に右岸方向に低下する等の地形にあり、更に取水所に近い導水路にある穴岩の掘削等は甚だ稚拙な構

(一、五九二)一〇月であり、同政長が豊臣秀吉の朝鮮征伐に伊達政宗の家臣として、白石水沢城主等と共に征途にのぼったのが翌文禄元年(一、五九三)一月五日である。

更に、政長は同二年(一、五九三)七月朝鮮釜山において病死している。

従つて、岩谷堂城在城日数は最大限九三日間にすぎず、又、政長の治下に置かれた期間もわずかに四五〇余日にはぎないのであるから、桑折損津の開削することに疑問があり、更に、桑折損津の治下にあつた近世初期の同地域は、未だ水田を起し、用水路を開削出来る状態に至っていないところである。

同堰の灌漑地域は、殆んど旧河床であり、地味肥沃の低湿地帯である。

従つて、灌漑用水等は少ない水量で多くの水田に灌漑できる等、自然条件に恵れ、水稻栽培等には最適のところである。

しかし、同地域の開発は人首川の改修後における施工であり、同川等の改修は近世後期に属するところであるから同用水路の開削等は、更に数年乃至数十年後において御郡奉行等によって施工された。いわゆる、御郡普請によることが推定されるのであり、明治初期以来巷間に伝えられる桑折堰、点龍堰は後日の府会に属するところであろう。

岩谷堂外四か村にまたがる江刺平野(下流域)は明治四二年に施工されるところの耕地整理基本調査による調査を経たる後、暫く、旧態の儘耕作されるところであったが、人首川の絶対水量が少く旱損、作付不能等の被害が年々生じた。

しかし、両堰の維持管理等は各々の組合によつて行なわれたが、毎春行なわれる〆切工事(頭首工)及び早魃年ににおける「番水」等は両者相会し協議の上、施工されるところである。

岩谷堂外四か村にまたがる江刺平野(下流域)は明治四二年に施工されるところの耕地整理基本調査による調査を経たる後、暫く、旧態の儘耕作されるところであったが、人首川の絶対水量が少く旱損、作付不能等の被害が年々生じた。

するところであり、これが解結策は北上川の水を以つて広瀬川、人首川等に補水する以外に方法が無く、昭和五年江刺中央耕地整理組合を設立し、江刺耕地整理組合所管の立花頭首工(北上市立花)を拡大し、更に、導水路の拡張工事を起し、新に稻瀬(江刺市)字鳴木において分水し北上山地の西麓に沿うて稻瀬、岩谷堂、田原(江刺市)羽田(水沢市)等に及ぶ大幹線水路を開削し、関聯事業として区画整理、改畠等の工事を施工するところである。

更に、同川中流域及び上流部等における灌漑用堰として中溝、鹿又堰、樋茂井野堰等がある。しかし、三堰共、人首川に平行して、東西に長い谷底平野に灌漑するところであり、水路は各々山麓にあり迂曲するため、流路延長に比し、灌漑面積が少ないのが、同用水堰の欠点とも言えるところである。その概況は次の如くである<sup>(1)</sup>。

### (二) 中溝

王里村(江刺市)ノ東部字上樋茂井野ニテ人首川ヨリ上水、字下上野ニ至リテ人首川ニ注ク、長凡拾三町、幅平均壹間、田四拾武町余歩ノ用水ニ供ス



第12図 人首川流域 江刺市王里及米里

とある。

同中溝の灌漑地域は人首川に接する沿岸平野であり、地味肥沃と称される宇上上野、下上野等である。しかし、同堰の開削、同地域の開発等に関しては記録、伝承等も無く明らかでないが、藩政初期以降における開発が考えられるところである<sup>(1)</sup>。

四 鹿股溝（鹿又堰）玉里  
村ノ東部至白山通ニテ  
人首川ヨリ上水、字玉  
崎ニ至り人首川ニ注  
ク、長凡三里武拾八  
町、幅平均壹間、田八  
拾五町余歩ノ用水ニ供  
ス

とあり、灌漑面積は、同村における水田面積の大半にも及ぶところである。

同堰は人首川における狭窄部（標高一〇五米内外）の白山通（俗称愛宕下）において取水さ



22 鹿又堰報恩碑 江刺市玉里



23 鹿又堰古図 (右岸)

佐鳴坂

れ、凡そ、一〇三七〇米に至る線上に従つて山ひだを迂曲、縫うが如くに西流せしめ、分派する小水路は左岸のみ設け、階段状に造成された水田に順次灌漑し、更に、末水は下流域耕地に導水される様に設計されるところであり、無汰に放流されることは殆んど少ない。

同堰の開削は、慶長五年伊達政宗の家臣鹿股重助及びその子孫等四代にわたる功績と伝えられるところであり、受益地帯住民は、その徳を念とし、「鹿股様之碑」を建て、業績を永く伝えんと次の如く記している。

鹿股堰開鑿ノ元祖

鹿股重助ハ仙台ノ人慶長五年西暦一、六〇〇年、伊達公ノ命ヲ受ケ玉里開発ノ使トシテ此ニ來ル、初メ、一堰ヲ通シテ水田ヲ開ク、更ニ寛永四年西暦一、六二七年盛助ハ父ノ遺業ヲ繼キ、再、工ニ当リシガ、工事頗ル艱難ヲ極メ日夜測量ト設管ニ心魂ヲ碎ケリ、其ノ陣屋ヲ此所大森山ニ置キ、神佛ニ祈願シ、村民ヲ督勤シ水路ヲ通シ、ヤガテ開田セシメテ生産ヲ動マシム

盛助ノ子孫幸三郎、李之進、則忠等、亦、業ヲ繼キ延宝年間ニ次丸柳木谷地ニ新田ヲ開キ、遂ニ、元禄二年西暦一、



24 鹿又堰 江刺市玉里

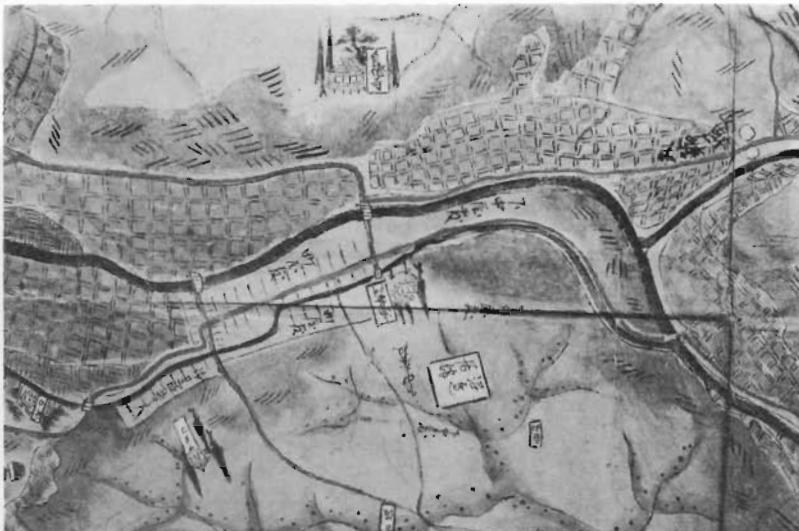
六六八年ニ至リ竣功セリ、延長実ニ壹万五千メートル、開田面積百二十町歩ニ及ブ。代々十一面觀音菩薩ヲ信仰シ、其ノ功績ハ一重ニ觀世音ノ指導ナリトシ、現在ノ堂宇ヲ建立シテ厚ク供養セリ、ソノ業績ハ鹿股父子丹誠ノ致ストコロ、茲ニ、其ノ高恩ニ報ト水下一同初穂ヲ獻納シテ碑ヲ建立スルモノナリ。

更に、同地域における灌漑用溜池の多くは、同堰の水路より低位にあり、秋冬の候等の灌漑期以外においては、必要に応じ溜池に入れ湛水を可能ならしめるところでもある。

(五) 檀茂井溝（檀茂井堰、檀茂井野堰）人首村ノ中部字荒町頭（野里）ニテ古歌葉川ヨリ上水、字柳沢ニ至リテ玉里村ニ入ル、長凡壹里拾七町、幅平均壹間、田四町二反四畝拾六歩ノ用水ニ供ス。

とあるが、更に、玉里村における同堰の溝造及び灌漑面積等は次の如くである。

同檀茂井野溝、人首村ヨリ来り、字下檀茂井野ニ至リテ中溝ニ合ス、長三里四町、幅平均壹間、田六拾壹町



25 檀茂井堰取水所（古図）

佐鳴藏

余歩ノ用水ニ供ス

とあり、両村分を合すれば、水路延長四里二一町余（二八杆）に及び、灌漑面積は六五町歩余に達している。

同堰は、人首川左岸における字馬場等の沿岸平野及び檀茂井野等の丘麓の平壠地に灌漑するところであり、伝うるところによれば、

建武年間、楠氏に従つた四国の住人、大井川九兵衛護重が、弟と共に江刺郡に下り、玉里村において田地を拓き、六百刈田屋敷に住すと言ふ。

弟、称兵衛護次は横瀬村（江刺市藤里）に沼尻城を築き住せるが、後、その子孫が小田代肥前（中世末期の人）と争い敗れるに至り、沼尻城の家臣等は、兄系を頼り来り、字向宿に居住し檀茂井野の開拓に従つた云々、としている。

慶長年間に至り、樋茂井堰が開削されるや堰守となれりと伝えられるところである。

従つて、樋茂井野等は中世末期大井川氏の家臣等によつて開発され、同地域に灌漑する堰は、慶長年間、即ち、近世初期において開削されたことと解されるが、現地における分水施設の状況等から推察するに、同伝承に大差のないことは明らかである。

江刺市米里



26 樋茂井堰

註 (4) 佐藤春雄氏（故）資料  
支川伊手川

(4) 荒川溝

羽田村（水沢市）字荒川にて人首川（荒川）より取水し、同村地内に灌漑して同字沼尻にて小田代川（大田代川支川）に入る。

水路延長二一町余（一、二糸余）であり、灌漑地域は北上川沿岸平野の一八町歩余である。

同溝の灌漑地域は北上川の氾濫原であり、比較的低地帶である。

同地域の開発に関する沿革等は明らかでないが、明治維新後は地域住民による水利組合（掛江組合）の管理するところであるが、同四二年岩谷堂外四か村の接続せる地域は、江刺平野の耕地整理基本調査における関連地域として調査が施行されるところである。

其の後、耕地整理組合法によって、明治四五年羽田村耕地整理組合が設立され、二か年間を以つて主たる工事、頭首工等、（用排水路区画整理等）を完成するところである。

同組合による整理面積は三二町歩余、総工費金三、一五〇円である。其の後、大正二年等の洪水によつて堤防欠潰による埋没、頭首工の破損等少なからざる災害を受けるところであるが、ただちに復旧工事が施工されるところである。

更に、昭和五年江刺中央耕地整理組合の設立と共に地区編入となり、立花頭首工（北上市）より取水する北上川の水を引く為、用水路が新に設けられ、荒川溝の旧灌漑地域及び下小柳地区の新聞発地区に至るまで灌漑されるところである。

(4) 下関溝

石原村（江刺市）字蟹沢で伊手川より取水し、左岸羽田村字御山下等に灌漑し、同村字沼尻において小田代川に入

る。

水路延長三五町余（三・七糸余）であり、灌漑地域は北上川沿岸平野における一五町歩余である。

(4) 水上澗溝

石原村字大目前にて伊手川より取水し、右岸における同村及び愛宕村（江刺市）地内に灌漑し、同村字前廣田にお

いて人首川に入る。

水路延長一里余（三・八秆余）であり、灌漑地域は人首川及伊手川によるデルタ地帯の平地二五町歩余である。

以上三堰による灌漑地域は殆んど、昭和五年結成されるところの江刺中央耕地整理組合の整理地区に編入されるところとなり、灌排水路の整備及び区画整理が施工されるところであり、同組合によつて維持管理等が施工されている。

更に、伊手川沿岸平野に灌漑する山間部の用水路として、鬼淵溝、東、西岩脇溝、その他、横瀬、伊手村、（江刺市）等に少なからずあるが、殆んど小規模の施設のみである。

## 七、広瀬川流域

広瀬川は江刺市梁川字水上沢より発し、同市愛宕字西下川原で北上川に入る左岸支川である。

同川の流域は北上山地の西部に属し、殆んどの地域が傾斜のゆるやかな丘陵地帯であり、谷幅が広く、本支川の沿岸には盆地状の平野が至る所に形成されている。

これ等の沿岸平野は殆んど水田等の耕地に拓かれ、同本支川等によつて灌漑されるところであり、更に、下流部は広大なる北上川沿岸平野である。同川は左岸一帯の耕地に灌漑水を送り、同平野を横断し、北上川に合流するところである。しかし、同地域における開発の歴史等は明らかでないが、水田及び畠地等の組織的開発並びに經營等は田村麻呂將軍による胆沢城建造の前後であろう。

胆沢城に使用された屋根瓦は広瀬川流域の一隅、稻瀬字瀬谷子で焼成されている。

更に、奥州藤原文化発祥の地、豊田城、益沢院等は尾根一筋を境するところであり、同流域は早くより中央の文化

による影響を受けたところであり、その背景をなすところは、気候、風土等自然環境にめぐまれた高生産力による豊富な経済にあつたことが推定されるのである。

同地域における生産経済の基礎をなすものは殆んど広瀬川流域における農耕であり広瀬川水系による灌漑であることは言うまでもない、従つて、同地域における灌漑施設の開削年代等は、中世代を更に遡り、藤原氏時代にも及ぶところと推定されるが、その数は、実に、一〇〇か所を越すところである。

しかるに、土木技術の未だ発達しない上代等における工事は、規模の小さいものが通例であり、広瀬川流域における灌漑施設においても、同じく、規模の小さい施設が多い。従つて、受益面積は平均五町三反余歩にすぎないのである。

しかし、下流部における比較的長大の灌漑用水路等の開削は、近世初期に施工されるところであり、同中期における沿岸各村の田代（村高）及び溜高（灌漑地域内の草高）等は次の如くである<sup>14)</sup>。

村名（市町村名）	全村草高	堰数	溜高（灌漑地域の田代）
高寺村（江刺市）	一三一、六六五	二	一四、三一七
片岡ヶ（〃）	一九三、〇〇五	一	九八、六一三
石関ヶ（〃）	三〇、〇〇八	四	一
二関ヶ（〃）	一三、一八三	二	
一関ヶ（〃）	三〇、六三一	二	
歌書ヶ（〃）	四四、八六五	四	二四、五四七
下口内ヶ（北上市）	五一、六六五	四	四九、八一〇
上口内ヶ（〃）	一〇六、三六五	四	九二、八九一

小池〃(〃)	一八、〇三八	六	一五、四八三
桜木田〃(〃)	二五、四八三	三	一九、七〇〇
水押〃(〃)	三二、一七九	六	四七、一三〇
鴨沢〃(江刺市)	五八、〇四四	二	三四、〇九七
輕石〃(〃)	六四、〇九〇	三	一三、〇八九
野手崎〃(〃)	一一七、三七六	一四	一四、〇九七
菅生〃(〃)	一二三、三五三	五	一九、七〇〇
栗生沢〃(〃)	一六、八〇〇	二	三四、〇九七

等であり、河川別には次の如く本支川における取水所の数は二八か所にも及び灌漑面積は四二三町歩余に達している<sup>④</sup>。

河川名	取水所	灌漑地域	全上面積
廣瀬川	五	梁川、広瀬、福瀬 岩谷堂愛宕村(江刺市)	三〇五丁七反余
支川			
鴨沢川	三	広瀬村(江刺市)	三三丁三反余
歌書川	二〇	広瀬村(北上市)	八五丁二反余
計	二八	福岡村(北上市)	四二三町余

等であるが、同地域における主なる灌漑用堰は次の如くである<sup>⑤</sup>。

(一) 宿堰 但し、高寺村、田谷両村入合用水堰両村爲高三貫三百文

高寺村(江刺市愛宕)字宿にて広瀬川より取水し、田谷村の灌漑用水に供するところである。

同堰は明治一三年の布告等によらず「掛江組合」と称する申し合せで結ばれた組織によつて管理されるところである。

あつたが、昭和一六年古川堰等の排水事業を主する愛宕耕地整理組合の設立によつて、地区編入となり維持管理及び区画整理等が施行されるに至つたのである。

同組合の事業は愛宕村地域の約三分の一に相当する二四九町歩余の地区における灌漑、排水路の整備並びに改畠(畠地を水田に転換)、耕地の区画整理等であるが、昭和一六年事業開始以来一〇か年間の工期によつて同二五年換地交付を行い、事業の総てを終了するところである。(組合は江刺中央土地改良区によつて継承される。)

(二) 関根溝 但し、片岡村(江刺市)用水。溜高九八貫六三丈

片岡村字内ノ町にて広瀬川より取水し、同村に灌漑し、更に、派流谷地溝は同村南八日市及び愛宕字宮地、梁川等に灌漑して、同村梁川で深川溝(古川堰)に入る。

延長約一里(三、九秆余)であり、灌漑面積は約二二〇町歩余である。



27 宿

江刺市愛宕

刺市)外四か村の接続せる地区における耕地整理基本調査が施行され、同調査に基き、田、畠等の耕地一二四町一反余歩に及ぼす灌漑排水等を目的とする、岩谷堂町片岡耕地整理組合が結成され、大正三年五月二八日工事に着手し、一〇か年の才月と、工費二一、一六一圓一二錢八厘を以つて總ての工事を完成せしめ、更に、一三六町武反余歩に及ぶ換地交付等の事業を完了し、翌年三月四日竣工式を挙行するところである。

(同組合は江刺中央土地改良区によつて繼承される。)

## 八、藤助川流域

藤助川は北上市黒岩、岩目沢に發し、同市立花字呉竹地先で北上川に入る河川である。

同川の源流は北上山地の西端山麓にあるが、流域の殆んどは東に高く、西に低い北上川沿岸平野であり、その多くは、水田として耕作されているところである。

同地域の開発は明らかでないが、中世初期源頼朝より和賀一帯を賜つた多田氏が、当初同川流域に近い梅木館に住するところであり、同多田氏は頼朝の近親の者と言うから、未開の土地が与えられたとは考えられない。

従つて中世初期には既に開拓が行なわれた豊饒の地であつたと推定されるところである。

明治初期の調査によれば同川の灌漑面積を田三二町余<sup>④</sup>としている。

更に、中期においては同川より取水する用水路は四線に及び、その灌漑面積は六八町三反余<sup>④</sup>とある。

九、猿ヶ石川流域  
猿ヶ石川は遠野市附馬牛地内早池峯連峰薬師ヶ岳に發し、同市及び宮守村、東和町等を経て花巻市高木地先で北上川に入る。左岸支川中最大の河川である。

同川の源流部は早池峯山に連る重疊たる山岳地帯であり、沿岸平野の形成は殆んど見られない。

しかし、東禪寺川の合流する同市下附馬牛字上柳附近に至り、沿岸平野が開闢され、同市松崎、遠野(元横田村)、青笹等においては、いわゆる遠野盆地の平野が展開し、更に、同市新里、上、下綾織及び上閉伊郡宮守村上鱗沢並びに東和町土沢等の地区においても、沿岸平野が造成されている。

これ等の沿岸平野及び、遠野盆地等の平垣地の多くは拓らかれ水田、畠等の農地として耕作されるところである。同流域における稻作文化の創始は遠く原始時代に遡るところであつて、同川沿岸遠野市地内綾織町等より弥生式土器の出土があり、更に、その一片に穀殻の痕跡が確認されている。

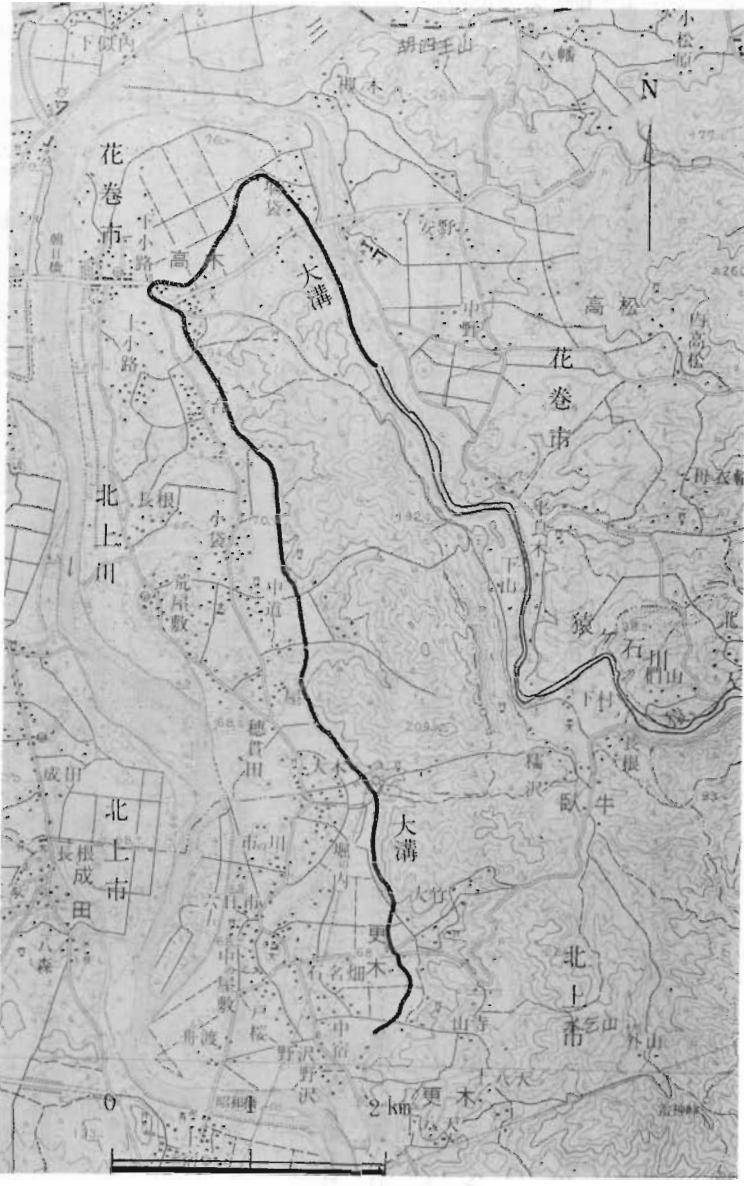
従つて、猿ヶ石川沿岸地方には一、六〇〇~一、七〇〇年前において既に、稻作によるところの農耕が行なわれていることは明らかであり、陸奥国開拓期以前において、既に生産經濟を背景とする原住民社会が、賊夷岩武等を首長として強く皇化に反抗せるところであろう。

しかし、征夷大將軍田村麻呂は、遂に、これを征し、東和町成島の地に熊野権現を勧請し、更に、毘沙門天を安置し東北の守護とするところである。

更に、伝承によれば同市土淵町の旧家大同家は、その移住年代を大同年間(八〇六年八〇九)と言い、又、猿ヶ石川より取水する同市松崎町矢崎用水も同年代の開削と伝えるところである。

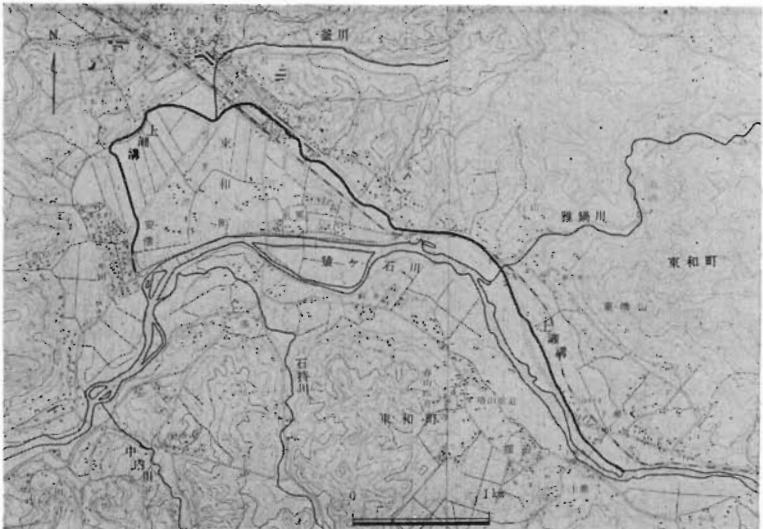
もとより伝承を全面的に信ずるものではないが、同川流域の開発年代は上代に遡ることは確実である。  
しかし、数糸乃至一〇数糸に及ぶ灌漑用水路の開削等は中世代以降における施工であろう。

同川流域における主なる灌漑用水路等は次の如くである<sup>⑤</sup>。



第13図 猿ヶ石川流域

花巻市



第14図 猿ヶ石川流域（中流） 和賀郡東和町

猿ヶ石川本川  
① 大溝

高木村（花巻市高木）にて猿ヶ石川より取水し、同村及び東十二丁目村（同市）、和賀郡更木村（北上市）等に灌溉し同地先で北上川に入る。

延長二里五町三間余（約九・九秆余）であり、灌溉面積一七九町五反歩余である。

② 上瀬溝

東晴山村（和賀郡東和町）字上瀬前にて猿ヶ石川より取水し、同村及び十二か村安俵村（同町）等に灌溉し同村地先で猿ヶ石川に入る。

延長一里二〇町四九間（約六・二秆）であり、灌溉面積九八町歩余である。

③ 大溝

東綾織村（遠野市）字下町にて猿ヶ石川より取水し、同村及び上鰐沢村、下鰐沢村（上閉伊郡宮守村）等に灌溉し同村地先で猿ヶ石川に入る。

## 四 中内溝（小通川）

同支川

中内村（東和町）字四十八坂に発し、小通村（同町）において猿ヶ石川に入る左岸支川であり、支川延長一里一七町余（五・七糸余）であり、灌漑面積は四三町歩余である。

## (五) 石持溝（毒沢川）

石持村（東和町）保土山より発し、同村及び、宮田、浮田、駒籠、毒沢、落合等の六か村（同町）に灌漑し、落合村地先で猿ヶ石川に入る支川全延長二里二四町余（一〇・四糸余）であり、灌漑面積一一七町歩余に及んでいる。

更に、倉沢村（同町）字大峠山に発し、同村及び小原村（同町）に灌漑する延長三十町余（三・二糸余）の清水溝並びに砂子村（同）大鹿山より発し、同村及び毒沢村に灌漑する延長一里三十町（七・二糸）の砂子溝等を合するところがあり、全灌漑面積は二二八町歩余に及んでいる。

## (六) 釜川溝

和賀郡十二ヶ村（東和町）字八幡沢に発し、同村字南土沢で上瀬溝に合し、安俵村を経て猿ヶ石川に入る右岸小支川であり、十二ヶ村において二町歩余の水田に灌漑するところである。

## (七) 雉鍋川

上閉伊郡宮守村字平山に発し、和賀郡東晴山村（東和町）に灌漑する右岸支川であり、同村字下川原で猿ヶ石川に入る。

## 延長一里余（三・九糸）の河川で灌漑面積は四町歩余である。

## (八) 砂子沢川

上閉伊郡鵜崎村（遠野市）字石上山に発し、同村及び新里、下綾織村（同市）を経て、下綾織村字中宿にて猿ヶ石川に入る。

## 延長一里三〇町余（七・二糸余）の河川であり鵜崎村等において四〇町歩余に灌漑する。

## (九) 白幡溝

上閉伊郡白岩村（遠野市）にて早瀬川より取水し、同村において七〇町歩余に灌漑し、同村字清水柳で猿ヶ石川に入れる。

等多数にのぼる灌漑用堰がある。

上瀬溝の灌漑地域十二ヶ村、安俵村等であるが、同地域における旧來の用水源は稚鍋川及び釜川溝である。

近世初期において稚鍋川の上流部より他に取水されるに至り、両村は甚しく灌漑用水の不足するところとなり、これが対策として猿ヶ石川に水源を求め、東晴山字上瀬前に頭首工を築き、同村地内字下川原まで新に導水路を開削し、従来の用水路に接続して、両村の灌漑用水とするところであり、稚鍋川、釜川溝等は補助的水源として利用されるに至ったところである。

更に、高木村において猿ヶ石川より取水する大溝の開削は元禄一二年（一・六九九）の開削を以つて初めとしている。

## (三) 村用水堰の古帳に

大堰の由來、本来は和賀郡更木村平野仁兵衛と申者心付御上へ申立、元禄十二年に始り同十二年に掘極め水を通し候へ

共、至つて水流細く相見、同十四年ニ再び掘直し通宝に相成り万民の喜び大なり、夫れより明和三年に浚直し、元より水上は猿ヶ石川の内簀渦より箱座を以つて水を包み大門に入れ、夫より三ヶ村通行成し、更木村久田と申處にて北上川に流し、揚口より落合まで五千六百八十間あり云々

とあり、猿ヶ石川水系中最大の灌漑用堰大溝（大堰）は近世中期の開削によるところとしている。

従つて、猿ヶ石川本川より取水する灌漑用水の多くは近世代における南部藩の新領地經營によつて開発されたことは明らかである。

しかし、支川による灌漑地域は本川の灌漑地域に比しはるかに多いのである。

これは猿ヶ石川水系における灌漑体系の特長とも言い得るのである。従つて、農業用取水の多い春、夏の二季においては、各支川共、合流点附近における流出量が著しく減少し、殆んど、枯渴状態に至るところもある。

従つて、本川における流量等も甚しく減じ、夏秋等の候に至れば渴水河川的現像を露呈するに至り、下流域において取水する上瀬溝、大溝等においては灌漑用水の不足による開発が十分行なわれず、畠地、原野等が多く残されているのである。

同川流域における近世代の村高、貢賦高等は次の如くである。単位

#### 稗貫郡

東十二丁目村（花巻市）

村高 四百五十七石三斗四升三合

貢賦高 六百四十九石二斗二升四合

高木村（花巻市）

村高 五百二十五石二斗七升一合

貢賦高 五百五十四石七斗三升

給地

和賀郡

更木村（北上市）

村高 二三百六石一斗八升  
小通村（東和町）

村高 百十一石一斗五升一合

貢賦高 九百八石八斗一升一合

給地

石持村（東和町）

村高 九十五石九斗五升八合

貢賦高 六十六石九斗九升八合

給地

安俵村（東和町）

村高 一千百十二石七斗四升五合

貢賦高 一千百七十五石一斗九升四合

給地

十二ヶ村（東和町）

村高 七百二石六斗一升三合

貢賦高 六百七十八石六斗三升七合

給地

東晴山村（東和町）

村高 二三百九十一石六斗八升六合

貢賦高 二百九十四石九斗三升四合

給地

鱒沢村（宮守村）

村高 一千二石四斗

貢賦高 一百九十四石九斗三升四合

給地

綾織村（遠野市）

村高 一千四百七十七石八斗

貢賦高 二百九十四石九斗三升四合

給地

新里村（遠野市）

村高 六百二十五石八斗

### 第三章 農業水利

中内村（遠野市）  
村高 二百三十石三斗九升二合 貢賦高 二百五十三石五斗七升七合 給地  
村高 九十八石五斗九升五合 百九十七石八斗三合

落合村（遠野市）  
村高 二百八十七石三斗四升五合 貢賦高 九十六石四斗五升三合 給地  
村高 三百石九斗六升二合 十六石五斗一升六合

毒沢村（遠野市）  
村高 三百八十七石三斗九升五合 貢賦高 一石九斗三升五合 給地  
村高 四百六石一斗九升六合 浮田村（遠野市）

砂子村（遠野市）  
村高 五百八石五斗五升三合 貢賦高 五十九石七斗一升二合 給地  
村高 四百六石一斗九升六合 四石九斗八升七合

浮田村（遠野市）  
村高 五百八石五斗五升三合 貢賦高 一百六十六石八斗六升二合 給地  
村高 四百六石一斗九升六合 百五十六石六合

小原村（遠野市）  
村高 五百八石五斗五升三合 貢賦高 二十一石九斗三升 給地  
村高 七十二石六斗五升九合 貢賦高 七十二石四斗六升九合  
村高 六十九石八斗八升三合 貢賦高 四百十四石二升一合

宮田村（遠野市）  
村高 六十九石八斗八升三合 貢賦高 三十六石一斗八升一合 給地  
村高 六十九石八升三合 十九石六升

宮田村（遠野市）  
村高 六十九石八斗八升三合 貢賦高 二十一石九斗三升 給地  
村高 六十九石八升三合 貢賦高 七十二石四斗六升九合  
村高 六十九石八升三合 貢賦高 四百十四石二升一合

宮田村（遠野市）  
村高 六十九石八斗八升三合 貢賦高 三十六石一斗八升一合 給地  
村高 六十九石八升三合 十九石六升

宮田村（遠野市）  
村高 六十九石八斗八升三合 貢賦高 二十一石九斗三升 給地  
村高 六十九石八升三合 貢賦高 七十二石四斗六升九合  
村高 六十九石八升三合 貢賦高 四百十四石二升一合

宮田村（遠野市）  
村高 六十九石八斗八升三合 貢賦高 三十六石一斗八升一合 給地  
村高 六十九石八升三合 十九石六升

鳴崎村（遠野市）  
村高 三百四十五石六斗  
白岩村（遠野市）記載なし

等と定めている。

これ等の貢賦高等は藩政初期における既耕地を対象として定めるところであり、その後における開発水田等には新田の名称を附して貢賦高等を別個に定めている。

猿ヶ石川流域における新田及び同新田貢賦高等に次の如きがある。

田瀬新田（東和町四瀬）貢賦高 一二三石八斗六升五合  
砂子新田（　　）　　三石三斗三升  
浮田新田（　　）　　七石三斗三合

等があり、新田開発は全国諸大名の競うて行なわせたところであるから、南部藩においても行なわせているのは当然である。従つて、藩政後期における新田銘柄の耕地は多数にのぼるところであるが、更に開発を行なわせているのである。慶応元年、檜山佐土による高木、東十二丁目、更木等における開田計画等もその一つであろう。

同計画による開発は右三か村地内における原野、畑地等を水田に変換するもので、猿ヶ石川権現淵に頭首工を設け臥牛村（北上市）に岩山片切堰五六間、空堰一七三間を開削し、新堰をもって高木村（花巻市）妻ノ神下まで導水し從来の用水路に入れ、旧石高一七七石余の原野、畑地を転換して新石高一、〇〇〇石余の水田とするものである。そして二か年間の才月と数千金と言われる資金をもって翌二年秋には平堰（開渠）の掘削を終り、更に、穴堰（トネル用水路）の掘削も残すところ20~30%となつた同年一二月地元住民による一揆の妨害によつて中止となり、更

に明治維新を迎へ、遂に工事は中絶するに至つたのである。

(註) (1) 同工事の遺構は櫛山堰として残されている。

(註) (1) 同工事の遺構は櫛山堰として残されている。

明治初期における猿ヶ石川本川及び主要支川等より取水溝渠するところは次の如く、二十か村に及んでいる。

(6) 現在は三日橋の中継を情む声が大きい。〔戦前の詩事より〕

計	原田子沢合内通村(東和町)	木(北上市)	木(花巻市)	木(目村)	高東十二丁目村
六三三町	一〇二五三五三五八町歩	七九八八八八	三一三二三二	六八町五反歩	六八町五反歩
白鶴綾鱈晴十安石宮倉沢	二	二	二	二	二
岩崎織沢山ケケ村(東和町)	田持(東和町)	田持(東和町)	田持(東和町)	田持(東和町)	田持(東和町)
七四〇	四三四五三三	四三四五三三	四三四五三三	七〇町歩余	七〇町歩余
〃	〃	〃	〃	〃	〃

三九

更に猿ヶ石川水系における右以外の支川による灌漑も少くない。その概況は次の如くである。  
(4)

支川名	達曾部川	宮守川	市町村名
" "	"	宮守村	"
"	下宮守、	灌漑	達曾部
"	下宮守、	地	"
		域	
同上面積	五六町歩全	一八	七三
"	"	"	"

白土川	鮎貝川	長野川	小友川	山谷川	来内川	中沢川	早瀬川	猫川	早瀬川	東禪寺川	小島瀬川	薊師川
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
遠野市	遠野市町	下鱗沢(宮守村)	上、下綾織	佐比内、板沢、細越	來内、石倉、会下前、大下大平	青笹字中沢	糠前	細越、平倉、平野原、遠野、青笹、白石野	駒木、白岩、土渕、柄内	下附馬牛	上附馬牛	薊師川
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五	五	四	九八	六〇	四一	三八	三三	四七町歩余	三〇五	一九八	一三	三五

等があり、その外、沢掛け、天水掛け等も亦少くない。

更に、明治維新後における猿ヶ石川流域の水利開発として見るべきものは近世代における大溝（大堰）の改良工事である。

明治一四年一月工を起し、岩山掘削九二間に及ぶ新堰を五月末までに完成し、通水している。

同堰による灌漑面積は一七九町五反六畝一三歩であり、その内訳は次の如くである。

東十二丁目村 六三町三畝八歩  
更木村 八四町八畝七歩

等である。

同工事に当り三か村は約定証を定めている。その中で「矢沢村大字高木、同高松境猿ヶ石川より上水し大字高木同東十二丁目更木の三大字に於て水利に供する大堰上水の便を謀る為上口、即、猿ヶ石川を木石材を以つて堅固に留め切り、開口を鮎梁留兼用するに左の約定を以てす」。として九項目にわたる条項を定め、同堰の円滑なる運営を計つてあるところである。

**附記** 猿ヶ石川流域は気候温暖降霜が遅く、且、積雪量等も少い所であり農耕に最も適するところである。

南部領の殆んどの地域は冷害による被害に苦しむ所であるが、同流域に限り冷害による不収穫等の被害は殆んど無く、旱害による被害が少なからず発生しているのが特色である。(田中喜多美氏述)

## 一〇、幸田川流域

幸田川は花巻市矢沢地内字幸田に發し、同地内を西流して字小林で北上川に入る延長六糠余の左岸支川である。

同川の源流域はわずかに丘陵帯を形成するが全般的に標高が低く、流域内における最高地点大森山も僅々一九七米にすぎず、中、下流地区の殆んどは平坦地であり、おおむね水田として耕作されているところである。

同地域の開発は明らかでないが、同川の上流部に灌漑用溜池三郎堤がある。同堤は、平泉藤原秀衡の三男泉三郎と称された藤原忠衡の築造するところと和賀、稗貫郷村誌が伝えるところである。

従つて、同地域における稻作文化は、少なくとも上代、あるいは古代まで遡り、灌漑施設の創設等も中世初期を降

るものではないことは明らかである。

近世中期における同川流域の草高は一七〇石五斗二升九合同田畠合計高とあり、その殆んどが幸田川による灌漑地域である。

明治中期における灌漑面積は記録が不備で全域を知るところではないが、稗貫郡矢沢村(花巻市矢沢)の内大字高松地内支流沢内川流域において二〇町歩余と記録されている。

## 一一、添市川流域

添市川は和賀郡東和町地内に發し、旧上、下小山田村(東和町)五大堂村を経て、矢沢村(共に花巻市)字添市で北上川に入る左岸支川であるが、第二編第三章にも述べる如く旧来は、上流部を詣川と言ひ。狭長ではあるが、沿岸平野を伴う中流部を君川(絹川とも言う)と称し、更に、下流域の北上川沿岸平野を蛇行する附近を添市川と呼んでいるところである。

しかし、近時は下流部を添市川と呼び中流より上流一帯を絹川と称して、詣川及君川の名称は抹消されるところである。

同川の流域は、おおむね丘陵帶であり、平坦部は比較的少ないところであるが、平坦部の殆んどは水田として耕作されている。

同地域の開発については明らかでないが、幸田川流域と相接するところであるから、その開発は幸田川と共に上代に遡るところと推定されるのである。それは、同川の古名君川につき、和賀、稗貫郷村誌は次の如く伝えている。

「君川、石鳩岡觀音堂の前に一派の清水あり、觀音の御手洗水と云う、これより末の流水を君川と云う。先年(中世初期の)

こととす）松尾氏山科大納言家への参候せし時、大納言間給はく、稗貫郡小山田の里に君川有可しと伝られしもある也」、とみちのくの歌枕等として君川の名は遠く都へも聞えたるを思えばである。

更に、中世代においては矢沢村、上、下小山田村等同川流域の殆んどは稗貫氏の領有するところであるが、その末期には三戸南部氏の支配下に属しているのである。

同川による灌漑地域は矢沢村、上、下小山田村（花巻市）及び五大堂村、滝田村、（石鳥谷町）等であり、明治初期における灌漑面積等は次の如くである<sup>⑩</sup>。

河川名	旧村名	灌漑面積
詣川	上小山田村	水田 一六〇町歩余
君川	下小山田村	〃 五〇町歩
支川	同	〃 五〇町歩
同	滝田村	一〇町歩余
曾市川	五大堂村	不明
添市川	矢沢村	記載済
計		〃

等である。

## 一二、稗貫川流域

稗貫川は稗貫郡大迫町地内早池峯山より発し、同町の中心地大迫町に至り、左支中居川を合し、西流して同郡石鳥谷町関口で北上川に入る左岸支川である。

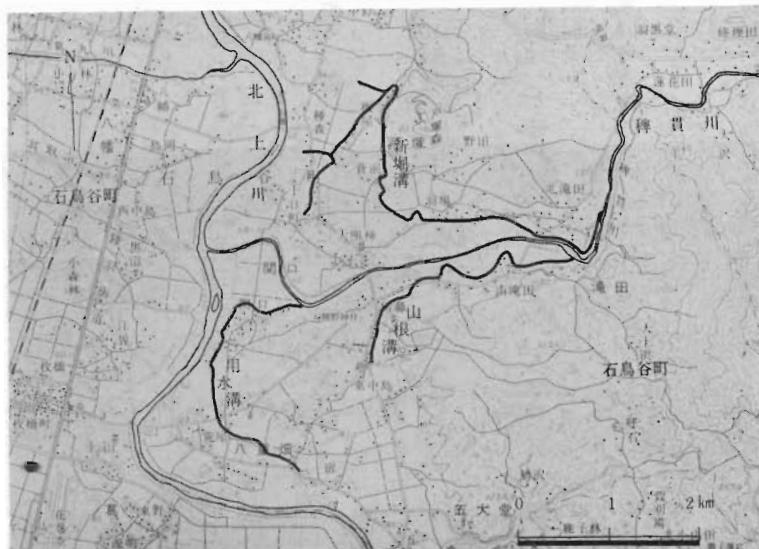
同川源流部は北上山地の主峰早池峯山を始めとする山岳地帯であるが、上、中流部及び支川中居川流域等の山地においては谷幅が広く、狭長ながら沿岸平野が形成されるところであり、その殆んどは拓らかれ、水田等の耕地として耕作されるところである。

同地域における水田等の開発は北上川左岸平野における水田開発と大同小異であろうが、その大要等についても明らかでない。更に、同流域等に伝わる口碑伝説等も古代に遡るものと聞かず、社寺においても陸奥国開拓期に遡るところではない。従つて、谷川等を水源とする小地域における水田耕作は上代まで遡るとしても、稗貫川より取水し、更に、数軒に及ぶ用水路を開削する等の灌漑施設の整備は中世代中期以後まで降るところであろう。

同流域における主なる灌漑用水路は次の如くである<sup>⑪</sup>。

### (一) 用水溝

関口村（稗貫郡石鳥谷町）にて稗貫川より取水し、同村



第15図 稗貫川流域（下流） 稗貫郡石鳥谷町

及び八重畠村（同町）に灌漑し、同地先で北上川に入る。

延長三四町余（三・七糸）

#### (2) 山根溝

滝田村（同町）にて稗貫川より取水し、同村及び、猪鼻、東中島、八重畠村（同町）等に灌漑する。

#### 同左岸

#### (3) 新堀溝

滝田村にて同川より取水し、同村及び戸塚、新堀村等（同町）に灌漑し、同新堀村<sup>平</sup>万野川原にて北上川に入る。

延長二里二四町四五丈（一〇・五糸余）であり、灌漑面積三〇五町歩余に及んでいる。

#### 四 桜留溝

（七久保溝）亀ヶ森村（同郡大迫町）にて同川より取水し同村及び滝田村に灌漑する延長四八町三二間（五・二糸余）にして、四九町歩余に灌漑する。

#### 五 葡萄溝

大迫村（同町）にて稗貫川より取水し、亀ヶ森村において灌漑用に供す。

延長三七町余（四・〇糸余）で灌漑面積三〇町余である。

#### (4) 寺領溝

大迫地内で同川より取水し、亀ヶ森村において一五町歩の水田に灌漑する。

#### (5) 田茂ノ木溝

大迫村地内において岳川（稗貫川本川）より取水し同村地内において稗貫川（中居川を合流してより下流）に入る延長一七町余（一・八糸余）灌漑面積一八町歩余等であり、同流域における近世代の村高、貢賦高等は次の如くである。資料

#### 八重畠村（石鳥谷町）

村高 九十四石九斗三升六合 貢賦高 二百三十九石六斗五升一合

六百七十三石四斗五升四合

四十三石五斗七合

二百七石二斗三升九合

#### 閻口村（石鳥谷町）

村高 三十九石六斗九升一合 貢賦高 九十七石五斗一升五合

三百四十八石四升七合

六石八斗二升三合

貢賦高 二十四石四斗一升六合

一百五十五石八斗二升七合

給地

給地

給地

給地

大迫村地内において岳川（稗貫川本川）より取水し同村地内において稗貫川（中居川を合流してより下流）に入る

#### (6) 中島村（石鳥谷町）

村高 四十三石五斗七合

二百七石二斗三升九合

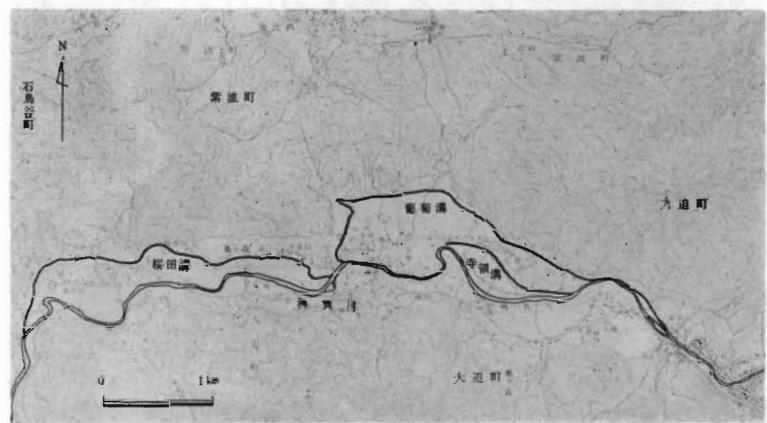
#### 猪鼻村（石鳥谷町）

村高 六石八斗二升三合

貢賦高 二十四石四斗一升六合

給地

#### 第二章 農業水利



第16図 稗貫川流域

稗貫郡大迫町

## 滝田村（石鳥谷町）

村高 六石五斗五升五合

貢賦高 六十石五斗三升一合  
四百十八石一斗四升七合

## 戸塚村（石鳥谷町）

村高 五十九石九斗一升五合

貢賦高 七十二石一斗九升九合  
二百十三石五斗二合

## 新堀村（石鳥谷町）

村高 四百八石一斗一升五合

貢賦高 八百三十八石六斗一升八合  
二千百八十二石三斗三升二合

## 亀ヶ森村（大迫町）

村高 三百四十五石一斗七升二合

貢賦高 一千百二十九石七斗六合  
一千百十石八斗六升七合

## 大迫村（大迫町）

村高 三百五十八石七斗六升三合

貢賦高 三百五十一石九升五合

## 村高（大迫町）

三百五十八石七斗六升三合

貢賦高 三千百十石八斗六升七合

## 八重畠村

中島〃 同じ

二〇町歩余

## 亀ヶ堀村

猪鼻〃

三八町〃

## 新堀村

滝田〃

一六町〃

等と定められているが、明治初期における稗貫川による灌漑地は次の如くである。<sup>44)</sup>

## 記載済

中島〃 同じ  
口〃 二〇町歩余  
猪鼻〃 三八町〃  
滝田〃 一六町〃  
新堀〃 三〇〇町歩余  
亀ヶ堀〃 五五町〃

## 大迫〃 一八町〃

以上

等とあり、稗貫川による灌漑地域は石鳥谷、大迫二町にわたるが、主として利用されるところは北上川沿岸平野の水田灌漑である。

更に、同稗貫川左岸支川中居川は大迫村、外川目村（大迫町）等において二三町歩<sup>44)</sup>余の水田に灌漑するところである。

## 一三、彦部川流域

彦部川は、紫波郡紫波町赤沢地内大野山に発し西流する赤沢川及び同町佐比内中沢山等に発する佐比内川が同町地内彦部字堰田で合流するところの河川である。

同川流域の殆んどは丘陵帶であるが、広い谷合の多くは水田等の耕地として耕作されているところである。同地域は中世初期以来源頼朝の臣川村氏等の所領と伝えられるところである。

和賀、稗貫郷村誌に

「大巻の元祖河村千鶴丸は文治五歳八月源頼朝公泰衡退治に御下向の時、阿津権山において、生年十歳にして、三浦義村、葛西清重、工藤行光、同祐光、狩野親光、藤沢清近、河村千鶴丸已上七人先陣畠山重忠の陣を駆通此山を越え先登に進み抜群の高名を顯はし、勳功の賞に願而頼朝公小笠原次郎長清に命して千鶴に元服をなさしむ、実名□□□其子孫相繼し大巻の城主となれりと云。」

とある。

従つて、紫波郡の内北上川左岸の地は、河村千鶴丸が阿津賀志山（阿津権山）の戦功によつて拝領するところと言

うから、その開発は中世以前であることは明らかである。

そして、中世代の終期まで河村氏は紫波郡河東に絶大なる勢力を有しているのである。従つて、中世代における灌漑施設等の開削も推定されるが、中世末期において河村氏は三戸南部氏に降り、更に、近世代は盛岡南部氏（旧三戸南部氏）の所領するところである。

しかし、近世代において特に開発が行なわれたと言ふ伝承等も伝えられるところではない。

明治初期の調査によれば、同流域における灌漑面積は一七二町九反余であり、その詳細は次の如くである<sup>14)</sup>。

河川名	灌漑面積	受益地帯（旧村名）	備考
赤沢川	一六町六〇	舟久保、紫野、赤沢	
岡田川	八、八〇		
繫川	五、〇〇	"	
計	三〇、四〇	佐比内	
佐比内川	三五、七七		
平栗川	二、〇〇		
正部沢川	九、八四		
中津川	八〇		
大卷溝	四八、四一		
北向溝	二三、二〇		
南向溝	四四、四〇		
北向溝	二八、五〇		
南向溝	四五、一〇		
合計	一七六、九一	" " "	

以上の如くであるが、大卷溝は赤沢字火石沢地内で赤沢川より取水し、彦部地内を経て大卷辨天池に導水し、更に大卷南部の北上川沿岸平野の水田に灌漑するところである。

北向溝は、大卷溝取水所の下流において取水し、彦部字定内、久保等の地域に灌漑し、同字川前で北上川に入る彦部川右岸の用水であり、南向溝は彦部川の上流佐比内川より取水し、同彦部川の左岸一帯に灌漑する用水路である。更に明治中期の調査によれば<sup>14)</sup>

赤沢川	一二四町八反三畝	(赤沢、大卷)
佐比内川	一一〇三町六反三畝	(彦部、佐比内)
計	三三八町四反六畝	

とある。

#### 一四、雲南川流域

雲南川は北上山地西端の丘陵より出て西流し、紫波町星山地区における水田二五町歩余及大卷地内における字梅木等に灌漑するところであり、同地域の開発は彦部川と大同少異である。

#### 一五、間木沢川流域

間木沢川は、紫波郡紫波町、旧遠山村の丘陵帶より出て、同遠山村、同犬吠森村（紫波町）等において一五町余に灌漑するところであり、同川の流域は彦部川、雲南川等と一連の所である。従つて、同地域の開発は彦部川等と共に行なわれたところであろう。

#### 一六、盆成川流域

益成川は水源を紫波郡紫波町北田字砥堀及同町字草刈（旧村名）の境に発するが、殆んど同草刈地内で利用されるところであり、同地内における水田三町歩余に灌漑するところであつて、中島溝と称されている。益成川の名は旧西長岡村を南流する沼田溝の合流後において称されるところであり、その灌漑面積は犬吠森村における二町歩である。

更に、沼田溝は同犬吠森地内で灌漑面積四町歩に及ぶところであり、同流域の開発等は彦部川と期を同じうするところと推定されるが、未だ、何等の資料も得られない。

### 一七、天王川流域

天王川は紫波郡紫波町山屋地内に発し、西流して東長岡字天王地先で北上川に入る支川である。

同川の流域は起伏の少ない丘陵地帯であり、谷幅がひろく、且傾斜がゆるやかである。

従つて、旧山屋村、東長岡村等における谷底平野の殆んどは水田及畠地等に拓らかれて耕作されるところである。

同地域の開発は明らかでないが、彦部川流域と共に中世代以前に遡ることが推定されるが、確証を得るまでに至らない。

同川流域における灌漑地域は旧山屋村、東長岡村（紫波町）の二村にわたるところであり、両村における村高は四

東長岡村	村高	二百十四石九斗
山屋村	貢賦高	三百五十石
	給地	東長岡入

とある。

右の内、山屋村における村高一五二石五斗余は天王川流域分であり、更に、東長岡村における村高の一部は他の河川流域による灌漑面積である。天王川による灌漑面積は明治初期の調査によれば、三八町三反余である。

### 一八、乙部川流域

乙部川は紫波郡紫波町大ヶ生地内黒森山に発し、同町乙部地内を横断し、同字門前にて北上川に入る左岸支川である。

同川の源流域である黒森山等は、稍々急傾斜の山地であるが、中流部以下においては、傾斜の緩るやかな丘陵地であり、殊に、虫壁川の合流する同町大ヶ生字城内附近から下流域においては、谷幅が次第に開け北上川への合流点附近においては、北上川沿岸平野と一帯となすところであつて、その殆んどは、水田、畠等として耕作されている。

同地域の開発は彦部川流域の項で述べる如く、中世初期、鎌倉御家人河村氏の知行するところであるから、同初期においては、既に開発が行なわれ、少なからざる収益を揚げる所であったと推定されるが、耕地面積、収益高等の一切は資料の煙滅によつてこれを明らかにすることは出来ない。

更に、中世末期三戸南部氏の紫波、和賀地方進出によつて河村氏は早くも没落し、同地域は南部氏の支配下に属したところであるから、旧記等は近世代を待たずに失なわれたのであろう。

近世初期南部氏の知行地となり、同川流域は大ヶ生、乙部二村に跨るところであるが、両村における村高等は次の如くである。<sup>時局</sup>

五百九十二石九斗三升八合

村高	八百八十二石六斗	貢賦高
大ヶ生村	二百六十八石八斗	十五石五升五合

とある。

しかし、乙部村は前述する如く北上沿岸平野における耕地を含む村高であり、乙部川沿岸における貢賦高は以上の内の何%かに相当するところであろう。しかし、彼我の比率を明らかにするところではない。

明治初期における乙部川の灌漑面積は次の如くである。<sup>10</sup>

乙部村	田 七拾八町余
大ヶ生村	田 武拾老町余（本川）
田 五町余	（虫壁川）

とある。

### 一九、大沢川流域

大沢川は紫波郡都南村黒川地内鬼ヶ瀬山に発し、同村手代森宇日向にて北上川に入る左岸の小支川である。

同川の流域は、殆んど丘陵地であり、谷幅がせまく沿岸平野は、下流部の北上川沿岸平野に接する所に展開するのみである。

しかし、これ等の沿岸平野は、既に開発されて水田として耕作されるところである。

同地域の開発は、北上川左岸においては比較的後期に属するところと推定されるが明らかでない。

近世代においては同川を以って、黒川、手代森両村が境するところであつて、灌漑地域は両村に及んでいるところであり、近世における村高及び南部氏の貢賦高は次の如くである。<sup>10</sup>

黒川村	
村高	二十九石二斗余
	貢賦高 三十石九斗九升五合
手代森村	
村高	百七十二石一斗余
	貢賦高 二百四石八斗二升七合
	給地 三十四石八斗余

とある。しかし、大沢川の灌漑地域は両村における耕地の数分の一にも達するところではない、明治初期における大沢川の灌漑面積は<sup>10</sup>

大沢川 黒川村 田 捨八町壹反七畝歩
手代森村 田 武拾五町七反歩

とあり、全灌漑面積は四三町八反七畝歩の多きにのぼるところである。

### 二〇、築川流域

築川は盛岡市築川地内岩神山に発し、更に、早池峯連峯より来る支川根田茂川を合せ、同市内東安庭五日市川原にて北上川に入る流路延長（幹線）三七糠余の河川である。

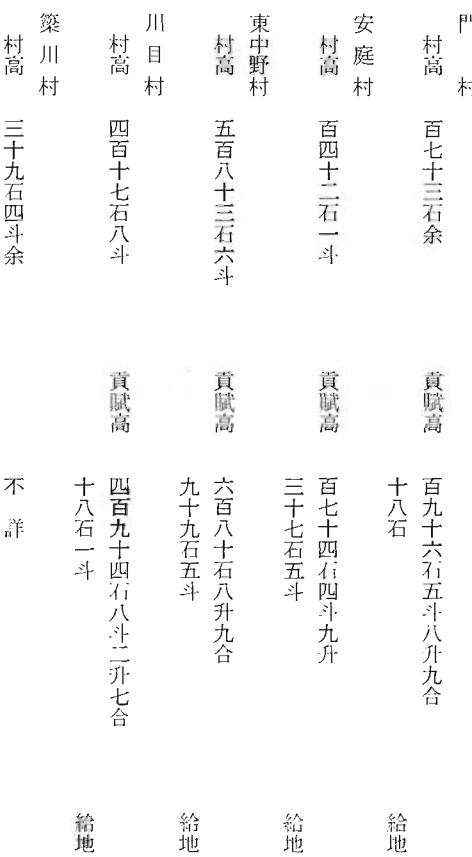
同川の流域は殆んど山地であり、谷幅がせまく、沿岸平野の形成は甚だ少く、耕地として開発されるところは本川の北上川に合流する週辺に限られている。

従つて灌漑用取水は旧川口木の一部及び東安廻等における一、二の用水堰のみである。

同川流域の開発は明らかに計画的で、開発地域が狹隘であり、且、急流河川の築川より上水を要するところであり、頭首工等の設置等は容易に行なわれるところではない。

従つて その開発等は上代に遡ることは考えられないところであろう。

中世後期においては同川右岸盛岡市中野に中野氏の居館が置かれているが、その開発状況等は、これ又一切明らかでない。しかし、中世末期においては南進する三戸南部氏の勢力範囲に入り、更に、近世初期には同南部氏の領有に帰し、その治下における築川流域諸村の村高、貢賦高等は次の如く定められるところである（前掲）。



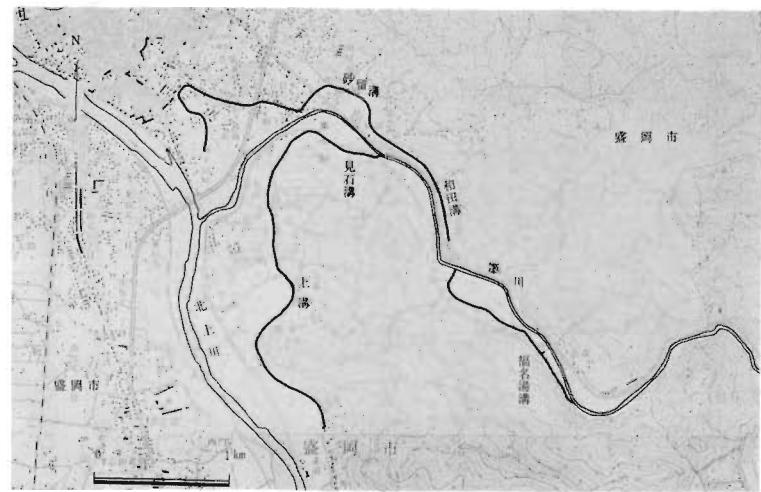
とあり、

合計村高一、三五五石九斗で貢賦高は一、五四五石九斗九升五合に達している。

明治初期において同川より取水し、灌漑するところの用水堰は次の三線がある。

福名湯溝

同市字二反町にて築川より取水し、同市中野地区に入り砂留溝と名称が変り、同字高崩にて鴨寄川に入る。



### 第17図 築川流域

盛岡市

等があり、灌漑地域は次の如くである。

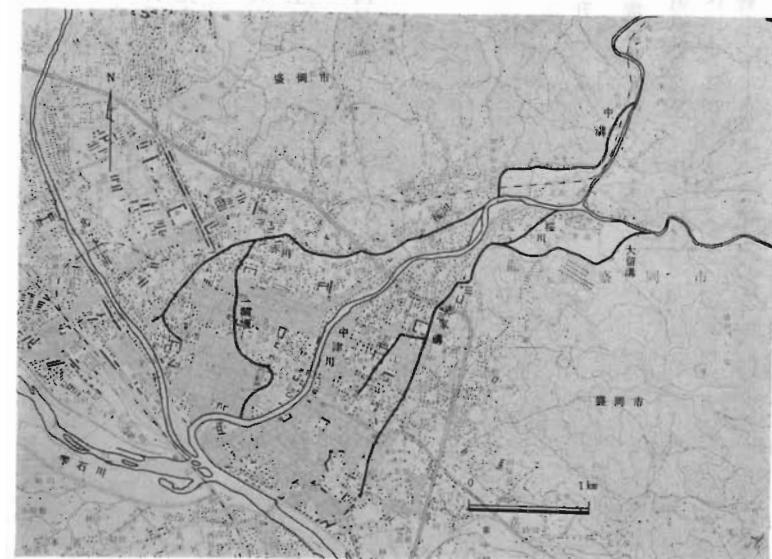
福名湯溝	築川地内字津野	六町三反
和田溝	川目地内	一町八反
(砂留溝)	中野地内	三三町九、四反
見石溝	東中野地内	九町七、四反
(上溝)	安庭地内	二三町三、八反
(〃)	門地内	一四町四、九反

とあり、合計八九町六反五畝歩余りの広大な地域に灌漑する河川である。

## 二、中津川流域

中津川は盛岡市浅岸地内三河山より発する清川（中津川本川）が、岩手郡玉山村外山地内、御大塙山より来る支川米内川（旧称濁川）を合せ同市内馬場町地先にて北上川に流入する。

同川の流域は殆んど山地及び丘陵等である。従つて、谷幅がせまく、上流域における沿岸平野の形成は甚だ少い。殊に、本川においては皆無に等しく、支川米内川の如きも上米内地区（中居、大誘等）においてわずかに形成されるのみである。



第18図 中津川流域

盛岡市

みであつて、沿岸平野の造成は殆んど下流部における盛岡市街地周辺の一地域のみである。

同地域は近世末まで多くの耕地があり、灌漑用水路も少なからずあり、縦横に水利の便が開らかれていたのである。しかし、近時はその殆んどが市街地となり住家が密集するに至つたところである。

同地域の開発は甚だ不明確であるが、近代都市として最近大いに発展しているところである。その素因は近世初期

南部氏による盛岡城築造並びに城下町盛岡の町割等によるところである。

しかるに、同地域は不来方の旧称を伝え、仁王尊の奉祀によると云う地名仁王、及び淡路館、中野館、その他の中世における古館趾、永福寺坂等の古道跡等があり、更に、北上川対岸厨川は前九年役における安倍氏一族の終焉の地である。

従つて、同地域の開発は遠く古代にも遡ることが推定される。

しかし、用水路の開削、取水堰の構築等の施設は、近世初期南部氏の盛岡移城後であろう。

近世初期において南部氏の定むる同川流域における村高及び貢賦高等は次の如くである。

資料

中津川左岸

志家村

村高 百九十五石四斗余

貢賦高

二百十一石一斗七升八合

給地

新庄村

村高 三百四十三石八斗余

貢賦高

九石五斗余

四十石七升

加賀野村

村高 二百九十六石五斗余

貢賦高

三百六十四石六斗六升二合

給地

村高 百九十六石五斗余

貢賦高

百九十八石一斗二升五合

給地

十九石一斗余

給地

一千百七十四石三升五合

給地

小計

貢賦高

百三十七石四斗六合

給地

中津川右岸

貢賦高

七石五斗余

給地

仁王村

貢賦高

三百六十四石余

給地

浅岸村

貢賦高

九石一斗余

給地

三ツ割村

貢賦高

三百七十九石八斗四升七合

給地

山岸村

貢賦高

十三石七斗余

給地

下斗米村

貢賦高

二百二十七石六斗八升三合

給地

上田村

貢賦高

七十石余

給地

村高

貢賦高

八十九石四斗四升五合

給地

下斗米村

貢賦高

二百五十三石九斗三升三合

給地

上斗米村

貢賦高

百十七石

給地

## 盛岡市

村高 百五十二石余

貢賦高

六十三石五斗一升三合

小計

貢賦高

一千六百五十一石八斗二升七合

合計

貢賦高

二千八百二十五石八斗六升二合

とある。

これ等の地域に灌漑するところの用水路は次の如くである。

## 中津川左岸

大留溝

盛岡市浅岸字堰根にて清川より上水し、同加賀野地内で

桜川に合流する。

## 28 中津川大留堰

同市新庄字天神で中津川より取水し、同加賀野、新庄、志家等を経て中野地内にて鴨寄川に入る。

## 志家溝

同市新庄字天神で桜川より分流し、志家地内の水田に灌漑する。

## 桜川



## 中溝

盛岡市下米内字狼沢にて濁川より上水し、山岸村字高田にて桜川（左岸と同名なれど異なる水域）に合流する。

## 桜川

（左岸とは異なる水域）同市山岸字門前崎にて中津川より取水し、同市三ツ割、仁王等を経て同地内字流作場にて中津川に入る。

中流部を赤川と呼び、下流を一間堰と言ふ等がある。

以上の用水路による灌漑地域は既に住宅街となり、旧況を知るところがないが、旧記に従つて記すれば次の如くである<sup>(4)</sup>。

大留溝	浅岸地内	七町二反
桜川（左岸）	加賀野	一町六反
新庄	加賀野	十五町五反五畝
志家	新庄	十四町七反四畝
中溝	志家	五町一反一畝
桜川（右岸）	下米内	二町一反四畝
山岸	山岸	十五町二反一畝
三ツ割	山岸	七町五反
仁王	三ツ割	十二町四反
	八町九反	十九町三反
	七反	八町九反

仁王” 五町三反

以上の如く一一五町六反余に灌漑せしところである。

## 五、右岸水域

## 一、滻沢川流域

滻沢川は、一関市真柴地内字南沢に発し、旧滻沢村地内を北流して、字川口で北上川に入る右岸支川であるが、源流域の殆んどは、丘陵であり、平壠地は甚だ少く、耕地は（主として水田）上流部における支川、田沢川、木ノ川等の合流する字清水尻等にわずかながらある外は、字館下より下流部における本川沿岸の狭長な平野のみである。

同地域の開発は明らかでないが、同流域唯一の寺院長寿寺は、その創建を正平年間（一、三四六—一、三七〇）と言ひ<sup>(5)</sup>。正法寺三世虎溪良乳和尚の再興が応永一五年（一、三九四）であり、葛西氏の臣磐井郡下里沢城主黒沢相模の喜捨により建立するところと言う<sup>(6)</sup>。

醫王山  
長寿寺

一、本尊釈迦如來、木佛坐像長毫尺五寸

葛西の家臣下黒沢村城主黒沢相模建立、江刺郡黒石村枯花山正法寺第三世虎溪和尚

応永一五年三月開山、当、安永四年迄三七五年になるとあり、更に山内（寺域）に一基の古碑（解説不能）が現存するところである。

従つて、中世中期には既に少なからざる山村、集落が構成されるに至ったことが推定されるのである。そして灌溉の耕地に灌漑を要する為、多くの溜池、取水堰等の施設が施工されたところである。

同川流域における村高は田代一〇五貫六八一文、畠代一五貫二八文であるが、灌漑用溜池二五か所、取水堰一七か所があり、滝沢川水系より取水するところは、三七貫五九八文で村高田代の三五%である。

更に、一取水所による最大灌漑面積は五・六二ヘクタールあるが、平均面積はわずかに一・七ヘクタールにすぎないところである。

## 二、磐井川流域

磐井川は一関市敵美地内栗駒山に發し、同市猪岡、五串、赤萩、上、下黒沢、一関、山目、川辺等同市域を縱流して川辺地先で北上川に入る。

同川流域の多くは山地である。殊にも、同水系の源流域は中央山脈であり、高山帯及び、亞高山帯に屬するところ多く、山容は急峻であり、谷は狹く深い。従つて、本支川沿岸における平野は甚だ少いが、中流部に至り、ようやく沿岸平野が点在するところとなる。

もつとも、下流部は北上川沿岸平野であり、平垣地の殆んどは水田、畠地等の農地として耕作されるところである。同地域の開発は古く上代に遡ることが推定されるところであり、大和朝廷による皇化は平穏の内に、そして早い時期において行なわれたことは明らかである。

古代史等によれば（続日本紀）

神護景雲元年十一月八日（七六八）  
置ニ陸奥国栗原郡。本是伊治城也。

とある如く、岩手県内の蝦夷討伐の拠点として宮城県最北部の城塞を築いたのが、衣川を越し軍營を設けた延暦八年（七八九）より実に二〇余年前であり、その間において磐井地方における賊夷の討伐等を聞かない。

従つて、同地域への進攻は政治的に解決されると共に、開発が行なわれたところであろう。

更に、奥六郡時代、衣川柵を拠点とした安倍氏等も亦、多いに開発するところであろうが、本格的水田開発及び用水路等の開削等は奥州藤原氏の平泉文化期である。

磐井川下流域及び太田川下流域等に灌漑する照井堰は藤原氏三代秀衡公の臣照井太郎高春によつて開発されるところであり、北上川水系における灌漑施設中最古の用水堰である。



29 照井館（中央高台）

滝沢郡前沢町

井堰、西風堰及び、磐井川支流小猪岡川より取水する大江堰等がある<sup>(1)</sup>。

(一) 南照井堰

当村並当郡山目村、前郷村、中里村、同村端郷中里町、作瀬村、細谷村、樋口村、平泉村都合九ヶ村入合

用水

右溜高五百六拾八貢八百六十文

内当村分溜高百四拾四貢二百三拾八文

(註) 1. 太田川流域に補水する北照井堰開削後本堰を南照井堰と呼ぶ。

2. 「当村」とあるは赤萩村（一関市赤萩）である。

3. 「当郡」とあるは磐井郡西磐井である。

古くは北照井堰と称せりと言ふ。

照井堰は五串村（一関市）字山口で取水し、同村及び赤萩等九か村に灌漑して平泉村（同町）字高田で、北照井堰より分派する西風溝と合し、更に、同地内に灌漑し、太田川に入る。水路延長四里五丁余（一六秆余）であり、灌漑面積は二五七町八反余である。

同堰の開削等に関する記録等は既に散逸するところであるが、同受益地帯等に残る伝記、伝承等によれば奥州藤原氏の盛時鎮守府將軍藤原秀衡の臣、照井太郎高春が磐井川沿岸五串、赤萩等の平野の開発を計り、保元年間（一、一五六～一、一五八）磐井川中流部、巣美溪の上流字小河原に取水口を開き、用水を引き入れ（自然流入）隧道を穿ち、磐井川左岸五串、赤萩を経て山ノ目字竹山附近に至るまで溝渠を開り、同地域に灌漑すると伝えられている。しかるに、高春は文治五年（一、一八九）源頼朝の平泉征伐に際し、遂に戦死し同堰は未完成に終つたのである。

その後、高春の子高安が父の遺志を継ぎ、萩荘々司等と計り、私財を投じ中里、平泉等に及ぼす用水路を開削する



30 照井堰水取所

一関市

ところと言い、照井堰の創始とするところである。

磐井川左岸平野の殆んどは照井堰による灌漑を以つて耕作されるところであり、その恩恵は計り知れぬものがある。

しかし、年を経るに従い風雨による損傷、自然崩壊等による隧道、水路の埋没等は、少なからず生ずるところであり、寛文四年、時の代官掃部左エ門は藩庁の許を得て同堰の大改修を施工したのである。

しかるに、同堰の破損、修理箇所等が当初計画よりはるかに多かつたのであらう。

同工事の成否は流域住民の死活に係る重大事であり、灌漑水のより多く求めんとすることは住民の等しく願う所である。

従つて、原形復旧又は改善等により、同工事は以外に多額の工費を費消するに至つたのであらう。仙台藩は掃部左エ門を藩制に違背するところとして死罪に問うたと伝えられている。しかし、この人によって照井堰は復活し受益地

帶数千万の住民が生き続けることが出来たのである。

明治維新後の過渡期における同堰の維持管理等は明らかでないが、近世以来の慣習によつて受益地帯の住民よつて行なわれたところと推定されるが、明治一七年五月七日太政官布告第一四号区長村会法により郡長を会長とする水利土工会が組織され、照井堰は同会によつて維持、管理等が行なわれるところである。

同堰の維持管理費の支出方法は同地域に限る特殊体系と考えるところであるが、同地域における曹洞宗並びに真言宗の寺院及び関係各村等の拠出する協議費によつてまかなわれ、毎年施行される隧道、水路等の江払（水路清掃）、其の他雑工事における労力等は受益地帯住民の奉仕によるところである。

同二四年施設の老朽と河状の変化による取水不十分から頭首工の大改修を施工している。

「明治二十四年七月大メ切揚口疏水ノ便セんが爲同所上流左岸山麓七拾間余り隧道ヲ開鑿シ全九月竣成ヲ告ゲタリ此工費百有余圓ナリ爾來磐井川減水スルモ通路満チ乏シカラザル景状ナリ」

と当時の記録に残されている。

全期における灌漑面積「九百四町弐拾弐歩」とある。更に、同三八年山目、赤萩地区（同流域最大の水田地帯）において耕地整理を施工し、五〇町歩の開田が行なわれ、同四三年一月には同堰による灌漑面積は一、一〇五町歩余に及んでいる。

同年一月二一〇日水利組合法（明治四一年）により南、北照井堰及び北照井堰派流等を一括する照井堰普通水利組合が結成され、同組合によつて管理されるところである。

同堰の取水は自然流入によるところであるが、明治二四年の工事によつて一時満足すべき取水が行なわれるところ

であったが、大正年代においては二〇〇米程下流に粗朶堰堤、三角杵、石杵等を設け水位を上げようやく取水される状態となり、同一〇年には石杵堰堤をコンクリートで被覆し固定するところとなり、更に、昭和七・八年に至り堤長を伸し、堤巾を増す等の強化工事を施工している。しかし、十分なる取水は得られるところではなかつたのである。

昭和一七年県営事業として頭首工の改良工事を起し同一九年工事を完了するところであり、同工事により取水能力は強大となり灌漑用水は十分得られる状態となつたのである<sup>(1)</sup>。

#### (二) 北照井堰

但当村并当郡五串村、平泉村、中尊寺村四ヶ村入合用水

右溜高百七拾八貫六百弐拾七文

当村分溜高弐拾壹貫九百弐拾壹文

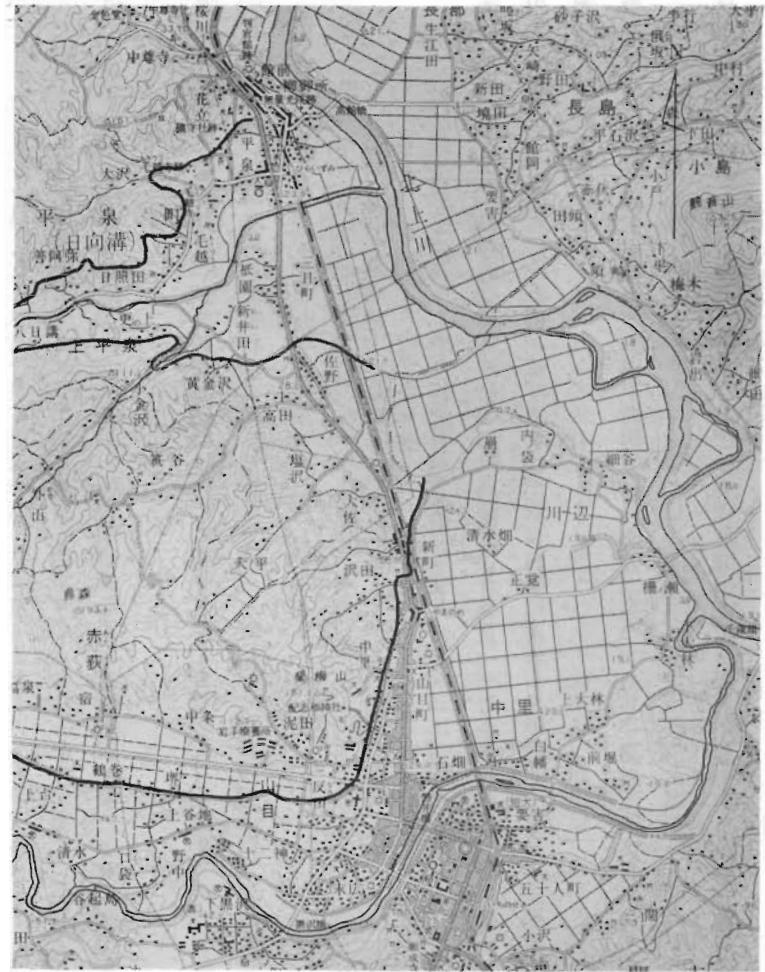
(註) 1. 照井堰より分派し、平泉方面に灌漑する用水には「北」字を冠し北照井堰と称した。

2. 「当村」とあるは達谷村（平泉町）である。

北照井堰は五串村字山口にて照井堰より分派し、同村八幡沢より延長一三町余の猿鼻山の隧道によつて達谷村字窟に導き太田川に入れ、下流字龜石にて太田川より上水し、旧日向溝に入れ、字毛越、中尊寺村（平泉町）字日向等の耕地に灌漑するところである。

水路延長三里一九町余（一三・七糺余）（同上の内、日向溝分三里）であり、灌漑面積は日向溝流域における八九町歩余である。

同堰の開削に二、三の異説のあるところであるが、從来、太田川を灌漑用水源とする日向溝、西風溝、その他同川下流域においては水源河川の水量不足による旱損多く、これが対策として猿鼻山の隧道開削による照井堰の分流が計



第19図の1 照井堰 一関及平泉町



第19図の2 照井堰 一関及平泉町

画されたと言うのが眞実である。

同計画は寛文元年平泉村の人相原清左エ門（柏原は誤り）によつて樹てられ、西光寺豪柵、鏡覺院源明、法道院元高、龍藏寺玄翁、柳下坊秀、多宝院弁園、西先坊蓮祐等七人の篤志家と謀り、私財を投じ開削するところであり、「照井堰より分派し五串字八幡沢より同隧道を経て達谷に至るを北照井堰と称す。」とあるところである。



31 照井神社

一関市

（註）平泉大肝煎掃部左エ門の施工云々とするものがある。しかし、掃部エ門は寛文四年南照井堰の大改修を施工せる代官である。

従つて、北照井堰の施工、平泉大肝煎等とするは誤りであろう。

同隧道により照井堰の水を分けてより平泉地区における旱損等は殆んど絶えるところである。

明治維新後は近世以来の慣習によつて受益地帶住民によつて維持、管理されるところであるが、明治四三年一月照井堰普通水利組合の組織下に入り同組合によつて維持、管理等が行なわれるところである。

### （三）日向溝

平泉町達谷地内宇鬱石において太田川より上水し、同宇山岸、要害善阿弥等の山添を迂曲東流し、同日照田にて隧道に入り毛越宇西洞に達し、更に山麓に従つて大沢を廻り、毛越寺塔山の裾を経て宇花立、中尊寺坂下等に及ぶところであり、同地域に灌漑することは既に述べる如くであるが、同堰の開削は平泉時代前期における毛越寺建立に伴い造成されたところの大泉池の掛入用水として藤原氏によつて開削され、觀自在王院等の建立によつて、更に、舞鶴池、弁天池等に引水されたところであり、平泉没落後は農業水利に転用されるに至り、大泉池も灌漑用溜池に転換使用されるところである。

しかし、固より太田川の水量不足は同地域の耕地全般に灌漑するところではなく、北照井堰の開削に至つたのである。

寛文年間、猿鼻山の隧道が完成し、照井堰の水を分け北照井堰と名付けられてより旱損等は殆んど絶えるに至つたのである。

同堰の管理等は明治四三年一月照井堰普通水利組合の組織によつて同組合の管理地区に編入されるところである。平泉町達谷地内宇大萱（日向堰取水所下流）にて太田川より上水し、西風山の裾を廻り太田川右岸宇更の上、新井田等の耕地に灌漑し、同町宇高田にて南照井堰の末流に合するところである。

水路延長一里余（三・八杆余）であり、灌漑面積は八二町五反余である。

西風堰の開削年代等については明らかでないが、太田川における日向堰の取水後において、その余水を取水し、八余町歩の耕地に灌漑水を供給するところであるが、同堰の取水は、照井堰の水を分けて猿鼻山トンネルによって太田川に補水する、日向堰の余猶を究めた後において計画されたことが推定されるところである。更に、末端において、南照井堰の末流と合流する地点における水量が彼我共に殆んど同量と伝えられることは、注目を要するところである。

同堰は日向溝と共に明治四三年一月組織されるところの照井堰普通水利組合の管理下によつて維持されるところである。

#### 四 大江堰

猪岡村（一関市）地内で磐井川より取水し、上黒沢村<sup>下大桑</sup>で達吉袋川に入れ、同宇藤走場場で再び上水し同下釜を経て下黒沢村に入り同村宇賀田郷にて磐井川に入る。

水路延長四里二〇町余（一七・七杆余）であり、灌漑面積は七、下黒沢村において二三〇町歩余である。

同堰の開削は明らかでないが、達吉袋川による灌漑地域における補水対策として後代において開削されたことが推定される。

信承等によれば照井堰に水量の余猶あるを見てその対岸に穴堰（隧道）を掘り取水するところと言ひ、猪岡、五串地内等に殆んど灌漑水を給するところではない。

同堰は明治四二年一〇月一五日大江堰普通水利組合の設立により、以来同組合によつて維持管理等が行なわれると

ころである。

### 三、太田川流域

太田川は西磐井郡平泉町達谷より毛越等を経て同町地内牧ノ花地先で北上川に入る右岸支川である。

同川の流域は（源流部は標高の高くない）丘陵帶であり、中流部以下は殆んど平坦な谷底平野であり、その大部分は拓かれ、水田、畑等として耕作されているところである。

同流域における開発は資料等がなく、明らかでないが、岩手県南部においても比較的早い時期に行なわれたことが推定されるところである。

陸奥国の開拓期において、蝦夷征伐の初戦とも言える、悪路王と称された在地豪族は同地域における生産経済を基盤とした勢力と考えられるところである。

悪路王と称された在地豪族は同地域における生産経済を基盤とした勢力を有する地域であったことが推定されるところである。



32 達谷窟 昆沙門堂

西磐井郡平泉町

延暦年間（八世紀末）征夷大將軍坂上田村麻呂が同川中流部の達谷窟に京の清水寺を模して一字を建立し、毘沙門天を安置せる際に別当寺、西光寺へ寄進されたところの寺領は東西三〇里、南北三〇里にわたる広大な地域である。

同寺領は太田川流域における水田を中心とするところであろう。

『坂上將軍於此窟前』。建立九間四面精舍。令下模擬馬寺。安置多聞天像上号西光寺。寄附水田一。寄文曰東限北上河。南限岩井河。西限象王山。北限牛木長峯者。東西三十里。南北廿余里。云々。

しかし、当時の開発面積等は明らかでないが、平安末期（一一世紀）平泉藤原氏時代には同流域の殆んどが開発されたことは言うまでもないところである。

同川流域を含む平泉村（平泉町）地内における耕地は。

畑	田
高	二、四〇六石五斗九升
	七〇九石三斗七升

とあるが、流域別面積は明らかでない。

更に、同村における耕地に灌漑する施設は、堤（用水溜池）四七ヶ所があり、主として、山ひだの沢田に灌漑するところである。堰（灌漑用幹線）は北照井堰、西風堰、南照井堰の三線がある。

太田川流域は主として北照井堰によつて、灌漑されるが、太田川によつて灌漑されるところは、一四町余とある。その詳細は明らかでない。

（註）太田川、北照井堰、西風堰、及南照井堰溜池等より灌漑する同村の水田面積は昭和九年四五四町四反とある。

#### 四、衣川流域

衣川は胆沢郡衣川村地内高檜能山に発する北股川（衣川本流）及び同山より発し、衣川村中部の国見山の南谷を迂廻する支川南股川とよりなり、同村字沖野々において両川相合し、衣闌村（平泉町）字坂下にて北上川に入る。

同川の流域は殆んど中央山系の東尾根に属する山陵地帯であり、北股川左岸白鳥川との分水嶺長根（俗称）を除いては、山容厳しく傾斜が急で谷巾が甚だ狭い。

従つて、同川沿岸において耕地

として開発される平地等は北股、

南股の両川沿岸並びに両川合流以下における狭長な山麓平野であり、その殆んどは拓かれ、水田、畑地等として耕作され、北股、南股両川はこれらの地域に分派して灌漑するところである。

同流域における開発の歴史等は明らかでないが、稻作文化は磐井川、胆沢川流域等と共に先史時代に始まり、稻作技術は陸奥国開拓



33 山田次右工門墓 胆沢郡衣川村

期より更に遡る古い時代において、太和系の人々によつて伝えられたところであろう。

しかし、組織的水田開発等は田村將軍による胆沢城建設後であり衣川柵に拠つた安倍氏、更に、平泉文化を築いた藤原氏等によつて開発が行なわれ、中世代においては葛西氏の領するところであるが、開発等の伝えは聞かない。

従つて、衣川水系より取水する灌漑用水路の開削等は近世代において施工されるところが殆んどであり、その堰、數十数流に及んでゐるが、主たるもののは次の如くである<sup>(1)</sup>。

#### (一) 北股堰

北大溝上衣川村（衣川村）字雲南田にて北又川（衣川）より取水し、同村及び下衣川村等に灌漑し、西磐井郡衣闌村（平泉町）字瀬原で徳沢川に入る。

「右ハ當郡上衣川村北又衣川支流ニ而當村溜高百六貫武百四拾七文、同上衣川村北又磐井郡西磐井中尊寺村三ヶ村入合用水分高都合三拾武貫九百七文」

上あり、同堰の開削は寛文三年（一、六六三）に開始されたところである。

「其起工者ハ衣川村下衣川の住人山田次右エ門ナルモノニシテ其人ト為リ、善行ヲ以テ称セラル付テ以爲ツ郷里常ニ用水ニ乏シク毎歲田地旱荒ノ憂アリ衣川ノ水ヲ引ギ是ヲ灌カヘ單ニ渴水ヲ免カルノミナラズ、火田（畑）ハ水田ト麥シ原野ハ開墾ニ至ルハ期シテ見ルベシト奮然起テ中尊寺山ニ登リ日向山ノ高底水路ノ便否ヲ計リ允ヲ仙台藩主ニ請ヒテ日ヲトシ将ニ着手セントス（中略）河上即チ衣川字雲南田ニ至リ水流一派ヲ分チ千辛勞苦ヲ驅ハス山服ヲ崩シ、堤防ヲ築キ岩石ヲ破碎シ穴山（隧道）ヲ穿削スル等流水ヲ分派疏通スルコト凡百三拾余町」云々

と言ふが、仙台封内名蹟志によれば

衣川邑、薄田、往時乏溝池、憂旱魃有年、邑有川山田次右エ門者、自少有高志、平日以教鄉隣爲任、依茲以善行所称、且一郷毎歲苦澇水、仍欲引衣川河流而溉之田畠、郷黨曾言、先是有行之誠哉若有其神爲崇、則請子受之代總纂而



34 北股堰灌漑地域

胆沢郡衣川

先是吾之望所欲也、於是強杵土人、引之爲溝渠、面耘耕稼穡、得其实、次右エ門亦無恙、自是每年得水而致秋成焉、延宝元年、次右エ門五十八歳而歿、邑民感其志、同七年丁七周忌辰、立碑祭之、靈臣桑名松震作碑文、山田次右エ門之墓、上下衣川民奉立之、胆沢郡下衣川村邑山田次右エ門者本江刺郡黒石邑之產也、春土溝之而近村者懷旱魃之憂難欲行出衣川流民、俗稱有鬼神之祟遂不茲果、山田次右エ門懷如傷之思、有年一朝憤起、而誘水工開溝池、干時寛文三年之秋也

超年而大功成民、民寃拔妻之慨、敢無爲鬼神之祟、延宝元年秋九月十六日、山田氏行年五拾八歳而棺捐、效年七週年也、村民至今不能忘其勞記事実、而刻碑希遺出後世云

延宝七年九月十六日（一、六七九）

と、その功を記し永遠に伝えるところである。

同堰は、明治維新後旧慣によつて地域住民により維持されるところであるが、更に、明治四二年六月一五日北大堰普通水利組合の設立により以来同組合によつて管理され、ところである。

#### (二) 中溝

上衣川村字古館にて北又川（衣川）より取水し、同村地内に灌漑し、同字下寺田にて北又川に入る<sup>(1)</sup>。

「右ハ当村衣川之枝流ニテ一圓当村北又用水溜高拾八貫三百武文」

とあり、同村中部における灌漑用である。

### (3) 刑部堰(二ノ台堰)

上衣川村字増沢にて北又川（衣川）より取水し、同村字大平を経て同郡小山村五反町に導水し小山村字二ノ台等に灌漑するところである<sup>(1)</sup>。

「堰本ハ当郡上衣川村衣川ニ而当郷小山村上野郷並上麻生村北又二ヶ村入合用水右溜高都合三拾五貫七百七拾文、但當郷分溜高三拾三貫三百拾文」

（註）誇点編者

「北又二ヶ村」は写本時の誤「衣川村北又衣川」か

とあり、同堰の開削は元和四年（一、六一八）六月邑主葦名良部大輔盛信によつて始められ、二代刑部重信、三代目盛定、四代同盛信に至る父子四代五〇年の才月を用ひ、寛文九年（一、六六九）小山地内において刑部新田三百町歩余と共に、之を完成するところであり、取水口より小山村山崎に至る水路延長一二、七二九間、穴山（隧道）一五か所、延長二、八九七間に及び受益面積五〇〇余町歩に及ぶ。

### (4) 南大堰

上衣川村字沼野にて南又川より取水し、同村及び下衣川村等に灌漑し、同村小成沢で衣川に入る<sup>(1)</sup>。

「右ハ当郡上衣川南又衣川支流ニ而当村用水溜高拾五貫弐百四拾七文、同郡上衣川村南又二ヶ村用水溜高都合三拾弐貫九百七文

云々

とある。更に、同堰の開削を寛文三年（一、六六三）金掘源次郎によるところとして、次の如く伝えている<sup>(4)</sup>。

「其起業ハ同村人金掘源次郎ナルモノ郷里常ニ水ニ乏ク歲々旱魃アルヲ深ク憂ヒ衣川ヨリ引水セント欲ス善城山ニ登リ西風山ノ高低水路ノ便否ヲ計ト終ニ仙台藩主ニ請ヒテ許可ヲ受ケ郷里ノ有志ト協同シ本村字上川内ニ於テ岩石ヲ破碎シ堤防ヲ築キ穴山（隧道）延長一百間及至九拾間ナルモノ九ヶ所ヲ開鑿シテ凡百武拾町ヲ通流セシメ上衣川下衣川両村ノ灌漑ニ供シ」

云々

とあり、延宝元年（一、六七三）一二月三日其の工を終り、衣川右岸に灌漑するところである。

明治維新後は近世以来の慣習によつて維持管理が施行されるところであるが、大正二年四月三日南大堰水利組合の発足するところにより尔来同組合によつて管理が行なわれるところである。

### (5) 大原堰

上衣川字下立沢にて南又川より取水し、同村字大原等に灌漑するところである<sup>(1)</sup>。

「右ハ当村衣川より引上当村南又一圓用水、溜高弐拾六貫百武拾九文」

とあり、南股川上流部沿岸平野における灌漑用堰である。

同堰の開削に関し次の如く伝えるところである。

享保元年（一、七一六）京都東岳院の明法と言へる僧同村に巡錫し、用水の乏を患へ、同一一年工を起し、大原の揚場より上水し、字鳥沢まで灌漑せるが、更に、下流字河内等における用水の欠乏甚しきを以つて後年赤鳥沢より穴堰を通じ水を引き河内地区に灌漑するところで水路延長四二八間、灌漑面積五七町五反歩余に及ぶと言ふ、等である。

更に、明治初期における同水系より取水するところは<sup>10</sup>

名 称	灌 溉 地 域 名	水 路 延 長	灌 溼 面 積
北 大 溝	衣 閣、下 衣 川、上 衣 川	二 里 三 五 町（一・五 五）	五 七 町 六 反 余
中 大 溝	上 衣 川	二 ハ 一 ハ ハ（九・七 ハ）	四 四 ハ 一 ハ
南 大 溝	下 衣 川、上 衣 川	二 ハ 一 六 ハ（九・五 ハ）	四 四 ハ 二 ハ
大 原 溝	上 衣 川	一 ハ 三 五 ハ（七・六 ハ）	五〇 ハ 二 ハ

等である。

## 五、白鳥川流域

白鳥川は胆沢郡胆沢町若柳字萩ノ森地内より出て胆沢扇状地の南縁を東流して同郡前沢町白鳥地内で北上川に入る支川である。

同川の流域は南に衣川と境する丘陵（俗称長根）があり、北に胆沢扇状地の縁崖をひかえている。しかし、沿岸は殆んど平垣地を形成し、多くは水田として耕作されている。同地域の開発は明らかでないが、衣川に接する所であるから、その時期は平泉藤原氏時代、あるいは、衣川柵に拠る安倍頼義以前に遡ることも推定される。

しかし、証明すべき資料は残されていないが、胆沢扇状地の開発より古いことは確実である。

同川流域を以て一村とした近世代における同村の村高は<sup>11</sup>。

田代 五七ハ四六〇文

畑代 二〇メハ三八文

会計 七八メニ九八文である。

同地域における灌漑用水の殆んどは、白鳥川より取水されるところである<sup>12</sup>。

一、白鳥川堰 當邑用水、溜高六拾貫五文

但当郡前沢村入合溜高取合七拾八貫三百六拾七文

とある。

更に、明治中期における調査によれば、同川より取水するところの用水路数は一〇線に及び灌漑面積は八四町七反余とあり、下流部においては北上川沿岸平野（前沢町）にも灌漑されている。

## 六、胆沢川流域

胆沢川は胆沢郡胆沢町地内焼石岳より發し、石淵ダムを経て胆沢扇状地の北辺に亘って、胆沢町、金ヶ崎町、水沢市等の間を東流し、水沢市佐倉河地内宇佐で北上川に入る。



35 胆沢川平野 胆沢郡胆沢町

甚だ多く、残雪は深く狭い谷を埋め、初夏の候にも及び融雪水は渓谷を打ち鳴して奔流する。

石淵ダムを過ぎ山麓に至れば同川によつて造成された胆沢扇状地である。

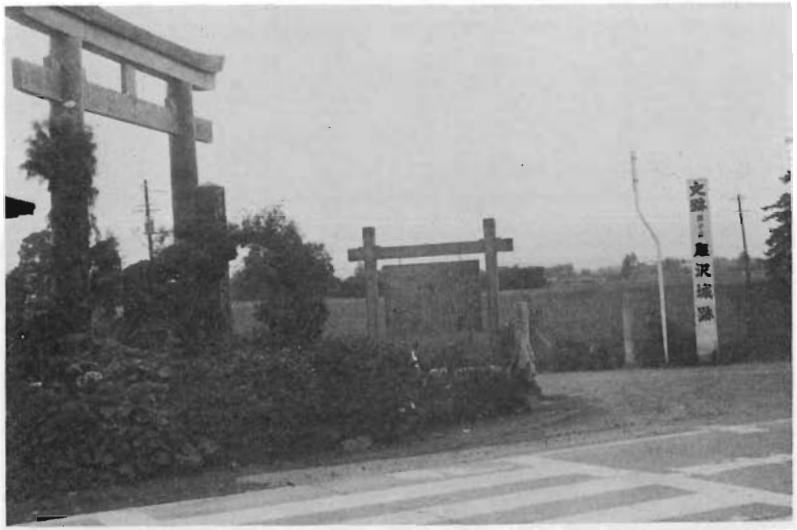
しかるに、胆沢川は同扇状地の北辺に深い河道を形成し東流する。従つて、扇状地における水資源が乏しく、扇端部より扇頭部に昇るに従つて灌漑用水等の不足により、上流に及ぶに従い開発が遅れ、更に未開発地域等が多い。

しかし、胆沢扇状地を含む胆沢川流域平野の開発は原始時代にも遡ることが推定されるところである。

同地方における稲作文化の初まりは少なくとも二世紀半頃ではなかろうか、弥生式土器時代の末（二世紀末）には既に水稻栽培が行なわれ、住民の定着が見られるところである。

（註）水沢市常盤遺跡出土土器片に稲の圧痕がある。

その後、更に古墳文化を伝える大和系の人達によつて稻作技術がもたらされ、北上川沿岸沖積平野等は言うまでも



36 胆沢城跡

水沢市

なく、胆沢扇状地も幾多の水系に従つて上流部へと進められ、稲作を基盤とする生産経済社会は、各地域における族長等のもとに成立すると共に、優勢な族長等はこれ等を代表する首長として権勢を張るところであろう。

胆沢扇状地の中央胆沢町南都田に残される角塚古墳は大和地方における古墳時代末期（六世紀末）に属する古墳と称されるが、高さ数米に及ぶ前方後円墳は、胆沢平野における初期開発時代、同地方を代表する首長の墳塚と推定されるところである。

又、同地域は奈良朝時代（八世紀）において、毛野氏等中央人士によつて、更に開発が進められ、胆沢地方開発の祖神として中央山脈の東峯駒岳山頂に駒形神を奉祀している。

神祇志によれば、

「延喜式、胆沢郡駒形神社、今在西根村駒形山上、仁寿元年、授正五位下、貞觀四年進從四位下。」

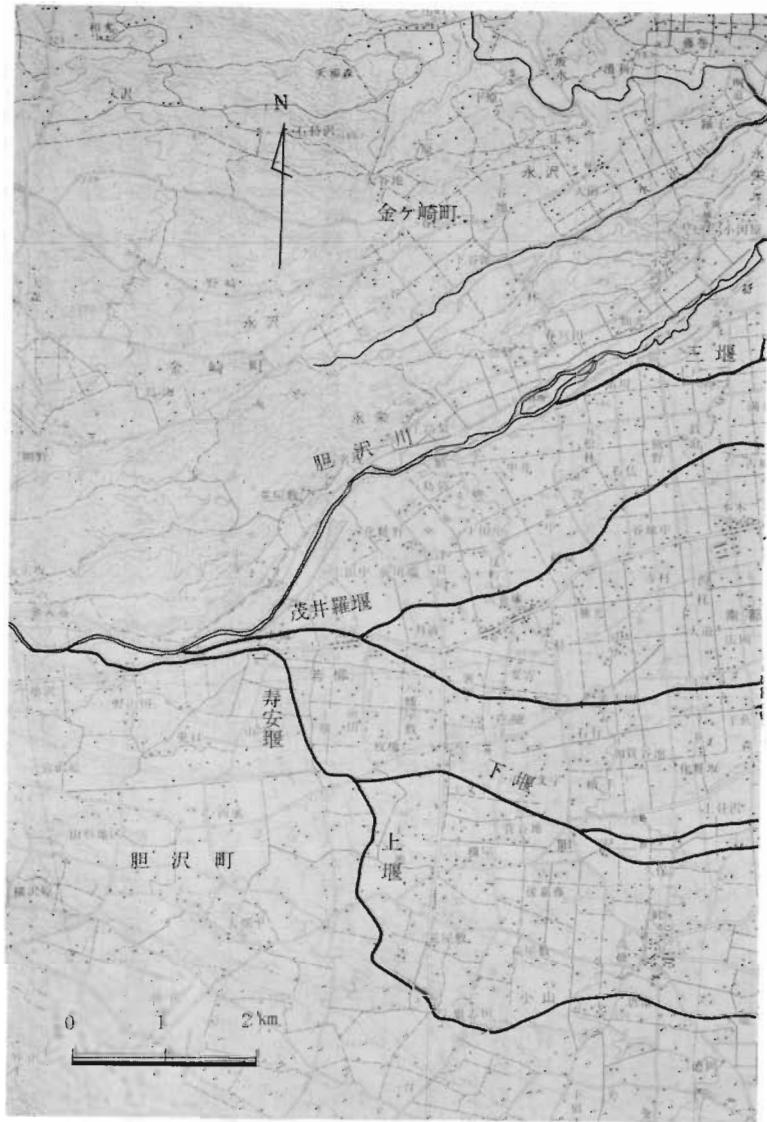
（註）仁寿元年西紀八五一年

貞觀四年西紀八六年

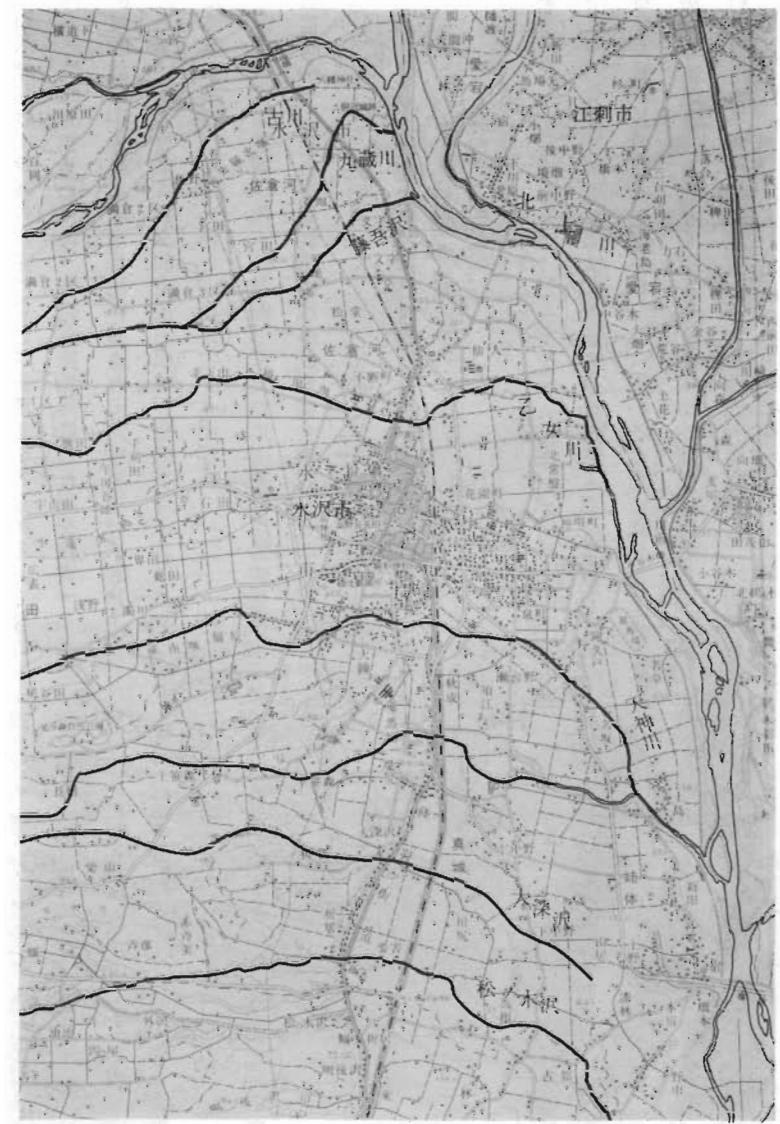
等とある。

従つて、八世紀末における大和朝廷の東征に先きだつ事数百年前、大和系の人達によつて、既に開発が進められ少なからざる米、雜穀等の生産が行なわれていることは確然とするところである。

田村將軍によつて胆沢城が築かれた延暦二年（八〇二）岩手県内において始めて条里制が施行されているのである。



第二章 農業水利



第20図 胆沢川流域

水沢市及胆沢町

従つて、班田収授の法が施行されたことは言うまでもないところである。

その後、奥六郡時代、更に、奥州藤原時代等数百年に及ぶ上代社会における胆沢地方の生産力が如何に大きく貢献するところであったか計り知れぬものがある。

その後における中世四〇〇年間は柏山氏等の領するところであるが、葛西幕下の諸豪等と事を構える伝記は聞くが開発の歴史等を伝えるところは甚だ少い。

同地域における灌漑施設は寿庵堰を以つて代表されるが同堰より開削年代の古い茂井羅堰があり、更に、三堰がある。

これ等三用水堰による灌漑地域及び同地域における田代高（草高）等は次の如くである。

村名	田代総高	灌漑堰別田代高	備考
若柳村	三三三、四七六	三、七五九 堰茂井羅	胆沢郡胆沢町
新里	一六八、三八九	六六、〇九七 一〇一、二九二	同
柳田	一六六、〇七二	九〇、二九四 七五、七七八	同
柄木	八九、四四三	二五、二一九 六四、二三四	同
上巾	一八一、二三六	九八、七五九 八二、四七七	水沢市
佐野	九三、三五二	九三、五五二 同	同

八幡	一三一、五一五	九藏 〇八、八一四 宮田	同
下河原	二三五、六二三	梅泉寺 二二、一六〇 一一、三三一	同
都鳥	二一六、二七五	二二六、二七五 胆沢郡胆沢町	同
北下巾	一三一七、〇六三	二三七、〇六三 水沢市	同
四牛	六三、八〇五	三六三、八〇五 同	同
茄子川	安土呂井	一二九、九一五 一九、八〇〇 八九、八〇〇 四一、六七三 瀬戸野	同
上姫体	一二九、七五九	一二九、八〇六 三〇六、三〇一 二八七、〇四六 一〇、七二八 五一、一九四 九、五七五 同	同
下姫体	一〇一、三八四	二五、八〇一 胆沢郡胆沢町	同
須江	六二、三五九	三五、四五八 胆沢郡胆沢町	同
小山	一二三、六〇一	一二一、三三六 胆沢郡胆沢町	同
六日八	九二、五七五	一二一、五七五 胆沢郡前沢町	同
上麻生	五一、九〇四	五一、九〇四 同	同
目呂木	九、四九三	四、八八五 同	同

堤 戻 ク	三六、〇一	三六、〇二〇	水 沢 市
中 煙 ク	三一、〇〇一	二八、五四	胆沢村前沢町
閑 カ	八九、四六〇	同	

## (一) 三 壤

若柳村（胆沢町）字明神川原（旧記に橋本とあり）にて胆沢川より取水し、同村及び新里（同町）佐野村（水沢市）等に灌漑し、八幡村（水沢市）地先で古川に入り北上川に合流する。

〔堰先ハ当村（若柳村）之内橋本と申所ニ而伊沢川より堰上當村〔当郡（胆沢郡）新里村、柳田村、柄木村、北下幡村、佐野村、八幡村八ヶ村入合用水石溜高四百九拾九貫六百武拾壹丈〕云々

とあり、同堰の灌漑地域は胆沢扇状地の北辺にあり、胆沢川右岸に接し平行する沖積平野である。更に、取水所は三用水中最下流にあり、取水量の不十分と冲積土による水路は洩失が多く同灌漑地域は旱損が多い所である。

同堰は古くより「三堰」の名を以つて呼ばれるところであるが、その起元は明らかでない。

更に、同堰の沿革も亦、旧記等は既に失なわれ見るべきものはなく明らかでないが、三用水堰中最も後期の開削と推定されるところである。

近世代における同堰の管理等は、仙台藩の出先機関である代官所によつて行なわれ、維持修繕等は受益地帶住民（水下人足）あるいは御郡普請等によつて施工されたことは領内諸用水堰と同様である。

明治維新後は旧慣によつて施行されるところであるが、明治一三年公布の区町村会法にもとづく水利士工会の組織

によつて郡長の管理下に行なわれるところである。

しかるに、同二七年三堰普通水利組合となり旧来の儘維持管理等が施工されるところである。

従つて、用水源の水量不足により旱損が甚しく、茂井羅堰より補水を受けること一再ならず、遂に昭和一一年三月を期し組合を統合し茂井羅より分派して旧取水所を廃止するに至つたのである。

## (二) 茂井羅堰



37 茂井羅堰の碑 胆沢町

若柳村（胆沢町）字茂井羅にて胆沢川より取水し、同村地内で山田堰を分派し、本堰は新里村（胆沢町）柄木村（水沢市）等七か村に灌漑し、下河村（水沢市）字上館に至り北上川に入る。

延長約三里（一一・六糠余）であり、若柳村地内において分派する山田堰は新里村、都島村（胆沢町）及び下幡村、塙釜村（水沢市）等一か村に灌漑し、下幡体村（水沢市）地先で北上川に入る。

延長約四里（一五・五糠余）の用水路である<sup>(1)</sup>。

「右堰元ハ当村之内茂井羅ト申所ニ而伊沢川ヨリ堰上当村（若柳村）並当郡新里村、都鳥村、南下幡村、塙金村、柳田村、柄木村、北下幡村、上幡村、下河原村、四牛村、茄子川村、安土呂井村、瀬谷野村、八幡村、下伊沢（郡）上婦体村、下婦体村、須江村拾八ヶ村入合用水、右溜高二千百五貫三百三拾九文、当村分溜高百九拾貫百廿四文。」とある。

同堰の灌漑地域は胆沢扇状地における北部にあり、扇状地の凡半分を占める平坦地であり、傾斜が緩かで池沼、湧泉等が殆んど無く自然河川等が甚だ少く、且、小川にすぎない。

強いて挙げれば水沢旧町内を流るる溜り川（乙女川）、同北郊外の那須川、掃部長者で知られる宇満倉等より来る藤古沢、胆沢城内を横断する九歳川等であり、いづれも延長二三十糠と推定されるもののみである。

従つて、同地域の耕地は総て茂井羅堰による灌漑によつて耕作されるところであり、その影響するところは大きい。

しかし、同堰の開削、灌漑地域の開発等に関しては何等の記録も残されるところでなく、殆んど伝承の世界であるが、明治中期において次の如く記している<sup>(4)</sup>。

#### 茂井羅堰

「胆沢郡若柳外四ヶ村一町ノ灌漑ニ係ル用水路開始ニ於ケル北郷茂井羅ナルモノ（何許ノ人ニテ  
茂井羅ヨリ胆沢川ヲ分派開掘シテ郡ノ中央十一村、即チ、現今ノ若柳、南都田、佐倉河、姉体、真城ノ五村水沢町ニ流通ス  
口碑ニ伝ル所ニヨレバ起工者ノ名ヲ念ジ茂井羅堰ト唱フト、其灌漑反別式千七百七町余歩ナリ」

とあるが、同地方において北郷茂井羅に深く感謝の念を以つて語られる茂井羅堰開削の伝説を要約すれば何日の頃からか、胆沢里面塚（水沢市佐倉河字下川原）の辺に北郷隆勝と言える人住せるが、男の子ばかりのあとに一女の出生

を得て隆勝は、ことの外喜んだが、生来の不器量は如何ともなしがたく、夫婦は非常に心をいため、何不自由なく育てるうち、娘茂井羅は自ら感ずるところがあつたのであろうか、そして、学問によつて己れの生きる道を見い出そうと悟つたのであらう。父につき続々書き等を習うに習得力が強く常人の及ぶところでなかつたと言う。

その内、若柳の奥に住む蜂谷冠者に乞われ、その嫁となつたと言うが、醜貌の故を以つて離婚されるに至つたが、茂井羅は面塚の生家に戻らず、若柳に住する内、天水に頼る農民の旱害に苦しむを見るに忍びず、農民を救う道として胆沢川より取水することを思い立ち、自ら堰を掘り、水を引いて水田を起し、来る年も、来る年も同じ仕事を繰返すうちに住民達も力を併せ、下流へ、下流へと掘り、胆沢川の水が滔々と、その水路を流れ上伊沢郡全域に及ぶ頃、同堰開削に一生を捧げた老嫗茂井羅はその地に生涯を閉じた」と言う如く伝えられている。

更に、胆沢平野土地改良区によつて伝えられるところによれば、

「茂井羅堰は、元亀年間（一、五七〇～一、五七二）北郷茂井羅と言う女人によつて開鑿其水源は若柳字小歩より共に（寿庵堰）胆沢川の水を引水し、汪洋たる水路延々数里に及び」云々

としている。

しかし、開削の実年代は、更に遡ることが推定されるところである。

それは、胆沢扇状地における水田耕作等は、既に述べる如く古い時代に遡るが、池沼、陸水等による耕作は限りある水量によつて耕地面積が限定され、耕作は局地的に行なわれるにすぎないからである。

しかるに、高山掃部長者（水沢市佐倉河満倉）の如きは広地域に及ぶ水田耕作によつて始めて成立し得るところである。同高山掃部長者は何處に水源を求めたかは明らかでないが、用水路によつて広い耕地に引水したことは明らか

である。現在、長者屋敷の附近に、典型的古代の分水施設がある。

高山掃部につき次の如く記している<sup>(1)</sup>。

「掃部長者屋敷跡南北八十五間(一五〇m)東西百七十二間(三〇九m)往古当村ニ掃部長者妻邪見放逸貪欲無道之天惡人ニ有之、其惡行之業因ニ而、終ニ大蛇ト龍成當村並近村大湖ト相成候由、右女蛇体ニ龍成候、初部類眷屬悉相絶シ、且、又、珠宝珠器ハ家ニ火ヲ放チ燒捨申候處、屋敷跡ヨリ今以希ニ米焼申候ヲ掘出申候、但年號并委細之儀ハ不申伝候得共、當郡南下葉場村都鳥村ニモ右旧跡相残居申候事」

とあり、更に上幅（水沢市）風土記等に

「掃部長者の石塔號及び委細之儀は不申伝候事」として弘長二年の板碑を記している。

（岩手県金名史）

大才

孝子

弘長二年七月忌辰譜司房

壬戌

敬白

とある。

註 弘長二年（一、二六二）

従つて茂井羅堰は旧来の局部的耕地に潤沢なる灌漑用水を供給すると共に新田開発等に貢献するところが大なるところである。

明治維新後は近世以来の慣例によつて管理されるところであるが、明治一八年（一、八八五）郡長を管理者とする水利土工会を組織し、維持管理が施行されるところとなつたのである。

更に、同二七年茂井羅普通水利組合（明治二三年法律により）となり組合員中より管理者を選出し、維持管理する

ところである。

同三四四年（一、九〇二）茂井羅堰灌漑地内南都田村（胆沢町）南下幅地区耕地整理組合が結成され、同三六年より区画整理を始め工期四か年間を以つて三〇〇余町歩の耕地整理が完成し、昭和一一年三月三一日三堰普通水利組合を合併し、胆沢郡茂井羅三堰普通水利組合として胆沢扇状地の大半に灌漑地域が拡大するに至つたのである。

ここにおいて岩手県は同一三年六月より茂井羅堰取水口の改修工事を起し同一五年一〇月完成するところである。

### （三）寿庵堰

若柳村（胆沢町）字上堰袋（御前淵）にて胆沢川より取水し、同村地内で上下二溝に分派し、共に小山村（胆沢町）に入り、上溝は宇大橋において、下溝は宇蛸ノ手にてそれぞれ第二次分水が行なわれ、古城（前沢町）中野、秋成村（水沢市）等において灌漑に供し、末流及排水は前沢、白山村（前沢町）等に至り、北上川に入る。

水路延長上溝四里二八町余（一八糠余）  
下溝三里二九町余（一四糠余）である<sup>(1)</sup>。

〔堰元ハ當村（若柳村）之内、御前淵と申所ニ而伊沢川より堰上、當村并當郡（伊沢郡）南下斐場村、塩釜村三ヶ村入合用  
水、右溜高九拾貫九百〔三文、但當郡下伊沢數ヶ村用水ニ罷成候處右溜高ハ下伊沢より御書上可仕候事、當村分溜高五拾壹  
貫百六十五文〕

とある。

同堰の灌漑地域は胆沢扇状地の内、見分森を境として凡そ南部の大半であり、緩傾斜地であるが、同扇状地北部より起伏が多く、更に、扇端部における陸水、湧水等を集め東に走る小河川等が少くない。その主なるものは寿庵堰最

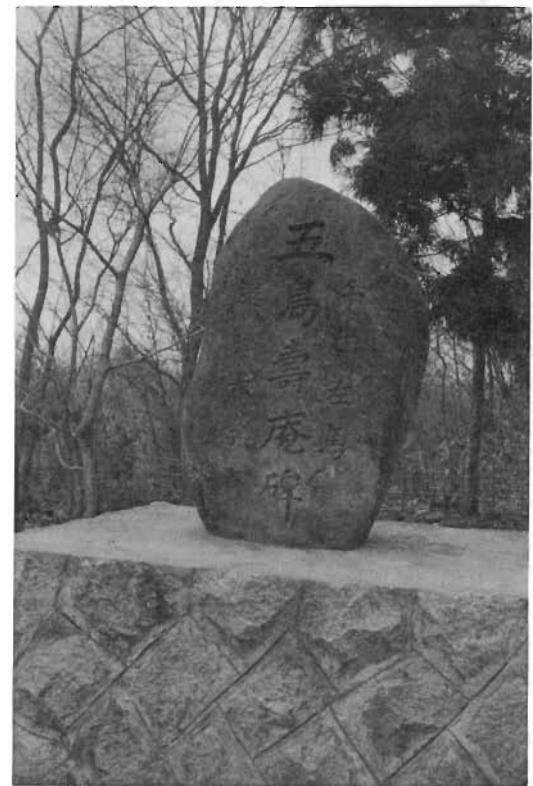
南部にあって、上溝の主派を入れる  
岩堰川、丑沢、寺領川、明後沢川、志田  
松ノ木沢川、宮沢、大深沢川、志田  
見沢川等である。

寿庵堰は若柳地内において上水の

後、同字土橋より扇状地の頭部に近い高地（標高一四〇m附近）を横断し、二枚橋において上、下溝の二流に分かれ、下溝は更に標高二三〇m附近の高地を南に横断し、小山村徳岡方面に至るところであるが、両溝共若柳小山村等に灌漑し、その末流

は扇端部における岩堰川等の源頭部に入り、下流部に至り北上川沿岸平野の耕地に灌漑するところである。

同堰の開削は、慶長一七、八年頃（一、六一二と一三）伊達政宗の家臣、後藤寿庵が胆沢に千三百石の知行を与えられ福原（水沢市）の地に居を構えての後、元和年間（一、六一七と一九）の初め（二年、三年、四年説等がある。四年？）工を起し、延長四里余（一六糠余）の水路を開削し、新田を開くと言う。明治中期において次の如く記するところである。



38 五島（後藤）寿庵碑 胆沢町

#### 寿庵堰

胆沢川分派寿庵堰開始ニ於ケル年代詳カナラス其地方伝來ニヨレバ、後藤寿庵ナルモノアリ、家世葛西氏ニ仕フ天正年中葛西氏亡ビシ后ヲ伊達氏ニ仕ヒ禄千五百石ヲ食ム本郡水沢町字福原ニ住ス、郡ノ西南各村水利ノ便ナキヲ患ヒ若柳村字小歩ヨリ分派シ以テ諸村ニ水利ヲ与ヘントスルモ效ニ年アリ、然レトモ該川タルヤ一朝降雨ニ際シ急流暴張ス、之ガ爲其開鑿スル所挙ゲテ崩潰墻塞シテ其功ヲ遂ルヲ克ハス、寿庵慨然憤起シ成功以ツテ己レカ任トス、焦慮苦心遂ニ運転機ヲ発明シ以テ数丈ノ巨石ヲ積累シテ两岸ニ排列ス、其延長幾ノト拾余町效ニ於テ引水始メテ疏通ス時人感歎以テ神トナス爾來洪水タルモ崩潰ノ患ナク称シテ寿庵堰ト云フ、寿庵後耶蘇教ヲ信奉スルヲ以テ罪ヲ得去ヲ佐竹氏ノ封内ニ潜匿ス伊達氏其臣片倉備中茂庭周防ニ命ジ騎卒五千數人ヲ發之ヲ圍フ寿庵免ルヘカラサルヲ知リ妻子ヲ手刃シ從者數十人ト俱ニ憤戦シテ之ニ死セリト云フ。

現今其水利ヲ受ル村落胆沢郡水沢町、前沢町、若柳、古城、真城、小山、白山、南都田、婦体、村二町七ヶ村灌漑反別貳千百四拾五町余歩ニ及ベリ、

等とあるが、後藤寿庵は切支丹信者として迫られる身となり元和九年（一、六二三）福原の居館を去り、其の後の所在は明らかでない。

（註）資料中「佐竹氏ノ封内」云々については確証はない。

その後、関村（前沢町古城）の肝入千田左馬、遠藤大学（前沢町白山、日呂の人？）等によつて寛永二年（一、六二五）灌漑用水路の増開削及改修等が行なわれ、更に寛文四年穴堰等の改修、万治三年より二〇年間にわたる大改修並びに新田開発等によって貞享元年（一、六八四）胆沢全城において二五、〇〇〇石の増産が伝えられている。その多くは寿庵堰の整備拡充とこれに伴う新田開発によるところであろう。

明治維新による新政下における寿庵堰は旧来の慣例によつて関係地域住民によつて維持されたことは他の地域にお

ける用水堰と同様であり、明治一三年公布の区町村会法による水利土工会は茂井羅、三堰等と共に同一八年四月一日設立認可となり、歴代郡長が管理者として維持管理が行なわれるところである。

同二七年五月寿安堰普通水利組合となり、地域住民より選出する代表者によつて管理されるところとなつたのである。

## 七、宿内川流域

宿内川は胆沢郡金ヶ崎町地内駒形山に発し、千貫石用水溜池を経て同町西根等を東流し、同字矢来裏で北上川に入る右岸支川である。

同川の源頭部は山岳地帯であるが、千貫石用水溜池を経てより下流域は傾斜の緩い夏油川扇状地であり、その多くは水田として耕作されるところである。

同地域の開発は八世紀前半にも遡ることが推定されている。

上毛野朝臣安麻呂は和同二年（七〇九）陸奥守として奥州の地に入り、更に、養老四年九月同族の者であろう。上毛野広人が按察使として陸奥国にあり、蝦夷の為、殺害されている。

又、同月從五位下毛野朝臣石代が征夷副将軍として、陸奥国に降つてゐる等、陸奥国における毛野氏一族の活躍が目ざましい。

その内、何人かは土着し、地域開発につくしたのであろう。

神護景雲元年（七六七）陸奥国宇多郡（宮城県）の住人吉弥候部石麻呂がその功績によつて、外正六位上勲十等を授けられているが、更に上毛野陸奥公の姓を賜つてゐるのである<sup>44</sup>。

とある。

「七月十九日

陸奥国宇多郡人。外正五位上勲十等吉弥候部石麻呂。賜姓上毛野陸奥公」。

とあり、又、承和八年（八四一）上毛野氏は江刺郡の人としている。

「三月二日

江刺郡擬大領。外從八位下勲八等上毛野胆沢公毛人等」云々

とある。

当時の江刺郡は胆沢川以遠和賀川附近までである。従つて、宿内川流域の如きは、上毛野胆沢公毛人の支配下にあつたところである。

同地域における最高峰駒岳山頂に奉祀されるところの駒形神は、同毛野氏等によつて祭祀された古社であり、仁寿元年（八五二）駒形神の神階が進められている<sup>45</sup>。

「九月二日

進二陸奥駒形神階」。加二正五位下」。

とある。

同地域は田村將軍によつて築造されたところの胆沢城とは胆沢川を隔てる対岸の地であり、胆沢の開発とは密接な関係を持つ所である。従つて、その開発は胆沢城と共に進められたことは言うまでもないところであり、天暦五年（九五一）陸奥国における田の面積は凡そ次の如くである。

国都部東山道

陸奥國國府在二宮城郡二。鎮守府在二胆沢郡二。

行程上五十日、下二十五日

田	五万一千四百四十町三段九十九步
公	八十万三千七百五束五把
本額	貳百三十八万六千四百三十二束
雜額	九十七万九千七百十五束五分

とある。

更に、一、一〇〇年代に降り在地豪族の雄安倍氏の支配下においては、同頼時の三男鳥海三郎宗任及び娘白糸姫等の居館が置かれた所であるから、強力な生産力を有する地域であったことが推定されるのである。

その後、平泉藤原氏の治下にあり、藤原氏滅亡後は千葉（平氏）頼胤の二男胤広等の支配するところである。しかし、取水堰の開削等本格的灌漑施設の整備は近世初、中期まで降るところであろう。

同水系における用水路は宿内川堰等九ヵ所に及ぶが、その主要水源は千貫石用水溜池によるところである。（千貫石用水溜池は別項において詳述す）

宿内川流域における用水堰及び千貫石用水溜池等の維持、管理等は、昭和五年（一、九三〇）結成されるところの千貫石耕地整理組合によって施行されるところである。

## 八、渡川流域

渡川は胆沢郡金ヶ崎町地内において、夏油川による扇状地の下層等より湧出する地下水及び同町大原等における陸水を集め東流して同三ヶ尻地先で北上川に入る小支川である。

同川の流域は扇状地の扇端及び北上谷底平野であり、山地、丘陵等が殆んどなく、既して西に高く東に低い平坦地

である。

同流域は宿内川流域と隣りし、接続するところであり、その開発は、宿内川と同時期と推定されるところであってその沿革は大同小異にすぎない。

更に、同川沿岸耕地に灌漑する用水は古くより千貫石堤に求め補給されるところであり、千貫石堤の一派流的性格が強い河川であるが、明治中期における同川の灌漑面積は九一町歩とある。

同川の流域は、昭和五年結成されるところの千貫石耕地整理組合の管下に属し、水利事業及耕地整理等が施工されたところである。

## 九、関沢川流域

関沢川は渡川流域に隣接する流域を有する小河川であり、北上市（旧胆沢郡）相去町地内にある。

同川流域の、上流部は夏油川扇状地の扇端にあり、中流部は北上川谷底平野である。更に、下流部は北上川による沖積層の沿岸平野で流域の殆んどが平坦地である。

同川は扇状地の扇端に浸出及び湧出する地下水、並びに六原等の扇状地より流下する陸水等を水源とし、沿岸平野に灌漑する用水河川である。

同地域の開発は渡川流域と共に自然湧水等による稻作に初まる所であり、その歴史は古代に遡ることが推定されるのである。その後、北進する古代国家によつて更に開発が行なわれたことは宿内川流域と大同小異であるが、耕地面積等の詳細は明らかでない。

明治中期における記録によれば、灌漑面積八〇町歩とあるが、近世代における相去村の田代は一二九貫七七七文

(換算面積九九町九反)である。従つて、同川による灌漑面積は約八〇%に及んでいるのである。

## 一〇、本郷川流域

本郷川は北上市鬼柳地内にあり、和賀郡和賀町岩崎字里小屋地先において和賀川より取水し、(従来は和賀郡旧岩崎村にて夏油川より上水す)同市鬼柳字鷹鳥羽にて北上川に入る用水河川である。

同川の流域は和賀川右岸における沿岸平野であり、殆んど平坦地であつて、水田として耕作されるところである。同地域は大和朝廷の建置する胆沢城の北数秆の地域にあり、志和城は更に北方数一〇秆の所にある。その駿路は同地域を横断し、志和城あるいは、徳丹城等に通したこと等が推定されている。従つて、同地域の開発は征夷大將軍田村麻呂による蝦夷征伐より以前、毛野氏等の活躍する古代に遡るのである。

しかし、同川が灌漑用水路として夏油川より上水するに至つたのは中世代の後期、あるいは、近世初期等に降ることが推定されるのである。

本郷川は、旧上鬼柳、下鬼柳村等の主要地域における灌漑用水源河川であり、旧両村における村高の大部分は同流域の耕地に課せられるところと言ふも過言ではないのである。

近世初期における村高は次の如くである<sup>44)</sup>。

下鬼柳村	村高 千二百六十四石六斗三升諸税地	貢賦高 千三百三十七石二斗一升九合
上鬼柳村	村高 千四百七十三石九斗七升三合諸税地	貢賦高 千三百三十七石二斗一升九合
下鬼柳村	田 百七〇町余歩	二十九石七斗九升一合 給地
上鬼柳村	〃 六十八町余歩	千四百八十二石八斗六升

六十石九斗五升三合  
給地

と定められている。

同川は明治初期に至るも旧称本郷溝と称され、夏油川より上水し、旧上、下鬼柳の二村等に灌漑されるところであり、その面積等は次の如くである<sup>45)</sup>。

下鬼柳村	田 百七〇町余歩
上鬼柳村	〃 六十八町余歩

とある。

更に、同地域の一部に灌漑する用水堰として片貝溝がある。

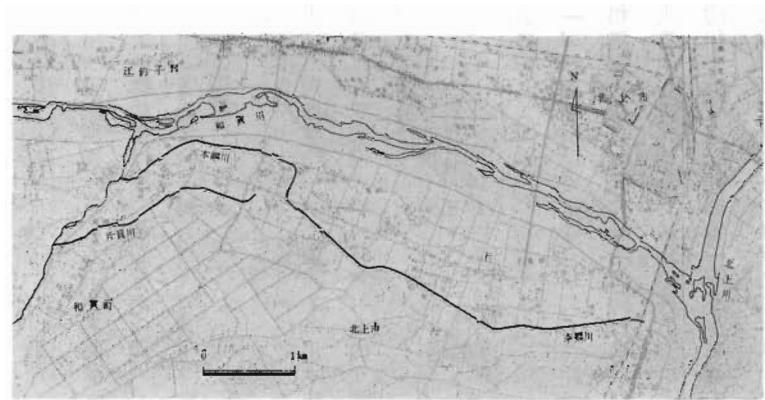
同溝は和賀郡旧岩崎村和賀町地内字高田にて夏油川より上水し、同村及上鬼柳村の西部等に灌漑する用水堰であり、その面積は<sup>46)</sup>。

上鬼柳村	五一町一反余
岩崎村	五十一町四反二畝余

## 一一、和賀川流域

和賀川は和賀郡沢内村地内和賀岳、高下岳等より発し、同村及湯田町、和賀町等を経て北上市北鬼柳地先で北上川に入る。

同川の源流部は同和賀岳等より来る本川と、中央山脈を縦に二分し南流する支川横川とより成るが、本川和賀川の源流部は、中央山脈の主流をなすところの和賀連峯の内にあり、起立する群山は高山、亞高山帶に属するところが多く、多



第21図 和賀川流域（右岸）

北上市



39 五条丸古墳

和賀郡江釣子村

く、急峻な山容を呈し、谷は深く、且つ狭い、従つて沿岸平野等の形成は殆んど少ない。

支川横川は、和賀岳等の東麓と、大小屋山を北端とし、山伏峠、大倉山と連る東側群山の間に展開する広大な貝沢野を始め、連綿と続く沿岸平野を南流し、和賀川と合するところである。

更に、和賀川は東西両山脈の間に展開する広い谷底平野を南流するが、同沿岸平野の殆んどは水田等の耕地として耕作されるところである。

しかし、湯田町地内は沿岸平野の形成等は甚だ少く、山谷の間を東流するところであり、河畔における耕地等は甚だ少い。

同川沿岸における耕地の多くは和賀町横川目地内における和賀川の谷口より下流における和賀平野である。

しかし、同川流域における開発の歴史は明らかでないが、沢内盆地及び和賀平野の沿革は同一視することは出来ない。更に、地域差と自然環境の相違により開発後における經營等も異なり一率に言つことは出来ないとところであるが、各々の地域における開発の大要は次の如くである。

#### イ、和賀平野の開発

和賀平野の開発等に関しては未だ明らかにされるところではないが、和賀川左岸段丘上には、土師、須江器等を多

数伴う堅穴住居跡群が発見されている。

この事は、紀元前数百年の原始時代において漂流民族と言ひ難い原始人が長期にわたり、（その期間は未知数とするが）集団を形成し、居住せることが推定されている。

従つて、同平野における稻作文化は原始時代に初まり、更に、同地域に数多く残される川原石を積み重ねて玄室とする古墳等は稻作を基盤とする生産経済社会における支配者、あるいは集団社会における首長等の墳塚とすることは既に定説化しつつある。

此處に葬祀された者は副葬品等により夷人とする説もあるが、稻作技術を携えて夷地深く入り定住するに至った大和系の人達いわゆる陸奥国における開拓の先駆者の墳塚とする意見が至当かも知れない。

兎に角、古墳時代末期において大和文化の影響を受けるところが多大であったことは見のがすことの出来ない事実である。

しかし、溜池等を築き、導水して水田を起す等の本格的稻作經營は、田村麻呂將軍による胆沢城造建後であろう。

延暦二年関東地方等の浪人四、〇〇〇人を胆沢城に配置している。

正月十一日（日本紀略）

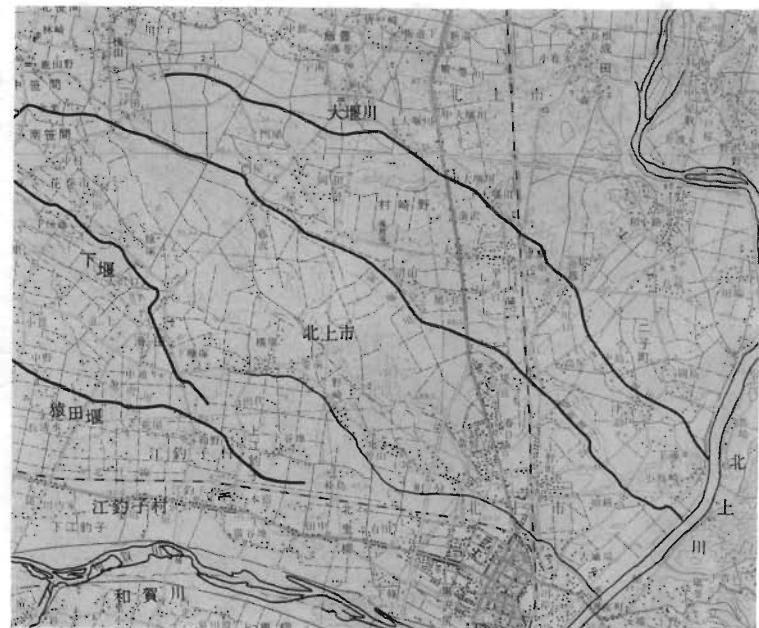
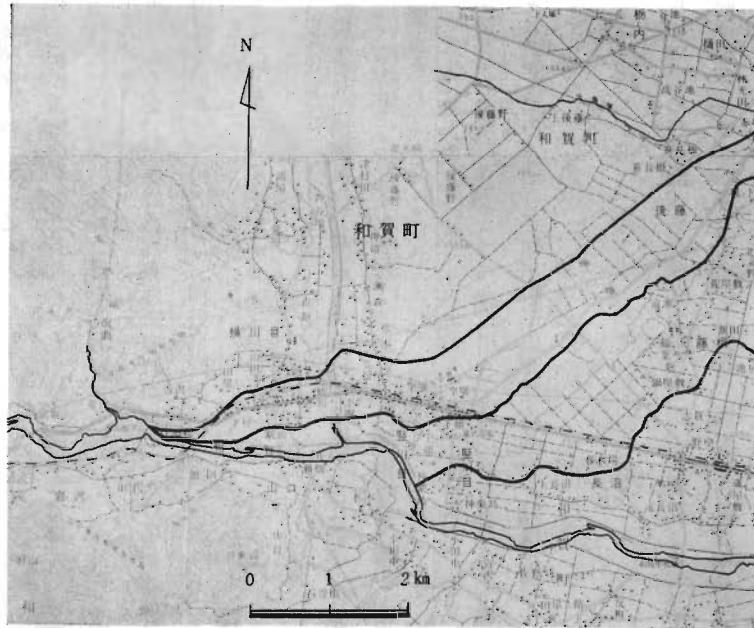
勅、官軍薄伐、關ノ地膽遠、宜下發ニ駿河、甲斐、相模、武藏、上総、下総、常陸、信濃、上野、下野等國浪人四千人」。  
配中陸奥國胆沢城上。

とある。

これ等の人達は胆沢、江刺、和賀等北上川中部平野の開拓と稻作農業の基礎を固めた人達であろう。

従つて、和賀川沿岸平野における生産性は高く、その経済力を背景とする黒沢尻の柵は奥六郡時における重鎮であったことは明らかである。（和賀町地内に安倍貞任にちなむ貞任田等がある。）

その後、奥州藤原氏時代を経て、中世代の初め、源頼朝の一族等と言う鎌倉御家人が在り、



第22図 和賀川流域（左岸）

北上市及和賀町

和賀氏を称し、周辺に城塞を築き多くの家臣を配し、地域開発を行つてゐる。

しかし、和賀川等より取水し、大規模の用水路を通じ、更に新田開発等が行なわれたのは、鹿妻堰等多くの灌漑施設が開発された、一、六五〇年代に至つてからである。

和賀平野における灌漑用施設は、奥寺堰によつて代表されるが、同堰は自然条件に恵れぬ地域における用水堰として最も重要視されるところであるが、更に長沼堰、猿田堰等があり、相関連し、和賀平野全域に及び灌漑するところである。

#### (一) 長沼堰

和賀郡豊川目村（和賀町）字大西において和賀川より取水し、同郡長沼、藤根（和賀町）滑田、上江釣子（江釣子村）北鬼柳村、黒沢尻町町分、同里分（北上市）等において耕地一九二町六反余に灌漑し、黒沢尻村里分地先で黒沢川（北上川支川）に入る。

流路延長三里一四町余（一三・一秆余）である。

同用水路は和賀川左岸における河岸段丘に接し開削されるところであり、同川沿岸における沖積平野に灌漑するところである。

#### (二) 猿田堰

同郡豊川目村（同）字大西において和賀川より取水し、同村及び長沼、藤根（和賀町）滑田、上江釣子（江釣子村）北鬼柳村、黒沢尻町町分、同里分（北上市）等における耕地三二四町六反余に灌漑し、黒沢尻村里分地先で北上川に入る。

流路延長四里二四町余（一八・一秆余）に及ぶところである。

同用水堰は灌漑地域によつて名称を異にするが、別名を松岡溝と称されるところであり、同川は、和賀平野南部の中心をなすところの藤根、滑田、上江釣子村等における河岸段丘の開発のため開削されるところであつて末流は黒沢川の上流三枚橋川に入るところである。

同用水路開削の沿革として伝えられるところによれば<sup>④</sup>

#### 猿田堰

「明暦二年旧南部藩士松岡藤左エ門正吉（三十郎）沢野開墾ノ目的ヲ以テ、和賀川ヨリ新堰開鑿センコトヲ藩主ニ請フ、則全年ヨリ着手、翌三年ニ涉リ工事竣成し、寛文七年ニ至り荒原変シテ水田トナリタル石高三千八百石、其功ニ依リ、藩主之ニ武百石ヲ加禄スト言フ、次ニ全八年九月二十七日、來國行ノ刀井寿命脇差各一刀ヲ賞與セリト、寛保三年藩主畠返ノ爲メ堰守二人ヲ置キ、該用水路ヲ監守セシム、現今其水利ヲ受ケル村落、東和賀郡藤根村、江釣子村、黒沢尻町、横川目村ノ一町三村ニシテ其灌漑反別七百三町九反八畝歩トス」云々  
(註) 明暦二年（一、六五六） 寛文七年（一、六六七） 寛保三年（一、七四三）

とある。又、一説に開削者は松岡好忠とし、伯父同藤左エ門、三十郎等と相謀るところとするものもある。しこうして、その工費四三五両と錢一、五八二貫文を用したりと言ふ。

#### (三) 奥寺堰下堰

同郡横川目村字菱内において、和賀川より取水し、同村及び豊川目、後藤、藤根（和賀町）、新平、滑田、鳩岡崎（江釣子）村等において二〇三町余に灌漑し、鳩岡崎村地内で黒沢川の源流域に入る。  
流路延長五里二九町（二二・五秆余）に及ぶ。

## 四 同上 壤

同郡横川目村字沙取（網取？）において和賀川より取水し、同村及び藤根、後藤（和賀町）南 笹間（花巻市）藤沢村、黒沢尻町里分等における耕地一二五町余に灌溉し、黒沢尻町里分地先で北上川に入る。

流路延長六里一四町（二四・八糸余）に及んでいる。

同地域の灌漑地域は、和賀平野の西北部であり、旧尻平川等による扇状地及びその東部における堆積平野等で広大な地域にわたるところである。

同地域における両用水路の開削は、奥寺八左門定恒によることは既に定説である。しかし、これを論考するところは、いずれも長文に及びここに引用する余猶がない。

次にその大要を記せば、

上堰及び下堰は南部重信の臣、奥寺八左門定恒なるものあり、第六之亟清定と議り村崎野（北上市飯豊地内）を墾らかんと欲し、松前氏より金三千両を借り、寛文五年（一、六六五）礪夫を羽州（秋田県）阿仁銅山より鳩め地を横川目村より隨して山を貰き和賀川に達し、二派の水路を開鑿せり、是に於て定恒囚人を以つて開墾せんことを藩（盛岡藩）に請ふ藩之を許し定恒弟全明寺住職僧某及清定と共に囚人を督し開墾に從事せしに延宝七丁未年（一、六七九）に至り、其功を奏し年を閏るに凡十有五年、高を得る七、二〇〇石藩主其功を賞し、定恒に三、〇〇〇金を与へ松前藩に還さしめ、且つ其地（和賀郡において）に就て一、〇〇〇石を加禄し、清定に五〇石、僧某に袈裟を与へ、定恒辭して五〇石を受け、國の重典を犯すに非ざるより子孫罪あるも三度迄其禄を削ることなからんことを請う。之を許し村民も亦之を徳とし生存中ながらも碑を建て之を祭る其僚属猫塚武兵工、竹村平内二人藩主より各禄五

○石を与へ佩力を許し、坑道修繕の事を掌らしむ現今其水利を受くる村落東和賀郡横川目、藤根（和賀町）江釣子（江釣子村）黒沢尻、二子、飯豊（北上市）、笹間（花巻市）一町六か村にして其の灌漑反別八八八町七反五畝歩なりとしているが、（明治中期において）奥寺（上、下）堰の完成は和賀平野の村々における新田開発に寄与するところ大なるものがあつたことは古記の示すところである<sup>19</sup>。

例えば、和賀郡飯豊村（北上市飯豊）の条に

「本村ハ古ヨリ本郡ニ属シ分合改称等ナシ、耕地十分ノ七ハ、延宝七年南部氏ノ臣奥寺八左門定恒ノ開拓トス。」とある。又、同郡柄内村（花巻市）の条に同じくある。

「本村ハ古ヨリ本郡ニ属シ其耕地三分ノ二ハ延宝七年南部重信ノ臣奥寺八左門定恒ノ開拓トス分合改称等アリシコトヲ伝ヘス。」

等とある。更に、同地域における耕地開発によつて南部領内における村落構成等にも次の如く影響の及ぶところである<sup>20</sup>。

和賀郡村崎野村（北上市）

「本村ハ古ヨリ本郡ニ属シ南北筆間村ト一村タリ其耕地三分ノ一ハ延宝七年南部重信ノ臣奥寺八左門定恒ノ開拓ナリ後

チ分ケテ三村トナル年月詳ナラズ。」

和賀郡中 笹間村（花巻市）

「本村ハ古ヨリ本郡ニ属シ南北筆間村ト一村タリ其耕地三分ノ一ハ延宝七年南部重信ノ臣奥寺八左門定恒ノ開拓ナリ後

等とある。

以上の如く、奥寺堰による和賀平野の開発は地域住民の福利は言うまでもなく、南部藩の藩勢の拡充に大いに貢献するところであったのである。

しかし、同地域には未だ開発の余地が残されているところであり、地域住民による開発が続けられ新田が大いに開拓されるに至つたが、下流域における用水量等を考慮するところでなかつたから、下流部においては既耕田における用水不足等の影響が甚しきに至つたのである。

明治維新後は上堰、下堰、猿田堰等の灌漑地域住民による水利組合が結成され、新田開発等を厳重制限し、もっぱら旧来の耕地一、六〇〇余町歩における用水確保に努力するところである。

しかるに、長年月を経るに従い開田規制等に対する不満が増大し、更に、施設の老朽化等によるところであろう。

大正初期当時の郡長（水利組合長を兼任するものが多い。）が関係町村長と協議し、水利開発に因し調査方を県当局に要請するところである。

大正八年（一、九一九）七月県派遣技術者の調査によつて和賀川の豊富な水量により、灌漑施設の整備によつては、新田開発は十分可能とされるに至り、同九年二月一三日上堰、下堰、猿田堰等を一括する和賀中央耕地整理組合の設立となつたのである。

工事は同一五年六月幹線水路工事費國庫補助交付によつてようやく施工されるところとなつたのである。

#### 四、沢内盆地の開発

湯田、沢内等の地域における人類の初期足跡は旧石器時代に始まるところであるが、その出土品（新石器時代を含

めて）によつて推定されるところによれば殆んど漁穫、狩猟等による蒐集經濟時代の遺物であり、初期生産經濟時代を肯定する資料（出土品、古文書等）は皆無であつて知る所がないが、沢内年代記等、地方伝承記録によれば一、一八〇年代の初め、源平の乱における落人等が農夫となり定住せる如くである。従つて同地域における開発は比較的、後期に属するところであり、近世代においては南部藩の「穩れ田」として開発されるところの水田地帯であり、高橋子績は南部阜内風土記の中で「幸有ニ水田數千頃」としているところである。

しかし、同地域は高山、峻岳等に接するところの豪雪地帯である。

従つて、冷害等による被害が多いところの自然環境にあり、その実状は悲しい「沢内甚句」によつて代弁される如くである。

同地域における灌漑用水堰は和賀溝等の数堰に及ぶが、その主なるものは次の如くである。

#### 四、下田堰

和賀郡太田村（沢内村）地内で和賀川より取水し、同地内における耕地約二三町歩余に灌漑し、流路延長一五町余（一・六糸余）にして、再び和賀川に入る。

#### （六）和賀溝

同郡前郷村（沢内村）地内で和賀川右岸支川本内川より取水し、更に樺沢を併せ前郷、新町二村（沢内村）において二・一糸余）にして、再び和賀川に入る。

#### （七）本内溝

て耕地五八町歩余に灌漑し、田代沢（和賀川支川）に入る。等である。

## 一二、広瀬川流域

広瀬川は和賀郡江釣子村地内において猿田堰より分流し、北上市黒沢尻字里分にて北上川に入る。（昭和二〇年代までは黒沢川に合流し、後北上川に合している。）

同川の流域は和賀川左岸における北上川沿岸平野であり起伏の少ない平壠地である。従つて、沿岸の殆んどは水田として耕作されたところである。

同地域の開発は明らかでないが、和賀川左岸平野において同川の流域地帯は比較的低地に属するところであり、その開発は早い時期に施行されたことが推定されるところである。

しかし、同流域が猿田堰より補水されるに至つたのは、近世前期における猿田堰開削以後のことである。（猿田堰の開削は寛文八年（一、六六八）である。）

同川の流域は旧北鬼柳村等三か村にわたるが、これ等の村邑は他の用水堰の影響をも受けるところであり、近代における灌漑地域の村高等は明らかでない。

明治初期における同川の灌漑面積は次の如くである<sup>168</sup>。

黒沢尻村里分	壹拾六町余歩
黒沢尻村町分	壹拾九町五反余歩
北鬼柳村	四町六反四畝余歩

とある。

## 一三、黒沢川流域

黒沢川は和賀郡和賀町堅川目地内で和賀川より上水する猿田堰の水を入れ、和賀川左岸沿岸平野の南部を東流し、北上市黒沢尻町里分にて北上川に入る用水河川である。

しかし、同川本来の姿は和賀町地内藤根、後藤等の山麓平野に浸湧する地下水及び陸水等を集め和賀川沿岸平野の低地に沿うて東流し、同沿岸平野に灌漑する河川である。

同地域の水田の開発等は広瀬川等と共に上代あるいは古代に遡るところであろうが、猿田堰より補水するところは同堰の開削された寛文以降の事であり、明治初期における同川による灌漑地域は次の如くである<sup>169</sup>。

黒沢尻村里分	十六町余歩
同 町分	十五町余歩
北鬼柳村	十一町八反余歩
上江釣子村	十町余歩（谷地溝）

とある。

しかるに、同地域は大正九年和賀中央耕地整理組合が設立されると共に同組合の整理区内となり耕地の整理と共に灌排水路の整備が施行され、本川は同組合地内における排水路的河川となるに至つたのである。

## 一四、上堰川流域

上堰川は北上市黒沢尻町小鳥崎地内において北上川に入る河川であり、上堰川の名称は第一編第二章で述べる如く

奥寺堰の内上堰の末流として称された名称で河川本来の姿は、花巻市笛間地内八方山の東谷に発する芦沢川であり、同市笛間地内尻平川より下流は和賀町、花巻市の境を更に東流して、花巻市中笛間に至り、奥寺堰の水を入れ用木河川となり、和賀平野の北部を縱流したところであるが、灌排水路等の開削、整備等は奥寺堰の完成された延宝三年（一、六七五）以降であり、近世代及近代における同川流域の灌漑面積等は奥寺堰と分離することは困難である。従つて、本川の影響する受益地域等は奥寺堰の項において併せ記述してある。

### 一五、大溝川流域

大溝川は、大堰川の旧名であり、水源は花巻市笛間地内字中笛間に内等より出る陸水、浸出水等が集り、東流して北上市村崎野を経て同市二子にて北上川に入る右岸支川である。

同川流域の殆んどは起伏の少ない北上谷底平野であり、その殆んどは拓かれて水田等として耕作されるところである。

同地域は和賀平野の開発と共に進行なわれたところであるが、他の用水河川の影響を受けることもなく、わずかに上流域における用水溜池等により灌漑するところであり、更に開発の押し進められる地域等ではない。

明治初期において同川より取水し灌漑するところは<sup>は</sup>。

二子村 百三町余歩  
村崎野村 百町余歩

等である。

### 一六、飯豊川流域

飯豊川は、花巻市笛間横志田地内田沢山より発し、東流して同市飯豊町成田字市川原にて北上川に入る右岸支川である。

同川の流域は、源流部がわずかに山地を形成するところであるが、山麓の清水野を始め殆んど緩傾斜の平地であり、その多くは拓らかれて水田等として耕作され、同川はこれ等の耕地に灌漑用水を供給するところで、用水源として重要な河川である。

同地域の開発は曩にも述べる如く、上代又は古代に遡るところであろう。陸奥国開拓期には「遠胆沢」の名を以つて呼ばれ、更に延喜内社「和我叡登拝神社」に凝定される飯豊森等があり、胆沢地方に次ぎ比較的早く中央政府の影響を受けたことが推定される地域である。

しかし、同川流域は狭長にわたり大開発を施工すべき条件を備える地域ではない。従つて、同川の流量によつて十分灌漑される程度の耕地に止つているところである。

近世初期の村高及貢賦高は次の如くである。

成田村	
村高	六百八十一石二斗三升一合
飯豊村	
村高	五百四十五石一斗一升一合
北笛間村	
村高	千二百十四石四斗二升九合

貢賦高	三百五十石四斗九升九合
	十四石二斗一升六合
貢賦高	三百九十七石九斗四升四合
	三百八十一石七斗五升六合
給地	給地

千百八十一石六斗六升 給地

村高 七百八十七石三斗五升七合 貢賦高 二百四十三石七斗七升三合

百九石二斗八升五合 百四石九斗三升一合

横志田村 村高 一百六石六斗九升八合 貢賦高 一石七斗六升七合

百石七斗六升七合 給地

と定められている。

更に、明治初期における同川より取水する所は一一か所に及び、その灌漑面積は次の如くである<sup>19</sup>。

成田村	二十町余歩（外ニ宿内川百十町余歩）
飯豊村	三十二町余歩（外ニ後川二十八町余歩）
北笛間村	六十六町余歩
柄内村	一〇〇町余歩
横志田村	三十町余歩
計	二百三十八町歩余

以上の如く灌漑地域は五か村にわたり、上流部三か村においては唯一の用水源河川としているのである。

### 一七、豊沢川流域

豊沢川は花巻市大倉山に発し、同市管内を横流して、東郊川口町で北上川に入る右岸支川である。

同川の流域は、上、中流部の殆んどは中央山脈の一部をなす山地であり、谷幅がせまく沿岸平野の形成が甚だ少く、耕地等に開発される平地等は殆んど無い。

従つて、同川流域における耕地の多くは下流部の段丘地帯にあり、その多くは水田等に拓かれ耕作されるところである。

同地域は古来、遠胆沢の名を以つて呼ばれたるところと、旧蹟遺聞等は伝えているのである。

「古は今の胆沢郡の辺までひらけて、奥はかぎりしらざりしかば、おしこめて奥のかたをは、胆沢郡のうちとせられしとみえたり、（中略）胆沢郡よりおくのかたしられかたしりしかば、其の地をさして、其の頃凡に遠胆沢とよびけんかとおぼゆるよし有」

（註） 豊沢川は、もと遠胆沢川と呼びしを、トイザハがトヨザハと転訛するところと言う、しかし、同地方人は豊沢トイザと呼んでいる。

従つて、同地域における水田開発等は胆沢地方と同期又は稍々後期に属するところと推定されるが、甚だしい時代の相違はなく、古代に遡ることは明らかである。

更に、陸奥国の開拓期において、田村麻呂將軍による東夷平定後は、中央府による施策及び稻作技術の導入等によつて開発は更に進展した事は確実である。

しかし、大口溝等の如き延長数糠に及ぶ主要水路の開削等は中世代も後期に降るところであろう。

更に、豊沢川に水源を求め、隧道等を以つて導水し、大口溝、枇杷沢川等に補水する新田溝の開削等は中世末期乃至近世初期まで降るところであろう。同流域における主なる灌漑用水路は次の如くである<sup>20</sup>。

豊沢川左岸

(+) 新田溝

太田村（花巻市）にて豊沢川より取水し、下根子村（同市）を経て西十二丁目村地内（同市）で豊沢川に入る、灌

既面積一五町余

太田村にて豊沢川より取水し、中根子、下根子等を経て西十二丁目村地内に灌漑する面積九三町余

同在岸

湯口村（花巻市）字上川原にて豊沢川より取水し、西晴山、上根子、北万丁目、南万丁目（同市）等に灌漑して、川口村（同市）にて豊沢川に入る。

卷之三

灌漑面積二一七町余  
（註）花卷村においては後川と言う。

村宇鳥谷にて典

(註) 花巻村においては後川と言う。

湯口村字松原にて豊沢川より取水し、円萬寺、膝立鍋倉

卷之三

村（同市）に灌漑して、花巻村で瀬川に入る。

洪潤口稿一

(註) 新田溝の中、下流部は枇杷沢川と称されている。

等であり、更に、近世代における豊沢川の灌漑による経済効果とも言える同地域の村高及貢賦高等は次の如くである。

西十二丁目村（花巻市）  
貢賦高 八九〇石四斗六升三合  
村高 九三〇石五斗六升

下根子村（花卷市）

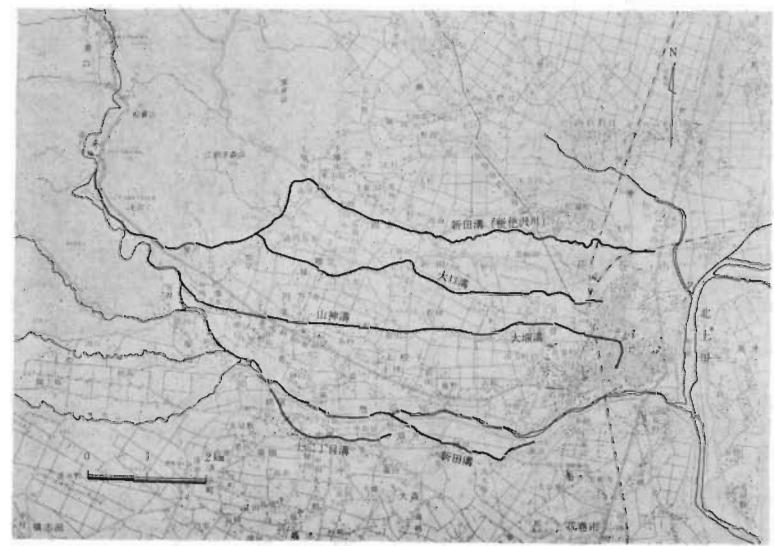
太田村（花巻市）

川口村（花巻市）

林高一三七石力斗五升一合

花卷村（花卷市）

第二章 農業水利



### 第23図 豊沢川流域

花卷市

二三〇石八斗五升

給地

南方丁目村（花巻市）

村高 九八八石三斗四升九合

貢賦高 九石一斗五升三合  
一、〇一七石七斗一升

九四石六斗四升九合

北方丁目村（花巻市）

村高 一、二三五石二斗七升八合

貢賦高 五石二斗六升七合  
九四六石七斗五升六合

給地

上根子村（花巻市）

村高 一、二三四石九升七合

貢賦高 四石九斗三升九合  
一、二二七石六斗四升五合

給地

鍋倉村（花巻市）

村高 一、〇六七石七斗五升一合

貢賦高 二九三石九斗  
一六〇石一斗三升六合

給地

膝立村（花巻市）

村高 二九一石二斗六升七合

貢賦高 三一八石八斗三升三合  
二九八石一斗四升六合

給地

円萬寺（花巻市）

村高 三〇二石七斗九升六合

貢賦高 二七八石一斗六升二合  
三七三石五斗六升八合

給地

湯口村（花巻市）

村高 六二六石三斗六升五合 貢賦高 二九三石一斗六升三合  
一七石八斗三升七合 納地と定められているのであるが、明治初期において豊沢川により灌漑されるところは次の如くである。<sup>16)</sup>

西十二丁目村	九三町歩余	北方丁目村	六四町四反歩余
下根子	七九 "	上根子	一三五 " 七 "
太田	一三四 "	鍋倉	八五 " 二 "
川	口 " 二町八反歩余	膝立	九一 " "
花	一七五 " 四 "	円満寺	一四八 " "
南方丁目	一四二 " "	湯口	二三 " "
計	一、一七四町五反歩余		

等花巻市の殆んどの地域に及ぶ旧一二か村に及んで灌漑するところである。

更に、豊沢川右岸支川寒沢川は太田村（花巻市）地内に於いて二〇五町歩余<sup>17)</sup>三ツ沢川は同村地内西部において一町歩余<sup>18)</sup>にわたり、灌漑するところである。

## 一八、枇杷沢川流域

枇杷沢川は花巻市湯口地内の松倉山の東尾根江釣子山に水源を発し、西稗貫段丘を東流して同市東郊川口町にて北上川に入る右岸支川である。

同川の流域は源流部の数斜を除けば起伏の少い緩傾斜地であり、その殆んどは水田等の耕地として拓らかれるところである。

同地域の水田開発等は古く遠胆沢と称された陸奥国開拓期以前に遡ることが推定されるが、その詳細については明らかでない。

更に、同川は志戸平温泉附近で豊沢川より取水する新田堰によって補水し、沿岸一帯の平原が開発されている。新田堰は、湯口村（花巻市）宇松原において豊沢川より分水し、数町東流して匿溝（トンネル）に入り円満寺村（同市）を北流し、膝立村を更に北に流れ鍋倉村（同市）に入り流路を東に転じ花巻村に及ぶところである。

しかし、これ等の村々は、他の用水堰による灌漑地があり、同川流域を限定する村高、貢賦高等は、これを分け明らかにすることは困難である。

明治初期において同川より灌漑するところは<sup>10</sup>。

花巻村	七十一町五反八畝
鍋倉村	八十五町二反余
膝立村	三十四町余
円萬寺村	九町八反歩
湯口村	—
計	一百余町歩

とある。

しかし、これ等の灌漑地域は現在の枇杷沢川流域であるが、従来は新田溝の灌漑地域としている。

但し、同溝の末流は鳥谷崎城（花巻）下を迂回し流れるが、此の地区等においては古くより枇杷沢の名を称しているのである。

### 一九、瀬川流域

瀬川は花巻市湯本地内塙瀬山等に発し、同市高木地先で北上川に入る。

同川は上流部の大半が鉢屋森、六郎山等の山地であり、草井山の南東に至り、稗貫段丘に出て東流し、同市小瀬川に至り台川と合流する。

同流域は起伏の少ない広大な段丘平原であり、その多くは拓られ耕地として耕作されるところである。

同地域の水田開発等は豊沢川流域と共に施行されたところであろう。

中世代においては稗貫氏の治下にあり、更に近世は盛岡南部氏の領有するところであるが、共に目ざましい開発等は行なわれるところでない。従って、灌漑施設（用水堰）数の割合に受益面積が少ない。

明治初期において同川より取水する堰及び灌漑地域等は次の如くである<sup>10</sup>。

- (一) 台溝（上堰溝）台村において台川より分派し、台、湯本、大畠村等に灌漑し滝沢川に入る。
- (二) 下堰溝 台村において台堰より分派し、台、湯本、二枚橋、西宮野目村等に灌漑し、五内川となる。
- (三) 金矢溝 台村において台川より分派し、台、湯本、金矢、門ノ目、西宮野目、東宮野目、下似内村等に灌漑し北上川に入る。
- (四) 中溝 台村において台溝より分派し、台、湯本、大畠村等に灌漑す。
- (五) 沢内溝 鍋倉村字上堰田において鍋割川より分派し、鍋倉村等に灌漑し、新田溝に入る。
- (註) 新田溝は湯口村にて豊沢川より上水する。
- (六) 上川溝 金矢村において金矢溝より分派し、金矢、門ノ目、西宮野目村等に灌漑する。
- (七) 似内溝 横ノ目村において瀬川より分派し、横ノ目、西宮野目、東宮野目村等に灌漑し、下似内村にて北上川に入る。
- (註) 西宮野目、東宮野目村等においては上溝と称す。
- (八) 門溝 小浦川村において瀬川より分派し、小瀬川村に灌漑し同川に入る。

(九) 中堰 西宮野目村において瀬川より分派し、西宮野目、東宮野目、北飯豊、下似内、高木村等に灌漑する。

(註) 東宮野目村より下流においては下堰と称す。

(一〇) 沖田署 西宮野目村より来り葛、柏葉、上似内、下似内村等に灌漑し、同村において北上川に入る。

(一一) 下堰川堰 花巻村より来り東宮野目、下似内村等に灌漑する。

以上の如く、瀬川は一〇余条の灌漑用水路によって一〇数か村にわたり灌漑するところである。

## 二〇、滝沢川流域

滝沢川は稗貫郡石鳥谷町北湯口糠塚山（小桜山）の山間に発し、数糸を東流し、稗貫段丘に出る。同川の流域は西に高く東に低い緩傾斜の段丘平原であり、殊に起伏の少ない同流域は、殆んど開発され水田等として耕作されるところであり、同川によつて灌漑されるところである。

同地域の水田開発等は豊沢川流域等とほぼ同様と考えられるが、肯定すべき資料を欠き、明らかでない。しかるに、中世代においては稗貫氏の治下にあり、近世初頭三戸南部（後の盛岡南部氏）氏の領有するところである。しかし、中近世代を通じ大規模の開発等は行なわれる伝承等もなく、灌漑施設（用水路等）の多くは規模が小さい。同川の流域における主なる灌漑地の村高は次の如くである。

江曾村（石鳥谷町）	八百九十七石五斗二升一合	貢賦高	九十五石一斗六升
黒沼村（石鳥谷町）	三百三石四斗	貢賦高	二百十二石一斗七升八合
村高	三百三石四斗	三百十二石五斗九升七合	給地
		十石六斗二升七合	
		給地	

北湯口村（石鳥谷町）  
 村高 六百七十五石二斗七升四合  
 貢賦高 六百六十石七斗七升七合  
 給地 三百一十石二斗三升三合  
 給地

と定められている。

しかし、小森林、南寺林二村（石鳥谷町）は、他の河川による灌漑地域と入り組む所があり、これを分離する記録がなく村高、貢賦高等は明らかでない。

更に、明治初期における同川の灌漑地域は記述に脱波するところが多く北湯口村を除いては明らかでない。

北湯口村 水田九十五町三反五畝歩

とある。

## 二一、耳取川流域

耳取川は稗貫郡石鳥谷町大興寺地内石洞山に発し、同町八幡地先で北上川に入る。

同川流域は源流部を除けば稗貫段丘の平坦地であり、殆んどが開発されて水田等として耕作されるところであるが、同流域は狭長であり、當時水量も多い河川ではない。従つて、灌漑に利用し得る水域も亦少ないのである。

明治初期における灌漑地域は、松林寺、大興寺、西中島、黒沼村（石鳥谷町）等の四か村であり、灌漑用水路四条同面積七三町三反余にすぎないところである。

## 二二、葛丸川流域

葛丸川は稗貫郡石鳥谷町大瀬川地内の青ノ木森山等に発し、同町八幡地先で北上川に入る。

同川の流域は殆んど（九〇%）が山地であり、開発地域は同町旧八幡村等の数村にすぎない。しかし、同地域の殆んどは水田等に拓らかれ耕作されるところである。

同地域の水田開発等は稗貫段丘一帯と同じく陸奥開拓期以前に遡ることが推定されるところであるが、同川より取水する灌漑用水路等の開削等は中世代あるいは近世初期まで降ることは、他の河川流域における施設と同様である。

同川流域における近世初期の村高等は次の如くである。<sup>考</sup>

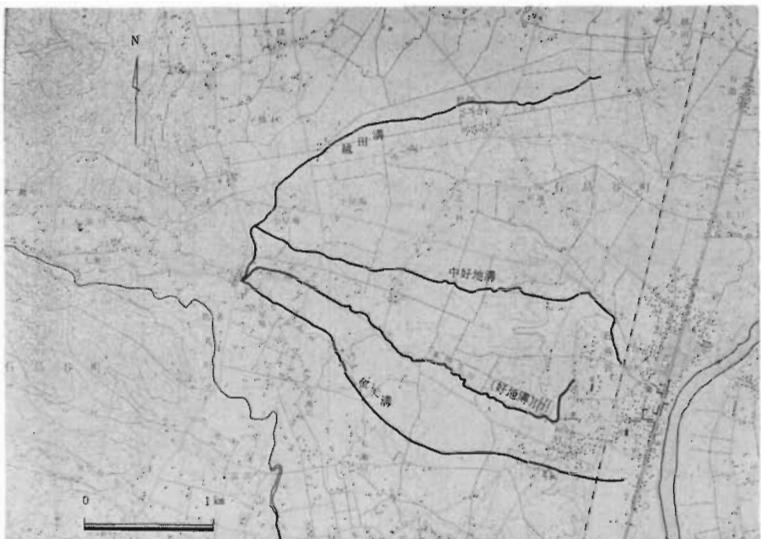
八幡村（石鳥谷町）	八百七十五石五斗一升一合	貢賦高	六百九石九斗七升七合	給地
中寺林村（石鳥谷町）	五百五十石三斗八升五合	貢賦高	六百四十四石一斗八升五合	給地
村高	五百五十石三斗八升五合	貢賦高	六百四十四石一斗八升五合	給地
北寺林村（石鳥谷町）	八百四十九石一斗三升八合	貢賦高	六百四十四石一斗八升五合	給地
村高	八百四十九石一斗三升八合	貢賦高	六百四十四石一斗八升五合	給地
大瀬川村（石鳥谷町）	八百八石五斗六升二合	貢賦高	五百石一斗四升八合	給地
村高	八百八石五斗六升二合	貢賦高	五百石一斗四升八合	給地
大瀬川村（石鳥谷町）	八百八石五斗六升二合	貢賦高	五百石一斗四升八合	給地
村高	八百八石五斗六升二合	貢賦高	五百石一斗四升八合	給地

と定められている。

更に、明治初期における灌漑地域等は<sup>64</sup>。

- (一) 上堰溝 上堰溝は大瀬川村（石鳥谷町）字高井沢で葛丸川より分派し、更に越田溝、好地溝、金矢溝等に分流する。
- (二) 越田溝 大瀬川村小屋敷にて上堰溝より分れた越田溝<sup>65</sup>は紫波郡中寄村等に灌漑し、滝名川の支川黒沢川に入る。
- (三) 中好地溝 越田溝より分流し、北寺林、中寺林、好地村等に灌漑し北上川に入る。
- (四) 上好地溝 同小屋敷にて上堰溝より分れ、北寺林、中寺林、好地、八幡村等に灌漑し、同村地先で北上川に入る。
- (五) 金矢溝 同小屋敷にて上堰溝より分れ、北寺林、南寺林村等を経て、同村地内まで滝沢川に入る。
- (六) 石佛溝 北寺林字燕鳥田において葛丸川より分派し、同村及び中寺林、南寺林村等を経て、同村地内まで滝沢川に入る。
- その外、新田溝、小向溝、梶川溝、中溝等があり、沿岸平野にそれぞれ灌漑する。

薬師堂川は稗貫郡石鳥谷町大瀬川字小屋敷において葛丸川より分派するところであり、從来は上好地溝と称された



第24図 薬師堂川流域 稗貫郡石鳥谷町

用水堰である。

同川の流域は稍々西に高く東に低い稗貫段丘地帯であり殆んどが水田等に拓かれ耕作されるところであるが、同川流域における水田等の開発は稗貫段丘の他地域と同時期における開発が推定される。

しかし、同地域における葛丸川よりの分派は、葛丸川流域開発と大差のないことが考えられるところである。

同川は現今薬師堂川と言う一河川として、河川法適用河川であるが、明治初期においては好地溝と称された一用水堰であり同期の記録は次の如くである<sup>(4)</sup>。

好地溝 高井沢（稗貫郡石鳥谷町大瀬川字高井沢）ニテ葛丸川ヨリ分流シ、字小屋敷ニ至リ、三又ニ分派ス。其中流ハ東シテ北寺林村好地村ノ用水トナル。

とあるところである。

従つて、近世代における南部氏の記録及明治初期の調査書等には、その詳細について記述するところがない。

#### 二四、滝名川流域

滝名川は紫波郡紫波町土館地内錢掛峠（西山）より發し、東流して同町南日詰地先において北上川に入る。

同川の流域は、源流部が中央山脈の東部にあり、急峻な山地は谷巾がせまく深い、従つて沿岸平野等は甚だ少く、わずかに字山王海、砂子沢等の小盆地が形成されるのみである。

更に、中下流部、即ち、同町桙沢字前平以東は同川による扇状地であり、東に低い緩傾斜地で滝名川はその南辺を東流し、北辺を高水寺堰が流れ、胆沢扇状地に相似する地勢であつて、水資源に乏しいこと同様である。

しかし、肩端に城山を初めとする丘陵があり、扇端がその儘北上川岸に達しているため、北上川沿岸沖積平野の構

成が甚だ少いところである。

同流域は稍々起伏の多い平野であるが、低地の殆んどは水田として耕作されるところである。しかし、同地域における水田開発等の歴史は明らかでない。

胆沢扇状地に比し、自然環境が必ずしも優るところではない。従つて、胆沢地方等よりは後期に属するところであるうが、陸奥開拓期以前に初まるることは推定されるのである。

それは、延暦二年（八〇三）田村將軍によつて志波城が造建されていることでも明らかであり、高水寺堰の開削は同地方開発に先行するところではなかろうか。

高水寺堰は、紫波郡糀沢村（紫波町）字前平（滝名川谷口）で取水し、左岸に分流する用水堰であり、宮手川上流部に入るまでの延長わずかに二三町余の水路であるが、同堰につき次の如くである<sup>(4)</sup>。

高水寺堰

滝名川分派高水寺堰ノ開鑿ハ其年代<sup>(4)</sup>何人ノ手ニ成ルヤ詳ナラズト、今ノ紫波郡水分村、不動村、日詰町、古館村一町三ヶ村ハ昔時沢野數里ニ涉ルモ一滴ノ水路ナカリシガ、水分村稻荷社々前ニ於テ滝名川ヨリ引水ノ功ヲ奏スルニ及ビ漸々多クノ水田ヲ開キ現今其水利ヲ蒙ル灌漑反別四百八拾壹町三反壹畝拾八歩ニ至云々。  
(註) 水分、日詰、古館等の町村は現在の紫波町に屬す。

とある。

更に、滝名川より取水するところの用水は志和、赤石村等において一二七堰とある。

しかし、本川における開削経過を明らかにする資料等は皆無に等しく、殆んど不明であるが、寛文五年盛岡（南部氏）藩を二分して八戸（南部氏）藩が創立された際に、紫波郡土館村等滝名川本流筋四か村二万石の地が八戸藩に与

えられている。

従つて、滝名川本流による灌漑地域が八戸領となり、高水寺堰による灌漑地域が本藩盛岡南部領と分けられるところである。

しかし、両流における灌漑地域の水田石高は本川側が約二、五〇〇石であり、高水寺堰が約二、七〇〇石であるが字前平（志和稻荷社前）における滝名川の分水比率は、三分の一が本流側であり、三分の二が高水寺堰によつて取水される定めと言う。

水路勾配等を考慮して定むるとは言うが、本藩領と言う強みからか？とも伝えられるが、不平等な比率であることは明らかである。

その後、本川沿岸の開発が進み、藩政時代以来の本川三分の一、支堰（高水堰）三分の二の分水比率が、明治二十四年に至り本川七、支堰三と大幅に改正されるに至つたのである。その後、更に、同三三年本川六、支堰四と修正されるところであるが、元來水源に乏しい滝名川より本川高水



40 水引争論犠牲者（徹道了心信士）の墓 紫波郡紫波町升沢

寺堰に二分し約八〇〇町歩の耕地に灌漑するところであり、用水不足は当然の事である。

殊に、旱魃時において田面亀裂し、作穂が次第に枯死する時一滴の水も争い引水する農民達の焦慮による水争論の発生は止得ないところであろう。

滝名川における水争論は以上の如き不平等の分水比率と、二藩住民の対立、感情の影響するところであろうか？、北上川水系中最大、且多く発したことで知られるのである。

記録に残る水争論の最初は寛永三年（一、六二二）であり、盛岡、八戸二藩に分けられるまでの四一か年に四回が記録されている。

更に、滝名川流域が二分された寛文五年（一、六六五）以降用水配分比率修正の明治三三年（一、九〇〇）に至る二三〇余年間に二八回、その後、山王海ダム起工までの四五か年間に七回に及ぶことが記録されている。

昭和二〇年一二月国営事業として山王海ダムの工事が起され、水利調制等も併せて行なわるところとなり、滝名川における水争論に終止符が打たれたのである。

此の間約三二〇年間ににおいて五人の尊き人命が失われ、負傷等に苦しむものの数一〇人に達するとさう。

昭和一八年九、五〇〇、〇〇〇立方米を湛水する山王海ダム工事が完了し、更に旧盛岡藩領高水寺堰の灌漑地域が鹿妻堰によって灌漑されるところとなり、滝名川流域における用水不足は解消されるに至つたのである。

## 二五、山吹川流域

山吹川は紫波郡紫波町上平沢、稻藤等における陸水を集め同町南日詰で北上川に入る小河川である。

同川の流域は殆んど平坦地であり、陸水の活用による水田耕作等は古くより行なわれたことが推定されるのである。

しかし、その時期等は滝名川流域等と同一時代であろうが、その詳細は明らかでないが、同川の古称は平沢川の名を以つて呼ばれる河川であり下流端近く佐藤部川を合流する。

明治初期における同本支川による灌漑地域耕地面積等は次の如くである<sup>99</sup>。

山吹川 南日詰村（紫波町）五十九町四反余
平沢川（上流の名称）
北日詰村（紫波町） 八町二反余
桜町村（紫波町） 四町余
平沢村（〃） 十九町五反余
計
佐藤部川 南日詰村（〃）七十四町三反余
北日詰村（〃）三十一町五反余
百九十六町九反余

等がある。

## 二六、大坪川流域

大坪川は、紫波郡紫波町平沢において宮手等より来る陸水を蒐めるところの野沢溝が旧桜町村に入り、大坪川となり同村地先で北上川に入る。

同川の流域は、滝名川流域と同様紫波の野の一部であり、稍々西に高く、東に低い緩傾斜地であり、その殆んどが

拓らかれ、水田等として耕作されるところである。

同地域の開発は、地勢、水利（陸水及湧水等による）の便等自然条件に恵まれるところであるから、比較的早い時期に水田開発が行なわれたことが推定されるところである。しかし、用水源河川等が十分と言い得ない同地域であるが、明治初期における灌漑地域は<sup>100</sup>

桜町村（紫波町）一五町八反八畝余歩
平沢村（〃）三〇町二反余歩

とあり、延長わずか三・九糠の河川には、利用度の高いのが特長である。

## 二七、岩崎川流域

岩崎川は紫波郡矢巾町煙山地内南昌山に発し、同郡紫波町高水寺において、南昌山の南峰大白沢山、東根山等に發する大白沢川、七ツ滝川、水分川、太田川、吉水川、宮手川等を併せた五内川を合流し、同町二日町新田地先で北上川に入る。

同川の流域は源流域における山地を除いては山麓平原と、古くは紫波の野と称された平坦地であり、同流域の特色は標高一五〇乃至二〇〇米区間ににおける湧浸水及び沼沢、溜池等の多いことである。

従つて、下流域においてはこれらの河川と多くの池泉、沢沼等より取水灌漑する水田開発等は既に幾度も述べる如く古代国家による東征より以前に遡ると推定されるところであり、河川と耕地の比高が少い。同流域は河川より取水する灌漑も亦他に比し早期に行なわれたところであろう。

従つて、取水所（自然流入等）用水路等の規模は小さくその数は次の如く多数に及んでいる。

河川名	取水所数	町村名	前村名	旧(明治初期)	村名
五根川(五内川) (岩崎川の旧名)	二	太田川	同	紫波郡矢巾町 矢巾町	和味、北伝法寺、太田、白沢
	九	宮手川	同	紫波町	北郡山(一部)
	七	七瀧川	同	紫波町	吉水、小松本、小屋敷
	九	岩崎川	同	矢巾町	和味、北伝法寺
	同	同	同	不動村	岩清水、太田
	同	矢巾町	同	水分子	上松本、吉水、升沢、下松本、小屋敷
	同	紫波町	同	煙山村	煙山、上矢沢、北矢巾

しかし、水分溝、高水寺堰等の如く大規模施設は殆んど、近世初期以降の施工にかかるところである。註 同初期における同川流域村邑の村高等は次の如くである。

上矢吹村(矢巾町)

村高三百二十三石

貢賦高三百石一斗六升三合

五互三斗

給地

煙山村高三百七十九石八斗

貢賦高三百五十九石八斗六升七合

百九十九石七斗

給地

中島村高三百三十九石六斗

貢賦高五百九十九石七斗九合

三百五十石

給地

太田村高三百六十一石

貢賦高八百五十八石一斗三升六合

二百石

給地

南伝法寺村高二百三十石

貢賦高七百十一石三升

五百四十三石三斗

給地

室岡村高二百八十七石一斗

貢賦高六百三十七石七斗三升八合

三百五十石

給地

北伝法寺村高二十六石八斗

貢賦高六百二十石四斗三升八合

六百八十八石九斗

給地

白沢村高四百九十九石八斗

貢賦高五百三十五石七斗

五百十七石一斗

給地

和味村高八十八石一斗

貢賦高三百八十石四斗九升四合

三百九十二石五斗

給地

吉水村高八十八石一斗

貢賦高二百三十九石一斗

二百三十九石一斗

給地

下松本村高二百九十五石三斗

貢賦高五百三十六石七斗九升五合

五百三十九石一斗

給地

吉水村高なし

貢賦高五百三十六石七斗九升五合

五百三十九石一斗

給地

下松本村高二百九十五石三斗

貢賦高五百三十六石七斗九升五合

五百三十九石一斗

給地

給地

宮手	"(紫波町)	五百石	百五十石	給地
村高	五百十四石三斗	貢賦高	七百八十五石六斗一升三合	給地
小屋敷	"(〃)	貢賦高	七百五十八石七斗五升五合	給地
村高	な	三百三十石	七百七十九石九斗	給地
岩清水	"(矢巾町)	五百二十四石一斗六合	二百七十六石	給地
村高	二百五十五石一斗	貢賦高	五百二十四石一斗六合	給地

等と定められる如く、岩崎川水系の灌漑するところは一〇ヶ村に及び、その貢賦高は実に、七、五〇〇石余の多きにのぼるところである。

(註) 村高、貢賦高等は鹿妻堰完成後の高である。

更に、明治初期における同水系より灌漑するところは四ヶ所。

岩崎川本川	上矢吹村(矢巾町)	三一町余
支川	煙山	三五町余
大白沢川	白沢	一町六反余
北伝法寺	北伝法寺	二〇町余
和味	和味	三九町余

七ツ瀧川	中島村(矢巾町)	一〇町九反余
	太田	二〇町余
	室岡	四町五反余
	北伝法寺	一〇町余
	和味	二二町余
太田川	太田	一五町余
	南伝法寺	七町余
宮手川	宮手	二町余
	下松本	一四町余
	吉水	三〇町余
計		二五一町余

排水  
三五町余  
五町余

等の広範囲に及ぶところである。

## 二八、徳田川流域

徳田川は紫波郡都南村上飯岡地内の箱ヶ森山に発し、同郡矢巾町徳田地先で北上川に入る。同川の流域は源流域箱ヶ森山(標高八六五・五)を除いては、山麓平原と北上川、零石川等によつて形成された低平な沿岸平野であり、殆んど平坦地である。

しかし、広大な山麓平原は水源にとほしく水田の開発には不適当の所であるが、「紫波の野」と称されたところの北上川、零石川流域の低平地帯は殆んど水田等に拓られ耕作されるところである。

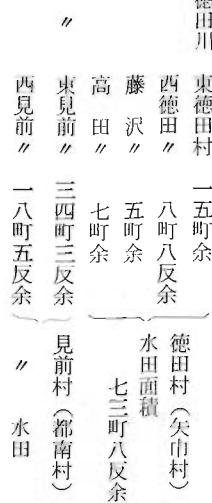
殊に山麓平原の東にあり南北に走る低地の如きは、地層（暗青色のシルト質砂）が深く、保水力の強い表土（シルト質粘土）、更に薙端に湧浸出する地下水等に恵まれ稲作に適する自然条件を具備する所である。

従つて、同低地帯の開発は更に、古墳時代末にも遡ることが考えられるところである。

しかるに、近世初期に至り零石川を水源とする鹿妻堰の開削が行なわれ、同堰より補水を得るに至り、更に開発が進められたところである。

従つて、同地帯は鹿妻堰の影響が大きく、本来の徳田川によるところは甚だ少ない。

明治初期における徳田川の灌漑水域は、



等である。

しかし、明治中期以降における鹿妻堰の整備拡充等により、徳田川への影響は更に大となるところであり、今これを分離して考えることは不可能とするところである。

## 二九、小鷹川流域

小鷹川（小荒瀬川）は鹿妻堰の一用水路として、又同排水路として一般に理解されるところの河川であるが、第一編第二章にも述べる如く盛岡市猪去地内箱ヶ森に發し、零石川右岸に平行して東流し、同市向中野土手場で北上川に入る右岸支川である。

同川の流域は源流域の箱ヶ森山一帯の山地を除いては起伏の少ない零石川沿岸平野である。

従つて同流域の殆んどは水田等の農地として耕作されるところであるが、同地域における水田等の開発は紫波地方と一連をなすところであり、古代に遡ることは明らかである。

同流域に隣りする上太田（盛岡市）地内には古墳時代末期（六七世紀）の墳塚数基が残されている。

同墳塚は零石川流域における生産経済確立期において同地域の開発によつて成立した豪族の墳墓と推定されるのである。

又、同川左岸下太田における太田方八丁は陸奥国開拓期において、志和城もしくは徳丹城の前衛基地として築造された城塞であり、大和國家形式の築城である。



41 犀森古墳

紫波郡矢巾町

以上の諸点を総合し考へる時小鷹川流域における歴史は、既に、消滅したことが知られるのである。しかし、同流域の近代的開発は、近世初期まで降り、鹿妻堰の開削による小鷹川への補水が行なわれた後の事である。

明治初期において、同川の灌漑地域とするところは次の如くである<sup>44</sup>。

小鷹川 向中野村（盛岡市）田三拾町式反余歩  
本宮村（〃）（記載済）  
仙北町村（〃）拾四町余歩

とある。

同地域は古くより小鷹川による灌漑地域ではあるが、現実には鹿妻堰の影響が大きく、同堰の灌漑地域とも言えるところである。

### 三〇、零石川流域

零石川は岩手郡零石町橋場地内横岳より発し東流する竜川を本流とし、更に同町西根地内八瀬森より発し南下する葛根田川を左支とし、字下川原で合せ、盛岡市猪去地内で箱ヶ森北麓を迂回東流し、同市仙北町北方で北上川に入る。

同川の源流域は本支川共高山、亜高山帯等に属する山岳地帯であり、谷は深く狭く、且つ、急流である。

従つて、沿岸平野等の形成は殆んど見られず、本川における沿岸平野は、葛根田川合流点より遡上することわずかに二秆余、山津田橋附近より下流における山麓平野の形成であり、支川葛根田川の沿岸平野は竜川合流点より一〇秆

余上流の同町字篠森附近に始まり、広い平坦地は南北に長く展開している。

更に、両川合流後の零石川は箱ヶ森山麓における字尾八、北ノ浦等の狭窄部を経て盛岡市管内に至れば、左岸に滝沢、厨川等の山麓平野があり、右岸には同市太田、本宮等の零石川沿岸平野が広く形成されている。

これ等の沿岸平野は殆んど耕地として開発され、それぞれ水田等として耕作されるところであるが、開発の沿革は自然環境と地域的相違等によつて各々独自に開発が行なわれたところであり、これを一概に述べることは出来ないが、零石川水系において最も古く開発の行なわれたのは零石川沿岸平野であり、次に滝沢地区に及ぶところであり、葛根田川沿岸平野は多くの小河川に恵れ、灌漑用水はこれ等の河川に依存するところが多く、特に記述すべき施設等は見られない。

更に、以上三地区における灌漑用水源は零石川右岸平野においては零石川より取水するが、他の二地区は岩手山南麓より来る小河川を以つて取水源としている。

従つて、太田、本宮等盛岡市の一部及び紫波郡都南村、紫波町の大半等に及ぶ鹿妻堰は零石川における唯一の取水堰である<sup>45</sup>。

(+) 鹿妻堰 「上太田村（盛岡市）ノ西字穴口ニテ繫村境ノ山脚巖巖ヲ鑿チ隣シテ零石川ヨリ上水シ猪去村ニ入ル」

とあるが、同堰は更に上鹿妻、下鹿妻村（盛岡市）等二〇数か村に灌漑し、末流は紫波郡の大半に及び、同土橋村地先で北上川に入る。

同堰の灌漑地域は古くより「紫波の野」と称される広大な平地であり、岩崎川、芋沢川、飯岡沢、猪去沢等の小河川があるのみである。

同地域における開発歴史等は知る由もなく、更に、稻作文化を明らかにする資料等も未だ明らかにされていないが、藤沢村（紫波町）猿塚古墳、上太田村（盛岡市）蝦夷森古墳等はいずれも古墳時代（六〇〇年代）末期の遺構とされている。

従つて、同時代においては他の地域と同じく住民が定着し、稻作を基盤とする生産経済社会が成立するところとなり、その支配者あるいは首長等の墳塚とすることは最早定説化するところである。

従つて、奈良朝時代末期（七八〇年代）における陸奥国開拓期以前において岩崎川等の小河川沿岸及び凹地、窪地等の湿地において稻作が行なわれ少なからざる産米のあつたことが推測されるのである。

しかし、池塘を築き水路を以つて導水する水田耕作は田村麻呂將軍によつて胆沢城が造建された、延暦二年（八〇二）以降であろう。

翌三年（八〇三）志波城が造建され、更に、弘仁二年



上太田市盛岡

#### 42 えぞ 古墳 墳古りもぞ

（八一一）胆沢城以北の奥地に和賀、稗貫、紫波の三郡が置かれている（日本後紀）

〔正月十一日  
於三陸奥國。置三和我、稗縫、斬波三郡。〕

とある。

（註）零石川以南全域であろう。

又、同年閏一二月志波城が洪水による被害をこうむるにより、城を「便地」に移転したいと、征夷將軍文屋綱麻呂の奏言するところを許す等、中央政府の同地方に及ぼす動向が強い。従つて、地域経済の開発に寄与するところ等が大きかつたことは言うまでもないことがある。

其の後における多賀（宮城県）国府によるところは明らかでないが、奥六郡時代安倍氏の勢力下にあり更に開発が進められたのである。そして、奥州藤原氏時代においては、同氏二代基衡公の弟、清綱の子俊衡が穂那館に住し、文治五年における源頼朝の平泉征伐後も同地にあり、日詰地方を支配するところである。しかし、その範囲は零石川右岸一帯に及ぶや、否やは明らかでない。

中世代における紫波地方北上川右岸地帯は暫く鎌倉幕府直轄地であり、南北朝の初め建武二年（一、三二五）足利尊氏は、その親属斯波家長を陸奥守に任じ奥州に降らせてよりその勢力下に置かれるところであるが、戦乱に明け暮れ、開発等は施行するところでなかつたのである。その遺構は言うに及ばず伝承等も残されていない。同地方が本格的に開発が行なわれるに至つたのは南部信直が豊臣秀吉より和賀、稗貫、志和の三郡を拝領した天正一九年（一、五九一）以降であり、鹿妻堰の開削によるところである。

同堰の開削に関しては古くより諸説があり、一定し難いところであつたが、鹿妻穴堰開発史によれば大要次の如くである。

「慶長四年下閉伊郡金津田村の鉢山師金津田甚六が、零石郷北ノ浦隧道（穴口）を掘り零石川の水を入れ、鹿妻郷の灌漑に供するところである。

金津田甚六は堰守甚之助（吉田）の先祖であり、吉田家は代々堰守を世襲して明治維新に至った。」

としているが、開削年を記念碑（穴口）は「慶長二年起工同四年竣工」としている。

これに従つたのであろう。仙台農地事務局刊の「農業水利の展望」は同年としているのである。

更に参考事項にすぎないが、金津田甚六の出身は從来謎とされていた。その一、二を照会すれば

一、紫波郡飯岡村の農場。

一、丹波国（現在の京都府）の生れで盛岡に來り居りたるもの<sup>(4)</sup>。

又、近江の商人<sup>(5)</sup>。

等が伝承されていたところである。

又、堰守を盛岡紙町の吉田甚七の子孫吉田甚之助等とす

るものもあるが、最近までもっぱら、次の如く伝えられるところを信じて疑がわなかつたのである<sup>(6)</sup>。

「金津田甚六なる者が「盛岡紙町吉田甚之助ニ謀り甚之助ノ名義ニテ南部藩主ニ請ヒ金六拾両玄米百五拾石ヲ借用シ工事ヲ起シ」云々

としていることである。

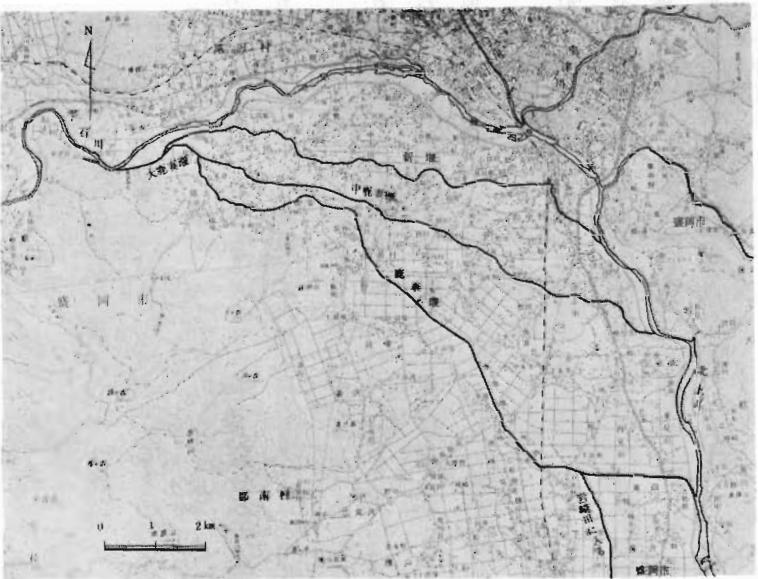
同堰は前述の如く、上太田村字穴口で取水され猪去、上太田、上鹿妻村等の耕地に灌漑するところであるが、本堰は上鹿妻堰（上堰）と称され、箱ヶ森山等の山麓に近く、比較的低平な地域に従つて南東に掘られ、更に、下鹿妻（盛岡市）飯岡、羽場、永井（郡南村）、赤林、下矢吹、矢幡村（矢巾町）等の諸村に灌漑し、同矢幡村（同郡矢巾町）地内で岩崎川の流路に入る、流路延長凡三里三〇余町に及ぶところである。

更に、猪去村地内で分流する下鹿妻堰（中堰）は中鹿妻、下鹿妻（盛岡市）、飯岡、永井、三本柳、東、西見前（郡南村）高田、藤沢、東、西徳田村等の諸村に多くの枝堰を分け徳田川に入り、更に、間野々、土橋村等の一〇数村に灌漑する堰である。

又、中太田、下太田、本宮、向中野村等に灌漑する新堰と称される一堰がある。

同堰は、下鹿妻堰の灌漑地域の北部零石川沿岸近くの耕地に灌漑する堰であり、上太田村字大堀において大鹿妻堰（鹿妻堰上流部を称した）より分派し数村に灌漑し末流は小鷹川に入るところである。

これ等の用水堰によつて灌漑されるところは南岩手、紫波二郡に跨る二〇数か村であり、受益地帯における各村の村高及び貢賦高等は次の如くである<sup>(7)</sup>。



第25図 零石川流域（鹿妻堰）

盛岡市

村高 二四二石二斗余

南矢幅村(〃)

村高 三三九石余

北矢幅村(〃)

村高 三三九石八斗余

下矢沢村(〃)

村高 二九九石三斗余

赤林村(矢巾村)

村高 七八一石八斗余

下永井村(都南村)

村高 六〇六石八斗余

羽場村(都南村)

村高 六三五石五斗余

下飯岡村(〃)

村高 一、二三六石余

上飯岡村(〃)

村高 八一四石一斗余

貢賦高

給所

給所

給所

給所



43 鹿妻堰幹線水路

紫波郡矢巾町



44 鹿妻堰配水路

紫波郡矢巾町

第二章 農業水利

下鹿妻村(盛岡市)

上鹿妻 村高 四六一石八斗余

上鹿妻 村高 " (" ") 一、一五九石五斗余

上太田 村高 " (" ") 一、八〇二石三斗余

猪去 村高 " (" ") 三二六石五斗余

猪去 村高 " (" ") 三二六石五斗余

貢賦高 四二五石五斗八合

貢賦高 一、九一五石五斗四合

貢賦高 一、七二〇石八斗三合

貢賦高 二四石二斗余

貢賦高 四〇三石一斗八升一合

貢賦高 七〇石余

給所

貢賦高 五一〇石六斗四升五合

貢賦高 七六〇石三斗一升五合

貢賦高 三〇〇石一斗余

給所

貢賦高 六八四石九斗九升

貢賦高 二五〇石六斗余

給所

貢賦高 六九六石九斗三升三合

給所

貢賦高 六九六石八斗八升

給所

藤沢 村高 " (" ") 五八八石八斗余

東徳田 村高 " (" ") 四九六石二斗余

西徳田 村高 " (" ") 五三七石四斗余

高田 村(矢巾町) 村高 九二二石二斗余

東見前 村高 " (" ") 四五九石四斗余

西見前 村高 " (" ") 一、二二四石四斗余

三本柳 村(都南村) 村高 六二八石七斗余

津志田 村高 " (" ") 五三四石五斗余

向中野 村高 " (" ") 一、一一七石七斗余

本宮 村高 " (" ") 七八〇石九斗余

下太田 村高 " (" ") 七八〇石一斗余

中太田 村高 " (" ") 七九四石五斗余

貢賦高 一、四〇二石三升一合

貢賦高 七石一斗余

貢賦高 八五八石二斗三升六合

貢賦高 一、四〇二石三升一合

貢賦高 三五二石九斗余

給所

給所

給所

第二章 農業水利

中太田 村高

下太田 村高

本宮 村高

向中野 村高

三本柳 村高

津志田 村高

高田 村(矢巾町) 村高 九二二石二斗余

東見前 村高 " (" ") 四五九石四斗余

西見前 村高 " (" ") 一、二二四石四斗余

三本柳 村(都南村) 村高 六二八石七斗余

津志田 村高 " (" ") 五三四石五斗余

向中野 村高 " (" ") 一、一一七石七斗余

貢賦高 一、四〇二石三升一合

貢賦高 七石一斗余

給所

等であるが、村高合計は約一九、五〇〇余石に及ぶところである。

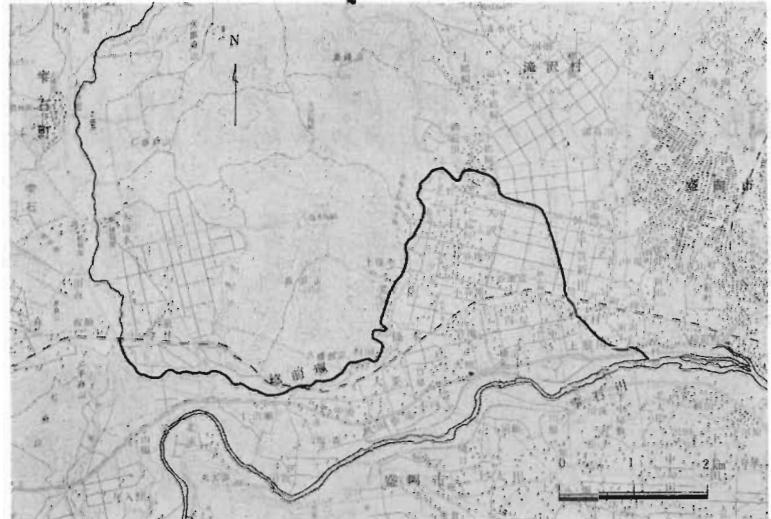
同堰はその後、慶安、寛文等における修築及び、下流域の新田開発等により更に受益面積を増大し、近世末期においては三〇余郷三〇〇万石余の地域に灌漑するところである。

又、明治一三年の調べによれば灌漑面積は実に三、〇〇〇余町歩の多きにのぼり、更に大正年代の開拓によつて四、七〇〇余町歩に及ぶところである。

明治維新後における同堰の維持管理等は従来の慣習による堰守及び地域住民によつて行なわれるところであるが、明治一九年上太田村外二九か村、並びに東見前外一一か村水利土工会の設立により、同会の管理下に移され、更に、同二七年鹿妻穴堰普通水利組合が組織され同組合及び改変後の同組合によつて維持管理が行なわれるところである。

#### (二) 越前堰

岩手郡零石町地内における板橋川より取水し滝沢村地内



第26図 零石川流域（左岸）  
岩手郡滝沢村

における逢沢、巡り沢、おほけ桶沢等を併せ滝沢村地内に灌漑する用水路であり、末流は隣接する旧平賀新田村（滝沢村）に排水されるところである。

同堰の上流域河川は、岩手山南麓にあり、南に伸びる同山麓及び高峰山、鳥泊山等を繋ぐ丘陵状尾根の西側にある。

灌漑地域は同尾根の東側に展開する平坦地であり、水源河川とは同尾根を境し、表裏の位置にある。従つて、同丘陵を迂廻する水路延長は灌漑面積に比し長い。

同堰の開削は滝沢村大字篠木（旧篠木村）字綾織に居住せる越前と称する一郷士の開削であり、次の如く伝えられるところである<sup>(4)</sup>。

「南岩手郡滝沢村及厨川村二ヶ村は膏腴沃野の地、瘠地不毛に歸するを概し、遂に、岩手山中持龍森に至り、水源を得、則ち高低に就き、險易により屈曲疏通して、溝渠の延長拾里拾五町、水田三百八拾戸町八反廿歩を開墾せり、然れども、子孫祀絶（旧記の存するなくして、その起業の年代詳ならず）」云々

（註）險易、険夷に同じ（けわしいと平らか。）

とあり、灌漑地域は大釜、篠木、大沢、鶴飼、土淵、平賀村（滝沢村）等の六か村に及ぶところである。

しかし、同堰の開削年代については種々異説があり、必らずしも一致するところでないが、俗に享保一〇年（一、七二〇）より寛保三年（一、七四三）の間としているが、綾織越前が家婢の禍を責め手打とせるに端を発し、南部藩によつて越前は死罪に問われ、罪に伏し、家屋敷等が没収されるに至つたのが寛文一〇年（一、六七〇）である。従つて、越前堰の開発を承応元年（一、六五二）とするものがあるが、この説を探るべきが至当かと考えられるのである。

更に綾織越前は以上の如き重罪に伏するところであるが、里人はその徳を慕い天保一二年六月灌漑地域住民相謀り祠堂を建て水神として毎年これを祭るところである。

同地域におけるその後の新田開発は近世代殆んど行なわれず維持されるところに特長がある。

明治維新後は同堰の末流長左エ門橋附近において余水を利用する五〇町歩余の開田が行なわれているが、同地域は低平地であり浸水害を受け易い所であり、從来草刈谷地として残されていたところである。

同堰による灌漑地は明治一七年越前堰水利土工会が設立されているが、関係地域は四〇一町八反四畝余である。

更に同二七年六月一四日越前堰普通水利組合となり、大正、昭和初期に至るところである。

## 六、源流部水域

### 一、飛田川流域

飛田川は岩手郡玉山村地内明神山に発し、同村字川口平で北上川に入る左岸の小支川である。

同川の流域は殆んど丘陵地帯であり、耕地として開発される沿岸平野等は甚だ少ない。

同流域における灌漑用水取水は下流部において行なわれ、灌漑地域は同村<sup>大字</sup>川又等における水田四一町余<sup>畝</sup>等である。

従つて、取水量が少く、且又利用者等も亦、地域住民の一部にすぎず、戦前における水利組合の結成及び、その後における土地改良区の設立等は未だ行なわれるところではない。

### 二、濁川流域

濁川は岩手郡玉山村地内姫神山に発する玉山川が同村地内横流山（柴沢山）より来る日ノ戸川を合し、同村門前寺字館地先で北上川に入る左岸の小支川である。（第一部第一編の如く）

同川の流域は殆んど丘陵地帯で沿岸平野の造成等は甚だ少い。従つて、同川沿岸における水田等も亦、極めて少なく、近世代における村高等は次の如くである。<sup>昭和</sup>

門前寺村	百七十石四斗	三百五十石 細地
玉山村	百三十石	
村高		
濁川		
波民門前寺村	十八町四反余	前波民村 現玉山村
玉山村	五十町余	〃玉山村 〃
日戸川	日 戸 村	三十三町余 〃 〃

等とある。

### 三、大橋川流域

大橋川は岩手郡玉山村地内姫神山より発し、同村波民字小前田で北上川に入る左岸支川である。

同川の流域は殆んど丘陵帶であり、沿岸平野等は殆どなく、水田等の耕地として拓らかれる所はわずかに下流波民地内の北上川沿岸のみであり、同川等によつて灌漑されるところの村高等は次の如である。<sup>昭和</sup>

渋民村（玉山村）	貢賦高 百十一石五斗三升三合
村高百二十四石三斗余	百十三石九斗余
	給地

と定められている。

更に、同川沿岸における灌漑面積は<sup>14</sup>

渋民村（玉山村）	十三町七反余
----------	--------

である。

#### 四、古館川流域

古館川は岩手郡玉山村地内柴沢山に発し、蔽川（玉山村）川口（岩手町）を経て岩手町川口<sub>字</sub>館地先で北上川に入る。

同川の流域は殆んど急峻な山地であり、深くきざまれた谷あいには、沿岸平野等の平地がなく耕地として拓らかれる所は殆んどない。灌漑用取水等は同川の北上川への合流点に近い川口地内における取水のみであり、本川北上川沿岸平野の一部に限り灌漑するところであつて、近世代における同地域の村高等は次の如くである<sup>14</sup>。

川口村	村高 四百四十九石八斗余	貢賦高 五百二十石一斗九升八合
		六石四斗余 納地

とある。

しかし、古館川により灌漑されるところは一部にすぎず明治初期の調査によれば<sup>14</sup>、

古館川 川口村（岩手町） 五町三反余

とある。

#### 五、丹藤川流域

丹藤川は岩手郡玉山村蔽川地内柴沢山より発し、同郡岩手町川口地先で北上川に入る左岸支川である。

同川流域の殆んどは山岳、丘陵等で谷巾が狭く、河流は急流であり、沿岸平野の形成は更に無い、水田等の耕地は殆んど少く民戸も亦甚だ少いところである。

従つて、近世代において同川流域の殆んどを占める蔽川村の如きは定められた村高貢賦高等が無い。

明治中期における同水系の灌漑地域は岩手町川口地内における北上川沿岸平野の一部にあり、わずかに一町数反歩の小地域に及ぶのみである。

#### 六、江刈内川流域

江刈内川は岩手郡岩手町江刈内地内沢内山に発し、同町<sub>字</sub>三助川原で北上川に入る左岸支川である。

同川の流域は殆んど丘陵帶であり、谷幅が狭く沿岸平野の形成等も亦、殆どなく、耕地として拓らかれる所が甚だ少ない。

同流域における水田等は、同川の北上川に合流する三助川原週辺のみであり、同地域における村高等は極く少く、次の通りである<sup>14</sup>。

江刈内村（岩手町）

村高 六十石一斗余

貢賦高 二十九石八斗九升四合

七十八石九斗余 給地

と定められているが明治中期の調査によれば<sup>18</sup>

江戸内川 江戸内村（岩手町）十町余

とある。

しかし、取水箇所五か所による灌漑面積である。従つて取水所個々の灌漑面積はまことに零細なところである。

## 七、大坊川流域

大坊川は岩手郡岩手町大坊地内沢内山に発し、同町城山地先で北上川に入る左岸支川である。

同川流域の殆んどは丘陵地帯であり、沿岸平野等の形成が少い。

従つて、水田等に拓らかれる所が少く、灌漑用取水及び耕作面積等も亦少ないところである。

同川沿岸における近世代の村高等は次の如くである<sup>19</sup>。

大坊村（岩手町）

村高 五十二石八斗余

貢賦高 六十三石五斗四升一合

と定めているが、明治初期においては、隣村沼宮内地内においても灌漑されるところである<sup>20</sup>。

大坊川 沼宮内村（岩手町）二十一町余歩

とあり、大坊村、沼宮内村二か村の用水源河川である。

## 八、生出川流域

生出川は岩手郡玉山村下田地内に発し、同村字前田地先で北上川に入る右岸支川である。

同川の水源は岩手山の噴出物（火山灰等の堆積によって構成されるところの山麓平野より流出する陸水及び堆積物の下層等より湧出する地下水である。

同川の流域は起伏の少ない平原であり水田等の耕地は主として中流部以下の下流域にある。

### 明治初期における同水域における水田面積は<sup>21</sup>、

下田村	（現在玉山村）	生出川	貢賦高
支川	生出川	貢賦高	五拾武町四反余
計	四拾四町四反余		

とある。

同川は流域面積及び幹川流路延長等に比し、灌漑面積の多い河川である。

（註） 生出川流域東西約一〇糠 南北約八糠 幹川流路延長約五糠

## 九、松川流域

松川は岩手郡松尾村地内源太岳に発し、同郡玉山村地内<sup>22</sup>川崎で北上川に入る流路延長七三糠の右岸支川である。

同川は同玉山村松内で赤川を合流するが、赤川は源太岳と同じく八幡平の内、茶臼岳、大黒森等に発し、松尾村落合で同村竜ヶ森に発する左支長川を併せ、更に、同郡西根町平館で同左支涼川を合する河川であり松川の左岸支川である。

松川流域は本支川共源流部は殆んど山岳地帯であるが、中流部以下は所々に丘陵が散在する平原地帯であり、概観的にに起伏の多い平原とも言ひ得る地形である。

丘陵の間に展開する平原は半ば耕地として開発され、更に、低地の平坦な地域は水田として耕作され同川水系の諸川より、これ等の耕地に灌漑するところである。

同流域における稻作文化は一方井川流域等と共に、文字なき東北の文化期に始まるところであり、水田による稻作等も亦、有史以前の古代に遡り、古墳文化を伝える大和系の人達によつて行なわれたのである。

それは、同地域に残る谷助平古墳等は、同流域における稻作經營による生産経済社会の成立を明らかにするところであり、これ等多くの墳塚は、同社会における首長等の墳墓と推定されるからである。

しかし、その後における開発の過程等は明らかでないが、中世末期同川流域の平館に一戸兵部大輔政連が住し、三千石を領す（奥南旧指録）と言ひ、又、田頭村「岩手山の東北部にして松川之を流れて、田地稍廣し、岩手郡に於て田頭、大更を推して米產地と為す。」等とあり、近世における村高等は次の如くである。<sup>四四</sup>

川崎村（玉山村）	貢賦高・百三十石一斗五升一合	給地
村高百三十二石三斗余	貢賦高百十四石三斗四升	給地
下田村（玉山村）	百五十五石七斗余	給地
村高百十八石八斗余	百十七石七斗余	給地
好摩村（玉山村）	貢賦高二十四石五斗二升三合	給地
村高十五石八斗余	百五十三石七斗余	給地
松内村（玉山村）	貢賦高二十四石五斗二升三合	給地
村高十二石一斗余	百五十三石七斗余	給地
大更村（西根町）		

田頭村（〃）	七百六石一斗余	給地
村高五百六十七石三斗余	三百四斗二升五合	給地
平笠村（〃）	三百二十一石四斗余	給地
村高百六十六石六斗余	二百十石六斗余	給地
寄木村（松尾村）	七百三十九石七斗余	給地
村高二十一石一斗余	四百九十一石一斗余	給地
掘切村（西根村）	四百三十八石九斗余	給地
村高五十石六斗余	四百三十八石九斗余	給地
平館村（〃）	四百三十八石九斗余	給地
村高三百八十五石二斗余	四百三十八石九斗余	給地
松尾村（松尾村）	四百三十八石九斗余	給地
村高百三十七石七斗余	四百三十八石九斗余	給地
野駄村（〃）	四百三十八石九斗余	給地
村高百七十六石余	四百三十八石九斗余	給地

等と定められている。

しかし、貢賦の明らかでない村があり、更に、大更村の如きは近世末期（安永頃）に至り、大更新田として村高が定められるところである。従つて、同村における既耕田の有無も明らかでない。

明治初期における同松川水系による灌漑地域面積等は次の如くである。<sup>四五</sup>

河川	水路名	流域	灌漑面積	摘要
松川	後藤川	寄木、野駄、	三七町二反余	

貝壳川	寄木、野駄、	五町七反余
根部地溝	寄木、田頭、大更、平館	二三九町九反余
田頭溝	寄木、田頭、大更	四一〇町三反
赤川 桜川	大更、好摩	

一一〇町余

等あるが、田頭溝により灌漑する大更村の水田二四八町余は近世後期における新田開発によるところであり、同地域に灌漑する田頭溝は、新田開発に際し、新に開削されるところであろう。

更に、同水系における各用水堰の取水は、後藤川堰以外は自然取水であり、管理不十分と、火山灰土等の土質不良に基因する洩水が多く用水不足による被害は累年の如く発生するところである。

### 一〇、一方井川流域

一方井川は岩手郡岩手町一方井地内大作官林より発し、黒内川、久保川等の支川を集め、同町子抱<sup>字</sup>落合で北上川に入る右岸支川である。

同川流域のうち上流部は本支川共山地で谷幅がせまく、沿岸平野の構成等は少いが、黒内川、久保川等の支川の合流する中流部においては、広範囲に及ぶ沿岸平野が形成され、更に、下流部の丘陵は、傾斜が緩るやかで谷巾は広く、且、平坦である。従つて、自然環境に恵まれた同川沿岸平野の殆んどは水田等に拓られ耕作されるところである。

同地方における水田開発は遠く古代に遡り、古墳文化を伝える大和系の人々によつて、紀元六～七〇〇年代伝えられたのであろう。

そして同地域における生産経済社会が確立され、その首長等の墳墓が大和地方における墳塚と同一型式を以つて築

かれたのである。同平野の西方今松等に古墳時代末期の墳塚が残されているのである。

しかし、その後における古代国家による同地方の經營、奥六郡時代、更に、平泉藤原氏時代等における同地方の情勢は明らかでないが、古くより同地域に住いするところの一方井氏は、前九年役において厨川柵に亡ぶところの安倍氏の庶流と伝えられる者であり、中世中～後期において南部氏に属するまで同地域における一雄として開発に尽したのである。

近世代における村高等は同川沿岸開発を知る唯一の記録であり次の如くである。<sup>四四</sup>

久保村(岩手町)		
村高	二百六十二石三斗余	
貢賦高	三百三石二升三合	
坊村(岩手町)		
村高	三十石三斗余	
貢賦高	二十六石九斗余	
土川村(岩手町)		
村高	百四石余	
貢賦高	六石	
一方井村(岩手町)		
村高	三百七十石五斗余	
貢賦高	九十七石四斗四升七合	
村高	二百九十五石九斗余	
貢賦高	十一石三斗九升二合	
葉木田村(岩手町)		
村高	四十四石	
黒内村(岩手町)		
村高	十一石四斗余	
給地		

等と定められるところである。

更に、明治初期における一方井及その支川等より灌漑されるところは次の如くである。

一方井川	久保村（岩手町）	水田	九町四反余
一方井村（〃）	〃	〃	九十八町四反余
支川 細沢川	久保村（〃）	〃	三十四町六反余
〃（久保川）	黒内川	黒内村（〃）	〃
取水堰	新田溝（一方井土川）	水田	二十二町八反余步
浮島溝（土川）	〃	八町八反余	

等である。

## 第三節 溜池利水

### 一、概況

稻作農業において溜池灌漑によることは、湿地、池沼等の自然水利用に次ぐところであり、水利用の第二次的發展とも言えるのである。

吾が國における溜池築造の歴史は古く、日本書紀崇神天皇六二年（四世紀前半）七月の条に、

農天下之大本也。民所ニ特以生一也。今河内狹山埴田水少 是以其国百姓怠農事 其多開ニ池溝一以寬ニ民業一。

とあり、更に、  
天皇居ニ桑間池宮一造ニ是ニ池一。  
とある。

この時、河内國（大阪府）狹山（狹山町の附近？）に依網池、刈坂池、反折池等が築かれている。これが灌漑用溜池の初めと称されるところであり、更に、垂仁天皇三五年（四世紀半）に至り、天皇、令を発し、全国に八〇〇か所に及ぶ溜池等を掘らせるところである。同日本書紀に、

令ニ諸国一多開ニ池溝一數八百。

等ある。

しかし、陸奥國等は未だ、皇威の遠く及ばない化外の地であったから、池溝八〇〇か所の内には及ぶところではなかったのであろうが、五世紀末あるいは六世紀の初め頃には東北地方においても池塘灌漑による稻作農業が行なわれるに至つたのであろう。

それは湿地、池沼（自然的）等のみに依存する稻作經營においては、仙台平野を始め、胆沢地方等に見らるる如き、大和地方と同一形式によるところの墳塚造営は困難であり、池塘灌漑等による旺盛な生産経済社会の確立によつて始めて可能とすることが考えられるからである。

しかし、北上川沿岸平野及びその周辺丘麓地帯等における組織的池塘建設並びに運営等が行なわれるに至つたのは

奈良朝末期における田村麻呂将軍による蝦夷征伐の終了した延暦年間（西紀六〇〇年）以降であろう。

現存する灌漑用溜池で、最も古い伝承に生きるものは、花巻市矢沢における三郎堤であろう。

開削年代の更に遡るものは、平泉毛越寺の大泉池である。しかし、同池は、当初、円隆寺前庭の泉水として造成されたところであつて、灌漑用溜池として活用されるに至ったのは、藤原氏没落後において同地域住民の生活環境の変化によって行なわれたところであろう。

北上川流域における群小溜池は、凡三、〇〇〇か所を越ゆるところであり、その起元は、上代に遡ることも推定されるが、その多くは中、近世代における築造である。殊に、大規模の溜池は、近世代初期まで降る築造である。

同流域において最大の湛水量を有し、広汎な地域にわたり灌漑する千貫石堤（胆沢郡金ヶ崎町地内）等も、近世初期の築造にかかるところである。

## 一、伊達領

近世代における仙台伊達氏の領域は、北上川沿岸においては県南四郡に及ぶところである。

同領域は気候温暖にして、比較的降雪、積雪量等が少く、日照時間が多く、多湿、高温であり、稲作農業に好適の地域である。

しかるに、同領域は北上川沿岸平野を除いては、殆んどが丘陵地帯であるが、谷巾が広く、傾斜の緩やかな地域の多くは、拓られ水田等として耕作されるところである。しかし、河川水利による灌漑の遠く及ぶところでない。こ

れ等の地域においては、谷頭に溜池を設け、秋冬の候における降水及び陸水等を貯溜し用ゆるところの溜池灌漑によるところである。従つて、仙台領内における溜池総数の推定さえ困難であり、藩政末期において各村々より書上げられた、公共性の大きい溜池のみにおいても実に二、〇〇〇か所余の多きに達しているのである。

### 一、黄海川流域

東磐井郡藤沢町地内を殆んど東西に横流する黄海川沿岸において同川より取水する灌漑堰については、既に、述べる如くであるが、丘陵地帯にある同川流域は、多数の小支川によつて灌漑さるのほか、旧藤沢本郷村（藤沢町）における一一七か所に及ぶ溜池群を始め、一一か村において、實に、三〇〇有余か所に達す中、小の溜池によつて灌漑されるところで、その耕地面積は一一か村の村高の一八%に相当する田代九五貫八八七文である。

同流域における最大の溜池は南小梨村（千厩町）上山堤で、溜高一三貫五一文とあり、五貫文を越ゆる溜池は北小梨村（千厩町）又ヶ沢堤、徳田村（藤沢町）萱刈窪堤等である。

しかし、これ等多くの灌漑用溜池は依然として、今尚、地域経済を支える根元をなすところであるが、その沿革等は殆んど明らかにするものはない。

### 二、千厩川流域

東磐井郡千厩町地内を東西に貫流する千厩川沿岸における、同川より取水灌漑するところは、概に、述べる如くであるが、同川流域は傾斜の緩やかな丘陵地帯であり、廣い谷間には谷、沢水等を灌漑する小田、山田等が少くない。更に、麓野等における農地に灌漑する溜池も亦多く、佛坂村（千厩町）の如きは三〇余か所の溜池によつて全村が灌漑されるところである。その田代一七貫八六三文とあり、同川流域における灌漑用溜池は八五か所であり、流域一一

か村の村高の約二四%に当る田代一三七貫八九四文が溜池に依存するところである。

同地域に灌漑する主たる溜池は<sup>⑩</sup>。

薄衣村（川崎村）脇ノ沢堤 潜高 一六貫八一〇文  
中奥玉村（千厩町）梅ヶ沢堤 ハ 一四二〇一一ハ

等であり、大規模の溜池は設けられていない。更に、これ等の溜池は古くより同地域の経済を支えて来たところであるが、その沿革等は、殆んど、明らかでない。

### 三、砂鉄川流域

東磐井郡川崎村、東山町、大東町等の二町一か村に跨る砂鉄川沿岸における灌漑用取水堰については、既に、述べる如くであるが、支川沖田川、猿沢川、更に、鳥海川等の沿岸等には、少なからざる谷底平野が発達している。

これ等の平坦地の多くは農耕地として開らかれるところであるが、灌漑用水は沢、谷水等を利用すると共に、多くの溜池による貯留水が使用されている。

殊に、田河津村（東山町）の如きは、村高田代四三貫六四四文のところに六三か所の灌漑用溜池を設け、全村溜池灌漑によっている。

同川流域における資料欠落が甚しく（一三か村中六か村分欠）、完璧を期することは不可能であるが、その傾向を知るものとして、概況を挙げれば、七か村内における溜池数は、一四九か所、同村高は田代計四三一貫二九五文であり、溜池灌漑分は一一貫五八九文で、約三六%が溜池に依存するところであり、地域経済に及ぼす影響は少なくないが、その沿革等は明らかでない。

### 四、大田代川流域

江刺市田原地内に発し、同市南部地区を西流して水沢市羽田町地先で北上川に入る。大田代川流域における灌漑用取水は、既に、述べる如くであるが、同地域は殆んど丘陵地帯であり、傾斜のゆるやかな、谷巾の廣い大田代、小田代川等の本支川沿岸には少なからざる耕地が開らかれるところである。

これ等、上流域の耕地に灌漑するところは殆んど溜池によつて行なわれるのである。

従つて、同地域における溜池は谷毎に設けられていると言ふとも過言ではなく、大田代村（江刺市）等四か村における溜池数は、一一五か所に及んでいる。

殊に、小田代村（江刺市）は、田代五五貫七〇〇文余りの小村であるが九四か所の溜池によつて灌漑されたところであり、全村の六〇%の耕地が溜池による灌漑である。

更に、大田代川全流域における大田代、小田代村並びに黒田助、鶯沢村（水沢市）等の四か村において、田代九八



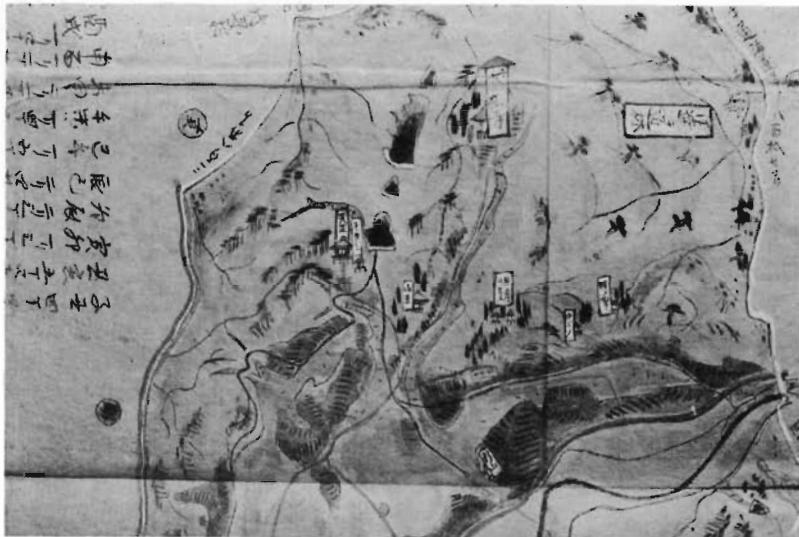
45 谷間の水田 江刺市田原

貢二三二文の水田が、溜池灌漑であり、四か村田代總計の一三%である。

### 五、人首川流域

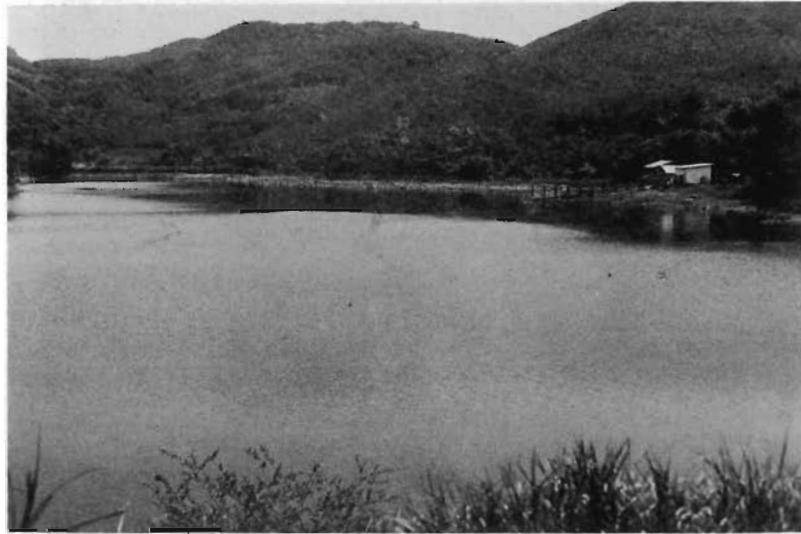
人首川は、江刺市地内中央部を西流し、更に、北上川沿岸平野を南流して、水沢市羽田町地内で北上川に入るところである。

同川より取水灌漑するところは、既に、別項において述べる如くであるが、同川流域は、殆んど、平原に近い丘陵地帯であり、傾斜の緩い、廣い谷あい等は耕地として拓らかれるところが多く、鹿又堰による灌漑地域以外の丘陵一帯は、溜池灌漑によるところが多い、殊に、人首川支川伊手川流域には溜池に依存するところが多く、原体村（江刺市）の四八か所、伊手村（同）における四五か所、更に、横瀬村（同）の三六か所等があり、同川流域における溜池は、河川灌漑に依存する二子町村、田谷村（江刺市）の二か村を除く一三か村において二九二一か所があり、耕地面積の約五一%が溜池灌漑によつて耕作されるところである。



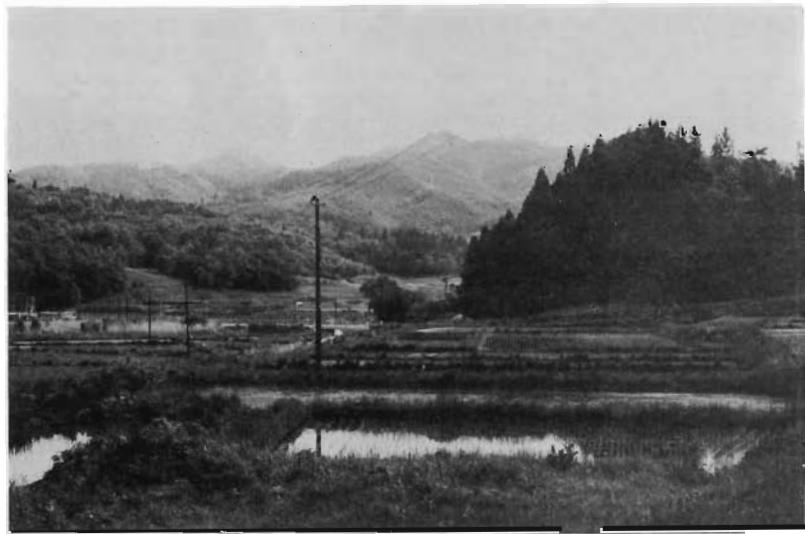
47 万松寺堤群古図

佐鳴藏



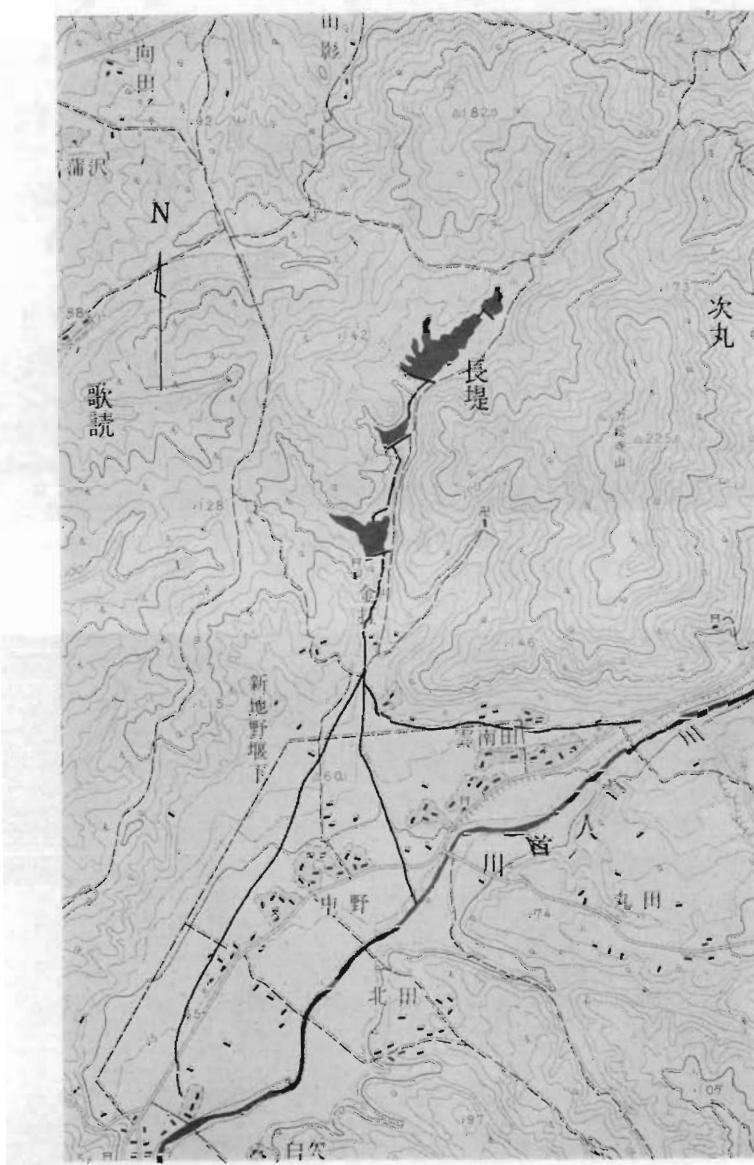
48 万松寺堤（長堤）

江刺市岩谷堂



46 人首川流域（上流地方）

江刺市伊手



第27図 万松寺堤群

江刺市岩谷堂町

しかし、これ等の溜池は初築年代等は言うに及ばず、修築等に関する記録は既に散逸し、伝承等も絶えて殆んど知るよしがない。

同流域における最大の溜池は、旧増沢村（江刺市）の万松寺堤群の内、長堤<sup>（つづみ）</sup>であろう。同堤（溜池）は同村字寺沢にあり、構造等の大要は次の如くである<sup>10)</sup>。

堤体延長	一五〇米余
堤高（最大）	約二五メートル
堤頂巾	五メートル
灌漑面積	約五〇〇余町歩

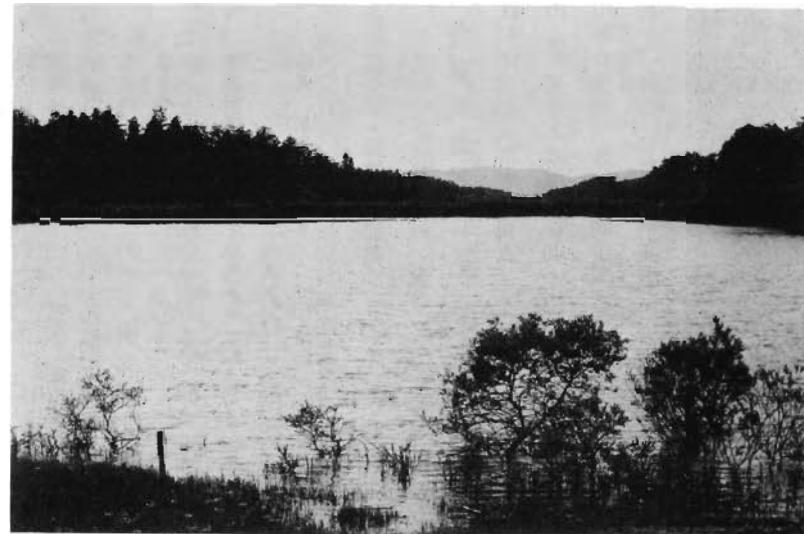
等であり、更に、開発年代の遅る溜池は旧浅井村（江刺市）の山居堤であろう。

浅井村は、陸奥国開拓期における田村麻呂将軍の蝦夷征伐に際し、同地方に蟠居する蝦夷の首領人首丸を追う、田村將軍の軍勢が経過あるいは屯営するところであり、人首丸征討の後、田村將軍によつて奉祀されたところの同村字智福毘沙門天は、蕃境守護としてまつられたところである。

従つて、浅井より奥地の程は明でないが、同地域等は、既に、開発されて居り、少なからざる住民の生活が営なまっていたのである。

しかし、同溜池の築造等にまつわる山居長者の伝説は、推定の域を出ないが、中世末期あるいは、近世初頭ではなまかろうか、年代等は明らかでないが、堤守の伝承は一〇余代に及んでいる。

同山居堤の現況等は次の如くである<sup>11)</sup>。



50 山居堤

江刺市藤里



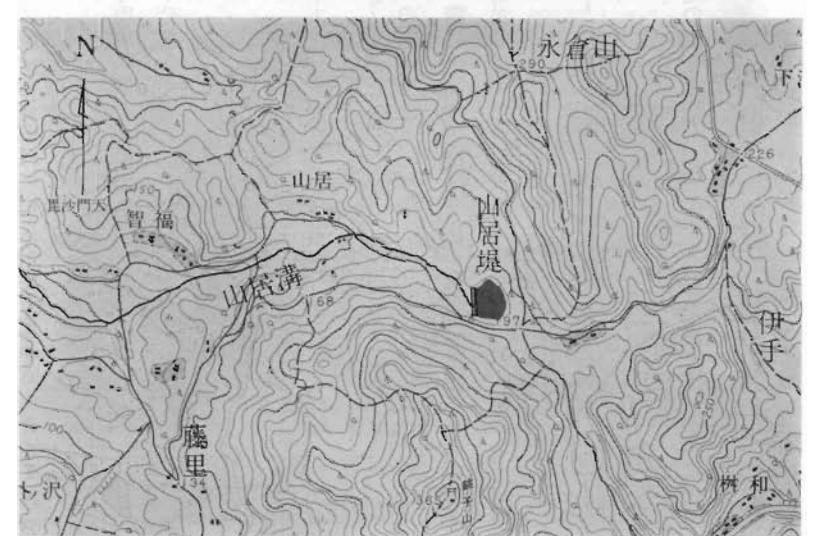
51 同上 灌溉地域

江刺市藤里



49 山居堤 古図

佐鳴藏



第28図 山居堤

江刺市藤里

堤体延長

約二〇〇米

堤高(最大)

一五米(堤頂標高一九五米程)

堤頂巾

五米

湛水面延長

約二〇〇米

湛水池巾

約一五〇米

灌漑面積

旧浅井村全域

現在浅井半山居地区のみ数一〇町歩

備考 水量に余猶多く、同字地内における開田が盛んである。

註 (イ) 現地調査記録

## 六、広瀬川流域

江刺市北部大半を流域とする広瀬川は、同市梁川地区金成山より発する本流及び北上市口内町物見山より来る上口内川等の支川が合し、同市愛宕地先で北上川に入るところであり、同川による河川灌漑については、既に述べるところあるが、河川灌漑の多くは下流域及び本、支川沿岸の平地に限定されるところであり、丘陵帶の幅広い谷間の耕地等には及ぶところでなく、その多くは大、小の溜池に

よって灌漑されるところである。

従つて、同川流域における溜池数は實に多く、流域村邑(近世代)二一か村中、二〇か村(河川灌漑に依存する高寺村を除き)において五三九か所(外二か村資料欠)の溜池があり、全流域耕地の四四%の地域に灌漑するところである。従つて、同流域においては、古くより小規模溜池に依存するの止むなかつたのである。

しかし、二、三か村にわたる入合溜池等は殆んど無く、規模の小さい溜池の多いことが同流域の特色とも言えるのであるう。

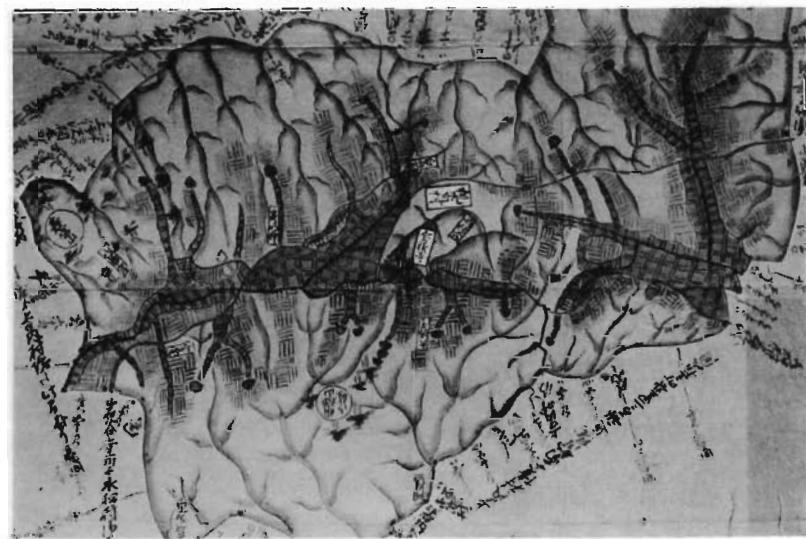
逆説かも知れぬが、同流域には、耕地として開発可能な丘陵、台地等が未だ少なからず取り残されているのである。これは、河川灌漑は、既に、限界に達し、更に、大規模溜池の構築適地に恵まれぬ自然環境が然らしめるところである。従つて、同流域においては、古くより小規模溜池に依存するの止むなかつたのである。

三照村(江刺市)後沢堤は湛水面延長六〇間(一〇八米)堤長五〇間(九〇米)であるが、同村の一本杉堤は湛水面延長一二間(二一米余)堤長八間(一四米余)等の甚だ小規模の溜池である。

更に、規模の小さい溜池には、個人所有等であろうか、甚十郎堤、五郎吉堤、太郎兵堤等人名を冠する堤が多数ある。この事も同流域溜池の特色と考えられるところである。

## 七、夏川流域

西磐井郡花泉町地内における南部、夏川流域に属する旧東永井村等五か村の灌漑用水は、礎田川等より取水することは、既に、述べる如くであるが、夏川支川等の上流部においては溜池によつて灌漑するところが多く、蝦島村(花



52 広瀬川流域溜池群 古図

佐鳴藏

（泉町）における二三ヵ所を始め、同流域五ヵ村に四四ヵ所の用水溜池が設けられ、五ヵ村々高田代の三三%に当る一六三貫文余の耕地に灌漑されるところである。

同地域における灌漑灌池の主なるものは(1)

蝦 島 村 (花泉町) 大沢堤溜高 一二貫二〇〇文  
下 油 田 村 (〃) 蒲沢堤 〃 八八二五〇〃  
上 油 田 村 (〃) 南沢堤 〃 八八七五〇〃

等  
也  
卷

更に、同流域における多くの溜池は、殆んど築造年代等の沿革は明らかでないが、下油田村の蒲沢堤は、天和三

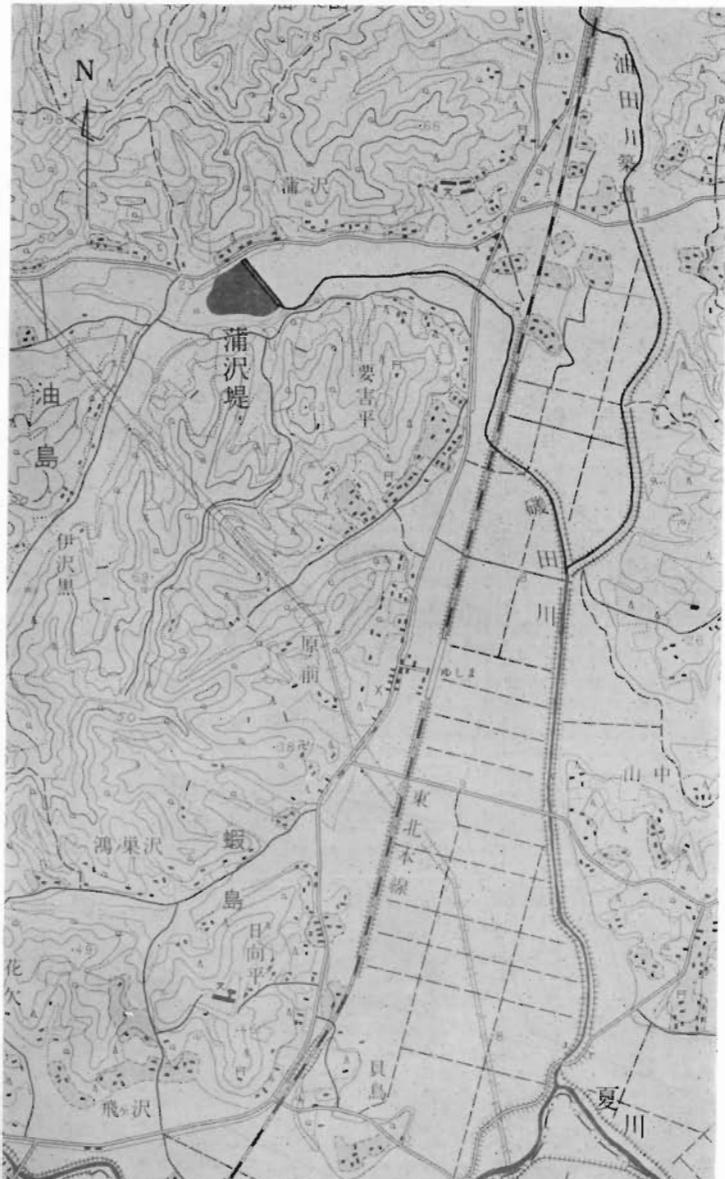
八、金流川流域

西磐井郡花泉町地内の中央部を、南東に走る金流川沿岸平野における灌漑用取水については、既に述べる如くであるが、同川の両岸丘陵地帯における耕地の多くは殆んど溜池による灌漑であり、涌津村（花泉町）を始めとし九か村における灌漑用溜池は七八か所に及んで、溜池に依存する耕地面積は九か村の村高約六〇〇貫文の六八%にも当るところである。

同地域における溜池の主なるものは(

奈良坂村（花泉町）大又沢堤溜高 一三貰三五〇文  
金沢村（〃）南沢堤溜高 二〇貫文

第29図 蒲沢堤 西磐井郡花泉町



峠 村（〃）藤田大堤溜高 一九貫三〇〇文

等である。

更に、これ等多くの溜池は築造年代等の沿革を明らかにするものは甚だ少く、涌津村における涌津原（原野地）の開発に関し、次の如くあり<sup>(1)</sup>。

萬治中（一、六五八～六〇）瀬上宗時、紫館主タリンガ池溝ヲ開キ農業ヲ奨ム、涌津原ヲ開墾シ國主ノ指揮ヲ請フテ、中村（花泉町）深井沢溜池ニ加入シ」云々  
とある。

深井沢溜池の工事費を涌津村が七割を負担し、貯水量の七割を取水している。従つて、金流川流域における溜池灌漑の多くは近世初期において盛んに施行されたことが推定されるのである。

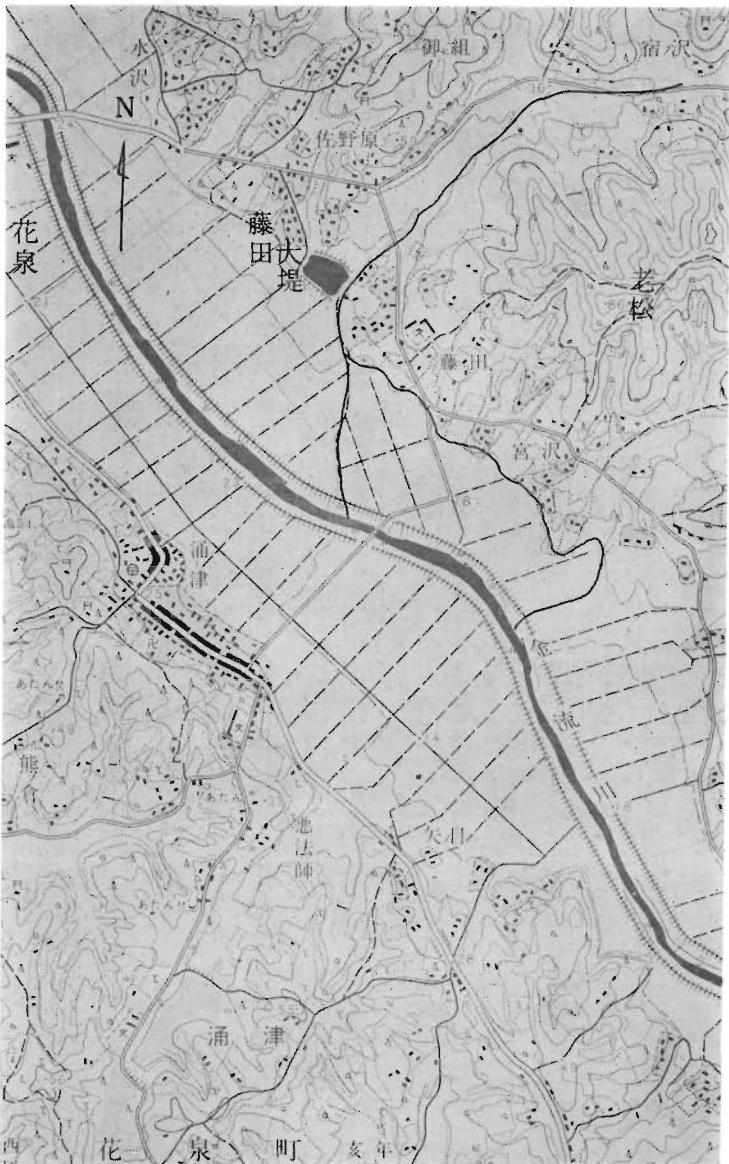
註 (1) 磐井郡元流郷村史

### 九、磐井川流域

磐井川は、一関市管下全域を流域とする河川であり、同川より取水する照井堰は、既に、述べる如く同流域の殆んどに灌漑し、影響するところは大きく、磐井川流域二〇か村（近世代）において、灌漑用溜池を必要とせず、その施設を有せざる村邑が旧作瀬村（一関市）等の五か村に達している。

他の狐禪寺村（一関市）等一五か村における溜池数は、実に、一四五か所にも及び、流域全耕地面積（作瀬村等五か村を含む）の約四〇%に当る田代約五七一貫文に灌漑するところである。

同流域における主なる溜池は<sup>(1)</sup>



第30図 藤田大堤

西磐井郡花泉町

中里村（一関市）沢田大堤溜高 六五貫六七五文  
猪岡村（〃）落合堤 二二一六八九文

等であり、其の他は殆んど溜高五貫文に達しない小規模のものである。

しかし、河川灌漑の及ばない地域における灌漑水源として最も重要な施設であり、当該地域における生産経済の根元をなすところである。

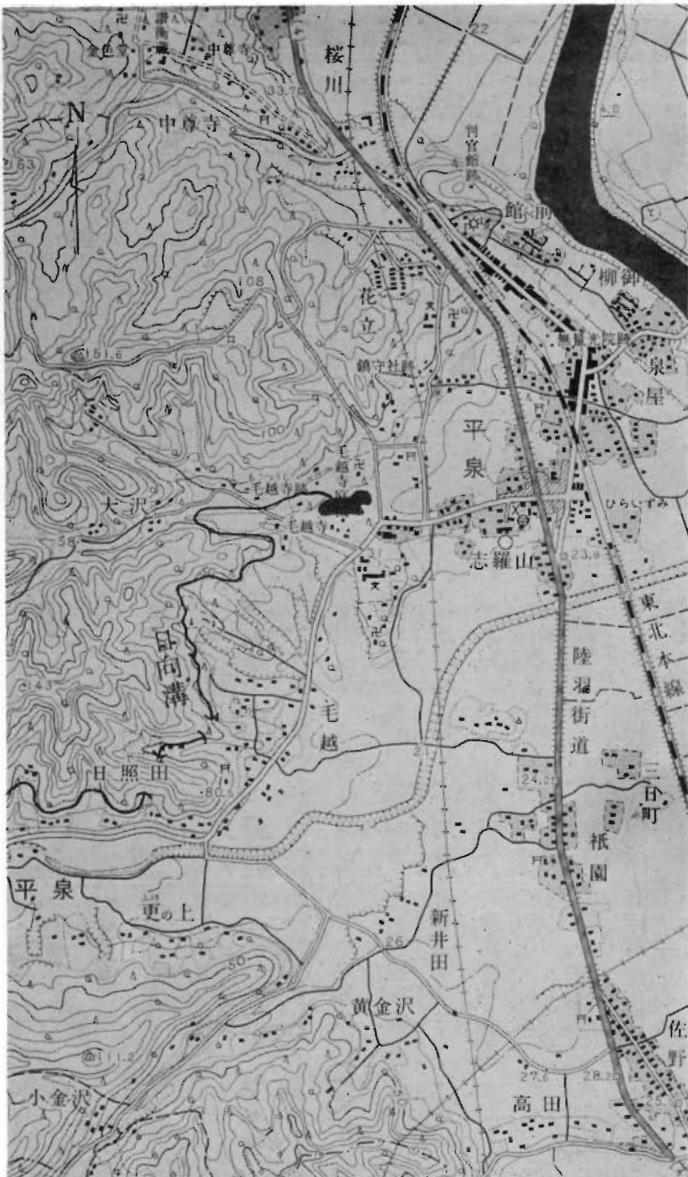
磐井川流域における溜池の場合にも亦、同じである。

### 一〇、太田川流域

太田川は、西磐井郡平泉町地内南部を東流する北上川右岸の小支川であり、磐井川より取水する照井堰の分流を入れ、更に、上水して、北方に導き字毛越、花立等を経て同館前方面に及び、字倉町、志羅山等に灌漑する北照井堰については、既に、述べる如くであるが、同堰の及ばぬ丘麓部の灌漑用として築造された用水溜池は下堤等四〇数ヶ所に及んでいる。更に、同堰により補水される溜池は、円隆寺池（大泉池）、弁天池、花立堤等の数ヶ所がある。

円隆寺池、円隆寺は、毛越寺一山の中心をなす寺院であり、池は、同円隆寺大金堂の前庭に造られた池泉であり、古記に見る大泉池である<sup>16)</sup>。

「大泉池 池形一心の二字なり、池の廣さ東西百三十間、南北八十間、中に一島を築き」云々



第31図 大 泉 池  
西磐井郡平泉町

(註) 東西百三十間(二三四米)  
南北八十間(一四四米)

西磐井郡平泉町

## 53 大 泉 池

とあるところであり、その築造は毛越寺の造営と共に行なわれたところであり、毛越寺は長治二年（一、一〇五）藤原清衡公によって建立されたところと言うが、二代目基衡公によって中興の工が起され、保元二年（一、一五三）三代目秀衡公によって完成されるところと伝えられる。従つて、大泉池は保元二年には既に完成されているのである。

同池は、南側、東側及び北側の一部が池を掘るため堀り上げた土を以って築堤されている。

堤防は、高さ二米内外で地盤高によつて一定するところではない、更に、堤頂幅は約五米程度であり、水面々積は約二町歩と称されるところである。

同池水は、太田川より同町達谷字髪石にて取水し、日向溝によつて円隆寺の西北、塔山の南西麓に導水するところである。

しかるに、平泉没落後、年久しき後、磐井川より取水す



る照井堰の分流を入れ、日向溝は更に花立方面に延長され北照井堰と称されるところとなり、大泉池は北照井堰より補水されると共に、同町字倉町等の耕地二〇余町歩に灌漑し、円隆寺池と称され用水溜池として、今尚、活用されるところであるが、大泉池は、平安朝様式を伝える淨土庭園として、国は、特別史跡、同名勝として指定し保護するところである。

## 註 (4) 平泉志

## 一、衣川流域

衣川流域の胆沢郡下衣川、上衣川両村（衣川村）等における灌漑用水は、別述の如く北又、南又の両川より取水する北大堰等によるところであるが、河水に依る灌漑堰の及ばない上流域、あるいは、山間部等の多くは溜池灌漑によるところである。

同流域における灌漑用溜池は、高保呂堤等一一か所に設けられている。これ等の溜池によつて灌漑される受益面積（溜高と称された）は草高にして三五貫九三四文<sup>田</sup>であり、両村における水田総面積の約一三%が溜池に依存し耕作されるところである。

同地域における溜池の主なるものは、高保呂堤であるが溜高は一貫六〇〇文余であり小規模のものが多い。これ等の溜池は、殆んど沿革を明らかにするものが多く、更に、記録等も失なわれ築造年代等も知るところでない。

## 一二、胆沢川流域

胆沢町焼石岳に発し、東流する胆沢川は水沢市、金ヶ崎町の間で北上川に入る、北上川屈指の大支川であり、同川より取水灌漑する寿庵堰等については、既に、別項で述べるところであるが、同堰等による河水灌漑の及ばない前沢

町の一部等には、溜池灌漑が行なわれている。

同流域中最も溜池灌漑の多く行なわれる地域は、寿庵堰の右岸、胆沢扇状地の扇頭部に近い地域を占める旧若柳村、小山村等上野等であり、宇上野地区の如きは四五か所の溜池がある。

同流域における上、下伊沢、二八か村（近世代）中溜池を備える村はわずかに四か村五郷であり、溜池灌漑面積は田代四、五四貫四九七文の多きに及んでいる。しかし、二八か村における全田代に比すれば、實に、6%にすぎないのである。

### 一三、宿内川流域

宿内川は金ヶ崎町西根地内駒岳より発し、東流して同町東裏で北上川に入る中小の支川である。同川による取水灌漑堰については、既に、述べるところであるが、更に、同川流域等に及ぼす灌漑用水源は、山麓部における溜池によるところも亦、少くない。

近世代における同川流域六か村七郷に灌漑する溜池数は六〇数か所にあり、その溜高は田代四八二貫六五六文にも及び、同流域田代總高の七七%にも達するところである。

しかし、その大半は千貫石堤によるところであり、これに次ぐ高吉堤（相去村六原郷）は溜高七四貫九七八文である。

千貫石堤は、宿内川の源流域駒ヶ岳の東麓<sup>字</sup>千貫石にあり、古記西根村の条等に次の如くある<sup>16)</sup>。

千貫石堤  
右當村並<sup>ニ</sup>當郡三ヶ尻、相去村端郷六原四ヶ村入合用水  
右溜高一百三十七貫五十九文

とあり、巨大な溜池である。

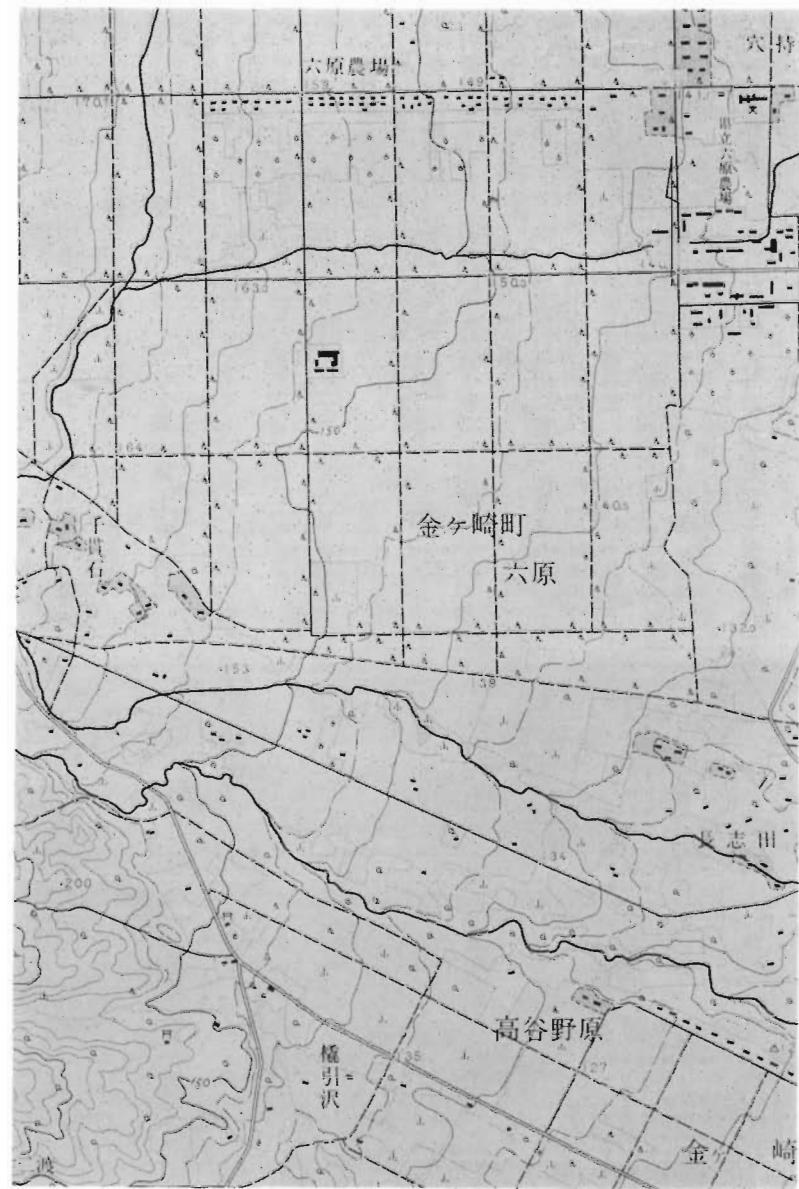
同溜池の築造は近世初期に遡るところで、その起原は天和二年（一、六八二）である。着工以来三か年の間は、毎年破堤、崩壩等の大害をこうむり築豊するところではなく、第四年目より工法を替え表裏共に石を積み盛土を施工し、七か年の才月を要し、ようやく、元禄四年（一、六九一）竣工すと云う。

その構造、規模等は次の如くである。

堤体構造	土堰堤
堤体延長	六八間（一二二米余）
堤高（最大）	一三〇尺（三九メートル）
堤敷	六〇間（一〇八メートル）
堤頂幅（駒踏）	五間（九メートル）
堤表石階	二七階（一階に付三・四尺上り）
底樋口（導水路）	穴山（生岩）六尺×六尺（トネル「岩石部」一・八×一・八四尺四寸（四尺四方の誤りか？）マーマーマー）
悪水除堰	堤の南脇 幅三間（五・四メートル）末の方（下流部）穴山
水面樋口（取水口）	四尺四寸（四尺四方の誤りか？）
幹線水路延長	五五、二九五間（九九、五三〇米余）
灌漑地域	胆沢川左岸（黒沢川流域を除く）より、和賀川



54 千貫石（遠望は駒岳）堤 胆沢郡金ヶ崎町



第32図 千貫石堤 胆沢郡金ヶ崎町



右岸（木郷川流域を除く）一帯（金ヶ崎町及び北上市相去等）

等である。

その後、六〇余年を経て、宝曆元年（一、七五二）底桶（木製桶管）の腐朽により大破し、下流域に被害を及ぼしている。

更に、安永六年（一、七七七）六月の豪雨によって再び大破するに至ったが、その後における修築、補強等の維持管理によつて一五〇余年間の長期にわたり西根四郷に供水し、水論、旱損等の災難もなく、地域住民はその恩恵に浴するところである。

昭和六年（一、九五一）同溜池の改築工事が県営干貫石農業水利改良事業として着工され、四か年の才月を以つて、同一〇年三月三一日竣工を告るところであるが、更に、同一五年（一、九四〇）六原模範農村部における開田に伴い、同農村部事業として堤高七米の笠揚工事が着工され、翌一六年一〇月これが完成されるところである。

## 〔二、南部領〕

古来南部領は、低温に因る冷害凶作の多く発生するところであり、山間、山麓地帯等における沢田、山田等においては沢水、谷水等の冷水灌漑を避けるため、小区域の水田（稲を植え付けない）に一旦水を溜め、水温を多少なりとも温めてから稻田に灌水する水口田灌漑等が多く行なわれたところである。

従つて、谷水を溜池に貯留し、更に、導水して灌漑する溜池灌漑は、古くより多くの地域において行なわれたこと



第33図 三郎堤 花巻市矢沢

は言うまでもなく、河水灌漑が盛んに行なわれるに至つた近世代においても、河水灌漑と共に溜池灌漑が行なわれているのである。従つて、南部領における灌漑用溜池は数百ヶ所にも及ぶことが推定されるのである。

しかるに、同南部藩の政策であろうか？、溜池数及び灌漑面積等の殆んどが記録されるところがない。従つて、個々の溜池についても何一つ明らかにするものはないが、古記に残るものは次の如くである。

三郎堤 花巻市矢沢  
大卷堤 紫波郡紫波町大卷  
上田堤 盛岡市田上田（高松一丁目）  
五郎沼 紫波郡紫波町南日詰  
等である。

### 一、幸田川流域三郎堤

北上川左支幸田川の上流部にあり、字幸田地区等の丘陵地帯より流出する湧水、陸水等を集め西流する幸田川の源流等を入れ貯留する大、小三つの溜池であり、その沿革は、旧南部藩における古記等に次の如くある<sup>18)</sup>。

## 三郎堤

城府南稗貫郡八幡県幸田村、相伝、往古泉三郎領此地一  
此地築ニ此堤、堤名ノ之云

(註) 城府 盛岡城

とあり

奥州藤原氏三代秀衡公の第三子泉三郎忠衡が、所領するところの矢沢地方開発のため築くところの溜池であり、その名称の出るところと伝承されているのである。

同溜池による灌漑地域は、北上川左岸における矢沢平野の字小松原、八幡等の広大なる地域にわたるところであるが、面積等の詳細については明らかでない。

## 二、大卷堤

北上川左岸星山、大卷等の平野の中央、北上山地の西麓にあり<sup>19</sup>

大卷堤  
城府南東紫波郡長岡県 堤中安ニ置辨天神一

初秋村中祭ノ之、周囲二三丁云々

とあり、大卷地区に灌漑する下溝の水源溜池である<sup>20</sup>。

下溝 大卷村辨天溜池ヨリ発シ、長拾九町、幅壹間三尺、

田五拾四町余歩ノ用水ニ供シ北上川ニ入ル。  
とあるところであつて純然たる用水溜池である。しかるに、同溜池及び同灌漑地域の開発等に関しては明らかでない。

## 三、上田堤

盛岡市街の北部、同市高松一丁目にあり、古書に次の如くあり<sup>21</sup>、

上田塘 城府東北上田県 上、中、下相豐有ニ三堤 其周囲ニ、四丁、淺深不レ 可レ 計諸鳥多集

とあるが、同堤の水源は市内黒石山、黒石野等より来る陸水、浸出水等の集るところであり、源流河川と見るべき河水はない。

同堤の築造は、三戸南部氏が北上川沿岸平野に進出し、盛岡城構築の頃において、築造するところと言うから、その初築年代は近世初期に遡るところであり、堤築造の目的は城下町一帯の排水であったから、副次的な灌漑等の利用は甚だ少く、時代が降るに従い同堤の目的に疑問を生じたのであろう。

上田堤 茶屋東裏

端堤、中堤、末堤とて三有、中堤最廣大にして湖水の如し(略)予、上田通御代官の節検査するに、此堤水、組丁裏、僅に水田三拾石計に溉ぐ外用水になる事なし、何等の為土功を起されしや証し、云々

(註) 予ニ著者星川吉寿が自分を指している。

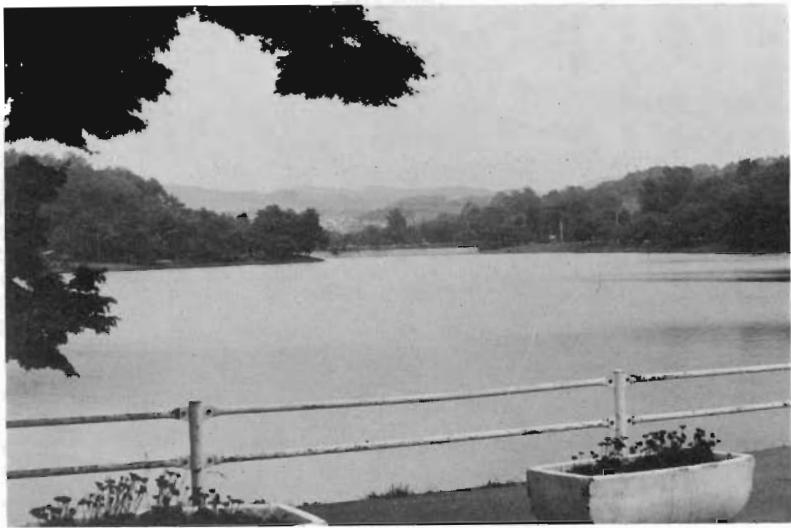
しかし、寛文二三年(一、六七三)における破堤による大惨事においても、ただちに復旧工事を施工し、維持されるところである。



第34図 大卷堤 紫波郡紫波町



第35図 上田堤 盛岡市高松一丁目



55 上田堤（高松池）

盛岡市

ちなみに、寛文一三年の慘事を古書によつて見れば、

（十三寧文）癸丑年月闌上田村ノ堤破壊シテ溺死五人、濫家十余軒云々

とある。

同堤による灌漑面積は盛岡市街の発展と共に年々減少するところであり、同堤の名称は現在高松池と改称され主目的とするところは忘れられ、第二次目的の灌漑もその要を失うところとなりつつある。

註 (1) 盛岡砂子

(2) 聞者遺事

#### 四、和賀川流域

和賀川流域の山地は、傾斜が急峻であり、谷がせまく耕地等の開発されるところは甚だ少く、耕地の殆んどは同沿岸に展開する沢内村、湯田、和賀町、北上市等における平野部であり、同地域に灌漑する奥寺堰等の河川灌漑については、既に述べる如くである。

ころであり、溜池灌漑は同地域の一部にすぎないのである。

同地域における主なる溜池は<sup>(1)</sup>。

黒沢町(北上市)姥沢堤、仁幸堤、助道堤  
 笹間村(花巻市)水神堂堤、土倉堤、内室堤、片子沢

藤根村(和賀町)三次郎堤  
 江釣子村(同上)糠塚堤、新平堤

飯豊村(花巻市)太田屋堤、藤沢堤、中村堤  
 二子村(北上市)沢藤ヶ沢堤、秋の子沢堤

等の一〇数か所であるが、その詳細については明らかでない。

註 (1) 昭和初期の調査による。同地方の記録による。

### 五、五郎沼

紫波町の南部南日詰地内一般国道四号に接し西側にあり同町北日詰地区等における陸水を入れ湛水し、同国道東側の耕地宇影沼等に灌漑するところであり、その沿革等は次の如く伝承されている<sup>(2)</sup>。



56 比爪五郎碑(伝)

紫波郡紫波町

#### 五郎沼

城府正南紫波郡在三日詰県、往昔藤原秀衡五男比爪五郎領ニ此地、故有ニ來由「名」之乎有レ鮒為ニ佳品

とある。しかし、築造については言及するところでない。更に、別書によれば

五郎沼 日詰村にあり、周六里許、沼の傍に比爪五郎墓所あり。しるしの碑あれど、年多経つものなれば文字きて今は惜に見えず、五郎沼といへるも、此碑のある故に然名付しや、云々

とある。従つて、奥州藤原氏時の築造と断定するものではないが、比爪五郎の墓所と称する所は同沼の堰堤における最重要地点であり、碑は供養のため建てられた板碑形式の石碑であり、碑面には次の如くある。

梵字  
□佛西頭  
六道迷道  
延文六丑八月四日

(註) 梵字は「バイ」であり、薬師如来を表す(種子)ところである。



第36図 五郎沼 紫波郡紫波町

## 第二章 農業 水利

(2) 延文六年は西紀一、三七一年であり、八月は康安元年で、北朝の年号を用いるものである。等であるが、同沼による灌漑面積等は記録するところが無く不明確である。

更に、同郡北上川右岸における灌漑用溜池は旧南伝法寺村の一ヵ所を始め、七五ヵ所に設けられている。しかし溜池の湛水面積、堤長、灌漑面積等の殆んどは明らかでない。

溜

註 (1) 安永風土記

仙台藩編

千葉繁樹氏資料

岩手県編

山形氏資料

岩手県編

河川調査書

日形村役場刊

陸奥話記

岩手県編

磐井郡元流郷村史

日形村史六考

母体文書

岩手県議会資料セントラル蔵

岩手県寺院一覧

岩手県統計年鑑

吾妻鑑

内務省仙台土木出張所刊

北上川流域調査書

岩手県編

続日本紀

岩手県議会資料セントラル蔵

日本文徳天皇実錄

岩手県議会資料セントラル蔵

邦内郷村志(南部藩)

岩手県管轄地誌

(7) (16) (17) (18) (19) (20)

岩手県管轄地誌

内務省仙台土木出張所刊

岩手県管轄地誌

岩手県議会資料セントラル蔵

河川総覽

東北地方建設局刊

鴻之巣館遺跡調査資料

岩手県

佐嶋文書 (18) (19) (20)

東北地方建設局刊

第三編

水

產

# 第一章 総 説

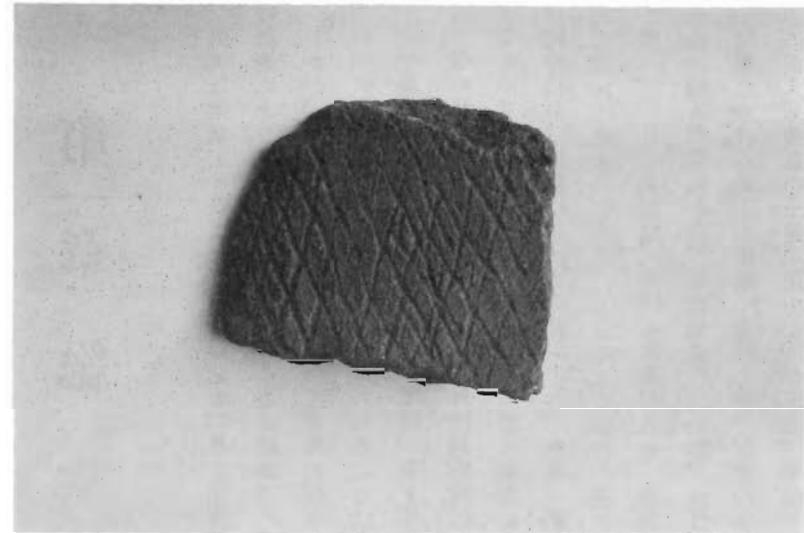
広大な地域と多岐にわたる地形をもつ北上川流域の山野において、人類が生活を始めたのは何日か？それは、最近の調査によつて旧石器時代に遡ることは確認されるところである。

しかし、これ等旧石器時代において魚漁が行なわれたか、否かは、未だ断定されるところではない。只、当時の食生活の資として狩猟及び魚漁が行なわれたことは推定されるところであるが。

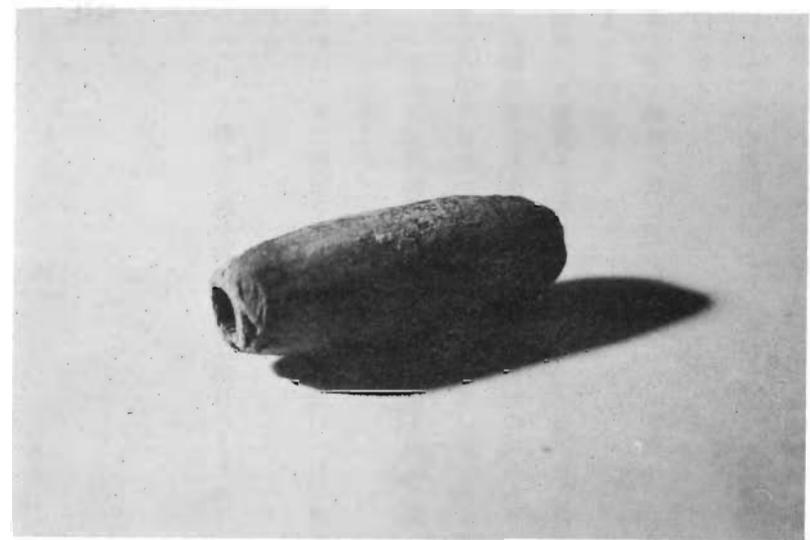
その後における新石器時代においては、北上川流域数一〇〇か所に及ぶ遺跡の中より数一〇個にも及ぶ石錘（足かた）等の漁具が発見されている。これは同時代における生活文化の中で魚漁が大きい位置を占めていたことを明かにするものである。従つて、同時代の魚漁は初期における刺突、釣針漁等から次第に網漁に転換したのであろう。それは同時代中、後期における遺跡中より、撚糸、網目紋等の土器片が多数混入し発見されるからである。これは、同時代において撚糸の完成と、これによる網漁の発生を明らかにするものである。

従つて、北上川流域における魚漁のうち、網漁は、その起原を遠く繩紋時代に遡ることは明らかであり。その後、魚漁は種々の変転を経、更に発達して土師、須江期に及んだのである。

同期における北上川流域の遺跡も亦、数百の多きに及んでいるが、その遺跡の中から、生活用具（土師、須江器）等に混入し多数の土錘（足かた）が出土、発見されているのである。しかも、これ等の土錘は、今時戦中における物



57 撫 紙 紋 土 器 片



58 土 錘 (新石器時代)

資不足の際、鉛・足・かたの代用として販売され、刺網等に広く使用された陶・製・足・かたに何等遜色のない整然としたものであり、同時代における魚漁文化を如実に物語ついているのである。従つて、北上川流域における網漁の起原は遠く繩紋時代に遡り、土師器時代には、既に、指網等は使用されることは明らかである。

(註) 戰中の陶製足かたは型製であり一見して区分される。

しかし、中世代における川漁の中心は築、簣留等であろう。次のものは北上川とは程遠い会津地方の資料であるが、中世後期における各河川における状勢として受けとめ然るべきものと考えられるものである<sup>10</sup>。

以前筋目に相任せ今般無之に奉公を成し候事、宜以是非無き次第に候、これに依て

一、沢口一年貢五斗文あけところ

一、こらし河の築これ宛置き候、向後に於て忠節を励むべき者也、よつて證件の如し

天文十六年

閏七月二十四日 稲宗 花押

支倉新右エ門殿

とある如く、知行地等と同様に築場が宛行されているのである。更に、北上川流域等における漁業の発達は、豊臣秀吉の国内統一が終り、経済文化の等の中心を大阪とし城下町を開き、流通経済を確立するに及び国内産業が著しい勃興を見るところとなり、これに伴い沿岸漁業が隆盛となり、更に内水漁業の発展が促された中世末期であろう。更に、江戸時代初期に至り沿岸漁場における各種漁網が一應出揃い且充実するに至り、北上川中・下流地方における魚漁は次第に大網等の大形漁業に転換され、近世二〇〇余年を経て明治新政代に継承されるに至つたのである。明治初期における漁獲方法を大別すれば次の如く区分される。

## 第一章 総 説

- (一) 網漁 大引網・小引網(居縫)、流網・テント網・投網・巻持網・鮭刺網鍵・追網・持網・叉手網・氷割
- (二) 鍵釣漁 鮎友釣・毛釣引・空釣引
- (三) 留漁 鮎留・鱈留・賀留・簾
- 四) 其他 筼・火ぶり

等である。しかし、場所、時代等を異にし名称に多少の相違がある。

(註) 消滅する漁法が一、三あるが殆んどの漁法が昭和初期まで行われている。

(二) こらし河 会津地方における河川名

# 第二章 近世代の魚漁

## 第一節 伊達領

### 一、漁 浦

近世における仙台領は、北上川左岸においては江刺郡下門岡村（北上市稻瀬町）及び和賀郡立花村（北上市立花町）界並びに、右岸における胆沢郡相去村（北上市相去町）及び和賀郡鬼柳村（北上市鬼柳町）界に及んでいるのであるが、同領内における鮭・鱈等の漁獲される漁浦は北上川沿岸殆んどの地域にわたることは藩主伊達政宗が黒印状を以て仰渡すところの川役によつても明らかである<sup>①</sup>。

寛永五年（一、六二八）一月二十八日

一、石ノ巻かみは金ヶ崎をきり引あみ、ながしの役可為如前く候ひと川引從當本被相止舟一艘に付而さけのうを五本宛  
可申付事

とある如く、河口石巻（宮城県石巻市）より上流、胆沢郡金ヶ崎（岩手県胆沢郡金ヶ崎町）までの全流域としているのである。

(註) 寛永五年には北上川下流部における新北上川の開削工事が完成し、同川の河口は旧来の追波湾から石巻に変更されて

(二) 寛永五年には伊達・南部両藩の境界が確立していない、

いる。

同書における地域の表示に「金ヶ崎をぎり」とあるが西根村（金ヶ崎町）以遠の三ヶ尻・相去等を除外するものではなく、これ等の地区を含む広い意味での金ヶ崎であって、領内における北上川の上流端を称したのである。従つて、領内の北上川沿岸一帯の地域は至る所好漁場であったのである。

殊に、北上川下流部における鹿又、和淵間（宮城県）等は最も良き鮭漁場であり、仙台藩の御留川（直轄漁場）として藩府の管理下にあるところである。

御留川は同所以外の本支川等にもあり、各々の御留川には「川守」が置かれている。

江刺郡増沢村（江刺市岩谷堂）百姓平五郎は人首川における川守を次の如く仰付られている。

増沢村御百姓平五郎

右之者此度御吟味之上御自身御留川通メリ被仰付候矣未獵無之様相勤候首尾可在之候尤、次丸村共々メリ被仰付事に候此旨共々首尾可在之候以上

丑ノ九月（文化一四年（一、八一七））

伊 大右エ門

（註） 次丸村 江刺市玉里字次丸

とある。

御留川は漁場と共に淡水魚類の保護繁殖等のために設けられる所もあり、人首川の場合は後者に属するところであろう。更に、奥四郡（東・西磐井・胆沢・江刺郡）にわたる北上川沿岸の内、同川の右岸下河原村（水沢市佐倉河町

下河原）跡呂井村（同上字跡呂井）地先は水沢館に居住するところの伊達駿河守が次の如く有料で自山することを許されているところの御受川である<sup>(2)</sup>。

上粗沢郡下河原村

一、北上川

先年ハ西、当村東ハ江刺郡田谷片瀬片川ニ御座候處五年  
川様相替當村丸川ニ罷成川向當村分野谷起相出當時論所ニ  
御座候但川徵ハ只今共ニ片瀬片川ニ仕候當時ハ伊達駿河様  
御受川被成置御役本代三百九拾四文被相納候事

とあり、又

同郡八幡村（水沢市佐倉河町八幡）地先に属する北上川は金ヶ崎館に居住する大町将監の御受川として次の如く上納の上自由されるところである<sup>(2)</sup>。

上伊沢郡八幡村

一、北上川

西ハ當郡東ハ江刺郡高寺村片瀬片川ニ御座候處當村分ハ大  
町將監様御請川ニ被成置本代百拾文宛被相納候事、

とあり、更に、西根村、三ヶ尻村（金ヶ崎町）相去村（北上市）等三か村地先に属する北上川は同大町将監の知行地と共に



59 川守文書(辞令)

菊地(省)文書

拝領せるところであり川猶等は大町氏の自由裁量によつて行なわれたところである(4)。

上胆沢郡西根村

居館下北ヨリ南へ引通シ当郡三ヶ尻村境ヨリ同八幡村境迄片瀬片川正保年中將監祖父大町備前宣賴代ヨリ自由罷成候事

二九四

当村分は金ヶ崎士

とある。更に、同郡相去村の条に、

右<sup>シ</sup>村分大<sup>町</sup>持監様御拝領川に而御自由被成置候事

しかし、局部的に

は鮭・鱈・鮎等を始めとする淡水産魚類の漁浦として一般庶民の漁場設定（漁業権）が許されるところである。

蕃政寺代二

及び地先漁村水面取得者によつて行なわれる占有漁場（御請川等）並びに沿岸村邑地先における漁浦の入合漁場（漁業組合等）等であるが北上川流域においては開拓漁場を除く三様の漁場が設定され、これによつて漁獲が行なわれてゐる。しかし、漁場の設定及び取得は前項にも述べる如く「片瀬片川」の制によつて行なわれてゐるのである。

片瀬片川の制は藩政初期（寛永年間）における検地に初まり郡村界等は、殆んど山嶺、河川等を以て境界としているのである。従つて北上川、沿岸における郡村界は北上川の流心を以て境界としているのである<sup>(2)</sup>。

一、七上川

但、東八当村西八流日形村片瀬片川

胆沢郡姉体村

西八当村東八江刺郡田茂山村、鶯沢村、黒石村片瀬片川

等とある如くであり、漁場願出等においても亦片瀬片川の制によつて行なわれ、許可するところも亦これに従つてい

一、深谷、和潤村、明野場並玉造川落合より北上川通り片瀬片川村付の處御役上納を以小魚漁櫻生高須賀村小金袋境まで壹ヶ年右明野場役代式百五拾文川役一ヶ所壹切を以当年より末三ヶ年武田左介へ自由被成下旨御下知

左岸桃生郡高須賀村等は相対する村邑でありながら「北上川通り片瀬片川村付の處」とし、片瀬片川の制を堅持しているのである。

野場川役

明和八年（一、七七一）五月

一、野場川役御郡司衆へ相達候已後にも入札申出候はゞ披見先入札より高札に候はゞ其品々可ニ相違一由被ニ仰渡一  
 （註）野場川役 農地以外の土地、河川等の使用権者に課せられる租税

とあり、入札を行ない高値の者に落札するのは当然のことである。

入札価格については河川の状況、瀬付の魚種、漁獲量等及び地域における市場価格の相違により一定し難きため、その地域を所管する郡司、代官等の才量によつて適宜決定し然るべきこと、定められている<sup>(3)</sup>。

文化五年（一、八〇五）八月

一、鮭鯛鮎役何ヶ所何カ文と被召上義は年々入札等を以被召上不同に付可被相定置様無之御郡司極を以て可被召上旨御定とある。

しかし、漁場希望者が複数の場合は入札によることは前述の如くであるが、更に、競願者の社会的地位、資産状況等が落札決定上考慮すべきことが仰出されているのである<sup>(3)</sup>。

明和八年五月

一、川役望入札の義も明野同然御知行付無之者高札の節は御知行付へ取合其通にて望候はゞ御知行付へ可相渡且又御知行付の者一人三人も入札有之時は御知行高多き者へ可相渡右の通無之候得ば所持領者自由難成獻上物等に指支候間野場入札同様首尾可仕由被仰渡

と落札者（漁場取得者）の順位を指示しているのは川役上納の完璧を期するのみならず御知行付の者の献上鮭鮎等の取得を容易ならしめる知行者保護策の一端であろう。

（註）御知行付の者 伊達家より与えられた知行地先に漁場を持つもの及び、先の漁場知行地近辺に漁場を有するもの、例、金ヶ崎大町氏、水沢伊達氏等がこれである。

又、入札時における知行者優遇と同じことが藩務の末端にある地方役人の場合にも摘要されている。

化政期における北上川上川の川肝入兵右工門には次の如き許可が与えられているのである<sup>(4)</sup>。

下門岡より黒石村東山境迄北上川片瀬片川の内御自由御川を分右之通□

御川肝入 兵右工門

文化十一年（一、八一四）二月

佐藤基右工門

茂木 久兵工

石井又右工門

とあり之は、特定人に対する特別の措置であつて、他にその類例を見ない所であるが此の場合も亦片瀬片川を原則としているのである。

更に、沿岸村邑における地先漁村においては地域住民による入会漁場が設定され丸太魚、くき、はや、たなご、鰻鮎、鮭等を始め河蟹等の魚漁が行なわれている。

北上川における魚漁は融雪水の流れ去つた新緑の頃に始まり、産卵のため遡上する丸太魚、くき、はや、たなご、鰻鮎、舟等より投網を投げ入れ捕獲するが、初夏と共に始まるはや、たなご等は漁師が河水に浸りながら装置する指網（定置網）を用い、鮎は細い糸をもつて作る指網、鮎網、さで網等の網類及びガラ掛、友釣、その他の釣針類をもつて漁を行い、深みに生棲する鰻は主として割竹で造つた笱が用いられている。笱を使用して漁するものとして蟹漁がある。蟹の捕獲は流れの早い浅瀬に漏斗状の網を据えその末端に径一尺（三〇厘米）長五尺（一・五メートル）程の篠竹等をもつて作る笱を結び置き、夜陰に流れを下るところを捕獲する。秋冷の頃行なわれる鮭、鱈等の漁獲は古くより大引

網、小引網、流し網、居縄等殆んど網漁によつてゐるのであるが、江刺、東磐井郡等の一部においては鉤漁と称される特殊形態の鉤を使用する漁獲方法等も行なわれたところである。

落葉が河底深く流るる頃、鮭の終漁と共に、県南地方における魚漁のすべては終りを告るのであるが、暮近く雪まじりの朔北の風が吹き荒れ、河の入江等に氷が張りつめる頃水の下に群り越冬する小魚を獲る氷割漁が行なわれる。この漁は営利が目的といふよりも、冬期間における沿岸住民の娯楽として行なわれたのである。

### 三、川 役

漁場の取得は前項に述べる如く地先漁村の住民又は沿岸地頭等が入札によつて取得するところであるが、これ等の漁場は更に、漁獲魚類の種別及び漁獲の方法等によつて各々川役が課せられるのである。従つて、川役は漁業經營者に対し課せるところの租税であり、御郡方御用留に次の如く定められている<sup>(6)</sup>。

一、大引網舟	鮭貳拾五本
一、小引網舟	〃 貳拾本
一、流舟(流舟漁)	〃 八本
一、居縄舟	四本
一、巻持堀ヶ所	〃 壱本

等の定めである。

川役の上納は原則として金納を認めない建前であり、すべて物納であるが、鮭一本の価値を次の如く定め課税の基準としている<sup>(6)</sup>。

一、川役 鮭 壱本	本代三拾文
-----------	-------

一、〃 鮭 壱本	本代拾五文
----------	-------

但鱈は鮭の替り川貳本づゝ也

としている。しかし、鮭等淡水産魚類の一般需要が多く市価は川役本代より高く金納は漁民にとって有利であったから物納するものが少く、仙台藩は次の如き申渡を行つてゐる<sup>(8)</sup>。

享保二十年(一、七三五)五月

一、在々より相納候役鳥<sup>並</sup>鮭等金代にて相納不申魚鳥にて相納候様首尾可申候漁候ても自分勝手を以て商売仕金代を以て被召上候者杯数多有之様に候間急度申渡候事

とある。

その後時代の進展と共に物価の変動に依るものであろう川役の上納をやむなく金納を以て行う場合の税額を今代(時価)による事が定められている。

文政三年(一、八二〇)八月における今代は次の如く定められている<sup>(8)</sup>。

一、川役 鮭 壱本ニ付、本代參拾文	此今代百五拾文
一、川役 鮭 壱本ニ付、本代拾五文	此今代七拾五文

とある。

(註) 此算定によつて大引網の川役を金額に換算すれば三ノ四百五拾文となり、農地三ノ四町歩耕作する農家の上納に匹敵する

文化年間磐井川の漁場に七五〇拾文の川役が仙台藩より課せられている。磐井川における漁労は何んであつたか不

明であるが今代にして鮭五本分の金額であり漁浦は磐井川左岸における川役である。

同二年（一、八一五）北上川右岸江刺郡三照村における川役は次の如くである<sup>(1)</sup>。

## 大綱

## 指綱

一、鮭一九本 善藏 一、鮭八本 丈吉

一、ク七本 弥兵エ 一、ク壱本 萩市

外八名

## ながし 計五拾壱本

一、鮭 六本 又左エ門 一、鰯六本 辰之助

一、ク 式本 古郎治 一、鮭百足 正吉

一、ク五拾足 伸藏

等である。御郡方御用留に比し甚だ少ない、事情は明らかでないが文化三年野場川役の但書「御郡可極を以て見届可申事」による減納、又は不足分の金納が考えられる。

文化年間における下川原町検断文書（断翰）によれば次の如く鮭が市販されているのである<sup>(2)</sup>。

買納鮭松代之義昨晩も品々申候候に付仰越承知いたし候○閑に相出候故市間中分置候様先々江相伝可申候朔日朝迄には無相違私方致度候、尤来月十日御婚礼に付甚御着も相入事に候朔日迄には又以指出以上も買納致事に候。

とあり、鮭の需要は依然として多かつたことは明らかである。従つて物納に替る金納が多く行なわれたのである。仙台藩が公然と金納を認めたのは、漁場普請等で休漁の場合又は不漁年等に因る止むを得ざる場合に限り、特別の処置として行ったのである<sup>(3)</sup>。

嘉永七年（一、八五四）八月の条に

一、御領分中鮭川役不漁に付魚納及びかね金納被成下候  
義は改めて不及吟味其内にも事実不漁に付魚納及兼候  
分は御郡一統當分年々御仕込方市中御買上値段の義は  
御看守所に前以吟味相達候上金納被成下候由御下知  
とあるがその原因は同元年以来累年の荒天洪水等により河道の荒廢が甚だしく、清冷の水を好む遡河性の鮭、鱈等の不漁年となつたのである。安永年間北上川左岸江刺郡沿岸地先漁村における川役は次の如くである<sup>(4)</sup>。

下門岡村（北上市稻瀬）

鮭 二五本 鮎 壱本 鮎 百疋

三照村（江刺市稻瀬）

鮭 六九本 鮎 壱本 鮎 二百疋

高寺村（江刺市愛宕）

鮭 二八本 鮎 五拾疋

田谷村（同市同）

鮭 一本

田茂山村（水沢市羽田）

鮭 五本 鮎 六百疋

黒石村（同市黒石）

鮭 四百疋

等の多量に及んでいる。



この外小判紙と称し御役錢老歩（二五錢）を上納する雜魚漁師が多数あり、その一例に過ぎないが文化一二年における三照村の小漁師は五九名に及んでいる。

（註）安永四年（一、七七五）における三照村戸数一二三人である。

#### 四、漁 船

仙台領における魚漁の殆んどは網漁であり、その作業は水深の深浅を問わず行なわれるのが常である。従つて、漁獲のためには、かつこ舟と称される小舟が用いられている。県南四郡北上沿岸村邑住民によつて所有されたところのかつこ舟は次の如くである<sup>(2)</sup>。

	か つ こ 船	
	御役船（有税）	無役船（無税）
西磐井郡	五五	九九
東磐井郡	一四	一一四
胆沢郡	四六	九二
江刺郡		三六
計	一五六	三四一

以上の如く租税を上納する舟が一五六艘あり、その殆んどは魚漁を業とする者の所有であり無税の三四一艘は農家の所有に属し耕地先の通い舟である。

しかし、農繁期を除けば農船の多くは魚漁に流用されるところであったから實際川漁のため運用された数は四〇〇艘を下るところではなかろう。

これ等のかつこ舟の建造、修繕等に際し使用される木材は、政宗の黒印状によつて次の如く特別に処理されているのである<sup>(3)</sup>。

寛永五年鮭のうを役之次第

一、新舟の材木、吉舟つくりの材木其所近所雜木次第にきらせ候而其ところところの庄屋肝煎<sup>ニ</sup>數をとめ切手を可相渡

事  
と所要の木材等は手近な所で伐採出来る様申し渡し、作場通舟、狩漁船等を確保し興産の実を揚げる為の特に優遇処置が講じられているのである。

天明五年（一、七八五）母体村（前沢町生母）金七が漁船造立に当り次の如く願い出している<sup>(4)</sup>。

母体村獵師水上御役与

金 七

一、鮭舟表艘

右之通金七分御役代上納三沢若狭様御拝領川之内御役鮭鱈上納滞無獵龍在候処鱈獵時第三罷成申候間御印被付御免贋仕度願申出候間如願御印被付御免被成下度奉存候御役之義ハ拙者手前ニ而急度□ニ付仕紛無之様可仕候如願被成下度奉存候以上猥り無之様

千著幸作

天明五年

二月十九日

熊 甚助様

と、鱈の漁期を逸せず同鱈漁を行うため至急許可の御印を御願いしたいとしている。漁船に限らず無税の農舟においても新規造立の場合には許可及び登録の標示として船体に焼印を打つのが通例である。

更に、古損の舟はその儘放置又は勝手に処理する事は許されず必ず藩庁の定める代官等の承認を得なければこれを

処分することは出来ないのである。

母体村（前沢町生母）文右エ門の所有する作場通かつこ舟が古損し使用に堪えざるに至ったが文右エ門は財政上の理由から代替が不可能であり、やむを得ず廢舟を組頭、村肝入連名で大肝入経由東山代官所へ次の如く願い出している<sup>(5)</sup>。

### 乍恐口上書被以廢舟願申上候御事

母体村舟主

文左衛門

### 一、かつこ舟廢船

但作場通無御役

右之通かつこ舟兼而取持罷在申候處至而古損シ相用可申様無御座候得共右文左衛門儀連々困窮仕作替可仕様無御座候間廢舟  
ニ被成下度如斯奉願候以上

右ノ 文左衛門

組頭 名兵衛

天明四年（一、七八四）四月

同村坂肝入 及川幸之助

### 大肝入

鳥畠新太夫殿

右之通願申出候間如願廢舟被成下度如斯申上候以上

大肝入

鳥畠新太夫 印

同年同月

母体文書

九左衛門様印

とある。

作場通の御役無し（課税外）かつこ舟でさえ此の如く嚴重な手続を経てようやく廃止されているのである。

従つて、御役舟（有税）の漁舟等の廃止は容易に行なわれるところでなく代船の建造によつて新旧交替の方法が講じられるのである。以上の如く新旧交替の場合船役（税金）は次の定めの如く同年は旧船の船役を徵しているが翌一年は新船の税金を免除している<sup>(6)</sup>。

一、船古立作替其年之御役被召上、翌年新船御役免  
と定めているのである。

以上の如く、木材の使用、税金の免除（造替翌年）等の優遇措置は領民の生活安定と藩勢確保の一助とするところであろう。

漁船等の御役金は藩制によれば次の如く本代（基準金額）五〇文と定められている<sup>(6)</sup>。

同年四月

とあり又、安永期における書上によれば次の如くである<sup>(2)</sup>。

#### 狐禪寺村

##### 一、漁舟

右小漁舟二付、老艘二付御役代本代五拾文宛上納仕候事

##### 一、漁舟拾老艘

右ハ鮭、鱈流網舟ニ付鮭老本、本代三拾文宛鮭老本本代拾五文宛上納仕候事

等とあり、總て本代を書上げている、しかし、實際の上納額は今代によつているのである。

天明五年母体村金七は新船造替に當り、年七分（一貫六〇〇文）の御役金上納を条件としている。年七分の御役金は本代の三倍以上の高額である。しかし、金七は例外的な御役金を約束することはあり得ないのであるから、当時の今代によつて願出たのであろう。従つて、北上川（仙台領）沿岸漁師等の所有に係る一五〇余艘の漁舟に課せられた御役金は決して少いものではない。

## 第二節 南部領

### 一、漁浦

南部領に於ける北上川の漁浦は仙台領との境鬼柳・立花村（北上市鬼柳・立花町）等を下流端とし同水系本支川（松川を除く）源流域に至る殆んどの地域に及んでいる。

奥々風土記によれば「稗貫、和賀の二郡の辺、此川に築を打つて鮭魚をとる甚佳魚なり」とし、又、盛岡砂子は新

築地土手堤下にて漁する美濃鮭、及川鱈は殊に美味にして名産なり。と言うが如く至る所にありその種類も亦、下流仙台領と異ならず更に、いわな、やまめ等の上流域特有のもの等もあり、捕獲は殆んど築が多く用いられている。邦内郷村志に和賀郡立花村（北上市立花町）附近の漁浦につき次の如く記している。

岸邊民戸數百川上有築鮭魚漁也最佳者東隔川立花村有閑所。即仙台、岩谷堂往還也

とある。

南部領は下流仙台領と異り河巾が狭く、且急流であり、更に、河床に岩石等が蟠居するところ多く網の使用が困難の所が多いため鮭、鱈、鮎等の漁は奥々風土記等の旧記にも見る如く和賀、稗貫等においても殆んど築をもつて漁獲している。従つて、上流域及び支川等においては築によつているのである。河状の比較的良好と見られる南部領最下流の黒沢尻（北上市黒沢尻）においてすら築によつて鮭漁が行なわれているのである。彼の有名な菅江真澄が、その遊覧記の中で次の様に見聞するところを書き記している。  
(十)  
(主)神無月の一日（天明五年）晴たれば黒沢尻をいづ、あるじもいでそのあたりまでとて、ふたたび政任（安倍正任）のうしの館あと近く送り来りけるにかいやる

冬きぬと身にも時雨の露そめぬわかるる袖をしてはしてしばしその毫をこひてあるし

今朝そしる手をわかつとき日のさむみ  
とかいていか、あらんと見せつけるに

袖にきのふの露水るなり

といひて別れぬれば、北上川を舟にてさし渡し行かんと、やなかけて鮭とる人々、水の辺にゐならふかいもさむけに河風吹きぬ」

とあり、舟で渡った所橋が村（北上市立花町）であり、寺坂を越えて門岡村（仙台領江刺郡門岡村現在の北上市稻瀬町門岡）へ行つてゐるのであるから確實に南部領内の事である。南部領内における鮭漁は下流仙台領と同じく秋分の頃に始まりて一月中旬に終るのである。

しかし、永年川漁に従事した漁師の言によれば早生と称する小形の鮭が八月下旬九月初め頃漁獲があるとのことであるが、南部藩は徳川家に夏鮭を贈ることを恒例としている。そのため初鮭の献上者には褒美を与えていふ。

寛文十三年（一、六七三）七月二十四日

一、初鮭マサニ 壱尺ヒヂリ かハ立花村留取上ル 今日未刻差マダ 則江戸ハ 上ル 取候者之名ハ 不申來褒賞米三駄被下マダ 証人花由事ハナヨシ に添置マダ 之アリ とある。

漁獲は北上市立花地内の築であり盛岡城では早速未刻（午後二時）江戸へ発送している。（早馬であるう）漁獲する者の名は申出されていない（数人共同の漁であるう）が褒美として米三駄（一二〇貫目）が与えられている。

これは七月も末日近く初鮭が非常に待たれていた時のことであり、特に破格の褒美が出されたのであるう。

又、初鮭として珍重され七月（太陽暦八月下旬、九月上旬）に江戸幕府に献納されたところの鮭は次の如く小形のものである。

延宝三年（一、六七五）七月七日

一、鮭一尺下、市川助次郎取上二番鮭ニ 被成江戸ハ 被上ル 候マタタク  
とあり、体長はわづかに三〇釐以下のものである。此の場合に限らず初鮭として晚夏の候に漁獲する鮭は古老の言う如く早生等と称される期節以外のものであり、小形が通例である。

しかし、例年の如く晚夏の候において夏鮭が漁獲されていることは、北上川における鮭が如何に多く棲息していたかを知らされるものである。

従つて、これ等の川漁を行う築は各所に設けられた事はいうまでもなく、蛇ノ島の築は藩直轄の、いわゆる御用築として零石通り住民によつて修築が義務づけられていたのであるが寛文一二年次の如く仰渡されている。

八月二十五日

零石御代官マサニ 被仰渡候事（抜）

一、蛇ノ島御築普請重而ハ被仰付間敷事

とある。

蛇ノ島は盛岡市の北郊下厨川地内にある北上川の中島であり、同仰渡によつて蛇ノ島の築における維持修繕等の普請が免除されるに至つたというのが本筋であるが此處でも築が用いられていたことは明らかである。

従つて、南部領内における川漁の多くは築に依つて行なわれたといつても過言ではない。

## 二、漁場

南部氏は鎌倉初期において、源頼朝より糠部五郡（青森県三戸市等）を与えられ三戸城にあり次第にその勢力を伸ばし中世末期には岩手、閉伊郡等をもその治下に属せしめ、更に、天正一九年（一、五九一）八月豊大閣より和賀、

稗貫、紫波等の三郡を給わり、寛永一〇年（一、六三三）盛岡城を本城と定め三戸より侍や町人等を移し城下町盛岡を開町している。南部氏が北上川等の新領地における淡水魚漁制度を確立するに至ったのは此の頃であろう。

しかし、記録等は既に散逸し見るべき資料がなく明らかではないが中世末以来の慣行によつたのであらう南部藩政初期慶長年間における閉伊川瀬役に徴すれば次の如くである。

## 黒田二ツ留より上瀬御役之事

一、壺瀬 御役鮭	四拾五	田鎖 雅樂助
一、壺瀬 御役鮭	四拾五	同 台所
一、壺瀬 御役鮭	三拾	隼人
一、壺端指御役鮭	六ツ	同 大乘院
一、壺瀬 御役鮭	武拾	腹帶 余三郎
一、壺瀬 御役鮭	武拾參	弥宣
一、壺瀬 御役鮭	三拾	田鎖 起中
一、壺瀬 御役鮭	拾八	安藤 ふつこ 次郎
一、壺瀬 御役鮭	拾八	田鎖 彦兵エ
一、壺瀬 御役鮭	拾八	茂市 宮内少
一、壺瀬 御役鮭	拾八	老木 喜助
一、武端指御役鮭	拾八	同 築前
一、壺瀬 御役鮭	武拾	老木 弥左エ門
一、壺瀬 御役鮭	拾八	同 おつこ

一、壺瀬 御役鮭 拾三 同 良寛  
右之通能いニてわたくし共ニ上申候也  
慶長十七年（一、六二二）十月 御印

獣師共

臺目田銀左門文書

とある。

これ等の漁場は特定地区以外の殆んどは摠り、入札等によつて取得し課役（租税）を上納（物納）しているのである。

以上は閉伊川の例であるが北上川流域においても瀬主がその漁獲量に比例して上納（物納）する一瀬毎課役であることに変りがない。特定地区には漁期毎に川奉行を仰付け管理及び魚漁を行つてゐる。

延宝二年（一、六七四）四月七日

所々川奉行申付之覚  
一、北上川夕顔瀬より門迄御奉行  
一、築川中北上川落合迄御奉行  
一、中津川濁川澄川落合より北上川落合迄御奉行  
一、零石川湯坂より下落合迄御奉行  
是はぐきの内計  
右之内北上川、築川、中津川者札遣等也

記

一、北上川蛇ノ島御築之上より下は門（門村）迄川かり一切御法度にて全□□ましきもの也  
一、中津川上は濁川澄川の落合より下は北上川落合迄川狩一切御法度全□□ましきもの也  
一、築川中一切川狩御法度にて全□□間敷もの也

とある。以上は盛岡城を中心とした北上川、中津川、築川等における「くき漁」に限定された御留川である。

更に、南部藩の魚漁制度は次第に変化し、藩政後期には一定地域における請負漁に転換されている。

### 三、運 上

南部藩における運上は地方において産する農水産物の専売権並びに地船及び他領船によつて農水産物等を廻送する商船及び他領へ輸出する水産物の一〇分ノ一役の徵收権の取得者等に課せる税である。

(註) 運上 公物を京都へ運送する意味であったが、江戸期に入つて雑税の一種を運上と呼ぶに至つた。  
運上と呼ばれた雑税は当初より定まりたるものと云う。

此の権利の取得は「セリ」(摺)によつて行なわれ、落札金(運上金)の上納によつて取得されるのであるが、運上は年々更新されるのが元則であるが「セリ」によつて数年乃至數一〇年間に亘り継続せる例も少くない。

南部領内においては諸川における漁場の取得も「セリ」「入札」等によつて行なわれるが、漁場の取得者によつて上納されるところの落札金(仙台藩における川役)等も運上金と称し、殆んど漁物をもつて上納が行なわれている。

北上川流域における川魚の運上は次の如く仰渡されている。

延宝三年四月廿九日

川魚運上遣候證文

一、郡山通北上川盛岡境より花巻境まで當年中魚獵御免被下候ハバ運上鮭長一尺五寸より上十本、丸太魚一尺より上武拾本  
くき長七寸より上三百上可申鱈、船鮭帳場之獵ニ一切体申間敷候魚上兼候ハバ鮭一本ニ付錢四百文、丸太一本ニ付百文、  
くき八拾ニ付百文之積急度上申可云々

とあり、更に、北上川全域の漁場より一か年中に取立てる川魚の高は次の如くである。

長 サ	代 納 の 場 合	上 納 金
一、鮭一尺五寸(四五種)以上	一〇本	一本につき四〇〇文
一、丸太魚一尺(三〇種)以上	二〇本	一本につき一〇〇文
一、くき七寸(一一種)以上	三〇〇四	八〇につき一〇〇文
計		六メ三七五文

とある。しかし南部藩における諸制度は時々仰出の形で改正が行なわれているのである。従つて、北上川における川魚運上等も例外でなかつたのである。

更に、猿ヶ石川流域における鮒、鮎漁について和賀郡高松村(花巻市高松)の猿ヶ石川瀬主善治は次の様に願出している。

乍恐奉願上候事

一、安俵通高松村隼鷹糞去秋洪水に付大破に相成本瀬主共漁事及兼候旨御届申上候に付奉願上候隨而御役魚之儀は当戌年より寅年迄五ヶ年中御用捨被成置度奉願上候尤御役錢之儀は是迄之通上納仕可候糞普請相続に相成に付六ヶ年目より漁事御座候ハバ御役魚先例之通春鱈五本、秋鮎武百五拾本上納可仕候不漁之節は鱈壹本に付三百文、鮎三本に付百文宛の割合をもつて上納可仕候御役錢之儀は三月に半分十月に半分兩度上納可仕候右年限中にも後用被仰付候節は上納可仕と存候此段御慈悲之御憐愍を以願之通被仰付被成下置候ハバ重疊難有仕合奉存候此旨御序之砌宜敷被仰被成下置度奉願上候以上文久二年(一、八六二)六月

とある。

同願は文久元年の洪水により破損せる築の復旧願であり複数の人間によつて經營される築であるが一瀬毎課役である。更に課役の内容は復旧工事に要する五か年間は

御役錢は従来通り

御役魚は停止

五か年の工事期間終了後の上納は

御役錢 三月半額

十月半額

御役魚 (春) 鯈 五本

(秋) 鮎 一五〇本

とし更に、不漁年は御役魚分を次の通り

鯈 五本分代価 一、五〇〇文（一本につき三〇〇文の割）

鮎 一五〇本分代価 五〇〇文（三本につき一〇〇文の割）

をもつて金納するところの瀬役による請負漁が願い出され運上制度が次第に転換されているのである。

## 第二章 近代の魚漁

### 第一節 概 况

明治維新によつて仙台、盛岡等の藩政が廢され、近世三〇〇年の封建制度が一掃され、諸政一新して四民平等の近代社会へと大変革を見たのである。

しかし、北上川等における淡水魚漁は依然として近世以来の慣習が継承され、藩政時代において免許（有税及び無税）された者によつて漁場が經營され、魚漁が行なわれているのである。

例えば、水沢館主留守氏、金ヶ崎館主大町氏等の御請川（那須賀、下河原、八幡、西根村等の北上川右岸）の漁浦は依然として留守、大町氏等の旧御用漁師等によつて専有され、一般漁民の入漁はまつたく許される所でなく、更に同地域内における耕作、開墾等は言うに不及、石拾い等も固執し入れる所でなかつたのである。

明治初年、左岸江刺郡側の住民による護岸工事用の石拾いに端を発し、大町氏の旧臣による傷害事件を生む等、旧勢力が根強く容易に新政の行なわれるところでなかつたのである。

明治九年（一、八七六）四月磐井県（県南五郡）を入れ一市一三郡を以つて岩手県とするに至り、岩手県は、さきに（同八年三月）定むるところの諸川築留、竪留及鮭瀬漁等の稼堤の程限（区域、漁期）及び税額等の定めを全流域

に及ぼし適用するところである。

同一〇年一〇月二〇日河中に孵化したる鮭の稚魚の捕獲を禁じ、更に、同年一二月河海漁業心得書を出し、同一年六月一七日漁業税魚漁時間、漁場区域等に關し詳細に規定するところの漁業税、採藻税規則を改正施行するところである。その後、同二一、二二兩年にわたり同規則が適正を欠くものとして会議において大いに論議されるところである。<sup>四〇</sup>

漁業採藻税則ハ適理、適法ノモノニ非サルヲ信ス、本県現行ノ漁業採藻税則ノ入札法ノ如キハ税法ノ宜キヲ得タルモノニアラス隨チ弊害アリ其弊害ノ在ル点ハ姑ク措キ茲ニ改正ヲ企図ス其要点ハ入札税額ヲ定額税ト改メ、逋税ノ弊ヲ防キ水産ノ発達ヲ謀ルヲ冀望ス、云々

と建議されるところである。

しかるに、同二九年に至りその一部（海漁に関する部分）が改正されている。しかし、河川等における淡水漁業に關しては影響するところである。

同規則は、県南五郡を県図に入れ諸政未だ整わず、更に、府県会規則による第二年次における会議において定めて以来、既に、二〇余年を経、更に、急速に進展する時世に最早即応するところでなく、同二七年一二月二一日全文に及ぶ改正が行なわれるに至つたのである。

しかるに、同二九年新に河川法が制定され、更に、同三四年（一、九〇一）漁業法の施行を見るに至り、県漁業税採藻税規則等の諸規則は根本的改正を要するところとなり、同三五年一二月一〇日これを改正し、漁業税規則として施行するところである。しかるに、同二九年一二月一一日同規則の全文を改めると共に、再び、漁業税採藻税規則とある。

して施行されているのである。

同四年（一、九一〇）四月二一日漁業法の改訂が行なわれているが、県税規則の改訂は行なわれていない。その後、大正五年（一、九一六）に至り漁業法に準拠し改正が行なわれている。

更に、同年一二月県會議において次の如き意見書が議決され、議長より知事へ提出されている。<sup>四一</sup>

意見書（一二月六日可決）

鮭魚ハ古来本県ノ名産タリ特ニ北上川ニ魚獲スルモノハ美味ニシテ価格又高ク河川水産中重要ノ物タリ然ルニ北上川筋宮城県下ニ於テ双綱網ト称シ河川ヲ遮断シ鮭魚ノ遡河不可能ナラシムルノ漁獲ヲ為ス箇所五十余箇アリ此ノ漁法ニシテ禁止セラルルニアラサレハ数年ナラスシテ北上川ニ漁魚ノ種族ヲ絶ツニ至ル可シ依テ県当局ニ於テ宮城県ニ交渉シ該漁法ヲ禁止セラルル様取計ハラレ本県産業ノ保護ト縣稅財源ノ杜絶ヲ妨カレン事ヲ望ム

しかし、その結果は詳記されるところでない。

しかし、その結果は詳記されるところでない。

## 第二節 漁業権

明治維新によつて北上川沿岸の行政区画が、旧仙台、盛岡の二大分轄から宮城、登米、胆沢、江刺、盛岡県等の数県に分断されるところとなり、更に、行政区画、組織変更等は一再ならず施行されるところである。

従つて、施策、施行方針等は容易に定まらず朝令暮改の状況は暫く続くところである。

この如き状勢下にある北上川沿岸における淡水漁業等の新制度は急速に定るところではなく、旧態依然として藩政時代の例にならない、沿岸住民は魚漁を継続し行うところであったのである。

北上川下流部を所管する宮城県は、沿岸住民において魚漁に専従する者は、これを生業と認め、明治五年（一、八七二）通達を以つて、漁場を入札によつて許し役金（税金）を徴することとしている<sup>(3)</sup>。

二月

## 宮城県通達

一、沿川<sup>マ</sup>野場獵入札請負を以役金召上候事  
としている。

又、水沢県は同年一月雜稅を改め、次の如く達している<sup>(4)</sup>。

今般雜稅之内改正左之通

一、水車運上	
改正	水車免稅
一、鮭運上	
改正	鮭川漁稅
	但曰壹ツニ付 六錢貳厘五毛宛
一、鱈運上	
改正	鱈川漁稅
	建網壹帳ニ付 金壹圓五拾錢九厘六毛
	小引網壹帳ニ付 金貳圓六拾四錢壹厘八毛
	流網壹帳ニ付 金三拾七錢七厘四毛
	鮭場壹ヶ所ニ付 金三拾七錢七厘
一、鱈運上	
改正	鱈川漁稅
	小引網壹帖ニ付 金四拾七錢貳厘
	流網壹帖ニ付 金貳拾八錢三厘貳毛

〃鱈船壹艘ニ付 金九錢四厘四毛

〃鮭川場壹ヶ所ニ付 金九錢四厘

右之外雜稅之義者都而從前之通稅金上納可致事

一、木役

一、五十集四分間屋役

一、拾石運上

右三ヶ条廢稅候事

一、五十集四分間屋之義者稅金免除申付候ニ付而ハ右問屋共義魚賣買稅と改正當王申以來相當之稅金上納可相稼候尤○<sup>ママ</sup>

申合是迄之通取拔下貳分口錢之外多分之口錢請取間數若心得違是迄口錢增請取屹度可及沙汰候

但稼在候もの者來る十五日迄ニ稅金上納願書無相違可申立候事

右之通候條小前末々迄無遺漏可觸示もの也

壬申（明治五年）十一月七日

水沢県參事 増田繁幸 印

（註）傍点は新註  
（2）運上ニ稅 此の場合は生産者に課する稅に運上の言葉が用いられている。

以上の如く水沢県は庶雜稅の一部を改正しているが、漁場は入札によらず漁の方法、網の種別等によつて賦課する固定稅としている。

更に、翌六年定むるところの同県租稅課常務係章程二〇数項目の中に漁獵に関し次の如く規定している<sup>(5)</sup>。

田畠貢租雜稅ヲ科歛シ賦役ヲ省平ニシ及ヒ三造絞油車馬船筏替種漁獵等ノ諸稅ヲ收徵シ兼テ運輸民家築造等ノ事件ヲ以テ主務ト為ス其目如左

として二〇数項目を掲げているがその末尾において「一、漁獵ノ事」としてあり、漁場は願による許可制が採られ、

その主管は、各県にあり、直接担当は租税課等が之れに当たり税収は専ら各県の歳入とするところである。しかるに、明治七年内務省達が次の如く出されている。

今般当省乙第五十二号ヲ以テ相達候通當省事務章程改正相成候ニ付爾後別紙ノ通改候旨相達候事

#### 別紙

##### 第一条 (省略)

第二条 従前人民官ノ許可ヲ得テ下草税、池魚役、松茸代、砥石運上等種々ノ名義ヲ以官地生立ノ動植物ヲ採取右料トシテ米金相納候分ハ總テ官地下草料、官地池魚料等ノ名義ニ相改メ内務省地理寮ヘ上納可致候

##### 第三条(以下略)

とある。

従つて、各地方庁（県庁）毎によつて異なる税目、税率等は右の乙第五十二号達によつて、一定されると共に内務省の所管となり、税は直接国税として内務省によつて徵収されるに至つたのである。各県は、更に、附加税として租税に倍加する地方税を徵収するところとなつたのである。

更に、漁場取得の申請は、河水面の面積を基礎とする川反別制によつて行なわるところであり、同八年高寺村（江刺市愛宕）の小沢孫四郎は次の如く願い出ている。

北上川通 字三日町  
〃鬼角 第十一大区三小区高寺村  
三治川原

一、川反別拾武町三反五歩

拝借人 小沢孫四郎

此税金壹圓五拾錢

右ハ是迄税金上納魚漁能有候處今般御改正ニ付イテハ更ニ前金額之通税金奉上納是迄之通雜魚漁方仕度奉存候間右川敷拝借被下度依而私共連印ヲ以如此ニ奉願上候以上

明治八年（一、八七五）五月

拝借人

小沢 孫四通

証人

小沢 利代吉

戸長

猪狩 勘右衛門

第八大区ニ小区日形村

水沢県権令増田繁幸殿

とある。又、日形村（花泉町）小野寺文治郎は次の如く願い出ている。

川場拝借願

陸中国磐井郡

一、北上川水面 反別五拾七町六反歩

但 第八大区一小区東永井村境より三小区富沢村境迄七拾武丁片頬片川幅四拾間

拝借見込料 金拾圓也

右北上川之内從來漁場税上納仕候處今般税目種類御通達相成候ニ付拝借料見込ヲ以奉願候間當村字下清水ヨリ字沼田迄拝借被成下度此段奉願候以上

明治八年六月

願人 小野寺 文治郎  
証人 小野寺 文藏  
戸長 原 田 泰輔

水沢県権令増田繁幸殿

前書願出候ニ付進達申上候 以上

区長 四倉享三郎

と、内務省乙第五二号達により申請変更の願出が行なわれている。

更に、水沢県治末期においては、漁場取得等はその当該地域に定住する者に限定され、旧藩政時代における知行者等の特権階級の者及び御用漁民による専用等の特殊漁業権は一切停廃されるところである。

又、旧南部領における盛岡県及び、その後の巣手県における魚漁は、これを生業とする住民に鑑札を交付し行なわせている。

好例は閉伊川流域千徳村（宮古市）における鮭川留漁を行うところの大森与兵衛の場合である。与兵は明治三年鑑札の交付を受け（盛岡県より）同漁に従事するものであるが、期開け（期限切れ）の同八年更に一〇か年間の継続を望み鑑札の交付方を願い出ている。<sup>63</sup>

## 記

明治八年ヨリ十七年迄十ヶ年季

第十四大区五小区千徳村北三番屋敷

農 大森与兵衛

外七人

合稅金壹ヶ年百參拾圓

右者明治三年一月奉願同七年迄五ヶ年季御許可ヲ受稼方仕来候處、今年季明相成候ニ付、最前御下渡被置候御鑑札返上更ニ一ヶ年書面之稅額ヲ以明治八年より明治十七年迄十ヶ年季御免許株御鑑札御下渡被下候様奉願、然上ハ御規則之通年々本文稅金上納、稼御鑑札御下渡奉願候上稼業可仕候、此段奉願候 以上

明治八年三日九日

等とある。

更に、北上川における築留、簀留漁等は、藩政時代より継続的に行なわれたことは推定されるが、その詳細については明らかでない。

しかし、同一盛岡県治下にある北上川は、閉伊川に先んじて諸制が行なわれるところである。従つて、免許、鑑札等は早くより施行されたことは上田村（盛岡市）帷子吉康の願書によつても明らかである。<sup>64</sup>

記

上田村 帷子吉康

書面第一大区内上田村地内北上川筋蛇ノ嶋おるて築留漁事願之儀

川路通船差支無之様自負請ヲ以取候上ハ願之趣承候條是迄之稅金拾五圓明治六年ヨリ同八年迄年々上納可致、万一差支候儀於有之者、為取払候条得其意篤ト注意差支無之様可取計事  
但 船路之儀ハ専ラ川處之模様之寄水ノ増減及網曳足場等便利之場所へ取設候様可致追而検査トシテ官員出張之節不都合之儀於有之は手入為致候儀モ可有之候得共取計可申事

（明治六年六月）

（註）傍点は新に付するところである

等とある。

しかし、これ等の申請及び年季中の鑑札共、同八年定むるところの岩手県雜種稅規則によつて、更新あるいは、許可等の処分が行なわれているのである。

丹藤川において鱈留漁を行なう川口村（岩手町）瀬川勘右衛門は次の如く願い出している。<sup>65</sup>

### 第三章 近代の魚漁

明治八年亥ヨリ卯年迄五ヶ年季

川口村字丹藤川瀧

第一大区四小区 川口村七十三番屋敷 潤川勘右衛門

#### 一、鱈留稼

此税金壹ヶ年壹圓五十錢

右者明治六酉年二月奉願丑年迄五ヶ年季御許可を受稼方寵有未タ年季中ニモ御座候得共、今般御改正之御達ニ付、最前御下渡相成候 御鑑札返上更ニ明治八年度ヨリ卯年迄五ヶ年季御免許株御鑑札御下渡被下候様願候 然上は御規則之通年々書面之税金上納稼御鑑札御下渡奉願候上稼業可仕候此段奉願候 以上

明治八年三月十二日

とある。更に、同六年六月北上川筋蛇ノ嶋における築留漁を願出の上、鑑札の交付を受けている上田村帷子吉康は許可期限同八年までの処を、未だ、残存期間三か年間あるにもかかわらず鑑札を返納し、改めて、同年三月二十四日附を以つて、瀬川勘右衛門と同一様式による願書を提出しているのである。

これ等の願出に関し、次の如き決議書を以つて岩手県は許可し、鑑札の交付を行つてゐる。

明治八年三月二十九日決議

#### 北上川筋築留稼願之儀

区分	税 金	年 季	場 所	願 人
鱈留	一円一〇銭	明治六年より同十年迄	川口村丹藤瀧	川口村 潤川 勘右衛門
築留	一五〃〇〇〃	同六年より同八年迄	門前寺	川口村 釜沢 七藏
同	一三三〃〇〇〃	同六年より同八年迄	松屋敷	上田村 釜沢 政能
同	一五〃〇〇〃	同六年より同八年迄	蛇ノ嶋	上田村 帷子 吉康

と条件を附し、これを許可し鑑札を交付しているが、鱈留は一年、築留は二か年を限つて許可を与えてゐるのである。

しかるに、同規則に規定する許可期間が、必ずしも漁期と符合とは言い難く、合理性に欠けるところであり、同年一二月更に同規則の一部が改正されるに至つたのである。

以上は、旧南部領の維新により新政に切り替つたところの盛岡県及び巖手県における水産行政であり、明治九年四月一八日磐井県が解消され、その北部四郡（東西磐井、胆沢、江刺の四郡、氣仙郡は後期に合併される）が吸收されて岩手県の所管区域に編入するや、岩手県番外第五一号達を以つて元磐井県税則が廃止され、漁業権及び漁業関係の諸制等の總てが、明治八年一月二五日岩手県第四号による雑税規則の適用を受けるところとなつたのである。

明治九年（一、八七六）五月二十三日

岩手県番外第五一号達

本年元磐井県乙第拾三号布達税則本年六月三十日限相廢シ更ニ県税規則別冊ノ通相定メ同七月一日ヨリ施行候条規則ノ通相心得税納可致尤右ノ内差向營業着手致候条ハ七月三十一日迄テ免許鑑札願受其他追々免許出願ノ分共総テ規則ノ趣確守可致若シ無願無鑑札ニテ密稼致シ候者有之、屹度処置可及候条等閑之儀無之様可相心得此旨布令候事

と達しられるところである。

従つて、県南四郡の商工業、其の他の自由業等（農耕者以外の殆んど）に從事する者及經營者等は急ぎ願書を提出

するところである。愛宕村（江刺市）においても漁業、醤油營業、紺屋、醤麴、質屋、煮壳屋等、総ての營業者が「鑑札御下渡被成下度」と願い出している。

同村高寺の農民佐藤長松は次の如く鮎の追網營業を願出している<sup>44</sup>。

#### 追網營業願

乙第十一一大区三小区愛宕村 高寺武拾四番農

佐 藤 長 松

#### 一、追網

此稅金武拾五錢

右稼業仕度書面之通稅金上納仕候間當七月ヨリ一期中稼方御許容御鑑札御下渡被成下度奉願候 以上

明治九年七月

右願人 佐 藤 長 松 四  
惣 代 小 沢 利 吉 四  
戸 長 猪 犬 勘 右 衛 門

岩手県令島惟精殿

と、同村内において一〇数名が願出ている。

（註）追網は又、鵜繩引、鳥引等も称された。

更に、同規則に定められるところの鮎小引網等の漁法は、北上川沿岸上下流とも共通に行なわれたところであるが、鮎大網漁は和賀川合流点等より下流域（旧仙台領）においてのみ行なわれたところである。従つて、明治八年規則其の他において規程するところはなく、其の後の規則においては、同鮎大網漁に限り一か年毎の入札によつて漁獲が行なわれるところである。しかしに、漁獲高が多く利潤の多い大網漁は入札の際、直接漁労にたづさわることな

く、更に、納税の見込もない者が高札を入れ、落札の上、漁場を売買する悪徳業者の介入するところとなり、県は漁場（河海共）入札者の身元、財産等の調査につき県會議の決議を経て次の如く布達している<sup>45</sup>。

明治十年（一、八七七）四月二十八日決議

県稅課目中場所ヲ限ル漁場之義ハ年季明毎ニ稅額入札ヲ以テ御免許相成候成規之処場所ニヨリ至当之稅額ヲ入札ニ差入候者モ有之而ルニ其身元ナル者之壹錢之蓄モ無之其場所ノ村方必用ナルヲ見込候令如何程ノ高稅タリ共其村ニ引受ル額又ハ他ニ賣渡候共多少之利潤金ヲ得ルヲ目的トシ啻ニ營業人ノ妨害ヲ成ス而已ナラス大ニ產物ノ殖否ニモ閑シ候義ニ付県厅ニ於テ至当之稅額ト視認スル時者其者身元財産ヲ取糺シ若シ其身元財産モ無之謬ニ云山師ナル者共御免許無之其次之高札ニ御免許相成候様致度就テハ至急左之通筋合相成可然哉相伺候也

記

県稅課目中場所ヲ限ル漁場之義者年季明毎ニ稅額入札ヲ以テ御免許候成規之処右入札之筋其身漁業等可致者ニモ無之啻ニ其株ヲ賣買スルノ目的ヲ以テ入札候者モ有之候ニ御聞右者徒ニ營業人ノ妨害ヲナス而已ナラス產物之殖否ニモ閑シ候義ニ付時宜ニ寄其身元取糺シ若シ年季中年々稅納之目的無之者ハ免許不致義ニモ有之候条謬テ此旨布令候事

とし、書式（雛形）を添え全県に公布している。

同達により、愛宕村（江刺市）佐々木治右工門等は次の如く願い出ている<sup>46</sup>。

#### 川鮎大引網漁業願

第十二天区六小区愛宕村

高寺武拾九番農

一、川鮎大引網漁業

此稅金（入札）

右ハ北上川字前頭之ヶ所ニ於テ川鮎大引網漁業仕度ニ付當明治十年ヨリ同十五年迄五ヶ年季御免許株鑑札御下渡被下度奉願

### 第三章 近代の魚漁

候御許容被下候上八年々別紙調之資産目的を以税金上納稼鑑札願受候上稼業可仕右場所自然御差支等有之節ハ何時ニテモ返

上可仕別紙絵図面相添此段奉願候 以上

明治十年七月十八日

巌手県令島惟精殿

記

江刺郡愛宕村第十二大区字西下川原

一宅地六畝九步

此地価金式拾壹五錢三厘

一田反別四反七畝六步

此地価金百廿円式錢四厘

一畠反別四反八畝七步

小以金百五拾九円六拾壹錢壹厘

右之通所持罷在候年々税金無遲滯上納可仕見込ニ御座候間何卒御免許被成下度奉願候 以上

明治十年七月

江刺郡愛宕村字

佐々木治右二門

巌手県令島惟精殿

川漁稼御鑑札願

第十二大区愛宕村

第十二大区六小区愛宕村 農

佐々木治右二門

一、川漁大引網漁業

此稅金(入札)

右ハ明治十年御免許鑑札受稼方致來候處当一期分稅金書面之通り上納仕候間稼鑑札御下渡被下度此段奉願候 以上

明治十年七月

願人 佐々木治右二門  
組物代 小沢 利代吉  
戸長 猪狩勘右衛門

巌手県令島惟精殿

示談書

第十二大区六小区愛宕村

小沢和吉  
小沢伊右二門

右兩名之者共北上川通ニ而本年より川鮭大引網漁業仕度段別紙願書之通稅金入札ヲ以出願仕候就テハ村内協議ヲ相遂ケ候處右  
川筋ニ於テ漁業致候而も村内苦情無之候間依而ハ私共連印ヲ以示談書奉差上候以上

明治十年九月十八日

組物代 小沢 利代吉  
組物代 高野 清治  
組物代 高橋 重右二門  
戸長 猪狩勘右衛門  
唯野甚藏

副戸長 對馬賢郎

とある。

大網漁の漁場は広範囲の地域にわたるところであり、影響の及ぼすところが多い、更に、官民地等の境界確認等による紛争の回避などあり、併せて地域住民の意志を尊重し、漁場許可の万全を期するため、行政庁は関係者より示談書（同意書）を徵しているのである。

更に、大網漁の漁場境を「北上川漁場中央境として、旧藩政時代の慣習による片瀬片川の制に従つてゐるのであるが、北上川中、下流部における川魚漁等においては、古い伝統と慣習が根強く生き続けていることは明らかである。

同一〇年岩手県は管下における、各漁場及び漁業従事者等の混亂を防止する等のため、一一か条からなる漁業者心得書を公布している。（附録参照されし）同書によれば、期限満了後は広く入札に付し、高札のものに漁場を許可するとしているのが特長である。

以上の如く規程するところは、当該漁民の保護育成等による興産が目的であったが、趣旨の徹底を欠き、しばしば、違法に問わるる漁民の多かつたのが明治初期より中期に及ぶ、いわゆる過度期における沿岸の実体であったのである。

同二九年新に河川法が制定されるところであるが、同法の適用河川（北上川本川）において漁業を営まんとする者は、次の如く地方行政庁（県知事）の許可を要することが定められるところである。

## 河川法（抜）

第十八条 河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政庁の許可ヲ受クヘシ

とある。

従つて、北上川沿岸における漁業の総ては、同法の定めにより県知事の許可を改めて受けが必要にせまられるに至つたのである。

更に、同三四年漁業法が新に制定され、その中で漁業権に関し次の如く規定している。

## 漁業法（抜）

本法ニ於テ漁業ト称スルハ常利ノ目的ヲ以テ水産動植物ノ採捕又ハ養殖ヲ業トスルヲ謂フ

本法ニ於テ漁業者ト称スルハ漁業ヲ為ス者及漁業権ヲ享有スル者ヲ謂フ

（以下附録漁業法参照されたし）

等とあり、従来地方行政庁によって主管された漁業及び漁業権が、始めて国法によつて定められ漁業、水産行政の基本が定まるところである。

同法によれば漁場は慣行による漁業権の外は漁業組合に限定するところと規定し、漁業振興のために弊害の多い零細な個人漁場を廃止し、地域一帯の中小漁場を一丸として漁業の企業化を計るところである。

しかし、北上川等の河川における淡水漁業においては、新しい漁業組合等の設立には暫く時間を要し、依然として従来の慣行の如く地域住民の申請による漁業が続けられているのである。

同三八年愛宕村の菊地藤治等は大引網漁業を次の如く願い出している。

鮭鱈大曳網漁業許可願

一、出願人住所氏名 江刺郡愛宕村字西丸三百九拾七番地

一、漁業ノ名称 鮭鱈大曳網

菊地藤治 外壹名

### 第三章 近代の漁漁

一、漁獲物種類

鮭 鯉

一、漁業ノ場所

添付図面ノ通り

一、漁業ノ期間

鮭自四月一日至七月三十一日  
鮭自九月一日至翌年一月卅一日

一、許可期間

自明治参拾八年参月

至同 四拾壹年式月 参ヶ年

前記之漁業可相受度別紙圖面相添此段奉願候也

明治三十八年（一、九〇五）三月式拾五日

江刺郡愛宕村字西丸式百九拾七番地

菊 地 藤 治

同郡同村五百六拾番戸

熊 谷 喜代治

岩手県知事押川則吉殿

と願書を提出しているが、岩手県は九月一八日に至り次の如く漁業鑑札を交付している。

第一百五拾八号

一、漁業之場所

江刺郡愛宕村川島

一、漁業時期

鮭自四月一日 至七月三十一日

一、許可期間

鮭自九月一日 至翌年一月三十一日

一、許可期間

自明治卅八年九月 参ヶ年間

至全四十二年八月

参考年間

鮭鱈大曳網漁業鑑札

明治卅八年九月十八日

岩手

岩手県江刺郡愛宕村字酉丸三百九拾七番戸

菊 地 藤 吉

全県全郡全村五百六拾番戸

熊 谷 喜代治

明治卅八年九月十八日

岩手

以上の如く、地方住民の申請により岩手県は内水面漁業においては鑑札を交付し從来通り漁業を継続し行なわせているが、同四三年における漁業法の改正によつて漁業権は、第五条第一項において次の如く改められている。

免許ハ漁業組合カ其ノ地先水面ノ専用ヲ出願シタル場合ノ外之ヲ与ヘス

とし、慣行による沿岸住民に属する漁業権の更新等は停止されるに至つたのである。

しかし、既得権、即ち、同法の改正以前において設定され、現在尚稼動する漁業権においては、改正法第六九条によつて、同法に定めたる効力を有することとなり、抹消をまぬがれ、その存続期間は漁業権の発生時より起算し、残存期間の権利が認められている。

更に、改正法は第七一条において從来の契約権、又は、慣行による権利は免許期限過経後、尚一か年間に限り発言権の保留を認め、次の如く定めている。

旧法施行前ノ契約又ハ慣行ニ依リテ入漁スルノ権利ハ専用漁業免許後一ヶ年ニ限り登録ナキモ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得

と継続申請等の猶予期間を保証しているのである。

又、同改正法における漁業権は、同法第七条によつてその性格が次の如く明らかにされている。

漁業権ハ物件ト看做シ土地ニ関スル規定ヲ準用ス

とあり、不動産の所有権と同様の財産権としているのである。

明治新政府によつて一般庶民に開放された慣行漁業が、法令の規制下における保護策が構ぜられ、更に、個人漁業が法人漁業へ転換し、漁業権が財産権として確立するまで、既に、半世紀の才月を経なければならなかつたところである。

昭和二四年（一、九四九）一二月一五日更に改正されるところの漁業法は、漁業権を次の如く定義づけているのである。

第六条 この法律に於て漁業権とは定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

としている。

北上川等における内水面漁業は、共同漁業権に属するところであり、同漁業権の存続期間は一〇年以内が限度となつてゐるところであり、共同漁業権の許可あるいは取得に当つては増殖を条件とする場合に限られるところである。新法第一二七条は次の如く許可条件を定めているのである。

内水面における第五種共同漁業は当該内水面が水産動植物の増殖ニ適しており且つ当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならない。

としている。

同法の規定によつて北上川水系において設立されるところの漁業権は、砂鉄川漁業組合等の一三組合に及ぶところ

であり、各漁業組合はそれぞれの地域において稚魚の放流、孵化等を行い増殖につとむるところであるが、漁獲される鮭、鮎等の漁獲は甚だ少く、各漁業組合は不振である。

### 第三節 漁浦及漁場

明治維新後における北上川流域の漁浦は藩政時代と何等變るところでなく至る所に漁場が設定され從来の如く地先漁村の住民等によつて魚漁が行なわれてゐるのである。

明治初期における鮭、鱈の漁場は次の如くである<sup>46</sup>。

河川名	郡名	漁場名
北上川	東磐井郡 西磐井郡	苅、大中島、十日市、大作瀬、三番野起、荷掛場、下河原、畠ノ沢、柳沢下
肥沢	郡	作瀬、花丸、中神、富沢沖、小岩、楓巻、木ノ葉、中川原
江刺	郡	大曲、宮田、源氏ヶ崎、小六
稗貫	郡	鶴ノ木、二渡、地蔵島、小谷木、土手外、三治河原
紫波	郡	六ヶ所
南岩手	郡	新山、西門、松屋敷、蛇ノ島
北岩手	郡	簾福
	門前寺	

等と盛岡以南の全域に及んでゐる。

胆沢、和賀、猿ヶ石、雲石等の支流は漁場が全川にわたるところである。鮭、鱈に次ぐものは鮎でありその漁場は次の如くである<sup>14</sup>。

等であるが、猿ヶ石川は古来田瀬鮎の名を以て知らるる名産地でありその他「クキ」鰻等の雜魚類は本支流の殆んどの地域において漁獲され、産卵期の丸太漁は主として胆沢、江刺地方に產し、支流衣川等にもその漁場がある。  
明治一〇年三月二日附諸漁業季開之分入札御達及留漁稼願並築、簣留漁許可指令等によれば、北上川水系における築、簣留漁場として認められているものは次の如くである<sup>149</sup>。

## (岳川)

大迫〃〃春木場

内川日〃〃立石

〃馬場野

## 猿ヶ石川

高木村〃楓木

## 和賀郡田瀬村字蓬田

〃小倉

鷹巣常〃〃渕ノ沢

〃立石

小通〃〃落合

横田〃〃矢沢

長沼村字砂田

下鬼柳〃〃木伏

上衣川〃〃豊巻

上衣川〃〃古戸

〃欠田

〃小安代

〃檜山沢

〃下河内

〃大原

鱈留漁場  
支 川

## 和 賀 川

岩手郡川口村字丹藤瀧  
岩賀郡下鬼柳〃〃木伏

## 和 賀 川

## 衣 川

胆沢郡下衣川〃〃寺袋  
衣川〃〃豊巻

## 衣 川

## 和 賀 川

上衣川〃〃古戸  
上衣川〃〃古戸

## 和 賀 川

## 和 賀 川

上衣川〃〃古戸  
上衣川〃〃古戸

## 和 賀 川

## 和 賀 川

上衣川〃〃古戸  
上衣川〃〃古戸鮭留漁場  
本 川 北 上 川和賀郡黒沢尻村字里分川岸  
黒岩村〃黒岩

立花村〃宿館

等がある、これ等の留漁場の内鮭、鱈等の築留場は川筋上流二〇〇間下流二〇〇間の範囲を限定し許可を与えていた。

但し留場より下流一〇町以内には留場の新設を認めていない。

鮎簾等の留場においては川筋上流二〇〇間下流二〇〇間全区間一二〇間を以て一漁場としている。此の場合においても漁場内の距離は鮭留と同様一〇町以上が保たれている。

鮭簾漁及び「クキ」瀬等は川筋六〇間を以つて一漁場としている。従つてこれ等の漁場は近接し設けられる場合等もある。

## 第四節 漁 獲 高

北上川産の鮭は佳味を以て知られ、鮭川と称え一瓢をたづさえ川辺にその佳肴を味う風流な行事が、藩政の昔から庶民の間にも行なわれ又、明治九年東北御巡幸の天皇に九年橋より和賀川の鮭漁を御覧に入れているなど、北上川における魚漁の歴史とその豊漁は未だに古老の語り草として残されている。

しかし、これ等の資料は既に散逸して見るべきものなくその実状を知ることは到底不可能のことであるが、明治一

六年における北上川水系の総漁獲量は一五、三五七貫であるが、同二七年には鮭八、四五貫、鱒四、五四三貫、鮎六、六六九貫、其他一、七七五貫、合計二、四三八貫の漁獲量をあげている。漸増の傾向を見せていいるのである。同三一年には鮭一〇、一五八貫、鱒二、一六三貫、鮎一二、四六〇貫、その他を合し三五、〇〇〇貫の水上量に達している。

しかし、同年を最高として急速に下降線をたどり同四年には、遂に、史上最低の八、七〇〇貫に止まるに至つたのである。

その後次第に漁獲量の上昇が見られ、大正九年には鮭の一、三六二貫を始め鱒、鮎等の豊漁と鱥一、五八六貫、鱧約五、〇〇〇メ等が加わり総漁獲量二九、八五一貫の大漁を記録するに至つたのである。

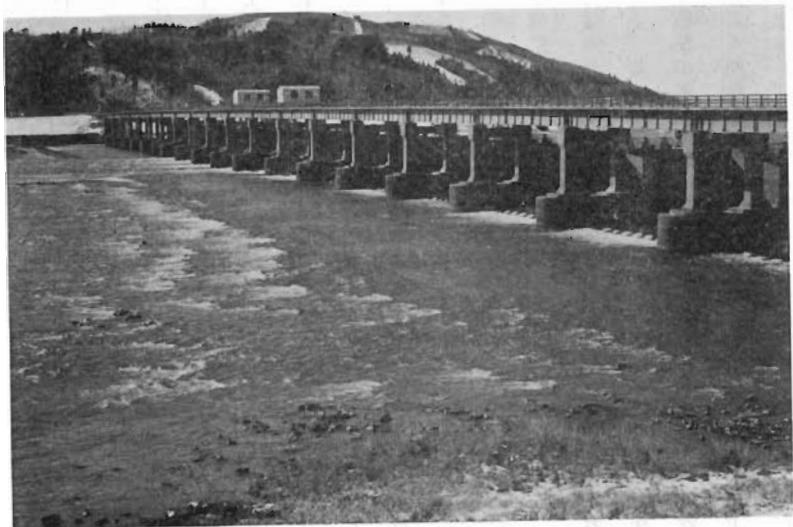
しかるに其の後、水揚高は年々下降の一途をたどり遂に昭和一二年総漁獲量七、二五八貫、漁業戸数二五戸と甚しい落込みを見せているのである。

以上の如く北上川流域（上流部）における淡水漁業の興廢は明治維新期における資料の欠陥により、これを明確にすることは困難であるが、一、二の記録を徵し見るに藩政末期より明治初期に及ぶ新旧勢力の交代期において如何なる方法によつて乱獲が抑制されたかこの期における漁獲量は次第に上昇が推測されるのである。

更に、明治一三年（一、八八〇）北上川の低水工事が内務省直轄施工として石巻附近に着工され順次工事は上流に遡り施工されるところであるが、同二九と三五年頃は北上川上流部における工事の最盛期である。しかし、同期における漁獲量は史上かつてない三万貫（一一二・五担）を突破する豊漁を記録しているのである。その後、次第に下降線をたどっているが同二七、八年戦争の影響によることは考えられない。それは漁業人口（後述するが）三四四年に比

第1表 北上川沿岸における漁獲量 (岩手県統計書明治16年)

	市 郡 名	漁 獲 量
盛岡	六、〇六四メ（二三、七四〇担）	
岩手	二、一九八（八、一四二・五）	
紫波	四三五（一、五九三・七）	
稗貫	二、四五八（九、二二七・五）	
和賀	一（一）	
胆沢	一、一七七（四、四二三・七）	
江刺	一、〇七三（四、〇三三・七）	
西磐井	一（一）	
東磐井	一、九六二（七、三五七・五）	
計	一五、三五七（五七、五八八・七）	



62 飯野川可動堰堤 北上川下流

しはるかに増加しているからである。

魚獲量は同四〇、四一年頃に至り安定するかに見えたが、同

四五の大洪水により河道が荒廃し一時的ではあるが不漁年となつてゐる。翌四年北上川下流部において再び内務省直轄施工の高水工事と共に、飯野川における可動堰堤等の工事が開始されたのである。しかし、この豊漁期が永続するには余りにも条件が

され延々大正一一年まで継続されているのである。

しかるに工事の着工後の大正三年頃より漁獲量が上昇し工事

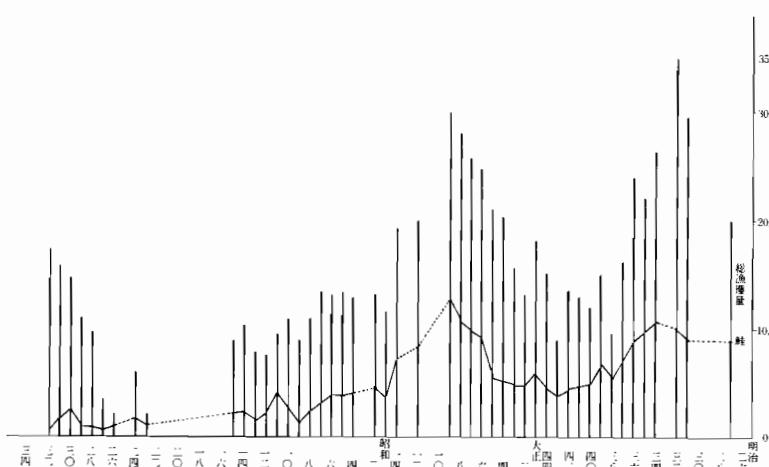
終了に近い大正九年には再び三万貫に達する大豊漁を記録したのである。しかし、この豊漁期が永続するには余りにも条件が悪化して來たのである。

それは、明治末期に発見され個人經營を以つて採掘を続けていた松尾硫黃鉱山が時代の波に乗つて量産されるところとなり、坑内等より流れ出る鉱毒水が同北上川に流入し汚染され始めたのである。従つて、北上川上流における鮭、鱥等は松尾鉱山における硫黃の産出量に逆比例し低下の傾向が伺がわれるのである。斯しくて痩せ細り行く北上川上流の淡水漁業は史上稀に見るカスリン、アイオン台風洪水により潰滅的打撃を受け昭

第2表 北上川における淡水魚総漁獲量及鮭漁獲量

(明治27~昭和32年)

岩手県統計年鑑



和二六年には総漁獲量が僅かに二、〇〇〇貫(七、五〇〇廷)に過ぎない。

その後、年を逐う毎に漁獲量は上昇を続けていたが、鮭、鱥等年々減少の傾向を示し、鮎又然り、唯、旧藩時代、明治初期等を通じ最も珍重された鯉が全漁獲量の半数以上を占めるところであり、更に、鯉の漁獲高が上昇する傾向が見られる。

(註) 鮭、鱥、鮎が減少し鯉が多く棲むに至った要因については諸説があり一概に断定することは不可能であるが清水を好み廻遊する鮭、鱥等の魚を濁水に棲む鯉鮒等の雑魚と共に北上川上流において増殖しようということは容易ならざる難事ではなかろうか?

## 第五節 漁船

北上川流域における鮭、鱥、その他の魚漁は、県南部(下流地方)においては主として網漁によるところが多く、和賀川合流点附近より上流部においては、殆んど築、簣留等の構作物によつて漁が行なわれ、網を用いる漁は巻持網等の特殊漁法によつて行なわれるところである。従つて、上流部においては漁船の使用を必要としない漁が多い。しかし、県南部は河川幅が広く、水深等もありテント網、持網以外の漁は殆んど小舟を用いて行うところである。

イ、明治維新以後においては、網漁が上流部にも次第に普及するところとなり、同初期には多くの支川においても網漁が行なわれるに至つたのである。従つて、漁舟も亦、上流部において多数建造され、同一〇~一五年頃には一五〇艘余に達するに至つたのである。

更に、中期末、後期初め（同三〇年を中心とする）の豊漁期においては、実に一、〇〇〇艘を越すところとなりと、北上川沿岸等は至る所に舟影を見るに至つたが、その後の不漁年続きによつて漁船はその数を次第に減じ、再び、多漁期を迎えた大正初期には五〇〇艘に満たなかつたのである。

第三表 北上川沿岸漁船数表（岩手県統計年鑑）

地域	名	明治初期	同中期	大正中期	昭和初期	同中期
東磐井郡		二九	一五九	一七四	一五一	一五二
西磐井郡		三二	一三四	一一四	九七	一〇一
江刺郡		一六	一二七	一二〇	四三	三〇
胆沢郡		一七	一九三	七一	一〇〇	八一
和賀郡		五〇	一九〇	六三	六三	六〇
稗貫郡		五	八五	二八	三九	三八
紫波郡		八	五〇	二五	九	一一
南岩手郡		一	五〇	一三	四四	四七
岩手郡		三	三	〇	〇	〇
計		一三六	一、一九一	五四六	五四六	五四二
			五二〇			

しかし、同期における多漁に刺激されるところか、その後、暫増の傾向を見るところであったが、北上川本川が鉛毒による汚染が急速に進み、魚漁が甚しく不振となり、次第に漁舟が減少しつつあつたのであるが、昭和二三年、二

三年と続くカサリン、アイオン両台風洪水によつて、同沿岸における漁舟は、殆んど流失するの被害をこうむるところである。

その後、漁獲量の減少と造船用木材の不足、及び、北上川本川における漁業権の停、廢等による漁舟使用の減少等によつて、漁舟の新規造立等は殆んど行なわれるところでなく、更に、廢船が相次ぐところである。

口、漁舟の使用は既に述べる如く古くより行なわれるところであり、課税の対象とされたところは藩政初期に初まり明治維新後の新政府に及ぶところである。

従つて、沿岸各村における有船数は適確に登録されるところであり、建造、改廢等はすべて届出を要するところである。

殊に、廢船、譲渡等の船籍移動、消滅は嚴重に処理されたところである。

明治初期において、愛宕村（江刺市愛宕）農業小沢弥右衛門は自己所有の漁船を廃船するに当り次の如く届書を提出している。

解船之義ニ付御届  
五千五百八十四号

万作丸

乙第十一区三小区愛宕村 高寺三百拾八番 農

小沢 弥右衛門

右船形之通り朽損不用ニ罷成候ニ付本年七月下旬解船仕候ニ付依テ御鑄印相添此段御届奉申上候以上  
明治九年八月

巖手県令島惟精殿

とある。

廃船の際は、監督官厅によつて造建時に押捺されたところの焼印を添えて願書を提出する定めであるが、焼印は軸に近い舷側板に捺印されるところであるから、舷側板を切り取るため再使用は不可能となるのである。

明治初期において、これ等の漁船に課せられた租税は明らかでない。従つて、国税の半額と規定されるところの県税賦課額も亦、明らかでない。

同三三年、岩手県は船税を改正し、軸梁より艤梁まで三間（五・四米）に付き、年税額金壱円とし、更に、巷間を増す毎に金五拾錢を加算するところとしている。

しかし、本川において使用されるところの漁船は、県南部における鮭大網用の船を除いては殆んど梁間三間以下である。従つて、和賀川合流点より上流及び支川等において使用されるところの漁舟においては三間を越ゆるものはない。従つて、和賀川合流点より上流及び支川等において使用されるところの漁舟においては三間を越ゆるものはない。従つて、和賀川合流点より上流及び支川等において使用されるところの漁舟においては三間を越ゆるものはない。

註 (1) 伊達御文書

安永風土記

仙台藩租税要略

菊地省文書

下柳文書

御郡方御用留

仙台市立博物館蔵

(2) 伊達御文書

安永風土記

仙台藩租税要略

菊地省文書

下柳文書

御郡方御用留

(3) 伊達御文書  
天間及川文書  
母体文書

義懶右エ門文書

南部藩文書「雜書」

雪石歲代記

岩手県史

矢沢村史料

岩手県議会史

河川調査書

岩手県統計年鑑

岩手県水産課資料

小沢文書

水沢県治類聚

佐嶋文書

岩手県文書

佐伯文書

猪狩文書

岩手県藏

盛岡市立公民館蔵  
岩手県刊  
岩手県編  
岩手県議会  
同 資料センター蔵

盛岡市立公民館蔵

岩手県刊

岩手県編

岩手県議会

同 資料センター蔵

附

錄

# 一、関係法令

## (一) 水質調査

總理府令第十四号

国土調査法第三条第二項の規定に基き、水質調査作業規定準則を次のように定める。

昭和三十二年三月二十七日

内閣總理大臣 岸 信介

水質調査作業規定準則

### 目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 現地作業（第九条—第十七条）

第三章 室内分析作業（第十八条—第二十条）

第四章 整理作業（第二十一条—第二十三条）

### 附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項各号の規定による水調査のうち、水質に関する調査（以下「水質調査」という。）の作業規程の準則は、この府令の定めるところによる。

第一条 水質調査は、水質本調査作業規定準則（昭和二十八年總理府令第三十五号。以下「水基本調査準則」という。）第一条の規定

による水調査の基準の設定のための調査を行った区域内において行うものとする。

(調査の内容)

第三条 水質調査においては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置において水質に関する調査を行い、その結果を地図及び薄冊に作成するものとする。

(水質調査の作業)

第四条 水質調査の作業は、現地作業、室内分析作業及び整理作業とする。

(現地作業)

第五条 現地作業とは、第三条に規定する位置において水質に関する観測及び採水を行うとともに、採取した水（以下「試水」という。）について室内分析作業のために必要な処理を行う作業をいう。

(室内分析作業)

第六条 室内分析作業とは、現地において採水した試水につき、室内において理化学的分析及び、試験を行う作業をいう。

(整理作業)

第七条 整理作業とは、現地作業及び室内分析作業の結果を基礎として、水質表、水質平均値表、項目別水質分布図及び水質説明書を作成する作業をいう。

(精度の保持)

第八条 調査を行う者及び調査を監督する者は、常に各種の方法によつて検査を行い、調査が良好な精度を保つて行われるように留意しなければならない。

第二章 現地作業

(調査地点の表示)

第九条 水質調査にあたつては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置に標くいを設置し、調査地点としての表示を行うものとする。

2 標くいの形状は、別表第一に定めるところによる。

(現地作業における観測)

第十条 現地作業における観測は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

一、外観及び味、におい

二、天候

三、気温

四、水温

五、P H (ピーエッチ)

六、電導度又は比抵抗

七、濁度

八、溶存酸素ガス

2 前項第八号の観測は、経済企画庁長官の定める基準に従つて省略することが出来る。

3 湖沼及び貯水池においては、透明度の観測をあわせて行うものとする。

4 観測の内容及び方法は、別表第二に定めるところによる。

5 観測に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。

6 観測の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。

(採水回数の基準)

第十一条 調査にあたつては、各調査地点につき原則として毎月一回以上採水し、二箇年から三箇年の間継続して実施するものとする。

(採水の方法)

第十二条 河川又は水路にあつては、調査地点において、流心部と思われる場所を選び、その場所において採水を行うものとする。

2 湖沼及び貯水池にあつては、成層状態を調査し、成層の状況に応じて、層別の採水を行うものとする。

3 地下水にあつては、つとめて新鮮な状態にして採水を行うものとする。

(採水の量)

第十三条 採水の量は、第十九条第一項第一号から第二十一号までの項目について分析を行うときは、おおむね二、五リットルとし、二リットル程度のピン及び、○、五リットル程度のポリエチレン製のピン（以下「試水ピン」という。）にわけて採水するを原則とし、第十九条第一項、第二十二号から第二十五号までの項目については、それぞれ必要な量を採水するものとする。

（採水上の注意）

第十四条 採水に用いる器具及び試水ピンは、清浄なものを用いなければならない。

2 試水ピンには、採水後、直ちに採水場所、日時等を記載した標識を添付しなければならない。

3 試水は、必要ある場合は、各項目につきそれぞれ適当な処理を行わなければならない。

（試水の運搬）

第十五条 試水ピンは、運搬にあたり破損等の事故を防ぐため、木のわくを作るなどの処置を講じて、すみやかに分析及び試験を行う場所に運搬するものとする。

（野帳の記載）

第十六条 現地作業を行うにあたっては、そのつど、観測日時、現地における観測状況その他必要な事項を野帳に記載するものとする。

2 野帳の様式は、経済企画庁長官が定める。

（再調査）

第十七条 現地作業は、その日ごとにその結果を整理確認し、必要ある場合は、再調査を行わなければならない。

第三章 室内分析作業

（試水の管理）

第十八条 分析及び試験を行う場所に運搬された試水ピンには、直ちに整理番号、採水の場所及び日時並びに採水時の気温、水温等を記載した標識を新たに添付するものとする。

2 試水の管理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

1、直射日光をさけること、

二、なるべく冷暗所に清潔に保管すること。

ただし、凍結しないようにすること。

3 試水は、原則として分析及び試験の終了後も作業が適正に行われたことを確認するまで保存するものとする。

（試水の分析及び試験）

第十九条 室内分析作業における分析及び試験は、試水について次の各号に掲げる項目につき、なるべくすみやかに行うものとする。

一、P H（ピーエッチ）

二、R P H（アールピーエッチ）

三、全蒸発残留物

四、溶解性蒸発残留物

五、懸濁物

六、ナトリウムイオン

七、カリウムイオン

八、E D T A 硬度

九、カルシウムイオン

十、マグネシウムイオン

十一、塩素イオン

十二、硫酸イオン

十三、アルカリ度（P H四、三アルカリ度（プロムクレゾールグリーンアルカリ度（及びP H八、四アルカリ度（フェノールフタレインアルカリ度）

十四、酸度（P H四、三酸度（プロムクレゾールグリーン酸度）及びP H八、四酸度（フェノールフタレイン酸度）十五、ケイ酸（比色ケイ酸）

十六、鉄（酸可溶性鉄）

十七、リン（可溶性リン）

- 二十八、亜硝酸イオン  
二十九、硝酸イオン  
三十、アンモニウムイオン  
二十一、化学的酸素消費量（過マンガン酸カリウム法）  
二十二、生物化学的酸素消費量（BOD）  
二十三、バクテリヤ類  
二十四、プランクトン

二十五、その他水質の特性を明らかにするため必要な項目  
前項の項目は、経済企画庁長官の定める基準に従つてその一部を省略することができる。  
分析及び試験の方法は、別表第三に定めるところによる。

ただし、別表第三に定める方法が適用できない場合は、その理由を明らかにして他の方法によることができる。  
分析及び試験に試用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。

分析及び試験の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。  
(作業記録)

第二十条 分析及び試験の作業を行うにあたっては、作業記録を作成するものとする。

#### 第四章 整理作業

##### (水質表及び水質平均値表)

第二十一条 水質表は、現地作業及び室内分析作業の結果に基いて、各調査地点ごとに作成するものとする。  
2 水質平均値表は、前項の水質表に基いて、各調査地点ごとの平均値を求めて作成するものとする。  
3 水質表の様式は、別表第六、水質平均値表の様式は、別表第七に定めるところによる。

##### (項目別水質分布図)

第二十二条 項目別水質分布図（以下「分布図」という。）は、水質平均値表に記載された平均値を濃度によって区分し、測量法（昭

和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第三項の規定により建設大臣の刊行した二十万分の一地勢図を基礎として、調査単位区域の特性に応じ少くとも二種以上の項目について作成し、水質の分布状況を明らかにするものとする。

2 前項の濃度区分及び分布図の様式は、別表第八に定めるところによる。

##### (水質説明書)

第二十三条 水質説明書は、別表第九に定めるところに従い、水質の特性について記載するものとする。

##### 附 則

この府令は、公布の日から施行する。

別表第一～第八まで省略

別表第九

水質説明書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 1、調査単位地域の概要
- 2、調査及び分析の方法
- 3、水質の概要水質の各項目ごとの説明
- 4、水質の地域的性状及び時間的変動状況等
- 5、降水量及び流量の表
- 6、参考文献

## (二) 公共用水域の水質の保全に関する法律

(昭和三十三年十二月二十五日法律第百八十八号)

注 昭和四五年一二月二五日法律第一三八号により廃止

目次

附 錄

第一章 総則（第一条—第三条）  
 第二章 水質基準（第四条—第十二条）  
 第三章 水質審議会（第十三条—第二十条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公共用水域の水質の保全を図るため、これに必要な基本的事項を定め、もって國民の健康の保護及び生活環境の保全と産業の相互協和に寄与することを目的とする。

2 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

（水質の保全）

第二条 何人も、公共用水域及び地下水の水質の保全に心掛けなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水路をいう。以下同じ）を除く。）をいう。

2 この法律において「水質基準」とは、工場若しくは事業場（工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第一百八十二号）第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。）への獸処理場等（への獸処理場等に関する法律（昭和二十一年法律第一百四十号）第一条第四項若しくは第五項に規定する施設又は同法第八条に規定する製造の施設を設置する事業場をいう。）鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、採石業（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三条に規定する採石業をいう。）に係る採取場、と畜場（と畜法（昭和二十八年法律第一百十四号）第二条第二項に規定すると畜場をいう。）水洗炭業（水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。）に係る事業場、廢油処理施設（船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十七号）第二条第六項に規定する廃油処理施設をいう。）を設置する事業場、砂利採取業（砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定す

る砂利採取業をいう。）に係る砂利採取場その他屎尿處理施設、豚若しくは鶏の飼養施設等汚水若しくは廢液を排出する施設であつて政令で定めるものを設置する事業場又は公共下水道若しくは都市下水路から第五条第一項に規定する指定水域に排出される水（以下単「排出水」という。）の汚濁（放射線を発生する物質による汚染を除く。以下同じ。）の許容限度をいう。

第二章 水質基準

（調査基本計画）

第四条 経済企画庁長官は、次条第一項及び第二項に規定する指定水域の指定及び水質基準の設定の円滑な実施を図るため、関係都道府県知事の意見をきいて公共用水域の水質の調査に関する基本計画（以下「調査基本計画」という。）を立案し、水質審議会の議を通じて、これを決定する。

経て、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により調査基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

（指定水域及び水質基準）

第五条 経済企画庁長官は、公共用水域のうち、当該水域の水質の汚濁が原因となつて人の健康を保護し、若しくは生活環境を保全するうえで看過し難い影響が生じ、若しくは関係産業に相当の損害が生じてゐるもの又はそれのおそれのあるものを、水域を限つて指定水域として指定する。

2 経済企画庁長官は、指定水域を指定するときは、当該指定水域に係る水質基準を定めなければならない。

3 前項の水質基準は、第一項の指定の要件となつた事實を除去し又は防止するため必要な程度をこえないものでなければならぬ。

4 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、水質審議会の議を経なければならない。

これらを変更しようとするときも、同様とする。

（意見聴取）

第六条 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(公示等)

**第七条** 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるときは、当該指定水域及び水質基準を公示するとともに、その旨を関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

これらを変更するときも、同様とする。

**2** 指定水域の指定及び水質基準の設定並びにこれらの変更は、前項の公示によつて、その効力を生ずる。

(関係行政機関等の義務)

**第八条** 前条第一項の通知を受けた関係行政機関の長は、指定水域の水質の保全に関する事項に係る事務を処理するにあたつては、当該指定水域に係る水質基準を尊重して、しなければならない。

**2** 指定水域については、関係都道府県知事は、当該指定水域の水質の汚濁の状況を把握するため必要な測定を行なうものとする。

(遵守義務)

**第九条** 排出水を排出する者は、当該指定水域に係る水質基準を遵守しなければならない。

(資料の提出の要求等)

**第十条** 経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

**2** 経済企画長官は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるとときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、勧告することができる。

**3** 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済企画庁長官に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域の水質の保全に関し意見を述べることができる。

(調査に対する協力)

**第十二条** 経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定め、並びにこれらを変更するために、その職員又はその委嘱した者に公用用水域の水質に關し調査させる場合には、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

### (政令への委任)

**第十三条** 経済企画庁に、水質審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一、調査基本計画の決定及びその変更に關すること。
- 二、指定水域の指定及びその変更に關すること。
- 三、水質基準の設定及びその変更に關すること。
- 四、前三号に掲げるもののほか、公用用水域の水質の調査その他公用用水域及び地下水の水質の保全に関する重要事項に關すること。

### (組織)

**第三章 水質審議会**

(水質審議会)

**第十四条** 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者から、経済企画庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第十五条** 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第十六条** 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選によつてこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第十七条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、経済企画庁長官が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十九条 審議会の庶務は、経済企画庁国民生活局において処理する。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1、この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第四章の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）抄

(施行期日)

1、この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一日法律第一〇八号）抄

(施行期日)

1、この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

7、この法律の施行前に、公共用水域の水質の保全に関する法律第二十一条、大気汚染防止法第二十二条又は騒音規制法第十六条の規定

### (三) 工場排水等の規制に関する法律

(昭和三十三年十二月二十五日)  
法律第三百八十八号

注 昭和四五年一二月二五日法律第一三八号により廃止

(目的)

第一条 この法律は、製造業等における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造業等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定施設」とは、製造業等の用に供する施設のうち、汚水又は廢液（以下「汚水等」という。）を排出するものであつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「汚水処理施設」とは、特定施設から排出される汚水等を処理するための施設及びこれに付属する施設をいう。

4 この法律において「工場排水等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排される水をいう。

5 この法律において「公共用水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）第三条第一項に規定する公共用水域をいう。

6 この法律において「水質基準」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第三条第二項に規定する水質基準をいう。

7 この法律において「指定水域」とは、公共用水域の水質保全に関する法律第五条第一項に規定する指定水域をいう。

## (水質の保全)

第三条 特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用水域の水質の保全に心掛けなければならない。

## (特定施設の設置等の届出)

第四条 工場排水等を指定水域に排出する者は、特定施設を設置し、又は変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

一、氏名又は名称及び住所。

二、工場又は事業場の名称及び所在地。

三、特定施設の種類。

四、特定施設の設置又は変更に関する計画。

五、特定施設の使用の方法。

六、汚水等の処理の方法。

七、工場排水等の水質。

八、その他主務省令で定める事項。

## (経過措置)

第五条 一の水域が指定水域となつた際、現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この条において同じ。）であつて工場排水等を当該指定水域に排出するもの、又は一の施設が特定施設となつた際、現にその施設を設置している者であつて、工場排水等を指定水域に排出するものは、当該水域が指定水域となつた日又は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、前条各号（第四号を除く。）に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

## (特定施設の使用の方法等の変更の届出)

第六条 第四条又は、前条の規程による届出をした者は、その届出に係る第四条第五号又は、第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

ただし、工場排水等の水質の変更を伴わない場合、その他政令で定める場合は、この限りでない。

一、特定施設の使用の方法又は汚水等の処理の方法。  
二、工場排水等の水質

## (汚水等の処理の方法の計画の変更等の命令)

第七条 主務大臣は、第四条又は前条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、汚水等の処理の方法に関する計

画の変更を命ずることができる。

2 主務大臣は、第四条の規定による届出があつた場合において、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては、当該工場排水等の水質を当該水質基準に適合させることができると認めるとときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、特定施設の設置又は変更に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

## (実施の制限)

第八条 第四条又は第六条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは変更し、又は特定施設の使用の方法若しくは、汚水等の処理の方法を変更してはならない。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

## (使用開始の届出)

第九条 第四条は第六条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は汚水処理施設の設置又は変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第四条又は第五条の規定による届出をした者は、その届出に係る第四条第一号若しくは、第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

## (承継)

- 第十一條 第四条又は第五条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第四条又は第五条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは、合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
  - 3 前二項の規定により第四条又は第五条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- (汚水等の処理の方法の改善等の命令)

第十二条 主務大臣は、工場排水等の水質が当該指定水域に係る水質基準に適合しないと認めるときは、その工場排水等を指定水域に排出する者に対し、期限を定めて、汚水等の処理の方法の改善、特定施設の使用の一時停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水質の測定)

第十三条 工場排水等を指定水域に排水する者であつて政令で定めるものは、主務省令で定めるところにより、その工場排水等の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

(立入検査)

第十四条 主務大臣は、指定水域の水質の保全を図るために必要な限度において、その職員に、工場排水等を指定水域に排出する者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、特定施設、汚水処理施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第十五条 主務大臣は、公共用水域の水質の保全を図るために必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、その特定施設の状況、汚水等の処理の方法又は工場排水等の水質に関し報告をさせることができる。

(国の援助)

第十六条 国は、汚水処理施設の設置を促進し、公共用水域の水質の保全に資するため、汚水処理施設の設置又は、改善につき必要な

資金の確保、技術的な助言、その他の援助に努めるものとする。

(技術の研究)

第十七条 主務大臣は、特定施設から排出される汚水等の処理を適切にするため、これに関する技術の研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第十八条 刪除

(異議申立ての手続における聴聞)

第十九条 主務大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、異議申立て人に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。
- 3 聽聞に際しては、異議申立て人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十条 刪除

(主務大臣)

第二十一条 この法律において主務大臣は、特定施設の種類ごとに政令で定めるところにより、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は運輸大臣とする。

- 2 この法律において主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令とする。

## 四 区町村会法

(明治十三年四月八日  
太政官布告第十八号別定)

- 第一条 区町村会ハ其区町村ノ公共ニ闇スル事件及ヒ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス
- 第二条 区町村会ノ規則ハ其ノ区町村ノ便宜ニ從ヒ之ヲ取設ケ府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシ
- 第三条 数区町村聯合会ヲ開クトキハ其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メ府知事県令（戸長ハ郡区長ヲ経テ）ノ指揮ヲ乞フコトヲ得  
 第五条 数区聯合ノ評決ハ区長之ヲ施行シ数町村聯合会ノ評決ハ地方ノ便宜ニヨリ戸長又ハ郡区長之ヲ施行ス若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ總テ前条ノ手續ニ從フヘシ  
 第六条 郡区長ニ於テ町村会若シ法ニ背クコトアルトスルトキハ之ヲ中止シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メテ知事県令ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第七条 府知事県令ニ於テ区町村会聯合会若シ法ニ背クコトアルトキハ之ヲ中止スルコトヲ得又之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得  
 第八条 水利土工（公共ノ水利土工ニシテ全町村ノ利害ニ関係セズ或ハ數町村ノ幾分ノミ其利害ニ関係スルモノ又ハ利害ニ関係ナキモ從来組合ノ慣行アルモノヲ云）ノ為町村会ノ決議ヲ以テ其関係アル人民若クハ町村ノ集会ヲ要スルトキハ其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ府知事県令ノ裁定ヲ受ケヘシ

第九条 前条ニ掲ケタル集会評決ノ施行及其取締ハ第四条ヨリ第七条迄ノ手續ニ從フヘシ  
 第十条 第三条及第八条ニ掲ケタル集会ヲ要スルトキ其關係アル区町村若クハ人民中異議アリ其集会ニ応セサルトキハ府知事県令之ヲ府県会ニ付シ其決スル所ニ依リ之ヲ定ムヘシ  
 但府県会ノ閉会ニ當リ其開会ヲ待ツヘカラサルトキハ府知事県令之ヲ決定スルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ開会ニ於テ報告スヘシ

## （五）水利組合法

（明治四十一年四月十三日）沿革（大正十五年六月改正）

### 第一章 総則

第一条 水利土功ニ關スル事業ニシテ特別ノ事情ニ依リ府県其ノ他ノ地方公共団体ノ事業ト為スコトヲ得サルモノアル場合ニ於テハ水利組合ヲ設置スルコトヲ得

### 第二条 水利組合ハ法人トス

第三条 水利組合ノ組合規約ヲ設ケ組合ニ關スル重要ノ事項ヲ規定スヘシ  
 第四条 水利組合ハ分ケテ左ノ二種トス  
 一、普通水利組合  
 二、水害予防組合

第五条 普通水利組合ハ灌漑排水ニ關スル事業ノ為設置スルモノトス

第六条 普通水利組合ハ組合事業ノ為利益ヲ受クル土地ヲ以テ区域トシ其ノ区域内ニ於テ土地ヲ所有スル者ヲ以テ組合員トス但シ旧慣アルモノハ其ノ旧慣ニ依リ区域ヲ別スルコトヲ得

第七条 水害予防組合ハ水害防禦ニ關スル事業ノ為設置スルモノトス

第八条 水害予防組合ハ水害ヲ受クヘキ土地ヲ以テ区域トシ其ノ区域内ニ於テ土地、家屋及組合規約ニ指定スル工作物ヲ所有スル者ヲ以テ組合員トス但シ旧慣アルモノハ其ノ旧慣ニ依リ区域ヲ別スルコトヲ得

第九条 水害予防組合ニ於テ其ノ区域全部ニ涉リ灌漑排水ニ關スル事業ノ必要アルトキハ組合会ノ議決ニ依リ府県知事ノ許可ヲ得テ其ノ事業ヲ兼営スルコトヲ得  
 前項ノ場合ニ於テ灌漑排水ノ事業ニ關スル部分ニ付テハ普通水利組合ノ規定ヲ準用ス

## （六）耕地整理法

（明治四十二年四月十三日）沿革（明治四十三年四月法律第四四号、大正三年三月第三二号、八年四月第四〇号）

### 第一章 総則

第一条 本法ニ於テ耕地整理ト称スルハ土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本法ニ依リ左ノ各号ノニ該当スル事項ヲ行フヲ謂フ  
 一、土地ノ交換、分合、開墾、地目変換其ノ他区別形質ノ変更、湖海ノ埋立、干拓若ハ道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ変更廃置

又ハ之ニ伴フ灌漑排水ニ関スル設備若ハ工事

二、前号ノ事項施行ノ為若ハ施行ノ結果必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ設備又ハ其ノ維持管理

三、開墾又ハ湖海ノ埋立若クハ干拓ニ依ル耕地整理ニ付隨シテ行フ整理施行地ノ利用ニ關スル必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ施設

四、前三号ノ事項ニ関シ必要アルトキ国・道府県・市町村其ノ他公共団体ノ認可ヲ得テ行フ當造物ノ修繕

第二条 本法ニ於テ關係人ト称スルハ整理施行地ニ付所有權以外ノ登記シタル權利ヲ有スル者（抵当証券ノ發行アリタルトキハ其ノ所持人）ヲ謂フ

第二条ノ三、公有水面埋立法ニ依リ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ土地ノ所有者ト見做ス

第三条 耕地整理ヲ施行セムトスルトキハ設計書ヲ作り關係人ノ同意書並第二条ノ二ノ場合ニ於ケル土地ノ所有者及貸貸人ノ同意書ヲ添ヘ數人共同シテ施行セムトスルモノニ依リテハ尚規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ關係人ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第五条 整理施行地ノ所有者ニ属スル耕地整理ニ關スル權利義務ハ土地ノ所有權ト共ニ其ノ承継人ニ移転ス

## 第二章 耕地整理組合

### 第一款 総則

第四十一条 耕地整理ヲ施行スル為必要アルトキハ耕地整理組合ヲ設立することヲ得

#### 耕地整理組合ハ法人トス

第四十二条 耕地整理組合ハ整理施行地ヲ以テ其ノ地区トス

第四十三条 左ニ掲クル土地ハ之ヲ耕地整理組合ノ地区ニ編入スルコトヲ得ス但シ第一号乃至第三号ノ土地ニ付テハ主務官庁又ハ公共團体ノ認許、第四号乃至第八号ノ土地ニ付テハ土地所有者、關係人及建物ニ付登記シタル權利ヲ有スル者（抵当証券ノ發行アリタルトキハ其ノ所持人）ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

#### 一、御料地・国有地

#### 二、官ノ用ニ供スル土地

三、道府県、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團体ノ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

#### 四、名勝地・旧蹟地

#### 五、古墳墓地・墳墓地

#### 六、社寺境内地

#### 七、鉄道用地・軌道用地

#### 八、建物アル宅地

前項ノ場合ニ於テ抵当証券ノ所持人ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ地方長官ノ認可ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十五条 耕地整理組合設立ノ認可アリタルトキハ其ノ地区内ニ土地ヲ所有スル者ハ總テ之ヲ組合員トス但シ第十一条第一項ノ土地ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六条 耕地整理組合ノ名称中ニハ耕地整理組合ナル文字ヲ用ウヘシ

## 七 漁業法

（抜）

（明治四十三年四月二十一日）沿革（昭和八年三月同第三三号改正）

第一条 本法ニ於テ漁業ト称スルハ營利ノ目的ヲ以テ水産動植物ノ採捕ハ養殖ヲ業トスルヲ謂フ

本法ニ於テ漁業者ト称スルハ漁業ヲ為ス者及漁業權又ハ入漁權ヲ有スルモノヲ謂フ

第四条 漁具ヲ定置シ又ハ水面ヲ區別シテ漁業ヲ為スノ權利ヲ得ムトスル者ハ行政官庁ノ免許ヲ受クヘシ其ノ免許スヘキ漁業ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第五条 水面ヲ專用シテ漁業ヲ為スノ權利ヲ得ムトスル者ハ行政官庁ノ免許ヲ受クヘシ其ノ免許スヘキ漁業ノ種類ハ前項ノ免許ハ漁業組合カ其ノ地先水面ノ專用ヲ出願シタル場合ノ外之ヲ與ヘス

第七条 漁業權ハ物權ト見做シ土地ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一条 漁業權者ノ有スル水面使用ニ關スル權利義務ハ漁業權ノ処分ニ從フ

第十六条 漁業權ノ存続期間ハ二十年以内ニ於テ行政官庁ノ定ムル所ニ依ル但シ第二十四条第一項ノ規定ニ依リ又ハ第三十四条ノ規定

ニ基ク命令ニ依リ漁業ヲ停止セラレタル期間ハ之ヲ算入セス

第三十四条 地方長官ハ水産動植物ノ蕃殖保護又ハ漁業取締ノ為主務大臣ノ認可ヲ得テ左ノ命令ヲ発スルコトヲ得

二、水産動植物若ハ其ノ製品ノ販売又ハ所持ニ閑スル制限若ハ禁止

三、漁具又ハ漁船ニ閑スル制限若ハ禁止

四、漁業者ノ数又ハ資格ニ閑スル制限

五、水産動植物ニ有害ナル物ノ遺棄又ハ漏泄ニ閑スル制限又ハ禁止

六、水産動植物ノ蕃殖保護ニ必要ナル物ノ採取又ハ除去ニ閑スル制限若ハ禁止

七、水産動植物ノ移植ニ閑スル制限又ハ禁止

主務大臣ニ於テ前項ノ制限又ハ禁止ヲ為スノ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第四十三条 漁業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一、水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他漁場ノ利用ニ閑スル施設

二、船溜、船場場、漁礁其ノ他組合員ノ漁業ニ必要ナル設備ノ設置

三、組合員ノ漁獲物其ノ他ノ生産物ノ加工、保藏、運搬又ハ販売ニ閑スル施設

四、組合員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ資金ノ供給ニ閑スル施設

五、組合員ノ遭難防止双ハ遭難救恤ニ閑スル施設

六、前各号ニ掲タルモノノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

前項ニ掲タル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

## (八) 漁業関係諸規程

### 1、雑税規則

明治八年一月二十五日

岩手県第四号

海川漁及ヒ諸職業、諸問屋等是迄免許ヲ受ケ、税額ノ上行ヒ來候諸稼向其筋同濟ノ上本年ヨリ別紙雜稅改定規則之通改正候条一年限免許稼向ハ勿論年期在之分モ最前渡置候鑑札返上、更ニ規則第十五条願難形之通相認メ一年稼ノ者ハ稼鑑札年季稼ノ者ハ株鑑札並稼鑑札兩様共受取方規則第七条 第八条期限之通可願出 若無鑑札ニテ密稼致シ候者有之ニ於テハ屹度所置可及候条闇之儀無之様可相心得此段相達候事

但 清酒 濁酒 味醡 白酒 銘酒 烧酎 醬 麴 紹油 牛馬壳賣 鳥獸獵 商船 漁船 僕婢 車馬 駕籠 遊船 生糸  
其外印紙 蚕種印紙 鉢山 淀泊稅 振駒茶屋 貨座敷 芸者 飯盛 諸興業ハ是迄之通りタルヘキ事

岩手県令 島惟精

### 雑税改定規則

#### 第一条

一、年季ヲ極メ税額ヲ定メ株式ヲ与フル稼向ニ對シ其年季ノ長短ト税額ノ多少ト株式ノ免許トヲ保証スル為相渡候ヲ株鑑札ト名ツク  
ク此鑑札ハ無税ニテ下渡候事

#### 第二条

一、稼方ノ免許ニ對シ其免許ヲ保証スル為相渡候ヲ株鑑札ト名ツク  
此鑑札ハ年々税金ト交換下渡候事

#### 第三条

一、株鑑札ハ年季ト税額ト株式トヲ保証スル為相渡候儀ニ付策石 建木其地場所ヲ限リ器械ヲ設ケ取行ヒ候稼向ニ限リ下渡候事

#### 第四条

附録

一、稼鑑札ハ稼方ノ免許ヲ保証スル為メ相渡候儀ニ付一年稼ノ者ハ勿論年季ヲ定メ株鑑札ヲ願受候者ト雖モ其稼方ハ此鑑札願受候上著手可致事

第五条

一、株鑑札ヲ願受候者 共稼期節ニ至リ候迄稼鑑札モ願出ス亦休業モ不願出ニ於テハ其者ノ等閑ヨリ空シク其場所ヲ塞キ物産興隆ノ妨ケヲ為シ候儀ニ付株鑑札取揚ケ餘人へ稼方申付候事

第六条

一、株鑑札ヲ願受候者 共稼期節ニ至リ候迄稼鑑札モ願出ス亦休業モ不願出ニ於テハ其者ノ等閑ヨリ空シク其場所ヲ塞キ物産興隆ノ閑打過候ハ最前渡置候株鑑札取揚ケ右稼方明キ株相成候旨頒布オヨヒ他ノ願人へ株式免許稼方申付候事

第七条

一、稼方ノ利潤年分平等ノ所得アル業ハ稼人ノ都合ニヨリ前年十二月一日ヨリ其年六月三十日迄ノ内願出税金上納稼鑑札受取可申事

第八条

一、稼方ノ利潤年分平等ノ所得アル業ハ稼人ノ都合ニヨリ前年十二月一日ヨリ其年六月三十日迄ノ内願出税金上納稼鑑札受取可申事

第九条

一、年分平等ノ利潤アル稼向ハ六月三十日ヲ以テ前後ノ境界ト定メ六月三十日後稼方願出候者ハ前半ヶ年ノ税金上納三不及六月十日前休業 痞業願出候者ハ後半ヶ年ノ税金割戻候事

口、県税徵收 達

明治八年十二月二十三日

岩手県第二七九号甲

県税徵收之儀

其筋達之趣モ有之取調中ニ付追テ相達候儀モ可有之候得共差向海川場所ヲ限ルノ漁業

是迄免許致置候分年季之儀ハ一月ヨリ十二月迄ヲ一ヶ年ト相定來候所向後七月ヨリ翌年六月迄ヲ一期ト改定候可得其意就テハ是迄稼株免許鑑札相渡本年限免許之分ハ来九年六月迄本年より向二ヶ年季免許之分ハ十年六年其底右ニ準シ半ヶ年ツツ延期候条満限之年七月季明ト相心得 年季中ハ鑑札書換可願出候尤来九月一日より六月迄之税納左之通相心得稼鑑札願受可申此段更ニ相達候事

記

一、鮭建網 鮭地引網 鮭留

是ハ冬ヨリ翌年春ニ跨候稼方ニテ本年税納ハ乃チ來九年春漁迄之収利ヲ見積候儀ニ付九年二限一月ヨリ六月迄半ヶ年分ハ税納二不及七月以後ハ更ニ全年分税納之上稼方可致事

一、鱈留  
一、鮭建網

是ハ春夏ニ編属スル漁稼ニテ其収益ハ一月ヨリ六月迄之間ニ有之ニ付 来九年二限半ヶ年分ト雖モ税ハ全額可相納七月以後ハ更ニ余年分税納之上稼方可致事

一、築留

是ハ収益春秋雨季ニアル稼ニ付來九年二限一月ヨリ六月迄之税金ハ半ヶ年分可相納七月以後ハ更ニ全年分税納之上稼方可致事

是ハ収利秋季ニ編属スル稼方ニ付來九年二限一月ヨリ六月迄之分ハ税納三不及 七月以後ハ更ニ全年分税納之上稼方可致事

八、河海漁業心得

明治十年十二月

岩手県河海漁業心得書

第一条

一、一期免許漁業ハ出願ニ応シ鑑札可下渡尤漁業季節ヲ異リ候ハバ直チニ鑑札返納可致候事

第二条

一、同上ノ内鮭巻持網 鮭鍵 クキ瀬ハ川筋一町鮭巻持網ハ其場一所ヲ稼場ト相定候事  
但 鮭鍵 クキ瀬ハ川筋一町鮭巻持網ハ其場一所ヲ稼場ト相定候事

第三条

一、年季免許漁業ハ五ヶ年ノ年季ヲ定メ株鑑札可下渡尤満限ノ節ハ広ク入札ノ上高札ノ者ヘ免許可致二付其年七月三十一日限株鑑札

第四条  
返納可致候事

一、同上年季中若シ事故有之カ又ハ収利薄クシテ營業見込難相立節ハ年季中タリトモ廢業致候儀不苦其節ハ當業季節三ヶ月前願出株鑑札返納可致事  
但シ三ヶ月前不願出トキハ就業ノ有無ニ拘ハラス税納可致事

## 第五条

一、新三漁場開業見込有之者ハ税額入札ヲ以可願出調査ノ上差支無之候ハバ更ニ入札可相達候事  
但 漁場新開非常ノ功勞アルモノハ其事業調査ノ上直チニ興業ノ者へ免許致候儀モ可有之事

## 第六条

一、同上出願ノ節ハ所轄戸長へ申出戸長ニテ地元差支有無取調示談書添可願出事  
但 示談書差出方渋滞ニテ營業季節等ニ拘リ候儀有之節ハ其旨書面ヲ以本人ヨリ直ニ可願出事

## 第七条

一、第二条 第四条ニ掲載スル場所ヲ限ル漁業出願ノ節ハ絵図面相添可願出許可ノ上ハ地元村吏立合標杭建置境置界紛シ無之様可致事  
但 漁小屋並納屋等官地ニ建築致候節ハ更ニ官地押借ヲ可願出事

## 第八条

一、海面漁業ハ其海岸ニテ区域ヲ定メ川筋漁業鮭留 鮭留ハ上流式拾間下流式百間 鮭留ハ上流式百間下流式拾間ヲ稼人ノ持場ト相定候事  
但シ鮭留 鮭留ハ川下 鮭留ハ川上何レモ十町以内ニ於テハ新留漁場出願候共免許不相成候事

## 第九条

一、漁場免許株鑑札ヲ受タル者其限内ニ於テ餘ノ漁業ヲ禁シ候共 譬ヘハ鮭漁稼ニ専ル季節ノ外ハ其漁場ヲ占ムルノ権利無之事

## 第十条

一、株鑑札ヲ受候者其稼季節ニ至迄鑑札モ不願受亦休業モ不願出ニ於テハ其者ノ妨ケヲ為シ候儀ニ付株鑑札取揚更ニ入札可相達事

第十一条  
一、留漁場免許ヲ受候者ハ從ヒ年季中タリトモ船路取開等ノ差支有之節ハ稼方差止候儀可有之其節ハ速ニ留場取扱旧形ニ復シ返上可致事

## 二、魚漁方の概要

## 一、漁期

北上川における淡水魚類の漁期等は、第二章その他において既に述べる如く他の河川と異なるところではなく、それぞの魚類の繁殖期あるいは活動期における遡上、下降等の時期において行なわれるが、漁獲等の期節は古来藩制等に定められるところであり、明治維新後は、その地域行政庁によつて定むるところである。更に、岩手県は条例、規程等を設け乱獲を防止し、消極的ではあるが、保護育成等が行なわれている。

鱈漁は、寒風の吹き残る早春に行なわるところである。天明五年二月一九日（陽曆三月）漁船造立願書の中では「鱈獵時節罷成云々」<sup>(9)</sup>とある。

昭和初期においては沿岸の至る所で鱈網漁が行なわれているが、北上川中流部においては待網によつて漁獲を行つてゐる。その漁期を岩手県は、明治一五年において三月より八月までと定めている。

丸太魚、くき等の漁は、延宝二年（一、六七四）四月七日（陽曆五月）南部藩は、中津川等におけるくき漁の川岸奉行<sup>(10)</sup>を申付けてゐる。

網による漁が盛んに行なわれている。

岩手県は、その漁期を四月より六月までと定め、漁業鑑札を交付し、漁を行なわせている。

又、夏の味覚として珍重される鮎は六月頃よりさし網等にかかるが、七月中旬頃より八月上旬までが最盛期で、終漁は一〇月下旬（鮎築）頃に及ぶ、明治一七年岩手県は鮎の友釣を六月よりとして許可を与え、築漁を七月より稼動することとして許可している。しかし、その後に至り規則を改め七月一日を以って鮎漁を解禁<sup>せきじん</sup>としている。

鮎漁は秋期が通例であり、春夏の候等に鮎の漁獲される事は冷氣による凶作につながるところとして、県南地方北上川沿岸住民の間では非常に忌み嫌うところである。

しかるに、延宝三年（一、六七五）七月六日（陽曆八月頃）和賀郡立花村（北上市）において初鮎があげられている。これが北上川流域における鮎漁の最も早い期節に漁獲された記録である<sup>ゆき</sup>。

江戸初期において徳川幕府が南部藩に命じた献納品の一項目として、七月中に一番鮎の献納が定められており、年々献上するを佳例とするところである。

延宝三年には、立花村であげられた初鮎を、即日、早馬を以つて江戸へ発送しているのである<sup>ゆき</sup>。

その後、七月末に初鮎があげられたこともあるが、兎に角、七月（陰曆）中には鮎の初漁が行なわれているのである。

明治一六年改正の岩手県漁業採藻税規則によれば、鮎持巻網漁は七月（陽曆）より魚漁を許可し行なわせている。しかし、その他の漁法による鮎漁は総て九月より翌年二月までの六か月を漁期としているが、一一月下旬以降における魚漁は殆んどなく同時期を以つて終漁としている。

鰻漁は、春末から初まり夏の終り、又は、秋風の吹き始める頃まで主として筭（筒）を用いて漁獲している。

同じ様に筭を用いて行う漁に蟹漁がある。古くより、和賀、江刺、胆沢郡等の本川沿岸においては九月下旬より初まり、落葉の流れる秋末に至る数一〇日間の短い漁期によつて行われている。

更に、北上川における終漁は氷割漁であったのである。同漁の記録は天保七年一二月九日のものが残された記録としては最も古いが、その歴史は更に遡り藩政初期にも至るようである。漁獲はくき、はや、ふな等の小魚であり、収益を目的として始められた漁であろう。明治初期においては課税客体となつてゐる。しかし、魚族を絶滅する漁法として明治中期禁止されて以来、絶えて行なわれず、伝承も絶えようとしている。

## 二、魚漁

北上川流域は、甚だ広汎にわたりその面積は七、八六一平方糠余にも及び、幹川流路延長は一九五糠余に達し、古来、支川一千流と称されるところである。

これ等の支川流域の地形、地質等は左、右対象的で、左岸は、その一部に古成層を見る隆起準平原の女性的丘陵山地を形成し、右岸一帯は那須火山帯に属する火山群によつて形づくられる急峻な山岳が障壁の如く起立するところである。

従つて、これ等の山地より流出する支川の流速及び水質、河床材料等も、亦、甚しい相違があり、本川に及ぼす影響は更に、大なるものがある。

本川北上川は、宮城県登米郡中田町大泉より宮城、岩手両県境を経て、一関市郊外孤禪寺に至る延長約一八糠の狭窄部は、两岸起立する断崖であり、流速は稍々緩であるが、水深は深く二五メートルを記録する所がある。

更に、右支磐井川の合流する狐禪寺地先より上流、凡そ、四九糠の和賀川合流点付近までの、いわゆる北上川沿岸平野は、河川との比高が少く両岸は緩やかに河中にに入る。そして、常に水量は豊であり、河幅は広く水深も、亦、大であり、河床材料の多くは砂利である。

しかるに、和賀川合流点の北上市より上流においては、水量が少く浅流となり、更に、両岸壁立するところが多く河幅がせまく、河流は緩、急定まりがたく、尚且、河床岩塊が水面上までも突出するありさまで、河状は決して良好とは言い得ないところである。

又、零石川、中津川等の合流する盛岡市付近より上流部における本川に至つては、岩姫峡谷を始めとし、総体的に河幅が狭く緩流で、尚且、水深が浅く、俗に「乙女の如き川」と称される河川である。

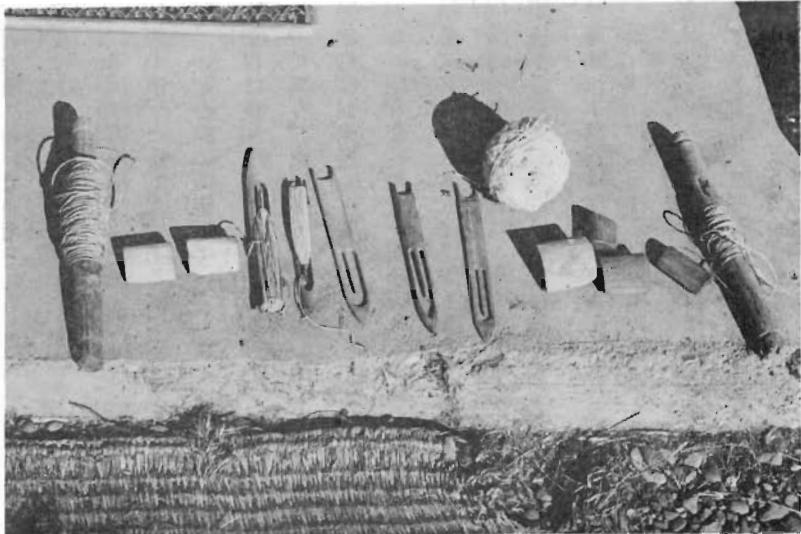
以上の如く北上川上流部（岩手県管下）における河状は、上流域、下流域における河状の相違は甚だ大なるものがである。

従つて、上、下流域各々の河状特質によつて生棲する魚類にも多少の相違がある。

一例にすぎないが、下流域における丸太魚、クキ等は上流域に少く、鱈は下流域に少い。蟹（モクズカニ）の捕獲は下流域に限られる等の相違があり、その漁獲の方法も亦、少なからず相違するところである。

和賀川合流点付近より下流域（旧伊達領）の本流は河幅が広く水深、水量等が多いところから河川内に構造物を設け魚漁を行うことは殆んど不可能である。

従つて、同地域における漁は舟を用いる網漁が主として行なわれ、浅流の支川の一部において徒渉による綱漁がわずかに行なわれている。



63 網 作 用 具

中央5点 網針  
両側 $\frac{2}{4}$ 点 木製網形  
両端各1点 浮木を利用した糸巻  
平泉町岩瀬欣治氏蔵



64 鉛 足 方 用 鑄 型

及川健之助氏使用

同地域において使用されるところの網は種類が多く、規模は大小様々である。

これ等の網を大別すれば、展開しつつ使用する大網、流網の類、一時的ではあるが、定置する「さし網」の類、一定の枠を固定している「さで網」等であり、大小の規模は使用する地区と漁獲を目的とする魚種、魚族によつて異り、漁師等が自ら作製し用いることが多く、網の素材は従来殆んど麻糸（自製）が用いられている。しかし、昭和年代に及び安価で入手の容易な綿糸網が併用されるに至つたのである。しかるに綿糸網は水切れが悪く柔軟性にとほしく、更に水を吸収し重量が重い等、取扱上の不便が多く、「さし網」等はいつしか網糸が用いられるに至つたのである。

これ等の網に用ゆる足方（錘）は、特定の網を除けば殆んど鉛錘、伸鉛等を用いていたが、その量は、使用場所の水流によって適宜調整し附けている。

足方に用いる鉛は領内産（宮城県細倉鉱山産）である



65 足 方 (錘)  
江刺市 高橋勇氏用  
江刺市 及川秀樹氏蔵

う）と伝承されている。しかし、藩政時代における鉛の使用については制限又は規制等が行なわれていたのであらうか？、多量の足方を必要とする大引網の如きは殆んど小石を用い、流し網には多少の加工をほどこした川原石が用いられている。更に、大形のさし網等においては小石、鉛玉を混交して用いている。

これ等の足方が総て鉛に替えられ用いられるに至つたのは明治末期より大正初期に及んだ豊漁期においてである。浮は総て桐材を用いているが、その形状、大小等は前者と同様、使用場所の水流、網及び足方の重量等を考慮して付けられている。

更に、和賀川合流点より上流域（旧南部領）は本支川共水量が少く、浅流であり、更に、所々に急流箇所等があり河状が悪く舟を用うるに不便である。

従つて、規模の大きい網漁は言うに及ばず漁師が自ら河中に入り網を布設する等の長時間にわたる水中の作業も困難であり、多くは築、簾留、巻持網等の構造物による魚漁が多く行なわれているのである。しかしるに、築、簾留等に使用される竹材は、殆んど南部領内に産する「だいみやうちく」が用いられ、巻持網の弦張材には竹を用いず細い杉長木を用いて自給自足による魚漁が行なわれているのである。

### 三、漁具及び漁法

古くより北上川において用いられた漁具を大別すれば次の如きである。

- (一) 網 大引網、小引網、流網、巻持網、テント網、待網、さし網、投網、追網、さで網、甚の他
- (二) 鍵 鰯鍵
- (三) 釣 釣針、空釣（がら掛け）

## (四) 紋

(五) 構造物 築、簀留等である。

## (一) 網

## イ、大引網漁

「是ハ多分、黒沢尻（北上市）・若柳（宮城県）辺ニテ大網ト唱ヘ五十間乃至百間程ノ網ヲ引、鮭ヲ漁シ、最モ経費、人夫ヲ費シ候江共漁利最モ多キ稼業之由」

とある。

大網の使用は鮭漁に限定されているが、その規模は北上川における魚漁中最大であり、且つ、漁の多い漁法で古くより行なわれたところである。

近世代において水沢館主留守氏は御請川（特権によつて許された漁場）の魚漁を田谷村（江刺市愛宕）百姓平十郎に委任して行なわせているが、同御請川の内、下河原村（水沢市佐倉河町）どうめき（百目木）<sup>かみ</sup>より舟場（同町字中谷木）迄の間にて西側片川（右岸）に出羽守殿が大網一統を加えられたい（割込み）と家臣を遣し申込んでいるのである。留守氏方の重臣達は、平十郎を参加させて漁を行うにおいては、当人にも異議ないことであろうと、次の如く申し送つてゐる。（小泉文書）

北上川鮭漁依頼

昨日者御細書改拝見候、然者出羽殿恩ニ可付致鮭川近所に所持不被申候ニ付、下川原村どうめき上より舟渡迄西片川之所大網一双被相加候様致度川役之儀者河程成共可被相出候間相加候様ニ先頃被鈴木四郎左エ門方石井又左エ門方へ内内申遣候左候得者右下河原村どうめきより舟渡迄先年より田谷村獵師平十郎と申者網主ニ被仰付只今徹引放被成候儀御指支御座候間出羽殿懃ニ被罷出候ハバ何時成共指支不申候間毎度ニ右獵師平十郎方へ相通網舟共ニ被相用勝負之魚之分者懃ニ被致候様ニと主殿様御内内思召候段致被承知候、平十郎と申者網主ニ「御座候」被仰付置只今引放申儀指支申儀御座候由御紙面ニ御座候其段平十郎召放此方一円自由川ニ被致度とく儀も願無御座候、平十郎方ニ而も大あみ平十郎相加り候儀指支不申儀ニ候ハバ平十郎方相加リ大網一双分相入鮭役も何程成共相出、出羽殿近所にも御座候間慰川ニも被致度と先頃内内其元江為御相談被申越候處右河井高寺村川下河原右三ヶ所之川より御献上之子籠指上候川ニ而指向被指置候品々被仰遣候趣出羽殿江義申聞候處御川之御指文ニハ無之上江被指上候御獻上等之御指支ニ罷成候者無之余儀事被存候乍去被罷出候儀者何時ニ而も指支不申由主殿様より色々被為入申念貴様方へ被仰付之趣委御紙面之趣出羽殿へも申用候處御念之御事満足被致候昨日御挨拶可仕候處ニ出羽殿指當用事取込被申ニ付申聞様只今如是御座候

以上

九月七日（藩政後期）、七四〇頃）

小泉三太夫様

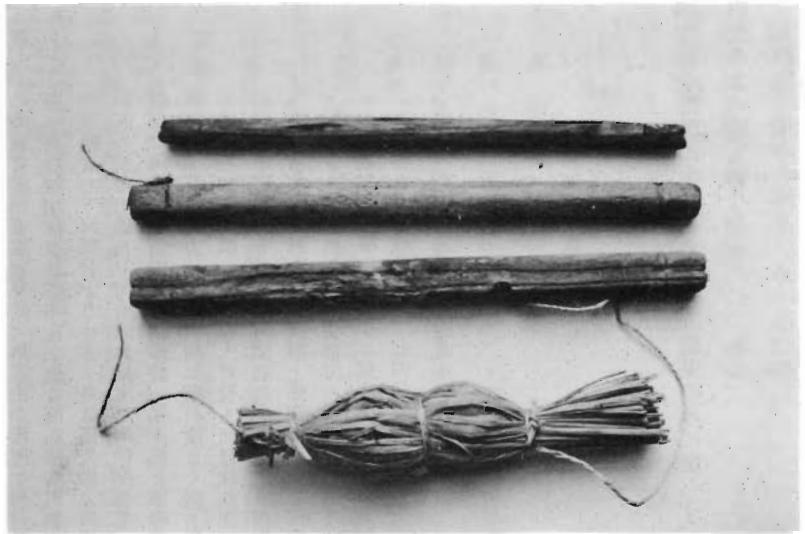
（江刺市提供）

とあり漁民が生活の為に行なう漁業のみに限らず、地頭等は、半は營利のために漁場を委せてゐるのである。更に、娛樂のために行なわれたのである。

大網漁に用ゆる網及び舟は次の如し、

斎藤 次左衛門  
遠藤 源右衛門  
小幡 勘助  
後藤 惣左衛門

網一反を以つて一統と言ふ、	一反（一枚）
長さ三〇尺（約九米）	丈（幅）一尺（三、五米）
網目一尺二付五節半（一目一寸八分（五、四 厘））	網目一尺二付五節半（一目一寸八分（五、四 厘））
綱麻繩上部用（浮側）径一、三分（五耗）一筋	綱麻繩上部用（浮側）径一、三分（五耗）一筋
下部用（足方側）径二、五分（八、二耗）	下部用（足方側）径二、五分（八、二耗）
浮桐材を用う	浮桐材を用う
長さ約一尺（三〇厘）径五分（一、六厘）一寸二分（約四厘）	長さ約一尺（三〇厘）径五分（一、六厘）一寸二分（約四厘）
足方小石二つをわらづとに入れて用ゆ一か所分重量約八〇匁（三〇〇瓦）	足方小石二つをわらづとに入れて用ゆ一か所分重量約八〇匁（三〇〇瓦）
漁舟中形一艘	漁舟中形一艘
網を積み、更に、展開するに用い、船頭は漁師仲間のうち次席の者が当る。乗員數三、四人	網を積み、更に、展開するに用い、船頭は漁師仲間のうち次席の者が当る。乗員數三、四人



66 大網用浮及び足方 岩渕東助氏使用

し、更に網の末端に結んだいな（引綱）を伸しながら半円を画くよう下流側の川原に漕ぎよせる。川原で待期する引手（一〇人乃至一五人）はいなを引き網を川原に引き寄せ水際で鮭と乱闘の末、魚獲する勇壮な漁である。

### 漁期

秋彼岸数日前より初め、一月（旧暦）中、下旬を以つて終漁する。

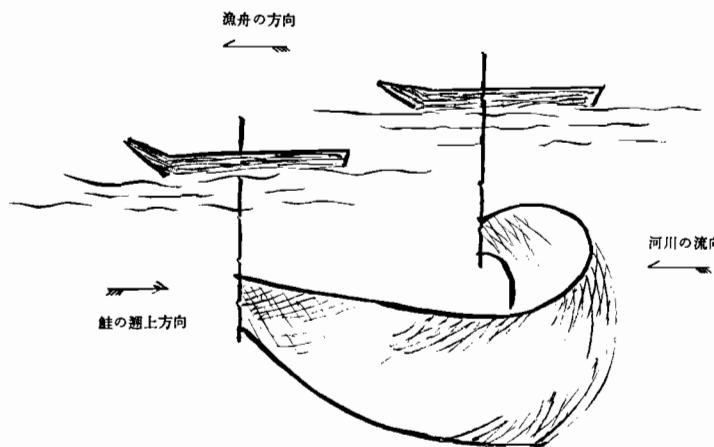
### 魚漁儀礼

旧暦一月二〇日のゑびす溝には「網とき」と称し、従事者一同会して祝事を行う。



67 大網 岩渕欣治氏藏

## 居縄網の図



「是、居縄網ト唱、一、三間乃至五間位ノ網ヲ引、鮭、鱈ヲ漁シ、船二艘相用候、最、右税額之外漁船税四拾錢ヲ納候之由」とあり、鮭漁の一漁法で、網の名称を居縄網と言ひ、両端がせまく中央部が広く、たるみのある紡錘形に近い形の網であり、漁舟によるもののか、漁師が徒涉して用いる手持用がある。

網 一統は一枚を称す

舟持用	長さ	八間（一四、四米）最大形
幅		両端部一尺（三〇纏）
中央部	二二尺（三、六米）	
網目	四節（一目二寸五分（七、五纏）	
支え竹	二本	長さ一二尺（三、七米）
小形漁舟	二艘	
舟持用	長さ	三間（五、四米）
幅		両端部一尺五寸（四五纏）
中央部	五尺（一、五米）	
網目	四節半（一目二寸二分（六、六纏）	
支竹	二本	長約一〇尺（三、三米）

二艘の漁舟各々に船頭一、網持一名づつ乗船し、竹竿に網の両端

を結び、竿を水中に倒立して支持し、舟二艘が平行して河心を漕ぎ下る。網に鮭の掛る手答に応じ急速に二船の間隔を絞つて捕獲する。

#### 漁期

秋期鮭の遡上最盛期において行なうが、一日数一〇回反復し同一地域で行なわれる。

(註) 仙台藩租稅要略は小引網漁と居縄網漁とを別とするが、岩手県漁業規則は同一として課稅するところである。  
2 仙台藩における小引網については伝承が絶えて明らかでない。  
3 漁業従事者は鮭漁中で最も意欲の持てる漁と言う。

記録保持者 花巻市 小原盛人氏

#### 八、流網漁

北上川中、下流部等において行なわれた鮭漁の一漁法であり、俗に、流し網と称されたところである。

網 一統は一枚を言う。

長さ	一〇間（一八米）
丈（幅）	一〇尺（約三米）
網目	五節半
綱	一目一寸八分（五、四纏）

浮綱（上部） 网綱（下部） 共大引網と同じ

桐材及樽 長さ一尺（約三〇纏） 径約二寸（六纏）

浮樽

附 錄

足方 川原石を加工せるもの及穴あき石が用いられている。

舟 小形 一艘 乗船員 一～二人

### 漁法

水深の大きい流速の早い場所で行なわれた。網を流に対し直角方向に河心に向け張り出し、先端部及び中間等に浮樽を結び網を流し、更に、網の一端を保持する人は網の流れに従つて川原伝いに下流に降り、溯上する鮭を捕獲する。

### 漁期

鮭の溯上が最も多い仲秋の頃に行なわれた。

(註) 適当の漁場が少く、更に、施設費の割合に漁獲量が少いため北上川沿岸から比較的早く姿を消した。

資料(浅欠)所蔵 江刺市 及川芳男氏

### 二、巻持網漁

「是ハ多クハ花巻辺ニテ川端ニ小屋ヲ懸置、鮭、鱒ノ至ルヲ待、網ニテ漁ルモノ前同断」

とあり、花巻付近に限り行なわれた漁法であり、広く一

般に行なわれたところではなく、北上川の河川状況により地域的に行なわれたところであつて、特殊とするところである。網の形状等は、四ツ手網に近似するところである。

網 一統は一枚であり、課税は一ヵ所を単位としている。

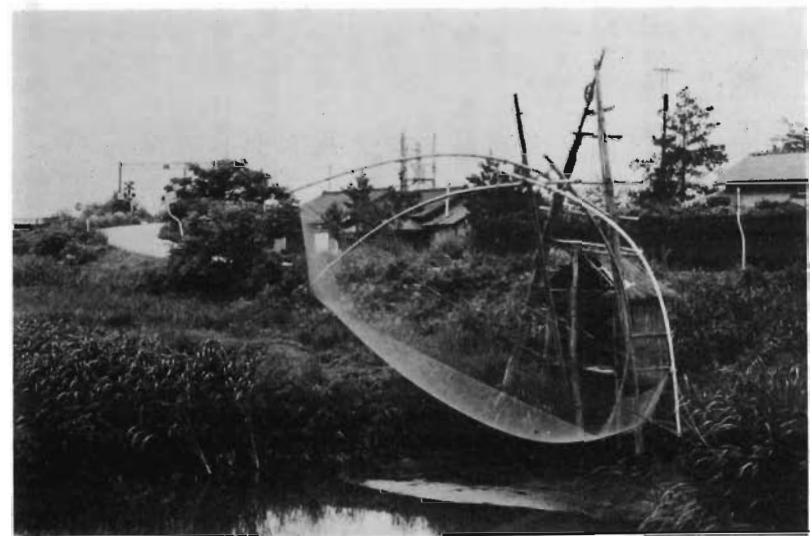
中袋(身網)	三間×三間(約五、五米平方)
長さ及幅	四節 一目二寸五分(約七種)
網目	三節半一目約二寸八分(約八、五種)
桓網	身網の一边に同じ
長さ	二尺(六〇種)
高さ(丈)	張木 杉の細長木
網目	長さ 二間半～三間 四本
	浮、足方を要せず

### 漁法

北上川右岸花巻市成田(旧成田村)北上市二子(旧二子村)等の河岸に小屋(櫓高さ三〇尺(九メートル)内外、河岸の高に応ず)を仮設し、挺子の応用によつて網を河中に沈め、期を見て滑車を使ひ急いで引き揚げる所以ある。

岩手県は、明治一三年六月一七日鮭大引網漁等と共に課税客体とし、

「場所ヲ限リ一期(自七月至翌年六月)毎ニ免許スルモノトス但税額ハ年々入札法ヲ以テ之レヲ定ム」としている。



68 四ツ手網

宮城県伊豆沼所見

更に、大正五年一二月一〇日漁業税採藻税規則の改正に当り、一統に付年税額金二円を課しているのである。

## 漁期

県税規則による免許期間は越年する通年と定めているが、花巻付近において魚漁するところは鮭が主であつたから殆んど初秋から晩秋までであり、雨後の出水時（濁水）に限り漁が行なわれたのである。

従つて、施設費に比し漁が少く採算不能のことが多く、施業者の多くは税金の納付に事欠き廃業するところであるから資料が残されて居ない。

（註）昭和初期において、前記の地区（成田、二子等）において四統が稼働していた。

記録保持者 花巻市 小原盛人氏

## 木、テント網漁

「鮭ノ通りへ待網ヲ仕掛け袋網ニテ漁ルセモノ」とあるが、網の名称は「たご網」「モモ引網」等とも称されるもので、帶状に長いはな網数枚と、捕獲用の数本の袋状に分れた袋網等を以つて一統とする。

## はな網（待網）

網	一統は一枚であるが、一張とも言う。
長さ	一枚（九米）
幅	三尺（九〇厘）
網目	五、五節（六節）一目一寸七分（八分）（約五厘）
足方	鉛鉢
重量	（一箇）三五五匁目（約一瓦）一九瓦
浮	桐材

長さ	八寸（二四厘）	径 一寸（三 厘）
<b>袋網（もも引網）</b>		
網	（口部）四間（七、二米）	
長さ	口部高一尺五寸（四五厘）	
袋數	一二本（六本）	
足方、浮	浮を要せず	

## 漁法

水深の少ない流速の早い所で行なわれる鮭漁において使用される網漁である。

網の使用法は、先づ、はな網を河岸より流心に向つて打つた杭に支持し、逆階段状に流心部程下流に位置する様に固定し（桓根状に張る）、遡上する鮭の進路を遮る、はな網に添うて冲合に逃る鮭をはな網の末端に布設してあるところの袋網に追い込み捕獲する。

漁獲は、早朝（東天の白みかけた頃）に行なわれるが、約一時間程度で終了する。

この漁法は、本川よりも支川等において行なわれること



69 かます網

岩淵欣治氏藏

多い。

### 漁期

鮭が最も多く遡上する仲秋の頃において行なわれが、約一ヶ月間の漁期である。

記録保持者 花巻市 小鹿盛人氏

### へ、かます網漁

この漁は、鮭が産卵のため堀を掘り始めた場所において行なわれたところであり、使用する網はテント網漁における袋網に似ているが小形の網である。

#### 網

長さ（口部）二間（三・六米）  
幅（口部）一尺二寸（約四六禪）

#### 漁法

雌鮭が產卵の場所を求めて堀を掘り初めるごと、雄鮭がこれに従って同一地点を軸とし、何一〇回となく回遊し掘り続けるのであるが、雌雄魚の回游角度が異なるので雄鮭の通り道に杭を打ち網の両端を支持せしめ、又は、一端を漁師が支持し網に入るのを待つて捕獲する特殊な技能と感覚を要する漁である。

#### 漁期

仲秋から晩秋に多く行なわれる。

記録保持者 平泉町 岩瀬欣治氏

### ト、待 網 漁

待網は柄部を基点とし四尺（一、二米）内外の竹竿一本を以って、不等辺三角形の枠を作り、先端部を網で固く締め、袋深さ三尺程の網を取り付けたものである。

#### 別名山あみとも称される。

#### 漁法

この網は出水時の渦流において用いられる。

使用方法は、渦流に固定して支する方法、及び漁舟によつて渦流より早い速度で降りながら下流に向ける使用するの二法がある。

漁獲物の種類は一定せぬが、殆んど小魚類である。

#### 漁期

夏秋の候に多く行なわれるが、禁止期間は定められていない。

記録保持者 江刺市愛宕 及川健之助氏



70 さで網の一種 （小川で用ゆ）

## トの二、さで網漁

さで網はしなやかに削った割竹を以つて先方に広く柄部に接し狭い卵形の枠に網を取り付けた漁具で、別名を追さでとも言い、叉手網等と書くものもある。

## 網

口縁部長径約六尺、短径四尺袋深さ四~五尺（一、二米~一、五メートル）

網目 鮎さで、小魚用さで等によつて大小種々あり、小魚用網材は網糸が使用されている。

## 漁法

流れの緩やかな、水の清くすんだ所で用いられる。

網を下流側に建て、追手は上流側より竹竿、ほて等を以つて追立てて漁獲する。漁獲される魚は鮎の外、こい、はや、たなご、ふな等の小魚である。

## 漁期

漁師は河中を徒渉する漁法であり、網は漁師が自ら支持するのである。従つて春暖の候から初秋までである。明治三五年の県税規則によれば、一人ニ付年税金壹円を課している。

（註）待網と稍々似ているが、網の構造が待網は剛く、さで網は柔であり、一は濁水で漁し二は清水で漁を行う等相反する漁法である。

記録保持者 江刺市愛宕 及川建之助

## チ、さし、網、漁

さし網はささ網とも称され、古くは指網、差網等とあり、近時は刺網としている。

同網の種類は形状によつて区分され、大は鱈刺から小はたなご網まで種々あり、個々の名称は、使用の目的によつて漁獲する魚名を冠し呼ぶを慣習としている。

## 網 一統

長さ 四間（七・二メートル）

丈（幅） 三尺（九〇センチメートル）~八尺

（二・四メートル）

網目 用途によつて異なるが、普

通用いられるものは「二節」（「目八・三分（約一・七センチメートル）」）~「六節」（「目六・二分（約一・八センチメートル）」）である。

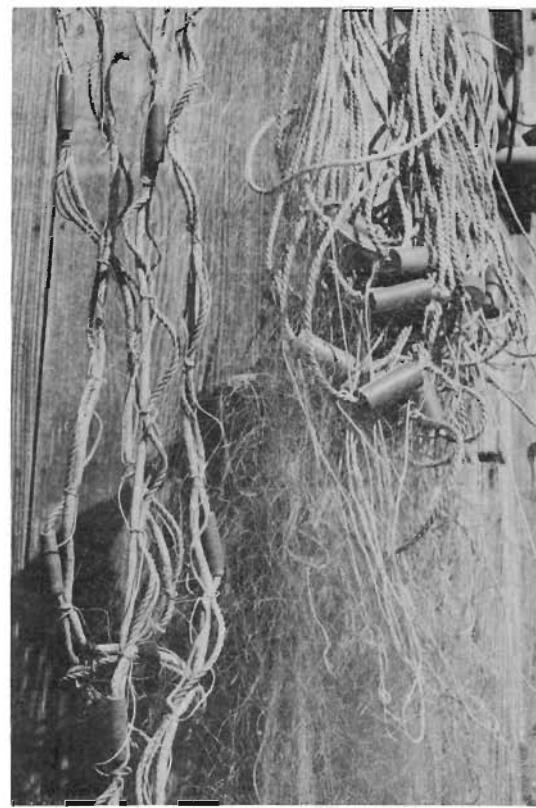
足方 鉄鉛又は伸鉛を巻いたもの

網の使用区分及び網の丈等によつて異なる。

網の丈等によつて異なるところであり一定しないが、長さ六寸位（約一八センチメートル）である。しかし、近時は「フライバー」製品が多く使用されている。

浮

桐材を以つて製作する。



71 さし網、浮、足方 及川健之助氏蔵

## 漁法

一般に流速の少い所（俗に淀みと言ふ）で使用されることが多い。

網の一端を網で固定し、河中に展延し置き、折々見廻り懸り次第に引揚げ、又は、河中に徒渉して捕獲するのであるが、舟を利用する場合等もある。

捕獲される魚類は鱈、あゆ、はや、やまめ、ふな等種々雑多であり、鱈刺を除けば殆んど小魚類である。

漁期 許可期間は通年とされているが、殆んど冬期間は行なわれない。

記録保持者 江刺市愛石 高橋 勇氏

同 同 及川健之助氏

神田 長一氏

## リ、投 網 漁

投網は河岸又は漁舟等より魚群に向け投下し行う魚漁であり、魚類、魚体の大少等を選ばず捕獲される欠点のある漁法である。

## 網

網の構造は洩斗状で口縁部が広く、手元（中心部）が細く作られており、その長さは一二尺（三、六米）（但し開らかない盡の長さ）が普通である。

投下時における口縁部の径は一二尺程度としている。

足方 鋳鉛製  
一ヶ重量 一〇匁目（約四〇瓦）

## 漁法

クキ、丸太魚等は人工の灘に産卵のため寄つて来る魚群に網を投じ、鮎の場合は群をなし、浅瀬に寄るところへ網を投じて捕獲する。この漁法は河底状況が良く、水深の浅いところに適する方法である。

## 漁期

主として春、夏の候に行なわれる。

## 又、追 網 漁

「是ハボイ網ト言ヒ、鳥羽ニテ小魚ヲ追ヒ網ヲ以テ稚子ヲ漁トルモノ、利ノ最モ少キモノノ由」とあるが、網の名稱は、その地域によつて種々呼ばれているが、鮎網、ほいと網等が一般に用いられ、漁法を鵜繩引、鳥引、地獄引等と称される。

網  
一統を一反とも一張とも言う。  
長さ 八間（一四、四米）  
丈（幅） 一尺八寸（五四幅）  
網目 二四節（三六節一目四分（一・二幅）〇、九幅）  
足方 鋳鉛又は伸鉛を巻いて用う

## 漁法

附録

清流の河岸に近い、水深の浅い所に径五間（九メートル）程の円形に網を展べ、小杭を打って、網を支持せしめ流动を止め、下流側を一間程（約二メートル）開いて置き、網場の上流より舟で鵜繩を河心へ、更に、下流へと遠まきに引き廻らし、手早く鵜繩をたぐり魚群を網の中に追い込み捕獲する。

（註）鵜繩 長さ数一〇間の麻繩、綿ロープ等に、鳥の羽毛を扇状に束ね鵜鳥を仮装して、所々に結びつけた魚類追立用の漁具である。

### 漁期

初夏の候より枯葉の流るる晚秋まで行なわれる。

（註）魚種、稚魚成魚の別なく漁獲され資源を枯らす漁法として禁止された。

### （二）鍵 漁

#### 1、鮭 鍵 漁

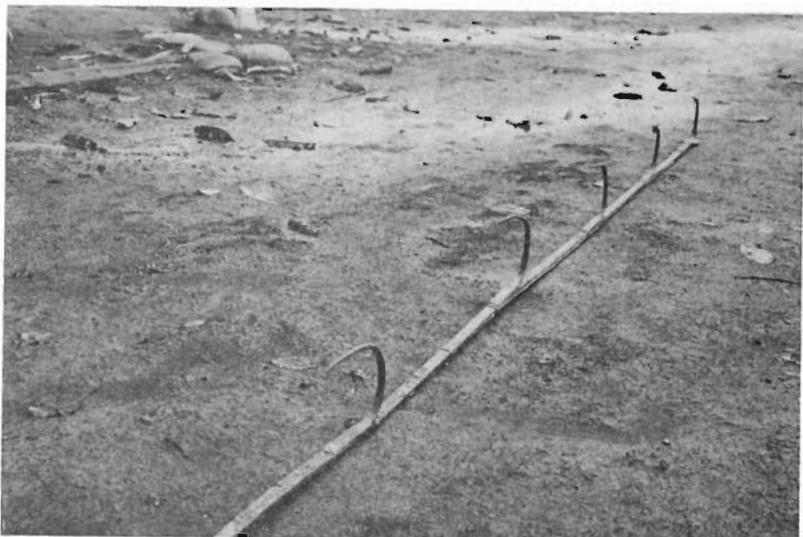
鮭鍵漁は、鮭が産卵のため堀を掘り初めると漁師等の人々が接近するとも逃避することなく、堀を掘り続ける習性がある。この習性を逆用して行うのである。

#### 漁具

鮭鍵漁に使用される「カギ」は鍛鉄で造った長三間余り（約五、五メートル）の伸鉄（幅八分（二、四厘）、厚さ五分（一、五厘））に径三分の丸鉄を釣針型に曲げ、同一方向に向け五本打ち付けてある。

#### 漁法

清流の浅い所を選び、河床を整理し小砂利を入れる等、人工的に産卵に適するよう工作をほどこし、その下流側に



72 鮭 鍵

及川秀樹氏蔵

「カギ」を布設し、鮭が産卵を初めるのを待ち「カギ」を引き、雄鮭を捕り、更に、続く雄鮭を、そして最後に産卵の終った雌鮭を捕るのである。

#### 漁期

鮭漁の最盛期から稍々後期に多く行なわれた漁法である。

記録保持者 江刺市愛君 及川 勇氏

資料所蔵者 同

同 秀樹氏

#### 口、鮭 鍵 漁

前者と同様に人工的に河床を整備し、産卵のため堀を中心回游する鮭を鍵で釣り揚げる漁である。

#### 漁具及漁法

杉の細木を抛物線状に曲るまで薄く削り先端に釣針状の銳利な鍵を付し、産卵のため回游する鮭を追う雄鮭を釣り揚げ、最後に産卵の終った雌鮭を釣り捕るのである。

#### 漁期

前者と同じく、最盛期から後期において網漁に適せざる地域において行なわれた。

明治一三年六月一六日改正の漁業税採藻税規則第二類川漁業に鮭鍵税の一項がある。これが、岩手県における課税客体の初見であり、同三年四月一日施行の岩手県漁業規則には削除され課税外漁法となつてゐる。

しかし、鮭鍵法は禁止行為ではなかつたから大正年代まで（前者も同じ）行なわれてゐる。

（註）産卵のため河川を溯上する鮭は餌をとらない。

伝承者 平泉町 岩瀬欣吉氏

### （三）釣針漁

北上川沿岸において行なわれる釣針による漁は釣竿を用いる鮎釣等をはじめ鰻釣、置針等数種に及んだが、その最たるものは鮎釣漁である。

鮎釣の方法は古くより友釣、毛針、空釣漁等が行なわれた。

#### イ、鮎友釣漁

鮎は排他性が強く、他の河川で生育した鮎を追放しようとする習性がある。この習性を利用し、他の河川で生育した鮎をおとりとして釣糸の途中に付け遊遊せしめ、追跡する鮎を釣糸の末端近く結んだ数本の釣針によつて釣り揚げるるのである。

明治三〇年の県規定によれば漁業者一人に付、年税額八〇銭と定められている。

#### ロ、鮎空釣漁

俗にからげとも称される漁法であり、稍々大形の釣針を五・六本を外方に向け車状に束ね、適宜の間隔で一段乃至

三段に組合せ、急流を遡上する鮎、はや等を無差別に釣り揚げるのである。

この漁法も亦、古くより行なわれ、明治三五年、県税規則によつて一人に付、年税額金壱圓と定められている。

しかし、昭和初期に至りこの漁法は禁止されるに至つたのである。

#### ハ、毛針引、毛針釣

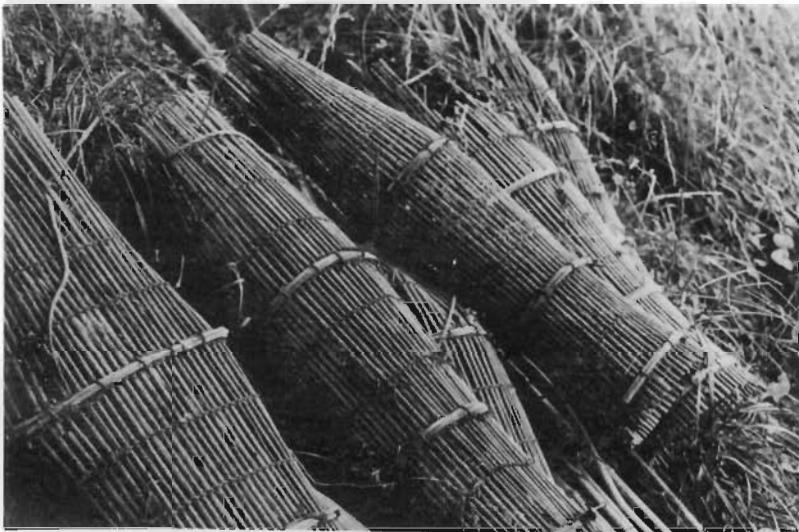
別名蚊針とも言う。

小形の釣針に羽毛等を結束し小昆虫の如く擬装し、浮、錘等を用いず水面を引き、餌を求めて食い付く鮎を捕獲する。

この漁法は多くの人によつて行なわれるが明治初期以来課税の対象となつていない。

### 四、筭漁

「竹ヲ編ミテ作り、水中ニ瀆ケテ魚ヲ捕フル具」とあり、又、「フセゴトモ云フ」とあるが、胆江地方における



73 雜魚 筮 宮城県伊豆沼所見

フセゴは「ど」とはまったく異形、  
異質のものである。

どは筭、筌等と書いているが近時  
は筒とかかれている。

#### イ、筭

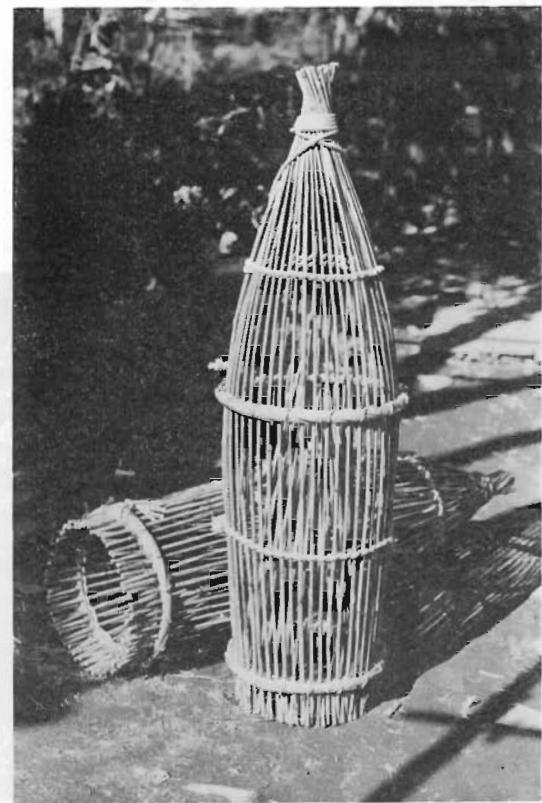
筭は、古来ひらく一般に使用され  
るところで用途により名称を異にし  
ているが、どじょう筭は最も一般的  
であり最も小形である。

しかし、この筭は作り方が他の筭  
と異り、筭の如く編むのが特長であ  
る。

うなぎ筭は殆んど専門の漁業者の使用するところであるが、筭の材料は、長さ約三尺（九〇糸）、幅約一、五分（〇、四糸）程度に割った真竹（唐竹）を棕櫚繩を以つて簾の様に編み、径約四寸（一二糸）の円筒状に仕え、あづけを設け先端を閉じて河底に沈めて用ゆるが、どじょう筭と共に内部に餌を入れ、夜行性の鰐を誘い込むのである。

かに筭は、主として胆江地方の砂利地で多く用いられるものであり、地域性によるところが多分にある。

この筭は川原等に自生するめ竹を繩、ロープ等で簾状に編み、径一尺（三〇糸）以下の円筒形に仕立て、先端を口



74 蟹 筴 及川健之助氏造

#### 一、ブ等で結束し閉じて使用する。

古くは口桿部の形状が櫛形に作られていたが、県漁業規則によつて禁止され、丸口に統一されている。  
かに筭は、流速の早い浅瀬に懸場を設け夕方に布設し、早朝に揚げて捕獲する。

その他二、三種の筭があり使用されているが、いづれも夜行性の魚、蟹等を漁するために使用されるものである。

記録保持者 江刺市 及川健之助氏

#### ロ、ふせご漁

ふせご、笊ふせ等と称されたところであり、伏籠と書くところである。

ふせごは径一尺（三〇糸）程の浅い身笊（本体）と同口径で中央部が稍々窪み、径二寸（六糸）内外の穴（魚の入る入口）のある蓋笊とよりなり、合せて紐で閉じ身笊の底に飯粒等の餌を入れ小魚の群る河底に沈め置き、小魚の入るを待つてふせごを引き揚げる漁法であり、女達等が娯楽的に行つたところである。笊とふせごは主資材が竹を使用するところは共通するが、笊は當利を目的としふせごは娛樂であり、更に、笊は夜行性魚介の採捕に用いるが、ふせごは昼間餌を採る魚を捕える等の相違がある。

（註）昭和初期までは桜木橋（江刺市）上流で少なからず見られた。

（2）同十年頃までは岩谷堂町の市日あるいは笊の行商人等が笊ふせ笊を売っていたがその後、見られない。

#### （五）構作物による漁

流水を阻害し河状を著しく変更する等の行為は河川管理上許されるとこないが、和賀川合流点付近より上流部



75 北上川(胆江地方)産「モクズカニ」

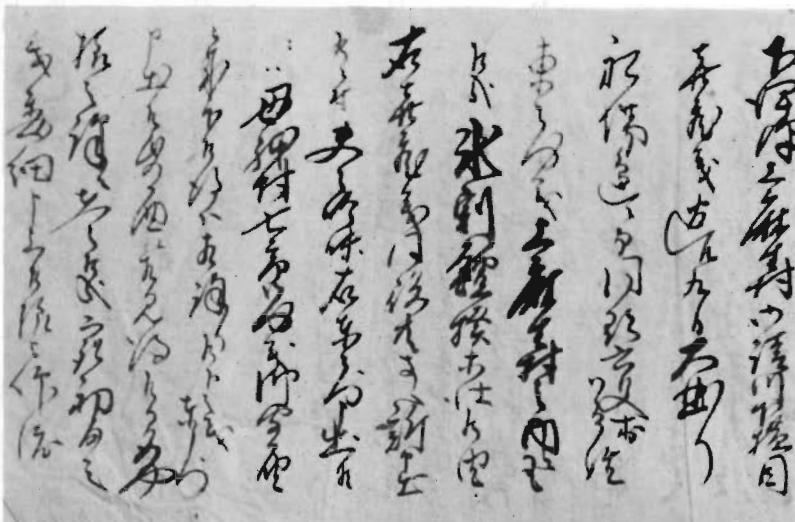


76 築場

猿ヶ石川

母体文書

77 水割漁



の旧南部領においては古くより半永久的な築、簣留等の構作物を設け、北上川及び同支川等において魚漁が行なわれているが、河川を堰止めて行う築漁は最も収益の多い漁法である。

#### イ、築漁

築漁は河川の一部に松、雜木等の丸太を以つて築台を造り竹簣を敷き並べ、更に、河道全体を牛杵、石杵等を支点として築建、柴建、石積等によつて流れを堰き、築台に流して敷簣に揚がる鮎、鰻、その他の小魚等を捕獲するのである。

更に、近世代南部藩においては遡河性の鮭を築で漁獲している。

又、明治一五年岩手県は鮭留、鱒漁を課税客体とし、漁場設定に次の如き制限を設けている。

#### 漁業税採漁業規則

第十九条 第三類川筋漁業鮭留鱒留ハ上流二十間下流二百間海口ノ留場川口マテ鮭留ハ上流二百間下流三十間ヲ以テ漁場ノ区域トス其免許ヲ受ケタル者ハ村吏立会ヲ得

堺界ニ標柱ヲ建置クヘシ、但鮭鱈留ハ下流、鮎留ハ上流各十町以内ニ於テ新規留漁ヲ許サ、ルモノトス  
としてあり、更に、同三〇年四月改正の同規則においても課税の対象に掲げられている。しかし、鮎築漁以外の留漁は伝承が絶えて漁法等が明らかでない。

## 口、簣 留

主として和賀川合流点付近より上流の南部領において行なわれた漁法であり、明治三〇年改正の漁業税採藻税規則等にも定められるところであるが、鮎築漁等と共に絶えて伝承さえも残されていない。

### (六) 其の他の漁

北上川における主なる魚漁は以上の如くであるが、娛樂的に行なわれて消えた漁法にうち釣等があり、魚族を絶滅するの憂いをもつて禁止された漁にすが割、火ぶり等がある。

### イ、す が 割 漁

「冬季川面ノ凍冰ヲ穿チ（スガ割ト云フ）漁業ヲ為ス」とある如く冬期間、寒と外敵を避け氷の下陰に半ば冬眠状態でひそむ小魚類を漁獲するのである。

この漁は古くより行なわれたところであり、天保七年（一、八三六）一二月伊沢郡上麻生村（前沢町）大曲船場附近において、同郡六日入村（同町）百姓東右エ門が氷割漁を行い訴え出されている。（村域越境によるものであるう）

漁法は河岸の淀みに張り詰めた氷の周囲に大網を張り廻らし、氷を割り、流し去つて網を川原に引き揚げ漁獲する

ものである。

### ロ、火 ぶ り 漁

火ぶりは水のぬるむ夏期において行なわれる娯楽的漁であり、松明たいまつで水中を照らし、小石の間等に休眠するはや、かじか（はぜの一種）等を餌で突き漁獲する漁である。

以上二種の漁は明治末期において禁止された漁法である。

その他の漁法の多くは営業として行なわれるところではなく、殆んど娯楽的であり一般に行なわれるところではなかつたところである。

### 三、北上川（第五輯）年表（一）

（地質、水質、淡水魚漁）

年号	西紀	重要事項	北上川關係事項	備考
新石器時代				
文武元	七〇一			
天平勝宝元	七四九	陸奥國はじめて黄金を献す。		
貞觀一五	八七三	出羽国酢川温泉神、徒五位下に陞叙さる。		
延喜五	九〇五	酢川温泉神、式内社に列す。		
正保二	一、六四四	諸大名に国郡の図を作らしむ		
慶安四	一、六五一			
万治元	一、六五八			
寛文一	一、六七一			
貞享二	一、六八五			
享保五	一、七二〇	下田港を廃し浦賀港を開く。		
延享元	一、七四四	幕府戸籍を調査する。		
文政一二	一、八二九	(八年) 渡来するイギリス船陸奥沖に		
明治七	一、八七四	地質調査所が東京に設置さる。		
明治八	一、八七五	利根川改修工事着工。		
"	"	利根川改修工事着工。		
"	"	租税改革を実施す。		
"	"	土石採取規則公布す。		
"	一〇	一、八七七		
"	一四	一、八八一	太政官に統計院をおく。	
"	一八	一、八八五	国道の基準幅七間以上とす。	
"	二〇	一、八八七	横浜水道竣工	
"	二三	一、八九〇	府県制、郡制各公布す。	
"	二七	一、八九四	土木技監設置。	
"	二九	一、八九六	河川法公布さる。	古第三系層発見さる。
"	三〇	一、八九七	砂防法公布さる。	三陸地方に大津波死者二万七千余人。
"	三六	一、九〇三		
"	三八	一、九〇五	鉱業法公布す。	
"	四三	一、九一〇	土木監督署を土木出張所と改称さる。	水産試験場規程を定める。
大正三	一、九一四	土木学会設立。		松尾鉱業所設立、硫黄採掘精練を行う。
"	八	一、九一九	史蹟名勝天然記念物保存公布さる。	同鉱山の坑内水による鉱毒被害あらわる。
"	一三	一、九二四		古世代石炭系地層発見さる。

年号	西紀	重要事項	北上川関係事項	備考
原始時代				
崇神天皇 六二	四世紀前半	勅農、池溝築開を勅す 河内国狭山池等を造る	木沢市其の他より畳の圧痕ある土器片出土 (稻作文化)	
神功皇后九	四世紀末	肥前国裂田溝等が開らかれる。		
	六世紀 七世紀			
大化元	六四五	大化の革新 班田收受が行なわる。	厚葬による墳塚が築かれる。(古墳文化)	
"	"	薄葬を令す		
和銅元	七〇九	上毛野朝臣小足陸奥守となる。		

北上川（第五輯）年表（二）（灌漑）

昭和三七	一、九六二	貿易の自由化によつて松尾鉱山の硫黃市
"	一、九六八	場圧迫せらる。
"	"	松尾鉱山破産す。
"	"	松尾鉱山の鉱水処理を岩手県が継続施工す。
"	"	松尾鉱山の鉱水処理を国の直轄施行とし、
"	"	岩手工事務所が担当す。
四五	一、九七〇	公共水域の水質の保全に関する法律制定さる。
"	"	工場排水等の規制に関する法律改正さる。

昭和	九	一、九三四	土石採取場安全及衛生規則公 布さる。	北上川流域における松尾鉱山による鉛毒 被害甚くなる。
"	九	"	"	デボン系層北上山地で発見さる。
"	二二	一、九三七	"	ゴトランド系層発見さる。
"	一二	"	松尾鉱山屋敷台に中和処理施設を設く。	"
"	一八	一、九四三	松尾鉱山坑水排出用三米坑完成す。	"
"	二〇	一、九四五	松尾鉱山坑水処理能力低下す。	"
"	三三	一、九四八	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	三四	一、九四九	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	二五	一、九五〇	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	二六	一、九五一	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	二七	一、九五二	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	"	"	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	二八	一、九五三	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	三一	一、九五六	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	三三	一、九五七	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
"	"	一、九五八	松尾鉱山坑内水の地下処理方法を初める。	"
公共用水質保全並びに工場排水等 の規制に関する法律公布さる。				

附  
錄

養老	二	七一八	養老令により河渠、池溝の職掌定まる。
神龜	五	七二八	蝦夷反乱により、按察使上毛野朝臣廣人殺害さる。
天平	九	七三七	鎮守府將軍大野東人多賀城に入る。
神護	景雲元	七六七	伊治城成る(宮城県)
ク	二	七六八	
ク	三	七六九	伊治城へ百姓二、五〇〇人を移住せしむ。
宝亀	七	七七六	
"	一	七八〇	在、按察使兼副將軍紀廣純。
延暦	八	七八九	在、征東大將軍紀古佐美。
"	一八	七九九	溝池修築を令す。
ク	二一	八〇二	鎮守府將軍田村麻呂。
"	二二	八〇三	同。
弘仁	二	八一一	在、陸奥、出羽按察使文屋朝臣綿麻呂。
ク	五	八一四	和我、蘚縫、斯波三郡建置さる。
ク	"	"	志波城を築く。
承和	八	八四一	在、陸奥守良岑高行。
			胆沢城建造す。諸国の浪人四、〇〇〇人を胆沢城に配す。条里制がしかれる。
			在、徳丹城。
			遠胆沢。公母志授、外從五位下。
			江刺郡擬大領外從八位下、勲八等上毛野膽澤公毛人等借三授外從五位下。

タ	三	一、〇八九	在、陸奥守藤原基家		
長治	二	一、一〇一	在、陸奥守藤原基家	藤原清衡、平泉に最勝院を創建す。	
仁平	元	一、一五一	在、陸奥、出羽押領使藤原基	田城に在り、伊沢、和賀、江刺、稗貫、豊	
嘉応	二	一、一七〇	任、鎮守府將軍藤原秀衡	志和、岩手の六郡を領す。	
養和	元	一、一八一	任、陸奥守藤原秀衡	藤原清衡、平泉に最勝院を創建す。	
文治	五	一、一八九	源頼朝、勅許を得たず奥州藤原泰衡討伐の軍を発す。	源頼朝の臣葛西清重、平泉檢非違使、奥州總奉行となる。	
建久	元	一、一九〇	伊沢家景陸奥留守職となる。	平泉没落し、奥州藤原氏亡ぶ。	
正慶	二	一、二〇三	宮城県鹿島台を居城とする。	岩手県南五郡及び宮城県北部等葛西清重所領す。(和賀郡)河村氏(和賀郡)稗貫氏(稗貫郡)上川左岸工藤氏(北上川沿岸)等の鎌倉御家人、	
建武	二	一、三三五	南北両朝の争い起る。	洪水により母体堤防一一〇間破る。	
延元	元	一、三三七	任、陸奥守北畠顕家	国守北畠顕家、平泉寺院、寺領狼籍を禁ず。	
延文	六	一、三六一	任、鎮守府將軍、陸奥守北畠	平泉円隆寺、嘉祥寺焼失す。	
			紫波郡五郎沼の板碑建つ。		

附

錄

承応	元	一、六五二	北上川(本川より取水する)大堰(倉沢、高寺用水)開削せらる。
ク	ク	ク	零石川流域における越前堰開削せらる。
明暦	二	一、六五六	和賀川流域における猿田堰開削せらる。
寛文	二	一、六六二	零石地方検地を行ふ。
ク	三	一、六六三	紫波郡大巻堤を築造と伝う。
			衣川流域における北股堰開削せらる。
			同流域における南大堰開削せらる。
			北上川本川より取水する大堰における穴山開削工事初まる。
ク	四	一、六六四	和賀川流域における奥寺堰開削せらる。
ク	五	一、六六五	南部領を分けて八戸領を創設
ク	六	タ	滝名川流域の一部八戸領となる。
ク	七	タ	洪水により大堰(江刺平野)被害多し。
ク	八	一、六六八	盛岡城下、上田堤大破し人家に被害あり。
			伊達領五貫文制を施行す。
延宝	四	一、六七六	田村氏一閥へ転封せらる。
天和	二	一、六八二	胆沢郡西根村千貫石堤築造工事を始める。
ク	ク	ク	南部領貢賦高を改む。
元禄	四	一、六九一	同千貫石堤完成す。
享保	二〇	一、七三五	南部領三十三通の制を定む。

安永	四	一、七七五	伊達領内風土記を書上しむ。
慶応	六	一、七七七	千貫石堤大破す。
明治	元	一、八六五	猿ヶ石川灌漑地域稗貫郡高木、東一二丁目村等、開田が行なわる。
ク	三	一、八六七	治河使を置く。
ク	三	王政復古	
ク	三	一、八六八	
ク	三	一、八七〇	民部省に勸農局を置く。民部省治水規則を達す。
ク	四	一、八七一	府県租米の金納を許す。(士族等)
ク	五	一、八七二	土地承代売買の禁を解く。地券發行、地租収納規則公布す。
ク	六	一、八七三	地租改正条例公布す。同条例にもとづき地籍測量を初む。
ク	八	一、八七五	町村合併令公布。
ク	九	一、八七六	江刺県へ花巻、二戸県等の管地を引継ぐ。盛岡藩を廃し、盛岡県を置く。
ク	一〇	一、八七七	胆沢県(県南)を一ノ関県と改む。更に、水沢県と改む。
ク	一一	一、八八〇	盛岡県を岩手県と改称す。
ク	一二	一、八八一	江刺、西磐井、胆沢、河中に孵化したる鮭の稚魚の捕獲を禁ずる。
ク	一四	一、八八五	区となれる如く。
ク	一八	一、八八五	大字区制により村が合併され小区に改めらる。(例津志田、三本柳村が合し八小
ク	一八	一、八八五	区町村会法公布す。
ク	一八	一、八八五	び土地台帳を作製せしむ。地籍図及
ク	一八	一、八八五	河中に孵化したる鮭の稚魚の捕獲を禁ずる。
ク	一八	一、八八五	地質調査開始さる。
ク	一八	一、八八五	地方税規則を改正す。
ク	一八	一、八八五	土地完買譲渡規則定まる。
ク	一八	一、八八五	猿ヶ石川より取水する。大堰の取水施設改修す。
ク	一八	一、八八五	利胆沢川流域茂井堀、寿庵堀、三堀等水功会設立す。

附 錄

ク	一九	一、八八六	登記法公布す。	鹿妻穴堰水利土功会設立す。
ク	二一	一、八八八	市制、町村制定まる。	盛岡市、市制執行す。第二回目の村の統合台併が行なわる。(例胆沢郡西根村、三ヶ尻村が合併して金ヶ崎村となる)
ク	二三	一、八八九	土地台帳規則定まる。	磐井川流域照井堰取水施設を改修す。
ク	二四	一、八九一	水利組合条例定まる。	胆沢川流域胆沢郡南都田字南下幅地内の耕地整理着工す(同三九年完工)。
ク	二七	一、八九四	河川法公布す。	寿庵、茂井羅、三堰等各々普通水利組合に組織変更す。
ク	二九	一、八九六	耕地整理組合法公布す。	磐井川流域西磐井郡山目、赤萩村地内耕地整理着工す。
ク	三一	一、八九九	漁業法公布す。	鹿妻堰越前堰等各水利土功会は普通水利組合と組織変更す。
ク	三六	一、九〇三	水利組合法公布す。	磐井川流域片岡耕地整理組合設立す。
ク	三八	一、九〇五	照井堰普通水利組合設立す。	太田川流域大江堰普通水利組合設立す。
ク	四一	一、九〇八	照井堰普通水利組合設立す。	胆沢川流域南芳水利組合耕地の区画整理を施工す。(昭和四年完工)
ク	四二	一、九〇九	照井堰普通水利組合設立す。	磐井川流域片岡耕地整理組合設立す。
ク	四三	一、九一〇	照井堰普通水利組合設立す。	太田川流域西磐井郡山目、赤萩村地内耕地整理着工す。
ク	四四	一、九一一	照井堰普通水利組合設立す。	人首川流域羽田耕地整理組合設立す。
ク	四五	一、九一二	照井堰普通水利組合設立す。	人首川流域千貫石農業水利改良事業着工す。
大正	三	一、九一四	北上川本川灌漑地域江刺耕地整理組合設立す。	人首川、廣瀬川流域江刺中央耕地整理組合設立す。
ク	九	一、九二〇	道路法施行さる。	千貫石耕地整理組合設立す。
昭和	四	一、九二九	河川に関する事務と用排水幹線改良事業者との権限整備に関する件決定さる。	千貫石耕地整理組合設立す。
ク	五	一、九三〇	米穀法改正公布さる。	茂井羅、三堰等洪水にて大破す。
ク	六	一、九三一	米穀統制法公布す。	茂井羅、三堰水利組合が合併し、茂井羅
ク	八	一、九三三	米穀統制法公布す。	茂井羅、三堰水利組合が合併し、茂井羅
ク	一	一、九三六	農地調整法公布す。	茂井羅、三堰等洪水にて大破す。
ク	三	一、九三八	農地調整法公布す。	茂井羅、三堰等洪水にて大破す。
ク	六	一、九四一	生活必需物資統制令公布さる。	茂井羅、三堰等洪水にて大破す。
ク	七	一、九四二	GHQ農地改革に関する覚書を交付す。	茂井羅、三堰等洪水にて大破す。
ク	二〇	一、九四五	GHQ農地改革に関する覚書を交付す。	茂井羅、三堰等洪水にて大破す。

## 四、北上川(第五輯)図面目録

番号	名	称	頁	番号	名	称	頁
一	岩手県地質概況図		七	一五	稗貫川流域(下流)		一五五
二	千厩川流域遺跡分布図		五二	一六	稗貫川流域(下流)		一五六
三	磐井川流域遺跡分布図		五四	一七	築川流域		一六六
四	和賀川流域遺跡分布図		五六	一八	中津川流域		一六八
五	松川流域遺跡分布図		六二	一九	照井堰		一八〇
六	水質定点観測位置図		七一	二〇	胆沢川流域		一九六
七	北上川本川取水		九四	二一	和賀川流域(右岸)		二三四
八	かつどうし堰		一〇八	二二	同 (左岸)		二一六
九	上水戸、下水戸堰		一一一	二三	豊沢川流域		二三〇
一〇	松川堰		一二三	二四	薬師堂川流域		二三九
一一	人首川及び広瀬川流域		一二五	二五	零石川流域		二五六
一二	人首川流域		一二九	二六	同 (左岸)		二六二
一三	猿ヶ石川流域		一四二	二七	万松寺堤群		二八二
一四	同 (中流)		一四三	二八	山居堤		二八四
一五			二九八	三六	五郎沼		三〇六
一六			二九九	三四	大巻堤		三〇一
一七			三〇〇	三五	上田堤		三〇二
一八			三〇一	三六			三〇四
一九			三〇二				三〇六
二〇			三〇三				三〇八

番号	名	称	頁	番号	名	称	頁
一	交叉層		二	二九	蒲沢堤		一八九
二	水成層		二	三〇	藤田大堤		二九一
三	綱取断層		二	三一	大泉池		二九三
四	石灰岩層		二	三二	千貫石堤		二九八
五	石灰岩質断層崖		二				
六	石灰洞		二				
七	渚跡		二				
八	甌穴群		二				
九	松川合流点		二				

## 五、北上川(第五輯)写真目録

番号	名	称	頁	番号	名	称	頁
一七	一六	一五	一四	一〇	松尾鉱業所		三三
一八	一七	一六	一五	一一〇	松尾鉱山三米坑		三〇一
一九	一八	一六	一五	一二	分水施設の変遷	一	七四
二〇	一〇三	九〇一	九一	一二	同	二	七八
二一	一〇一	九九	九八	一二	同	三	八九
二二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	八八
二三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七八
二四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七五
二五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
二六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
二七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
二八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
二九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇一九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇二九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇二	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇三	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇四	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇五	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇六	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇七	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇八	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇九	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇一〇〇	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇一〇一	一〇一	九九	九八	一二	同	二	七四
三一〇三一〇一〇一〇一〇一〇二	一〇一	九九	九八	一二	同		

## 附 錄

一九	天王川流域	一一八	三六	胆沢城跡	一九四
二〇	智福毘沙門堂	二三	三七	茂井羅堰の碑	二〇一
二一	重染寺堰	二七	三八	五島寿庵碑	二〇六
二二	鹿又堰報恩碑	三一	三九	五条丸古墳	二四二
二三	鹿又堰古図	三一	四一	水引争論犠牲者の墓	二四四
二四	鹿又堰	三一	四二	えぞもり古墳	二五四
二五	樋茂井堰取水所（古図）	三三	四三	鹿妻堰幹線水路	二五九
二六	樋茂井堰	三四	四四	鹿妻堰配水路	二五九
二七	宿堰	三九	四五	谷間の水田	二七九
二八	中津川大留堰	七一	四六	人首川流域（上流地方）	二八〇
二九	照井館	七五	四七	万松寺堤群古図	二八一
三〇	照井堰取水所	七八	四八	万松寺堤（長堤）	二八一
三一	照井神社	八二	四九	山居堤古図	二八四
三二	達谷窟	八五	五〇	山居堤	二八五
三三	山田次右工門墓	八七	五一	山居堤灌漑地域	二八五
三四	北股堰灌漑地域	一八九	五二	広瀬川流域溜池群古図	二八六
三五	胆沢平野	一九三			

一九	天王川流域	一一八	三六	胆沢城跡	一九四
二〇	智福毘沙門堂	二三	三七	茂井羅堰の碑	二〇一
二一	重染寺堰	二七	三八	五島寿庵碑	二〇六
二二	鹿又堰報恩碑	三一	三九	五条丸古墳	二四二
二三	鹿又堰古図	三一	四一	水引争論犠牲者の墓	二四四
二四	鹿又堰	三一	四二	えぞもり古墳	二五四
二五	樋茂井堰取水所（古図）	三三	四三	鹿妻堰幹線水路	二五九
二六	樋茂井堰	三四	四四	鹿妻堰配水路	二五九
二七	宿堰	三九	四五	谷間の水田	二七九
二八	中津川大留堰	七一	四六	人首川流域（上流地方）	二八〇
二九	照井館	七五	四七	万松寺堤群古図	二八一
三〇	照井堰取水所	七八	四八	万松寺堤（長堤）	二八一
三一	照井神社	八二	四九	山居堤古図	二八四
三二	達谷窟	八五	五〇	山居堤	二八五
三三	山田次右工門墓	八七	五一	山居堤灌漑地域	二八五
三四	北股堰灌漑地域	一八九	五二	広瀬川流域溜池群古図	二八六
三五	胆沢平野	一九三			

## 六、註記補

### 一、菊地省文書

化政期において増沢村肝入、御山守、御川守等に任じた菊地家の文書

### 一、下柳文書

化政期末、江刺郡西方大肝入を勤め、更に、舰肝入に任じた千葉家の文書

### 一、義惣右工門文書

藩政末期において三照村肝入を勤めた高橋家の文書

### 一、天間及川文書

藩政後期高寺村天間における組頭を勤めた及川家の文書

### 一、母体文書

化政期より明治初期まで母体村肝入を勤めた同家代々の文書

### 一、小沢文書

慶応年間高寺村肝入となり、後、明治初期における江刺郡西方郡長に任じた小沢

孫左工門の文書（孫左工門は明治一七年岩手県議員に当選している）。

### 一、佐嶋文書

仙台藩下川原御本穀御廻守を嘉永年間まで勤めた同家の文書。

### 一、岩手県文書

水沢県治類聚等明治初期の資料は主として同文書によるところが多い。

### 一、佐伯文書

仙台藩士であり、人首館主沼辺氏の家老職として付けられた同家の文書

### 一、猪狩文書

江刺市岩谷堂 猪狩家旧蔵  
江刺市岩谷堂 猪狩家旧蔵

### 岩手県文書課蔵

### 一、佐伯文書

仙台藩士であり、人首館主沼辺氏の家老職として付けられた同家の文書

### 一、猪狩文書

江刺市岩谷堂 猪狩家旧蔵  
江刺市岩谷堂 猪狩家旧蔵

### 岩手県文書課蔵

### 一、千葉繁樹氏資料

仙台藩士、岩谷堂館主岩城氏の給士で、岩城氏の家老職に任じ、明治維新後は戸長、大区長等を歴任せる同家の文書。

東磐井郡千厩町

### 一、山形氏資料

元川崎村長、郷土史家山形薰氏の資料。

東磐井郡千厩町

### 一、長田氏資料

短大講師、郷土史家長田勝郎氏の資料。

### 一、司東氏資料

岩手県文化財専門委員、北上市史編纂者安楽寺住職司東真雄氏の資料。

江刺市岩谷堂 菊地家蔵

水沢市黒石 千葉家旧蔵

江刺市稻瀬 高橋家蔵

写本 佐嶋蔵

江刺市愛宕 小沢家蔵

胆沢郡前沢町生母 千葉家蔵

江刺市愛宕 及川家蔵

江刺市愛宕 及川家蔵

江刺市愛宕 小沢家蔵

江刺市愛宕 千葉家蔵

吾妻鏡 鎌倉幕府の事跡を編年体に記した歴史書、治承三年（一、一八〇）源頼政の挙兵（鎌倉幕府の創始期）から文永三年（一、二六六）宗尊親王の帰京（中期）まで八〇余年間の歴史を記する書である。文治五年（一、一八九）源頼朝の平泉征伐等は詳細に記述されている。本書の成立は一、三〇〇年以前と称されている。

陸奥話記 源頼義、義家父子が陸奥の豪族安倍頼時とその子、貞任、宗任等討ち、康平五年（一、〇六二）これを滅亡せしめた前九年役を詳細に記述した漢文体の戦記である。本書の成立は一、一〇〇年頃と言われる。

## 地質調査（柱状図）資料目録

一、黄海地区土質試験	昭和四〇年
一、黄海地区基礎地盤調査	昭和四三年
一、千厩水門附近地質調査	昭和四一年
一、磐井川合流点附近地質調査	昭和四四年
一、一関バイパス磐井橋地盤調査	昭和四五六年
一、国鉄東北新幹線一関高架橋地盤調査	昭和四一年
一、同 北上川第一橋梁地盤調査	昭和三六年
一、前沢白鳥地区地質調査	昭和三八年
一、岩堰橋他四橋基礎地質調査	昭和三九年
一、松ノ橋、渋川橋、豊沢川橋基礎地質調査工事報告書	昭和三三年
一、新折居橋他三橋基礎地質調査報告書	昭和三五年
一、生母黒石地区地質調査並杭打試験報告書	昭和四〇年
一、八幡下排水桶管基礎地質調査工事	昭和三八年
一、江刺平野の地質調査	昭和三九年
一、国鉄東北新幹線北上川第二橋梁地盤調査	昭和四〇年
一、金ヶ崎、弥栄桶管基礎地質調査	昭和四〇年
一、国鉄東北新幹線和賀川橋梁地盤調査	昭和四〇年
一、更木地区地質調査並びにくい打試験	昭和四〇年
一、国道四号滝沢橋地盤調査	昭和四〇年
一、国鉄東北新幹線北上川第四橋梁地盤調査	昭和四五年
一、徳田堤防地質調査	昭和四〇年
一、仙北町橋基礎地質調査工事	昭和三六年
一、国鉄東北新幹線零石川橋梁地盤調査	昭和四〇年
一、盛岡地区（北上川）地質調査報告書	昭和四二年
一、中津川下ノ橋附近地質調査報告書	昭和四二年
一、厨川阿倍館地質調査	昭和四二年
一、厨川橋基礎地質調査工事	昭和三八年

一、北上川四十四田ダム総合地質調査報告

一、柴沢川堰堤予定地地質調査

一、下嵐江地すべり地区における地下水追跡について

一、胆沢川地すべり調査報告書

一、同

一、下嵐江地区地すべり地質調査

一、和賀川第一橋梁地区地盤調査

一、土地分類基本調査

一、胆沢川地すべり調査報告書

一、土地分類基本調査

一、胆沢川地すべり地質調査

一、和賀川第一橋梁地区地盤調査

一、土地分類基本調査

一、胆沢川地すべり調査報告書

一、和賀川第一橋梁地区地盤調査

一、土地分類基本調査

一、和賀川第一橋梁地区地盤調査

一、岩手県地質説明

昭和三五年

昭和三九年

昭和四〇年

昭和四二年

昭和四六年

昭和四二年

昭和四八年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

昭和四六年

## 編集後記

「北上川」も昭和四七年度の第一輯を発刊して以来、翌年度第二輯、昭和四九年度第四輯と編集を進めてまいりました。

昭和五〇年度は北上川流域における地質、水質、舟運、漁業について編集し、第五輯を発刊するに至りました。特に地質と水質の相関は深く、水質は地質に影響されることが多分にあります。地上に到達した雨水の一部は表面水として地表土を集めて直接河川へ流入するものや、地下に浸透し地中にある固りの土の成精分を集めて河川に流入するものなど種々あります。よく河川をみると赤川、砂鉄川、濁沢といったその河川流域の地質を如実に物語っているものも数多くみうけられます。

又治水、利水面から北上川をみると、今までの北上川は治水対策が主で利水計画に対しても従来からの感覚的な意識から各種の需要に対しても北上川の水量は充分あると考えられ、あまり利水面の検討はなされていなかつたようあります。

しかし近年各種産業の発展ならびに土地利用の高度化に伴い、河川水の需要が増大しつつあり、早急に合理的な利水計画を樹立する必要にせまられてきています。この様に河川水の利用形態一つをみても大きく移り変つて來ています。

この様な時代に今までの「北上川の歩み」を顧み、そしてそれを後世にまで記録を残すことの重要性を強く感ずるとともに、その編集に参加出来たことに大きな喜びを感じております。

今後共皆様の御指導と御鞭撻を強く切望して編集の言葉とします。

昭和五一年二月

編集担当

洪水予報課

調査係長

坂

本

静

夫

あいさつ

北上川第五輯の刊行に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

沿革誌北上川が、第一輯以来編を重ねる毎に多くの方々より絶大な讃辞と激励を賜りましたことは、誠に栄光と存じ厚く御礼申し上ます。

本編においては、北上川の水質と水質に影響を及ぼす地質、更に、地域經濟に直接影響をもたらす水の利用並びに魚漁等を集録しましたが、水質関係は最近、調査網の充実、清浄化施設の改善等によつて、調査研究及び対策樹立等によつて、膨大な資料が集積されるところです。しかし、その總てを網羅することは至難事であり、本編には、その大要を述べるに止めました。

更に、地質関係においても然りです。此處には研究家諸氏の意を徵し、その概況を記するに止めました。

又、灌漑用水利は施設の多きに比し資料、伝承等が甚だ少く、更に、魚漁に至つては、水質汚染による休廃以来、年ひさしく資料は廃絶し、從事する者は、既に、世を去り、従つて、十分意を尽し得ざるところです。

今後、更に、各位の御協力を仰ぎ、資料蒐集に努め、不備を後補させて戴き度と思ひます。

前輯以来、引き続き御指導いただきました森先生を初め田中、司東、長田諸先生、並びに、貴重な資料を提供下さいました旧家の方々、郷土史、地水質研究等の諸氏に深甚なる謝意を表し挨拶とします。

佐 嶋 與四右衛門

北上川 第五輯

昭和五十一年二月 印行

昭和五十一年二月 発行

編集 東北地方建設局岩手工事務所

盛岡市上田四丁目二一

岩手工事務所

盛岡市下ノ橋町二番九号

印行 株式会社富士屋印刷所